

博士論文

難民との友情

—冷戦体制が作り出した難民保護レジーム—

山岡 健次郎

一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程
SD042003

FRIENDSHIP WITH REFUGEE:
REFUGEE PROTECTION REGIME BUILT IN THE COLD WAR

YAMAOKA, Kenjiro

Doctoral Dissertation
Graduate School of Social Sciences
Hitotsubashi University

<目次>

難民との友情 —冷戦体制が作り出した難民保護レジーム—

序章 友情という展望 3
はじめに	
本論の目的	
アレントと難民	
アレントをどのように読むか	
友情について	
おわりに	
第二章 国民と難民 — 難民の存在論的起源を問う 37
はじめに	
国家と国民	
国家と難民	
国民と難民	
第三章 冷戦と難民 — あたらしく難民を定義する 57
後向きで取り組む	
移行期の難民	
これまでの難民定義	
あたらしく難民を定義する	
結語	
第四章 難民という「事業」 81
「帰国」の夢を抱いて	
北朝鮮への「帰国事業」	
難民という「事業」	
おわりに	
第五章 移民と難民 111
はじめに	

難民研究の発展

移民と難民

主権と難民

おわりに

終章

.... 153

序章 友情という展望

はじめに

日本政府は、二〇〇八年の十二月十六日付の閣議了解にもとづき、同年十二月十九日に「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について」を閣議決定した。

一九七九年以降のインドシナ難民の受け入れからはじまった日本の難民政策は、二〇〇二年の八月以降、難民条約に規定された難民(条約難民)の受け入れに関しても具体的な支援策を整備していくことになる。難民問題に対する恒久的な解決策としては、通常三つの方策が挙げられる。第一は、避難先の国家による庇護、第二は、出身国への自発的帰還、そして第三は、第三国への再定住である。今回、日本政府は、タイの難民キャンプから定住を前提としたミャンマー難民(第三国定住難民)を受け入れるという方針を発表した。これまでの日本の難民政策は、インドシナ難民を例外として受け入れた他は、事実上難民の受け入れを拒否してきた。そのため、第三国定住難民の受け入れは、日本における難民政策の転換となるであろうと評価されている¹。そうした経緯について、閣議了解において日本政府は、次のような見解を示している。

政府は、従来、インドシナ難民及び難民条約上の難民として認定された者について、その定住支援策を講じてきたところであるが、国連難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)は、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させる第三国定住による難民受入れを各国に推奨しているところである。第三国定住による難民の受入れは、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられており、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されている。このような国際的動向を踏まえつつ、我が国においても、アジア地域で発生している難民に関する諸問題に対処するため、次の措置を採るものとする。

世界には現在、祖国を逃れて他国に庇護を求める難民が一千万人以上存在している。そうした難民の大半は、隣国の難民キャンプに避難している。そうした避難生活が五年以上の長期に及ぶ人々が、全体の半数以上を占める。祖国へ帰国することも、避難先で庇護を受けることもできずに、出身国外の難民キャンプに滞留しつづけるそうした難民たちの増加に対処するために、国際社会は第三国への再定住を推進してきた。そして日本政府もまた、他の先進各国に比べれば

¹ 朝日新聞 二〇〇九年一月六日朝刊社説「難民受け入れ もっと門戸を開けよう」

非常に小規模ではあるが、そうした取り組みを開始することとなった。具体的には、二〇一〇年度から三年間、タイのメーラ・キャンプに滞在するミャンマー難民を年に約三〇人(家族単位)ほど「第三国定住難民」として受け入れを行う。そのために、二〇〇九年度中に、パイロットケースとしての「第三国定住難民」の選定に着手する。

- (1) UNHCR から候補者リストの提供を受け、書類選考により除外された者以外の全員について面接調査を行い、その結果に基づき、受入れ予定人数である約三〇人を決定し、UNHCR に通知する。
- (2) 書類選考により除外する者は、上陸拒否事由該当者のほか、テロリスト等我が国の治安上好ましくない者とする。
- (3) 面接調査は、UNHCR 及び国際移住機関(以下「IOM」という。)の協力を得て、タイのメーラ・キャンプにおいて行う。

さらに、定住支援のための具体的措置が細かく規定されている。タイから日本入国までの支援、次に「定住支援施設」における定住支援、さらに施設退所後の自立生活支援にまで細目は及んでいる。ここでは、入国そして、施設での支援までの措置を確認しておく。少し長くなるが、以下に「難民対策連絡調整会議決定」の内容を引用しておく。

1 第一次庇護国であるタイから我が国に入国するまでの支援

- (1) IOM に委託し、タイの難民キャンプにおいて、我が国に受入れ予定の第三国定住難民に対し、計三ないし四週間の出国前研修及び健康診断を実施する。
- (2) 出国前研修の内容は、我が国における基本的な生活習慣に関するガイダンス及び日本語教育等とする。
- (3) 第三国定住難民がタイの難民キャンプから我が国の宿泊施設まで移動するための渡航費用、交通費等に関する支援を実施する。

2 定住支援施設における総合的な定住支援

- (1) 定住支援施設及び宿泊施設の手当て
第三国定住難民の我が国への定着を支援するため、首都圏に通所式による定住支援施設(以下「第三国定住難民定住支援施設」という。)を、それぞれ借上げ方式により確保する。これらの施設については、平成 22 年度から第三国定住難民に対する定住支援事業を開始することができるよう、今後所要の準備を進める。
- (2) 入国当初の初動支援
ア パイロットケースにより受け入れる第三国定住難民が我が国に到着した後、第

三国定住難民宿泊施設に入所させ、健康診断を実施する。

イ 到着直後から一週間程度、第三国定住難民宿泊施設等において、生活、安全面等に関するオリエンテーションを行うとともに、食料、衣料品等の生活に関する支援を実施する。

(3) 第三国定住難民支援施設における総合的な定住支援の内容

パイロットケースにより受け入れる第三国定住難民に対し、入国当初の初動支援の後、第三国定住難民定住支援施設において、次の総合的な支援措置(以下「定住支援プログラム」という。)を講ずることとする。

ア 日本語教育

イ 社会生活適応指導

ウ 職業相談員による職業相談及び職業紹介(必要に応じ、職業相談員が採用面接に同行することを含む。)

エ 第三国定住難民宿泊施設からの通所による職業訓練の受講

オ 児童・生徒の就学のための支援

カ 第三国定住難民宿泊施設入所期間中の生活援助費、医療費等の支給及び同施設退去時の定住手当ての支給

キ 第三国定住難民宿泊施設から第三国定住難民定住支援施設に通所するための経費等の支給等

ク 職場適応訓練受講援助費、移転援助費等の就職援助金の支給

ケ 第三国定住難民を雇用する事業主に対する雇用開発助成援助費の支給

コ 第三国定住難民宿泊施設退所直後に住む住居を確保するための支援

このあとにさらに、定住支援施設退所後の自立生活支援の内容が続いているのだが、これ以上引用する必要はないであろう。というのもここでは、「第三国定住難民」に対する手厚い支援の目標が確認できればそれでよいからである。それを仔細に分析することは、本章の目的ではない。

上記の支援内容を読んで特に印象深いのは、政府が付ききりで難民の世話をしている様子である。難民とは、住む場所を失い、世界に打ち捨てられてしまった存在である。そうした存在が、ここでは格別の保護を受けている。このことの不思議を理解するためには、二〇世紀の、とくに後半以後の歴史を十分に考慮しなくてはならない。先進国一般からは遅れているとはいえ、日本が国家としてこうした難民保護に乗り出した背景には、第二次世界大戦以後の歴史的な動向がある。国際法の発展や人権規範の浸透といった進歩的な歴史観だけでは、そうした動向を説明することはできない。というのも、難民に対する人権の保障が、「第三国定住難民」のような状況を生み出すということは決して自明のことではないからである。人権の保障というのは、決まりきったプログ

ラムとしてあるのではない。状況と深く相関している。

「第三国定住難民」などという存在は、第二次世界大戦直後には、想像だにされていなかった。ナチスドイツの崩壊によって東・中央ヨーロッパの難民キャンプに取り残された難民たちを、第三国に再定住させるという計画も過去にはあった。けれども、その目的はあくまでも、西ヨーロッパ各国における戦後復興のための労働力補充というところにあった²。それゆえ、「第三国定住難民」のような手厚いケアなど望むべくもなかった。ところが、冷戦体制の確立、第三世界での難民発生、さらには冷戦体制の崩壊といった二〇世紀後半以降の歴史の動きの中で、難民という地位は、現在のような存在様式を確立していったのである。

難民という存在様式は、歴史の中で変容している。そのことを、本論では論証していきたい。難民の変容過程を理解しなければ、日本政府による「第三国定住難民」受け入れという事態を考察することはできない。

本論の目的

難民の変容過程の論証は、次章以降に譲ることとして、序章では本論全体の目的を論じていく。「第三国定住難民」のあり様を見ればわかるように、難民とは、私たちにとって近づきたい存在である。ここで「私たち」と指示されている存在とは、国民社会の中で生活している難民以外の存在のことである。そして「国民社会」とは、法的地位が問われる以前にすでに生活が始まっている状況を指している。また、本論では「市民社会」ではなく、「国民社会」という概念を採用した。というのも、市民社会という表現には、市場経済における経済主体としての個人という歴史的な意味合いが強調され、国民という形象が後景に退いてしまうからである。それに対して、国民社会と言ったときには、経済的な合理性に回収されないナショナリズムをめぐる交渉を含意することができる。

メーラ難民キャンプは、タイ国内に設置されているにもかかわらず、タイの国民社会からは隔離されている。そのように隔離したキャンプの中から、少数のミャンマー難民が選出される。そして、日本へと入国し、定住支援のための施設へと収容される。そのすべての過程に、政府や国際機関が付き添っている。私たちとの接触によって余計な衝突を招かないようにと、細心の注意が払われる。命からがら国境を越え避難した先ですぐにもキャンプへと隔離され、その中から選別された者たちが飛行機やバスを乗り継いで見知らぬ国へと入国し施設へと収容され、そこで手取り足取りの支援を受ける。すべての出来事は、まるで密閉されたコンテナの中で起きているかのようにも思われる。その間、私たちと難民とが顔を合わせることはないであろう。

² Diana Kay and Robert Miles *Refugees or Migrant Workers? : European Volunteer Workers in Britain 1946-1951*. Routledge, 1992. を参照せよ。なお、ケイとマイルズの議論については、本論の第三章「冷戦と難民」に詳しい。

私たちとの接近の可能性があらかじめ排除されているという意味で、難民は一つの身分を形成している。現在の難民保護システムは、ある種の身分制を作り出している。身分制とは、民主的な関係性の否定を意味する。交渉可能性を閉ざすことによって、身分は神聖化される。冷戦体制崩壊以後、先進各国において「庇護希望者」や「不法移民」といったカテゴリーが国民社会との間に軋轢を生み出すにつれて、それとは対照的に、国民社会から超越した難民という身分は、いよいよ私たちから縁遠い神聖なものとなっていく。難民を保護するという行為は、国民社会での私たちの生活とは無関係に、人道主義の精神に守られて遂行される。そこには、矛盾も軋轢も生じない。他方で、「庇護希望者」や「不法移民」といったカテゴリーによって表象される人々は、国民社会との不断の接触のなかにある。そのため、国民社会の境界を脅かす存在として排他的に扱われやすい。しかしそのことは逆から言えば、そうした人々は私たちにとって無視できない存在であり、すなわち、私たちの一部でもあるということの意味している。法的あるいは社会的にさまざまな地位の格差はあるとしても、それは身分の差ではないだろう。というのも、そこで生じている差異とは、つねに交渉可能性に開かれているからである。つまり、互いの友情は閉ざされたわけではない。しかし、主人と奴隷との間に、あるいは貴族と農民との間に真の友情が芽生えることが困難であるのと同様に、私たちが難民と友達になることは難しい。身分制は友情を妨げる。

私たちと難民が友達になることがどうして難しいのか、この問いを追求することが本論の目的である。そして、難民という身分が、冷戦の中で形成され規範化されていったということを中心に論じていくつもりである。

私は、難民という存在に私自身が感じる抽象的な疎遠さを手がかりにして本論を進めていきたいと思う。私自身は、難民支援の現場に直接携わった経験を持たない。そのため、私が感じている抽象的な疎遠感というものも、経験不足ゆえのあまり根拠のないものと思われるかもしれない。しかし私は、その疎遠感を構造的な性格のものであると考えている。このことを裏付けるために、ここでは、難民支援の現場とも深く関わりを持ってきた研究者の議論を参照しておきたい。

ハレル-ボンドとヴォウティラは、難民支援の現場での具体的な調査をもとに難民研究を行っている。そうした第一線の難民研究者としての経験から彼女たちは、第二次世界大戦以後、とくに難民研究の制度化が進展するにつれて「研究者」と難民が疎遠になってきていると論じている³。

二〇世紀の前半までは、革命や二つの世界大戦によって生じた避難民の中に、知識人亡命者として自ら研究主体となって活動する者たちが多くいた⁴。そして、戦後の難民保護にかかわる制度的発展や法の体系化においても、彼らは主導的な役割を果たしてきた。ところが、難民研究が

³ Barbara Harrell-Bond and Eftihia Voutira “In Search of ‘Invisible’ Actors: Barriers to Access in Refugee Studies”, *Journal of Refugee Studies*, Vol. 20, No.2, 2007, p.281-298.

⁴ たとえば、The New School of Social Research の設立には、多くの東・中央ヨーロッパからのユダヤ人亡命者が関わっていた。

体系化されていくにつれて、難民自身は研究の主体から客体へと変容していった。難民保護の現場には地元政府や国際組織が深く介入したために、官僚主義が幅を利かせるようになる。結果として、研究者が難民へとアクセスすることがいよいよ困難となっていった。かつては主体であった難民が、現在では不可視にされてしまっている。難民を不可視化し、無力化している装置が、第三世界における難民キャンプや先進各国が設置する難民収容施設である。

南の発展途上世界では、難民キャンプが難民を隔離している。研究者は特別なつてがないうが、キャンプに入ることさえできない。そのうえさまざまな利害関係が影響するために、難民の本当の声を聞き取ることは、さらにむずかしくなる。他方、北側先進世界においても、事態は深刻である。難民収容施設に収監された難民は、ほとんどアクセス不能である。一度収監されてしまうと、たとえ庇護申請の最中であっても、しくじれば送還される危険につねにつきまわっている。ヨーロッパの先進各国政府は、収監者の送還を円滑化するために、特別チャーター便まで手配している。こうした事態は、研究調査の手に負えないものとなった。難民収監者は、研究者の視界から完全に消え去ってしまうからである。くわえて、収容施設自体が、より南へより東へと移設されていく。難民地位の審査も、リビアやモロッコの沖合いにおいて簡易的に行われている。難民はもはや、ヨーロッパに近づくことさえ許されない。このように、難民のヨーロッパからの地理的な排除が進んでいくことによって、研究者と難民の距離も広がっていく。難民自身が研究主体となるどころか、難民の利益のために研究者が活動することも難しくなっているのである。

現代の難民をめぐるこのような状況は、二〇世紀前半の状況と鋭い対照をなす。そのころにはまだ、難民と私たちとは地続きの関係にあったと言える。つまり、互いの関係は、身分によって隔てられてはいなかった。

難民を資源として活用するというこうした方針は、当初国際連盟によって採用されていた。そのとき難民は、労働市場のすき間を埋めるために(ILOとの協同によって)利用され、彼らの特殊技能はそれぞれの職種において活用されたのであった。こうしたことが可能であったのは、そうした難民たちが、能力をもった人々、すなわち、「私たちのような」人々であるとみなされていたからである。⁵(傍点、原文)

その当時までは、難民と私たちは似ていた。そのことが決定的に重要である。それは、研究者と難民という関係性に限られる問題ではない。難民と私たちとの友情に関わる問題である。

アレントと難民

⁵ *Ibid.*, p.282.

しかし二〇世紀の前半期には、難民と私たちの間につながりを見出すことがまだ可能であったのと同時に、そのつながりを断ち切る原理が支配し始めた時代でもあった。そうした問題を同時代的に敏感に感じとっていたのが、ユダヤ人政治思想家のハンナ・アレントであった。

アレントは、第一次世界大戦後に生み出された少数民族と無国籍者という二つの人間集団に着目している。

一方には少数民族、他方には無国籍者と亡命者というこの二つのグループの状態の異常性は、彼らがいかなる国家によっても代表されず保護されないという点にある。従って彼らは、少数民族の場合のように例外法規のもとに生きるか——この例外法規は少数民族条約として国際的に保証され、関係諸政府によって散々文句をつけられた(チェコスロバキア政府を例外として)末に調印されたものである——、あるいはこのような国際的規制が不可能な無国籍者のように、一切の法律の埒外に立たされて人々の寛容に縋って生きるしかなかった。⁶

第一次世界大戦後にオーストリア＝ハンガリアと帝政ロシアという二つの帝国が崩壊したことにより、東欧と南欧において民族問題が先鋭化してくる。第一次大戦の講和会議において少数民族条約が締結され、それによって、新しく誕生した国民国家における国民的な民族と条約の保護対象となる少数民族とが区別されることとなった。実質的な政治的諸権利を否定された少数民族は、新しい国民国家体制の中では、自然、被支配者の立場に置かれ、一方の国民的な民族は圧制者という役割を演じざるをえなくなっていた。しかし、フランス革命以来、ヨーロッパにおいては、国民主権に与ることなしには民族としての自由を手にすることができないと考えられてきた。そのため、いかなる保護が与えられたとしても、少数民族という身分に人々が満足することなどありえなかった。唯一、ユダヤ民族だけが、少数民族条約における地位に甘んじていた。結果として、条約上の少数民族は、民族としての権利と自由を獲得するために、国民的な支配民族と衝突することとなる。

このとき少数民族は、国際連盟による保護など期待も信用もしていない。自分たちの人権が、国民主権とは切り離された抽象的な法的領域で保護されることなどあるはずがないと直感していた。こうして少数民族は、法ではなく、ナショナルな結びつきを頼りにするようになっていった。戦間期にヨーロッパにおいて顕著となったナショナリズムの台頭は、生命や自由を保障する方法としては、それ以外に頼るすべがなくなってしまったことのあらわれでもあった。そのような少数民族の生存手段をそのまま反映するかのよう、ヨーロッパにおける国家は、抽象的な法体系ではなく、

⁶ ハンナ・アレント『全体主義の起源』(大久保和郎・大島かおり訳、みすず書房、1981年)、第二巻「帝国主義」、第五章「国民国家の没落と人権の終焉」、238頁。

実体的な民族によって構成されていった。

法制度としての国家から民族的制度としての国家への変質は既成の事実となっており、確かに「ネーションが国家を征服してしまった」ということだった。そしてこのことはまた、民族的利害が法的な性質の考慮のすべてに優先するとされたことを意味するにほかならず、別の言葉で言えば、「ドイツ民族を益することがすなわち正しいこと」となったのである。⁷

少数民族という地位は、国民的な民族との間に権利上の不均衡を生み出したという意味では、民主的な関係性を制限していた。しかしそれは依然として、国民社会からの完全な切り離しとはなっていない。法に頼ることはできなくなったが、ネーションに頼ることはできた。その意味で言えば、世界とのつながりが断ち切られたわけではない。ネーションをめぐる弱肉強食の競争が繰り広げられていたのであり、つまりは、競争原理は双方で共有されていたのである。たとえ憎しみは増大したとしても、友情が不可能になったわけではない。

それに対して、無国籍者という存在は、世界との関係性が完全に絶たれてしまっている。少数民族が制限されていた文化的な権利ばかりでなく、居住や就労に関わる基本的な人権までも、無国籍者は剥奪されていた。国民主権の原理に基づいた国民国家や国際社会は、国籍を持たない存在にそうした基本権を保障することなどできなかつた。十九世紀までのヨーロッパであれば、庇護権が広く通用していたため、ある国で住む場所を失った人間は他の国で新しく住む場所を見出すことができていた。しかし二〇世紀に入り、すべてのヨーロッパ国家が国民国家として編成され、国家が国内においてばかりでなく国外においても自国民に対する保護を提供し、国境線を出入りする人々の移動を管理し始めると、庇護権は機能不全に陥り、無国籍であることが無権利状態と結びつくこととなった。つまり、第一次世界大戦後には、国籍の有無が生死を分かつ重大事となっていたということの意味する。

無国籍者が非全体主義国で享受した諸権利、多くの点で謳われた人権と一致する個別的諸権利は、無権利という根本的状况を些かも変えることはできない。彼の生命は場合によっては、私的あるいは公的福祉団体によって数十年も維持されることはあるが、それは私的機関の慈善か公的機関の困惑のおかげであって、彼が生きる権利を持つからでは決してない——彼の扶養を各国に強制し得るような法律は存在しないからである。⁸

⁷ 前掲書、249 頁。

⁸ 前掲書、279-80 頁。

つまり、無国籍者の生命や自由は、国民社会に何の根拠も持たないということであろう。その意味で、国民社会の中で生きる私たちと無国籍者とが民主的な交渉関係に入ることはない。宿命的にすれ違っている。こうしたすれ違いをアレントは、「諸権利を持つ権利」という奇怪な用語によって説明している。

諸権利を持つ権利——これは、人間がその行為と意見に基づいて人から判断されるという関係の成り立つシステムの中で生きる権利のことを言う——というようなものが存在することをわれわれが初めて知ったのは、この権利を失い、しかも世界の新たな全地球的規模での組織化の結果それを再び取り戻すことができない数百万の人々が出現してからのことである。この悪は抑圧とか暴政とか野蛮のような歴史上知られた悪とはほとんど関係がない(従っていかなる人道主義的療法を以ってしても治癒不可能である)。この悪が生まれ得たのはひとえに、地球上に「文明化されない土地」がもはや一片も残らなくなったからであり、われわれが望むと望まざるとにかかわらず、現実「一つの世界」に生きるようになったからである。地球上の全民族が現在も抗争はあるにも拘らずすでに一つに組織された人類となった故にこそ、故郷と政治的身分の喪失は人類そのものからの追放となったのである。⁹

無国籍者はこの世界において、自らの行為や発言を有意味なものとすることができない。誰も彼女らの行為など気にしていないし、彼女らの声は誰の耳にも届かない。そうした事態は、支配者による被支配者に対する差別や迫害といった悪行とは無関係に生起する。国民国家という政治的共同体の組織化原理によって必然的に帰結する。無国籍者という存在は、二〇世紀以前にももちろん存在していた。しかし、そうした存在が無権利状態を招来するようになったのは、政治的共同体の組織化原理が決定的に変容したことのあらわれである。国民国家によって隙間なく埋め尽くされた地図上に、無国籍者の居場所は残されていない。このことについては、第二章「国民と難民」においてより詳しく論じていく。

無国籍とは、それ自体では、一つの事実を言い表しているにすぎない。一義的には、私たちとの関係性を疎外する要因とはならないはずである。ところが実際には、無国籍であることは異質さを際立たせることとなった。「文明」の中の「野蛮」としてあらわれた。国民的な民族との間に支配-抵抗という関係性をもつ少数民族とは違って、無国籍者は、国民社会との間にいかなる関係性も作り出すことができない。私たちは、無国籍者を意図的に差別し迫害しているわけではない。その意味で無国籍者には、抵抗の根拠すら与えられない。こうして、私たちにとって無国籍者は非存在となった。それゆえ、難民化したのである。

⁹ 前掲書、281頁。

職業も国籍もまた意見も持たず、自分の存在を立証し他と区別し得る行為の成果を持たないこの抽象的人間は、国家の市民といわば正反対の像である(略)なぜなら、無権利者は単なる人間でしかないといっても、人と相互に保証し合う権利の平等によって人間たらしめられているのではなく、絶対的に独自の、変えることのできない無言の個性の中にあり、彼の個性性を共通性に翻訳し共同の世界において表現する一切の手段を奪われたことによって、共同であるが故に理解の可能な世界への通路を断たれているからである。彼は人間一般であると同時に固体一般、最も普遍的であると同時に最も特殊であって、その双方とも無世界的であるが故にいずれも抽象的なのである。¹⁰

ここに、難民という存在の出自がある。国民社会からの切り離しが、彼女らを難民にしている。無国籍であることがすなわち、難民であることを意味するわけではない。無国籍であることが国民社会からの疎外を意味するようになったとき、無国籍者は難民となるのである。このことは、通常の難民理解とは大きく異なっている。というのも、ふつうは、迫害されたことによって、人々は難民化すると考えられているからである。しかし、無国籍者の置かれた状況を見てきたように、迫害という事実と難民化という現象は直接的には結びつかない。国民社会からの切り離しを媒介してはじめて、人々は難民化するのである。通常の難民理解は、こうした媒介を当然の前提にしている。迫害と難民化とを一直線に結びつけることで、迫害の事実のみを殊更に取り上げ、難民という存在を当たり前のことのように受けとってしまっている。そのとき、媒介となる国民社会からの切り離しは、制度化され意識に埋め込まれていて、問い直されることもない。

しかし、二〇世紀前半に起こった国民社会からの切り離しという事態は、当初は、支配権力の側にとっても前代未聞の事態として経験されていた。そのため支配権力は、切り離しそのものを正当化し制度化していくのではなく、なんとかして切り離しを隠蔽しようとしていた。人権を謳い上げてきた“文明世界”にとって、人権の埒外に置かれた存在を自らが生み出してしまったことを認めることはできない。すなわち、そのような“畸形児”を認知することなどできない。ましてや、その存在を公にし、特権的に保護するなどとんでもない話である。このことはつまり、難民を身分化するなどは、支配者でさえも想像していなかったということを意味する。また、支配に晒される外国系住民の側も、積極的に身分を申請するというのではなく、むしろカテゴリー化されることをなんとかして回避し、国民社会の中に紛れ込もうとしていた。つまり、支配者、被支配者の双方とも、難民という現実に関心を閉ざし、それがまるでなかったことであるかのように振舞おうとしたのであった。

¹⁰ 前掲書、289頁。

国家のほうでは、外国系住民を可能な限り多くの行政カテゴリーにきちんと分類して無国籍者をできるだけ残さないようにすることに関心を持っていたのに対し、外国人の関心はこれとは逆に、亡命者、「無国籍者」、「経済移民」、「旅行者」などの区別を不可能にする混乱の中に姿を晦ますことにあった。該当する外国人が本当はどのカテゴリーに属するのかは、本人が本国送還や移送の危険に脅かされるまではなかなか分からなかった。¹¹

難民をめぐるこうした動向は、二〇世紀後半以降の動きとは対照的である。冷戦体制が確立される状況の中で、難民という地位は、国際社会によって承認され法的保護の対象となっていく。かつてはなんとかして隠蔽しようとした難民という存在を、戦後の国際社会は正当化し制度化していくのである。国民国家システムの異物として吐き出された難民はしかし、戦後の冷戦レジームの中で居場所をあてがわれ特権化した。難民としての地位を申請するという、戦前では考えられなかったような状況までもが生まれてくる。忌避すべきであった難民という標章がいまや、追求に値する地位となったのである。

こうした転倒はたしかに、難民の国際的な保護を可能にしていった。戦後の難民条約や UNHCR といった国際機関の設立は、難民保護を大きく進展させたと言えるであろう。しかしそのとき同時に起こったことは、難民という地位の自然化であった。かつて手に負えない未知なる状況であった難民という存在は、対処可能な対象へと還元されていった。

アレントが描き出したように、そもそも難民とは、誰もが目を背けたくなる「野蛮」な存在であったはずである。だからこそ、支配者もあるいは難民自身も、その存在を認めたらなかったのである。民主的な関係性を取り結ぶことのできない、すなわち、友情を交わすことのできない存在が、ヨーロッパの内部から生まれてきてしまったという事態に人々は驚愕したのである。しかし、戦後に発展した難民レジームは、難民という存在を、その原理的な異質性はそのままに、制度化することに成功した。そして難民自身も、他のカテゴリーからの区別を要求していった。けれども、国民社会から切り離されてあるという、難民の存在論的条件にはまったく変わりがなかった。そのため、私たちと難民との間の溝が埋まることもない。さらに、かつてのように難民という地位が隠蔽すべきものでなく、正当性を主張すべきものへと変容したことによって、双方の間の溝が疑問視されることさえもなくなっていったのである。

この劇的な変容過程については、これまで誰も説明してこなかったし、ほとんど注目されてこなかった。それほどまでに、難民という存在は、現在の私たちにとって自然なものとなっているのであろう。しかし本論では、その、あまりに自然すぎる、私たちの難民理解を問い直してみたい。難

¹¹ 前掲書、260 頁。

民という存在に対するとまどいを再生させることで、制度のみによって完結することのない民主的な関係性、すなわち、友情に関わる問題を提起したいと思う。

アレントをどのように読むか

上に取り上げたハンナ・アレントの「国民国家の没落と人権の終焉」という論稿は、近年、再び注目を集めている¹²。それは、『全体主義の起源』という大著の第二部「帝国主義」の最終章として収められた論文であった。私は以前別のところで、このアレントの論稿を彼女の政治思想家としての出発点に位置づけた¹³。

近年の注目のされ方は、そうした評価とは必ずしも一致しないが、冷戦体制崩壊以後の西洋諸国家の置かれた情勢に関わってあらためて想起されているようである。ヨーロッパ統合など超国家的な地域的枠組みが模索される一方で、各国政府は旧共産圏や第三世界からの人口の流入に苦慮している。福祉や教育などさまざまな公的サービスに押しかかる財政的な負担、保障されるべき諸権利、統合にまつわる諸問題、国民社会の分裂、といった課題を各国が共通して抱えている。移民排斥の動きに顕著にあらわれているように、西洋諸国家の民主的な諸前提が危機にさらされているという認識がそこにはある。そうした問題意識から、たとえば政治理論家のセイラ・ベンハビブなどは、アレントの「国民国家の没落と人権の終焉」の中で論じられた「諸権利を持つための権利 the right to have rights」という概念に着目する。

ベンハビブは、現在西洋諸国家が抱えている諸問題はしばしば、政治的共同体内部で引き起こされている危機として論じられているが、それはむしろ、境界線のあり様を反映していることを強調する。

¹² 以下に言及する、ベンハビブやアガンベンの他にも、たとえば文学研究者のジュディス・バトラーも、アレントのこの論稿に注目している。バトラーは、アレントが『人間の条件』において展開した公私の領域の区別という議論については強い不満を表明しているが、そのおよそ十年前に書かれた「国民国家の没落と人権の終焉」という論稿にあらわれる無国籍者に関する議論は、公的領域の包摂と排除の機制について深く洞察しているとして高く評価する。そして、「無国籍者についての彼女の思索をさらにラディカルに、そして現在のグローバルな情^{コンディション}況について語れるように、拡大していかなければならない」(16頁)、さらには、「わたしがやりたいのは、アレントをアレントに逆らって読むこと、そして一九五一年という、第二次世界大戦終結とアウシュヴィッツ解放からわずか六年しか経っていないときに、彼女が『全体主義の起源』という厄介で複雑なテキストを書いたことに着目することです」(19頁)と述べている。ジュディス・バトラー、ガヤトリ・スピヴァク『国家を歌うのは誰か?——グローバル・ステイトにおける言語・政治・帰属』(竹村和子訳、岩波書店、2008年)を参照せよ。

¹³ 拙稿「ハンナ・アレントはいつ政治思想家となったのか」、『情況』、情況出版、2005年5月、204—219頁。

民主的な法は困り込みを必要とする。なぜなら、民主的な代表は、まさしく特定の国民に説明責任を負わなければならないからである。これとは対照的に、帝國的な立法は中央から公布され、その中央の周辺を支配する権力が及ぶかぎりにおいて拘束力をもつものであった。帝国には辺境があるが、民主制には境界線がある。¹⁴

かつてマルクスは、『ユダヤ人問題に寄せて』の中で、公民としての権利と人権とを区別して論じた。マルクスによれば人権とはそもそも、初期資本主義の私的所有を擁護するためのものでしかない。すなわちそれは、人民の権利などではなく、ブルジョワジーの権利にすぎない。しかしマルクスが想定したそのような公民権と人権との区別は、民主制の境界をまたぐ人の移動や境界線上での他者との出会いが顕著となったいま、止揚されなくてはならない。ベンハビブによれば、人権とは、誰かによって所有されるものではない。「個人が権利の担い手として認識されるのは、彼の生命と自由への権利が所有権へと還元されるからではなく、それらが売買される財産ではないかぎりにおいてのみである」¹⁵。ベンハビブはそうした人権の昇華された姿を、一九四八年の「世界人権宣言」の中に見いだしている。しかし人権は、何人にも所有されえないことによって、かえって構成的なジレンマを生み出してしまふ。

確固たる自由主義者は、人権の一覧表への先行的な公約をつうじて主権的な意志を拘束したいと考えているが、確固たる民主主義者はそうした政治に先行する権利の理解を拒否し、いくつかの限界はあるにせよ、それらが主権的な国民による再交渉と再解釈に開かれなければならないと論じている。

ベンハビブは、国境横断的な移住が、自由主義者と民主主義者との間に生じたこうしたジレンマを前面に押し出していることに着目し、政治的共同性の内的再構築を試みている。そのときベンハビブは、アレントの議論をカントと接合しようとする。

人の移動が切り開く新しい権利領域について、対照的な議論を展開したのが、カントとアレントであった。ヨーロッパの帝国主義的拡張という歴史的背景において思考したカントと、全体主義の脅威によってヨーロッパが崩壊していく様を目撃したアレントとが、人権についてまったく異なった評価を与えたというのは自然なことのようと思われる。

カントは、帝国主義的な人の移動が切り開く「歓待の領域」に着目している。カントは『永遠平和のために』において、国内における個人間の人間の権利関係(国家の法)や国家間の権利関係

¹⁴ セイラ・ベンハビブ 『他者の権利——外国人・居留民・市民』、向山恭一訳、法政大学出版局、2006年、202頁。

¹⁵ 前掲書、121頁。

(諸国家の法)とは区別される、個人と外国との間の権利関係(すべての諸国民のための法／コスモポリタンの法)を提唱した。この新しい権利関係をカントは、歓待の権利として表現した。「歓待とは、われわれがよそ者を世界共和国の潜在的な参加者とみなすかぎりにおいて、すべての人間に属する「権利」である。(略)この「権利」は、異なる市民的統一体に属するが、境界づけられた共同体の辺境で出会う諸個人の相互行為を規制するものである。歓待の権利は政体の境界線に位置づけられている」¹⁶。しかしあくまでも歓待の権利とは、「永遠の訪問者である権利」ではなく「一時的な滞在の権利」にすぎない。

それは植民地主義という文脈においては、入国というよりも「接近」を求める権利となるだろう。カントの啓蒙的関心は、ロックの無主物テーゼ(所有権が確立されていなければ、主体不在とみなす)を拒否しつつも、先住民との「いまだ探求されざる交流」への好奇心は隠さない。それは、コスモポリタンの権利であると主張されるのである。

他方、アレントが歴史の現実から告発したのは、そうした歓待の領域などもはや存在しえないという冷厳な事実であった。国民国家同士の境界線に位置づけられた難民たちは、隙間なく押しつぶされてしまった。ベンハビブの解釈するところによれば、「国民国家の没落と人権の終焉」において、「諸権利をもつための権利」(the right to have rights)として表現された権利は、人類を名宛人とした道徳的な命令である。形而上学的前提を回避しつつアレントは、この権利を自由と平等を実現するための権利、すなわち組織化された何らかの政治的共同体に市民的に帰属する権利、として描き出した。しかしそれが人類を名宛人としているかぎりにおいて、その確立は「定かではない」。

カントによって新しく切り開かれ、アレントによって深淵となった新しい権利領域は、グローバル化した現代においては、どのような変容をとげているだろうか。ベンハビブによれば、「現代のカント的なコスモポリタニストたちは、難民、亡命者、移民を問わず、彼らの越境行為をグローバルな配分的正義の枠組みのなかで論じている」にすぎない¹⁷。それに対して彼女が提唱するのが、「討議倫理を経由した、カント的な権利の原則のポスト形而上学的な再定式化」という企てである。ここでは、「成員資格への人権を正当化すると同時に、成員資格の喪失あるいは国籍剥奪を禁止することが、コミュニケーション的自由への基本的人権によって可能にされること」が論じられる¹⁸。

このようにベンハビブは、カントとアレントを接続することによって、「諸権利を持つための権利」というアレントの不吉な議論を前向きな展望として捉え直している。アレントが皮肉交じりに権利としたものを、ベンハビブは戦後の人権レジームの基礎に据えるのである。

そのようなベンハビブの試みとは対照的な仕方アレントに言及するのが、イタリアの美学者が

¹⁶ 前掲書、25 頁。

¹⁷ 前掲書、68 頁。

¹⁸ 前掲書、126 頁。

つ法哲学者のジョルジョ・アガンベンである。ベンハビブがアレントとカントを接続したのに対して、アガンベンは、アレントとミシェル・フーコーとのつながりを論じている。すぐにも想像できてしまうことだが、アレントとフーコーという取り合わせは、ベンハビブが思い描いたものとは程遠い終末的な結論を導くことであろう。

アレントは、近代社会における公共空間の変容と頽廃が、まさしくこの、政治的活動に対する自然的な生の優位に由来するとしている。彼女の探求がその後ほとんど引き継がれなかったということ、フーコーが生政治の研究を開始するにあたってまったくアレントの探求を参照しなかったということは、この領野において思考が遭遇しなければならなかった困難と抵抗を証している。また、奇妙なことに、『人間の条件』においてアレントは、これに先行する、全体主義的権力に対するあの透徹した分析（そこには生政治的な視点はまったく欠けている）とのあいだにまったく結びつきを設けていないが、それもおそらく、まさしくこの困難に由来している。また、これと同様に奇異なことに、フーコーは、近代の生政治のトポスそのものである強制収容所と二〇世紀の強大な全体主義国家の構造に追及の手を伸ばすことがけっしてなかったが、それもこの困難によって説明される。¹⁹

アガンベンは、アレントとフーコーの議論の補い合う関係性に着目して、西洋近代の政治的共同性の基底を問い直している。それは、民主主義と全体主義とが、相互に対立し合う政体ではなく、互いに通底し合う関係性にあるという認識へと到る。アガンベンによれば、（一九四八年の世界人権宣言も含めて）人権を保障しようとする国際社会によるあらゆる試みは、問題解決として無力であるばかりか、問題対処の仕方としてもまったく不適切であるという。そうした対処療法的な試みは、アレントが洞察していた国民国家という政治的共同性の抱える根源的な危機を、十分に受け止めることなく回避しているにすぎない。

ハンナ・アレントは、『帝国主義』の難民問題を扱っている第五章を「国民国家の没落と人権の終焉」と題している。この定式化を真面目に取るようにつとめなければならない。この定式は、人権の運命を近代の国民国家の運命にかたく結びつけ、それによって、国民国家の没落が人権の廃用を必然的に含みこむようにしている。ここでの逆説は、すぐれて人権を体現しなければならないはずの形象——難民——が、反対に、この概念の根源的な危機のしるしになっている、というところにある。²⁰

¹⁹ ジョルジョ・アガンベン 『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』、高桑和巳訳、以文社、2003年、10－11頁。

²⁰ ジョルジョ・アガンベン 『人権の彼方に——政治哲学ノート』、高桑和巳、以文社、2000年、27頁。

アレントの議論をこのように重く受け止めるアガンベンにとっては、ベンハビブの言うような、自由主義者と民主主義者との間に生じるジレンマなどほとんど取るに値しない。というのも、生政治的な観点を見失わないかぎり、自由主義者であろうと民主主義者であろうと共通の深淵に向き合わなくてはならないからである。その深淵をアガンベンは、「主権の原初的虚構」であるとする。

人権宣言を通じて**臣民**sudditoが**市民**cittadinoに変容するということは、ここにおいて生まれが——つまり自然の剥き出しの生そのものが——(今ようやくその生政治的な諸帰結を垣間見ることができるようになってきたある変容によって)はじめて主権の直接の保持者になる、ということの意味している。アンシアン・レジームにおいては、生まれの原則と主権の原則は分離されていたが、この二者がいまや取り返しつかない仕方一つになり、新たな国民国家なるものの基礎を構成する。ここで暗黙の前提となっている虚構とは、**生まれ**がただちに**国民**となる、ということである。そうして、この二つの契機の間にはいささかの隔たりもありえないということになる。したがって、権利が**人間**に与えられるのは、**人間**が**市民**の登場とともに即座に消滅する前提である(**人間**は**人間**としては決して明るみに出てはならない)限りにおいてでしかない。²¹

しかし難民という存在は、人間として明るみに出てしまっている。すなわちその存在は、「主権の原初的虚構」を暴露している。このことは、先に私が、国民社会からの切り離し、として論じたことと重なっている。難民は迫害されてあることが、その難民性を証明しているのではない。人間と市民という結びつきが断ち切れ、人間でしかないということが(人権の本来の理念に基づくならばそれで十分であるのにもかかわらず)、難民であることのしるしとなる。

本論では、冷戦体制の確立により難民の地位が劇的に変容したこと、すなわち、難民の身分化という事態に特に注目していく。そうした問題をアガンベンは、別の角度から論じているように思われる。それが収容所に関する分析である。アガンベンは、法哲学者カール・シュミットの「例外状態」という概念を援用して、二〇世紀的現象としての強制収容所を分析していく。

シュミットの例外状態という概念は、主権とその他の諸権力とを区別する指標として議論されている。例外状態における決定を担う権力がすなわち、主権であるとされる。例外状態においてはあらゆる法権利は無効となるのだが、それは社会契約説が想定したような、政治的關係性が発生する以前の“自然状態”とは異なる。というのも、法権利が実効的に支配している、すなわち社会

(強調は原文の通り)

²¹ 前掲書、29頁。

契約が成立していることと、例外状態が設定されていることとは、同じ事態を構成しているからである。つまり、例外状態の設定なしに、実効的な法による支配は行えないということを意味する。

規範は、宙吊りという形で例外との関係を維持する。規範は、例外に対して自らの適用を外し、例外から身を引くことによって自らを適用する。したがって、例外状態とは秩序に先行する混沌のことではなく、秩序の宙吊りから結果する状況のことである。この意味で、例外はまさしく、その語源ex-capereのとおり、外に捉えられているのであって、単に排除されているのではない。²²

そして、収容所という空間は、通常の方法ではなく、戒厳令や例外状態を起源としている。しかもアガンベンによれば、そうした空間はいまや、例外ではなく通常の状態においても実効的な力を保持し続けている。すなわち、例外状態であったはずのものが規範そのものになりはじめているというのだ。それが、二〇世紀が生み出した強制収容所という現実であった。例外状態が規範化するというのは、一体どのような事態であるのか。ハンナ・アレントは、全体主義の実験室であった強制収容所においては「一切が可能である」(everything is possible)と指摘した²³。例外が常態化したことによって、しかも生政治が絶対的に貫徹される場が設定されたことによって、本当にすべてが可能となったのである。だからこそ、収容所は、歴史的な一つの異常事態としてではなく、私たちが現に生きている政治的共同性の「隠れた母型、規範」として思考する必要がある、とアガンベンは主張するのである。

収容所で犯された残虐行為を前にして立てるべき正しい問いとは、人間に対してこれほど残虐な犯罪を遂行することがいったいどのようにして可能だったのか、という偽善的な問いではない。それより真摯で、とりわけ有用なのは、人間がこれほど全面的に、何をされようとそれが犯罪として現れることがないほどに(事実、それほどに一切は本当に可能となっていたのだ)自らの権利と特権とを奪われることが可能だったのは、どのような法的手続きおよび政治的装置を手段としてのことだったのか、これを注意深く探求することであろう。²⁴

この収容所に対して立てられた問いは、難民に対して立てることもできるであろう。収容所と難民とは、死と生とに対照的に割り振られているにもかかわらず、構造において一致している。

²² 『ホモ・サケル』、29 頁。(強調は原文の通り)

²³ 『全体主義の起源』第三巻「全体主義」、235 頁。

²⁴ 『ホモ・サケル』、233 頁。『人権の彼方に』、46 頁。

戦後の難民保護の進展を前にして立てるべき正しい問いとは、難民に対してこれほど充実した保護を提供することがいったいどのようにして可能だったのか、という偽善的な問いではない。それより真摯で、とりわけ有用なのは、難民がこれほど全面的に、手取り足取り保護されているにもかかわらず、私たち国民社会との関係性を断ち切られているのは、どのような法的手続きおよび政治的装置を手段としてのことだったのか、これを注意深く探求することである。

アガンベンは、『全体主義の起源』におけるアレントによる難民の分析からさらに遡って、アレントが一九四三年にユダヤ系の英語雑誌に発表した「われら難民」という記事に着目している。そこでは、『全体主義の起源』の「国民国家の没落と人権の終焉」で描き出されたような難民という存在の無世界性とは違い、難民は「人民の前衛」として歴史や政治の只中に押し出されている。アガンベンは、そうした初期アレントの難民像を現代に甦らせようとする。

…難民はおそらく、現代の人民の形象として思考可能な唯一の形式であり、この難民という範疇においてはじめて、到来すべき政治的共同性の諸形式および諸限界をわれわれは垣間見ることができる。少なくとも、国民国家および主権の解体過程が終わりに至っていない以上、そう言える。われわれは、自分の直面しているまったく新たな任務の高みに身を置きたいのであれば、政治的なものの諸主体を表象するにあたって今まで用いていた基礎的な諸概念（権利をもった人間や市民、あるいは主権者としての人民、労働者、など）をいささかの留保もせず、難民というこの唯一の形象からわれわれの政治哲学を再構築することを決断しなければならない。²⁵

このような格調高い宣言にもかかわらず、ここでアガンベンが主張していることはそれほど明確ではない。ホロコーストという現実と直面したことにより、ユダヤ人難民の政治的実存の無力さを思い知らされ、『全体主義の起源』において難民という形象を破局としてしか描きだすことができなかったというアレントの辿った思想遍歴を、アガンベンはどれほど真剣に受けとっているのかがはっきりしない。すなわち、アレントが断念したところのものを、その絶望を回避せずにいかにして再生させようというのか。アガンベンは、それには答えていないように思われる。だとするならば、難民を「現代の人民の形象」として描き出し、既存の諸概念を廃棄すべきだとするアガンベンの主張は、非歴史的で非政治的なものと言わねばならないだろう。

²⁵ 『人権の彼方に』、24 頁。

それに対して本論では、あくまでもアレントの断念を重く受け止めようとする。アレントが破局を予想したにもかかわらず、国民国家システムは第二次世界大戦後には地球規模で普及したし、難民も大規模に保護されるようになっていった。本論では、アレントの予想を超えたこうした歴史の成り行きをも考慮に入れることで、難民という存在のあり様は(さらに第五章「移民と難民」において詳しく論じていくように、主権のあり様もまた)変容しうるものであることを論証していく。しかしそこでの変容は、難民の存在論的条件である国民国家からの切り離しには影響を及ぼさない。私たちと難民との関係は疎外されたままである。そのため、アガンベンのように、難民を「人民の前衛」として考えることはできない。

それでは、展望はどこで開かれるのか。国民社会の内部で、というのが本論の答えである。しかし、そうした展望を詳細に描き出すことは本論の目的ではないため、ここでは簡潔に論じておくことにする。ベンハビブもアガンベンも注目していることであるが、現在ヨーロッパ統合が進むにしたがって、EU圏内での外国系住民の地位が二分化してきている。すなわち、EU加盟国出身者とEU圏外からやって来た外国人定住者との間で市民資格に格差が生じているのである。こうした状況は、北・西ヨーロッパ各国の政治的共同性に思わぬ作用をしている。

EU諸国民の場合であれば、その人は国民でなくとも政治的権利をもつことができる。けれども、より一般的には、だれでも外国人労働者であることで、同じ集団的アイデンティティを共有しなくても、あるいは政治的成員資格の特権をもっていなくても、社会的な便益をもつことができる。こうした状況にひそむ危うさは、「永遠によそ者であること」、すなわち所有権および市民的権利を分有する社会のなかに、政治的権利をもとしない集団をつくりだすことである。²⁶

ベンハビブはこのような傾向が生まれてきたことを、ヨーロッパにおける政治の衰退として危惧しているようである。外国系定住民の多くは、社会的便益を享受するばかりで、政治社会的な責務は果たそうとしない。政治から逃れようとするこうした傾向は、外国系住民に対する排斥を掲げる反動的勢力に恰好の口実を与えることにもなるし、そもそもヨーロッパの国民主権に基づいた民主制は「永遠のよそ者」という存在を持て余してしまう。あるいはアガンベンも、産業先進各国において「市民ではない定住民からなる大衆」が増加していることに注意を促している。さらに、アガンベンによる次のような指摘は重要である。

産業先進諸国(アメリカやヨーロッパ)の市民は、コード化された政治参加の審級からの離脱

²⁶ 『他者の権利』、135頁。(傍点は引用者)

をしないで示すようになっており、このことによって、自らを居留民denizensに、つまり市民ではない定住民に変容しようとする明確な意向を示している。これは、市民と居留民denizensが、少なくともしかじかの社会層にとって、ある一つの潜在的な不分明の地帯へと記入されているからである。²⁷

ベンハビブが危惧するように、こうした状況はヨーロッパの政治における民主的な諸前提を脅かすことにもなる。さらに、政治的な義務を放棄して社会的な便益だけを享受しているように思われている、第三国出身の定住民に対する不寛容や反動が各国で顕著となってきている。

しかし、にもかかわらずここで見逃せないのは、それが国民社会の内部に「不分明の地帯」を作り出しているという事態である。政治の蔭に隠れようとする人々の動向は、ベンハビブが心配していたような政治の衰退、ということ以上の何かを意味するのではないか。こうした不分明地帯は、法権利によっては十全に把握されえない。そこでは、既存の政治過程には回収されない交渉関係が、少なくとも潜在的には開かれている。

この空間は、いかなる同質的な国民的領土とも、その地形的総和とも一致せず、それらの表面で作用する。この空間は、内部と外部が互いに不分明になるクラインの壺やメビウスの帯のように、国民的領土や地形的総和に位相幾何学的に穴をあけ分節化する。この新たな空間にあっては、ヨーロッパの諸都市は相互的な外領土性という関係のなかに入りこみ、世界都市というかつての使命を再び見いだすわけである。²⁸

アガンベンがそうした不分明地帯の発見を難解な用語によって描写しているが、彼の発見それ自体にとくにすぐれたところがあるのでもない。より重要であり、アガンベンがほとんど論じていないことは、そのような不分明地帯は私たちの間に生じているのであって、そこでいかなる交渉関係を生み出していくのかは、私たちの共同性のあり様にかかっている、という問題である。それこそが、思想にとってのまぎれもない重大な課題となるであろう。

本論では、そうした課題に対して部分的にアプローチするにとどまる。不分明地帯には、もちろん権力も浸透している。けれどもそれは、要素へと分解される。そのため、どのような結果を生み出すかは自明のことではない。さまざまな要素が接合されることで、あるところでは憎悪が、またあるときには親密さが、さらには連帯が形成されることもあるであろう。しかしそこで重視しなくてはならないのは、不分明地帯で形成される個別的な事実ではない。個別的事実を取り出して現実を

²⁷ 『人権の彼方に』、31-2 頁。

²⁸ 『人権の彼方に』、33 頁。(強調は原文の通り)

描き出そうとする方法は、そうした事実を重く受け止めすぎている。というよりも、事実主体性が固着していることを無条件に前提している。しかし、資本の集中化が進み大衆社会状況が進行して以降、事実は客観的な力に圧倒されており、ときに主体性を覆い隠してしまう。その意味では、単純な現実の記述などありえない。事実の現われに眼を奪われることなく、むしろ主体性の動きに注意しなくてはならない。思想は、主体性の接合のあり様をめざす。

本論が友情という人間の徳性に着目するのは、権力関係だけでは表現し尽くせない、そうした国民社会の内部で生まれる多様な接合に照明を与えようとしているからである。もし何らかの展望が開かれるとするならば、それはそうした接合が起こりうる場においてでしかない。そのような場を離れて、「人民の前衛」が登場することなどありえない。難民が保護される圏域というのは、不分明ではなく明確に切り取られている。そのため、私たちとの間に、憎しみでさえも生まれる余地がない。まして、連帯を想像することなどほとんど不可能にちがいない。だとするならば、アガンベンの描き出すような展望の根拠はどこにあるというのか。友情の芽生える素地のないところには、いかなる展望も描きえないであろう。

友情について

そこで次に、友情という徳性の意味内容について考えておきたい。

ここでもやはり、ハンナ・アレントを参照したい。しかし、アレントは友情という問題を難民との関係性において論じたのではなかった。それは理論的には、意見と真理の関係性という文脈で論じられている。さらに同時代的な問題性としては、全面的な政治化の状況に置かれた哲学者の役割という問題として意識されている。

アレントは、『暗い時代の人々』という著作の序文において、友情の問題を取り扱っている。そしてそのときアレントは、不分明な時代状況を思想的な課題として引き受けようとする。アレントが「暗い時代」という言葉で表現する“暗さ”とは、公的領域に特有の明るさが失われたことの意味にほかならない。しかしこの表現の逆説は、現代の公的領域が、過去のいかなる時代よりもはるかに“明るい”というところにある。公的領域に登場する個人は、私的領域の暗がりから世界の明るみへと現われ出る。そして公的領域の光に照らし出されてはじめて、自分が何者であり、何を為しうるのか、ということ他者の眼に映し出すことができる。それは、私的領域にとどまるかぎり望むべくもない活動的生活となる。しかし、アレントが同時代的に経験した公的領域のあり様というのは、光によって真実を照らし出すという活動的生活にふさわしい場ではなくて、光によって飾り立てられた偽装の世界と化してしまっていた。残酷な現実には確かに進行しているにもかかわらず、公的領域に登場する人々は無意味なおしゃべりに興じていて、現実を闇へと押し込められている。きらびやかな世界は既成秩序を正当化しているが、誰一人、そうした世界で無駄話を繰り返している当人たちでさえも、公的領域の明るさを心から信頼してはいない。こうした時代経験をアレント

は、「暗い時代」と表現したのであった。そして『暗い時代の人々』という著作において、アレントが共感と尊敬をもって取り上げているのが、そのような暗闇に光を灯す、そうした人々の伝記であった。

そのための序文として、一九五九年にハンブルク自由市で行われたレッシング賞受賞演説「暗い時代の人間性—レッシング考」が掲げられている。十八世紀ドイツの啓蒙思想家レッシングを回想するなかでアレントは、「暗い時代」における世界との関わり方について考察している²⁹。

「暗い時代」は現代に特有の問題というわけではない。公的領域が疑わしくなり、人々が私的な利害への配慮以上のものを政治に求めなくなるという状況は、歴史上まれではない。しかしアレントによれば、現代と過去とを分かち決定的な断絶が存在する。以前であれば、公的領域が疑わしくなったとき、人々は古くから馴染みの伝統—「熟知された真理」—に頼ることができた。そのようにして世界の永続性は保証されていた。しかし現代では、そうした世界の支柱となるような伝統はもろくも崩れ去ってしまっている³⁰。政治的指導者の持ち出す復古は、かつての伝統のような機能

²⁹ アレントにとっての「世界」とは、人間の条件を構成する一要素である。アレントは人間の条件として、地球、生命、世界、複数性を挙げている。それらは、人間の本性といったものではない。そのため今後も永遠不変のものというわけではなく、たとえば、人間がいつの日か宇宙空間で生活するようになったときには、地球の重力という条件から人間は解放されるかもしれないし、あるいはまた、生命科学の発達によって生死の境界がすでに曖昧になってきている現在、生命という人間の条件のあり様もまた何らかの変化を蒙っていると考えられる。(『人間の条件』[志水速雄訳、ちくま学芸文庫、1994年]を参照せよ。)そうした人間の条件の一つである「世界」とは、人々の間に存在している人工物のことを指している。つまりそれは、「自然」とは明確に区別されてある。人間は、自身が作り出した世界によって条件づけられた存在としてある。そしてそうした世界が人々の間に存在していることによって、人間の複数性という別の条件もまた生まれてくることになる。もし人と人との間に世界が存在しなければ、あるいはそれが暗闇に包まれていて人の目に触れていないならば、人間同士を隔てると同時に関連づける何ものも存在しないことになる。そのとき各人は、孤独に陥るか、全体としての「種」へと包含されてしまうだろう。手仕事を作り出した世界がそこにあることによって、各人は各自の遠近法で物事を見ることができるようになる。すなわち、人間は複数でありうる。

³⁰ H・アレント『過去と未来の間——政治思想への8試論』(引田隆也、齊藤純一共訳、みすず書房、1994年)の序「過去と未来の間の裂け目」を参照せよ。

あるいはまた、アレントと同時代のユダヤ人亡命知識人であったテオドール・アドルノも、こうした伝統(=因襲 convention)との断絶を強く意識していた。産業社会の到来を予感していたゲーテが、伝統との架け橋として「礼節 tact」を人間性の拠り所としたことに触れながらも、アドルノは、そうした礼節でさえも困難となってきている現代社会のあり様を描き出している。

「礼節のはたらきはむしろ、その歴史的な位置と同じように逆説的であった。それは、証拠の定かでない因襲の要求と個人の野放図な要求の間に、もともと不可能な和解を求めるものであった。礼節が自らを測る処としては因襲以外になかった。いかに影響が薄くなっていたとはいえ、因襲は普遍的なものを代表していたのであり、実はこの普遍的なものが個人的要求の実質をも形づくるのである。礼節は偏差にまつわる規定である。その本領は、それを承知の上で規範から外れることである。ところで解放

をもはや果たしえないばかりでなく、公的領域に対する人々の信頼をいよいよ失わせる結果を招いているに過ぎない。支柱が失われたことは、思考にとっての自由が拡大したことを意味しているとも言うるであろうが、「世界自体がこれを利点とすることはできない」³¹。人々は公的領域を忌み嫌い、そこから逃避するようになる。いまや政治からの逃避によって、人々は自らの自由を実感している。

しかしこうした逃避のいずれによっても、世界にとって明瞭なある損失が生じます。失われるものは、こうした個人とその仲間との間に形成されたはずの、独特の価値を持ち、他のものによっては償うことのできない人と人との間の関係としての世界なのです。³²

レッシングの生きた時代においてもすでに、そうした支柱は揺らぎはじめていたが、まだ完全に崩れ去ってはいなかった。十八世紀との間にこのような決定的断絶を意識しつつもアレントは、レッシングから思考のあり様を学びとろうとしている。「暗い時代」に生きる人々がそうであるように、レッシングもまた、世界に安住することはできなかった。公的領域の光は疑わしいものに思われた。にもかかわらず、レッシングは、世界にこだわり続けた。このことをアレントは驚きをもって想起している。レッシングの論争的な性格は、世界から退却し孤独に思索するという方向へは向かわなかった。偏見を恐れることなく、偽装に満ちた公的世界へと飛び込んでいったのである。そしてそのときの彼の態度は、徹底的に批判的なものであった。レッシングにとって思考とは、一人で引きこもって自らと対話するということである以上に、人々の間に出て行って論争を戦わせるという行為者のそれであった。そうしたレッシングの思考を最も雄弁に物語っているのが、彼の「自立的思考」(Selbstdenken)というあり様である。

かれの「自立的思考」と行動との密かな関係は、かれが決して思考と結論とを結びつけようとしなかったことのなかにあります。事実、かれは自分の思考がみずから提出した最終的解決を意味するような結論を求めることをはっきり非難しました。すなわちかれの思考は真理の探究ではなかったものであり、その理由はある思考過程の帰結であるあらゆる真理が、必然的

された礼節が逸脱の基準となる普遍的なものをもたずに絶対的存在としての個人を相手どることになると、どうしても相手をつかまえ損い、結局、相手に不正を働く結果になってしまうのだ。(略) とどのつまりに、解放された純粋に個人的な礼節は虚偽の塊りになってしまう。今日礼節によって実際に個人の内部で触れられるのは、礼節が懸命になって黙殺しようとしている当のもの、すなわち各人が体現している現実の権力、あるいはむしろ潜在的な権力である。」『ミニマ・モラリア 傷ついた生活裡の省察』(三光長治訳、法政大学出版局、1979年)第一部 16節(37-8頁)。

³¹ 『暗い時代の人々』(阿部齊訳、ちくま学芸文庫、2005年)、25頁。

³² 前掲書、15頁。

に思考の運動を終息せしめるからです。レッシングが世間に流布した知識の酵母は結論を伝達しようとするものではなく、他の人々に自立的思考への刺戟を与えようとするものであり、それは思索者の間に対話をもたらそうとしたからにほかなりません。³³

こうしたレッシングの態度は、同時代的な「人間性」のあり様と比較したとき、その特異性がとくに際立つように思われる。十八世紀、フランス革命が人間同胞の苦しみに同情を寄せたように、世界によって迫害される人々に対する博愛主義の精神が「暗い時代の人間性」として発露してきた。ルソーが人間本性に共通なものとして、理性ではなく同情心を見てとったことにそれは象徴されている。しかしアレントは、人々の苦しみを見て憐れむという、同情心が人間の精神に働きかける強制力のようなものを怖れた。キケロの言葉を引用しながら、同情心によらない連帯の仕方をアレントは構想しようとする³⁴。

「なぜ、助けを与えられるときにも、むしろ憐れみを与えようとするのか。あるいはわれわれは、憐れみを持たずに親切であることはできないのであろうか」、言い換えれば、人間は他人の苦痛をみることで自分自身の苦痛に駆られ、かついわば強制されるのでなければ人間的に行動できないほど卑しい存在なのでしょうか。³⁵

くわえて、そうした同情心が作り出す親密な温もりを享受することが許されているのは、最も激しく迫害された最下層に属する人民に限られる、ということをアレントは強調する。「暗い時代」において公的領域の疑わしさに傷ついた者たちが、その傷を癒すために虐げられた人々の親密さに近寄ろうとする態度を、アレントは厳しく斥けている。世界に対して果たすべき責任をアレントは問うているのである。

問題は、もし人間性が空虚な慣用語や幻影に低下させられるべきでないとするなら、非人間的となった世界のなかにもどの程度の現実が保持されねばならないかということです。他の言い方をすれば、世界から放逐されるか、それともそこから退去してしまったような場合にも、われわれはどの程度まで世界への義務を負い続けるのかということです。³⁶

それに対する一つの答えが、レッシングによる世界との関わり方であった。それはアレントにと

³³ 前掲書、24 頁。

³⁴ 『革命について』（志水速雄訳、ちくま学芸文庫、1995 年）第二章「社会問題」を参照せよ。

³⁵ 『暗い時代の人々』、32 頁。

³⁶ 前掲書、42 頁。

っては、第三帝国の状況のもとにおかれたドイツにおいて、ドイツ人とユダヤ人との間に果たして友情は可能であったであろうか、という切実な問いかけとも重なっている。それは単なる寛容の問題ではない。そこで問われているのは、世界の中で各々が占める位置から超越して確かめあう抽象的な人間性ではなく、現実の堅固さを回避せずにあるがままの世界に抵抗しようとする頑なな人間性である。そのとき、虚偽的な罪責感や劣等感は、問題とはならない。率直な語り合いが関係性を作り出している。しかし、「暗い時代」においては、そうした人間性が市民権を認められることはほとんどないであろう。レッシングという人格は、あきらかに時代に逆行していた。

レッシングのような性向を持つ人間は、こうした時代とこうした限られた世界のなかではほとんど存在の余地がありませんでした。人々が互いに温めあうために近づきあうところでは、レッシングは遠い存在です。しかもなお、好戦的といえるまで論争的であったレッシングは、孤独に耐ええなかったように、あらゆる差異を抹殺する、度の過ぎた兄弟的な親密さにも耐えられませんでした。かれは論争を行った相手と実際に仲違いすることに熱心であったわけではありません。かれはただ、世界の出来事やそのなかの事柄について絶えまなく頻繁に語りあうことによって、世界を人間的にすることに関心を寄せていたにすぎません。かれは多くの人々の友人になることを望みましたが、誰の兄弟となることも望まなかったのです。³⁷

こうしたことから分かるように、アレントがレッシングを通して論じている友情とは、ふつう理解されているような親密さの一種ではない。何でも語り合える気の置けない仲間、という意味での友情とは少し異なる。そうしたプライベートな徳性というよりはむしろ、政治的な徳性として描き出されている。

つまり、アレントが友情について論じるとき、その念頭にあったのは、「真理の専制」という政治的な問題であったということである。もちろん現代においては、真理について多くが語られることはない。その代わりに、科学的な正しさや「客観性」が主張されるようになった。それは、イデオロギーの問題と言えるかもしれない。現在、公的領域で行われる議論の多くでは、「正しさ」によって相手を論駁するというスタイルが支配的である。さまざまな「科学的」根拠が持ち出され、相手方の根拠の信憑性を突き崩すことで議論を圧倒しようとする。たとえば、戦争の記憶にまつわる歴史観をめぐる論争は、非常にしばしばそうした構図に囚われてしまう。そのような「正しさの専制」に対してアレントは、レッシングの論争スタイル——それは、おどろくほど「客観性」に欠け、偏見に満ちている——から、世界への人間的な関わり方を学び取ろうとするのである。

たとえばアレントは、挑発的な仕方で次のように問いかける。もし、ナチスの人種理論の科学的

³⁷ 前掲書、54－5頁。

な「正しさ」が完全に証明されたと仮定したなら、すなわち、ある民族が劣等であることが科学的証拠によって明白に証明されたとしたなら、そうした「正しさ」はその民族の絶滅を正当化するであろうか。それに対して、「汝殺すなかれ」という道徳的戒律を持ち出して反駁するのではないとしたら、レッシングは次のように問題を提起するであろうとアレントは考える。「こうした原則は、それが如何に確実に証明されたものであれ、二人の人間の間の一個の友情を犠牲にするほど価値を持つものであろうか」³⁸。ドイツ人とユダヤ人との友情を否定するような原則は、たとえそれがどれほど「正しい」ものであったとしても、互いの間に生じる共通の世界を損なうがゆえに受け入れることはできない。互いの信じる「正しさ」を押し付け合うのではなく、互いの限定的で間違った（しかしそれゆえに、限定的に真実を保持している）意見を交換することで、間に生じた世界に多様な照明を与え、非人間的で暗闇に包まれていた世界を明るみに出すことができる。そのためには、「正しさ」を犠牲にしてでも、友情を持ち寄りなくてはならない。

この友情というテーマは、アレントの「哲学と政治」という論稿においてもさらに展開されていく。「暗い時代の人間性」では、時代状況が人々を政治から遠ざけてしまうという問題が論じられていたが、「哲学と政治」のなかでは、哲学者が公的領域に不信の眼を向けてきたことが問題として論じられる。そこでは、ソクラテスやプラトン、アリストテレスといった西洋政治哲学の創始者たちが登場するのだが、そのときアレントの念頭にあったのはやはり、同時代の暗闇を経験した知識人のあり様であったと考えて間違いないであろう。そうでなければ、政治と哲学の関係性などいままさに取り上げる必要はない。アレントが特に意識していたのは、自らの哲学の師でもあった、マルティン・ハイデッガーとカール・ヤスパースという二人のドイツ哲学者であろう。公的領域の偽りから逃れるようにして哲学へと引きこもったハイデッガーと、公的領域の光を愛し人間性を肯定したヤスパースという、この二人の対照はアレントに、哲学と政治はどのような関係性にあるべきなのかという大きな課題を突きつけることになったのである。

ソクラテスへと遡ることでアレントは、友情を政治的な原理にまで高めようとした。さらに、論争好きのレッシングという批判的知識人のあり様とは違って、ソクラテスは一对一の対話を重んじた。この対話という形式において、哲学はその政治的な役割を見出すこととなる。

しかしそもそも、なぜ哲学が、政治的な役割など果たさなくてはならないのか。アレントは、ソクラテス裁判に絶望したプラトンという故事をわざわざ持ち出してきて、哲学と政治の決別の起源を語り起こしているが、そうした昔話によって哲学に政治的な役割を担わせようとする議論の仕方にはやはり無理があると言わざるをえない。哲学の提出する問いが世俗的な関心を超越していることは、アレント自身も認めている。プラトンが『国家』において描き出した、哲学王による支配という政治体制を本気に受け止める者などいるはずがなかった。そうしたプラトンに象徴されるような哲

³⁸ 前掲書、53頁。強調は原文の通り。

学者と世界とのズレを指摘するアレントもまたしかし、彼女特有のアナクロニズムに囚われているように思われる。哲学がその起源において世界から離れてしまったことが、哲学が世界に対して無責任であることの本当の原因ではない。歴史への介入の仕方は、近代以降の主体性の問題としてある。それは、哲学という学問領域の問題ではない。それゆえ、哲学者に世界への責任を担わせたいというアレントの願いを、ここで必ずしも共有する必要はないであろう。むしろ、アレントの議論において重要であるのは、友情によって、支配による統治の隙をつくつという、そうした企図を読み込むことである。

ソクラテスが行ったような対話は、何らかの結論に到ることを目指したものではない。かえって、ソクラテスとの対話の後では、対話相手はしばしば何の結論も持たないままに帰途に着く羽目になる。臆見 *doxa* の破壊と言われるこうした対話の機能は、現代的な文脈で言えば、イデオロギーの脱構築を意味していた。それは、「正しさ」によって相手の論拠を論駁するという論争スタイルとは違う。というのも、そうした論争においては非常にしばしば、反駁されればされるだけ、互いが互いの「正しさ」にいよいよしがみつくといい不毛な事態を招くからである。それに対してソクラテスとの対話は、誰一人真実を専有することなどできないし、その者がどのようなものを見方しているのかは、誰一人、その当人でさえも、対話のはじまる以前に前もって知ることとはできない、ということ前提としている。そのため、関係性において「正しさ」が支配的となることはない。そうした対話の形式は、友人同士の会話にこそふさわしい。

有意味であるために結論に至る必要のないこの種の対話こそ、友人たちにとって最も適切な対話の形態であり、友人たちのあいだでごく普通に交わされる対話の形態であることは、自明である。事実、友情とは、かなりの程度、友人たちが共有する何事かに関してこうした会話を交わすところに成り立っている。彼らのあいだに共有されている事柄について語り合うこと、そのことによってその事柄は、なお一層、彼らに共通のものとなる。そうした共通の関心事は、そのような語らいを媒介としながらその個性と明瞭性を獲得し、さらに精緻化され、展開され、時間と生の深まりを経て、ついには友情において共有されるそれ自身の小さな世界を構成し始めるのである。これを政治的に言い換えれば、ソクラテスは、アテナイの市民のなかに友人仲間を作ろうと試みたといえよう。³⁹

アリストテレスが洞察したように、政治的な共同体は、平等化へと向かう途上に形成される。不平等な関係性の固定化された身分関係が存在するところに、政治的な共同性は生じてこない。経

³⁹ Hannah Arendt, "Philosophy and Politics", *Social Research: An International Quarterly of the Social Sciences*, Vol.57. No.1 (Spring 1990), p.82. 「哲学と政治」(千葉真訳、『現代思想』、1997年)、94-5頁。

済的な再配分によって平等が促進されるのと同様に、友情もまた、政治的な関係性を平等化していく。しかしもちろんのこと、そこで促進される平等化とは、全体主義的な差異の抹消ではない。それは、共同体建設のための、対等のパートナーとしての承認にほかならない。そのためアリストテレスにおいては、格差を解消しようとする正義よりも、差異を強調する友情の方が政治的原理として重視されることになる。

共同体とは、友情が作り上げていく当のものである。明白なのは、この平等化が、論争的な問題としては、市民相互の絶えざる差異化を、一種の闘争的生活に内在的傾向性として内包していることである。アリストテレスが結論づけるところによれば、正義——プラトンが、正義に関する偉大な対話篇である『国家篇』のなかで説明したように——ではなく、友情こそが、共同体を結びつける紐帯なのである。アリストテレスにとっては、友情の方が、正義よりも高次の徳性にほかならない。なぜなら、正義は友人たちのあいだではもはや不要になるからである。⁴⁰

正義よりも友情を重んじるというこうした考え方は、政治的な行為として権利要求や格差是正を訴えることに慣れている現代のわれわれにとっては馴染みのうすいものであろう。しかしよく考えてみれば、もし政治が正義の実現に限られるとするならば、“主張”する必要はあっても、“対話”する必要はないことになる。というのも、さまざまな要求や主張が適切に政治過程に取り込まれるということが保証されている場合には、各人が寄り集まって各々の意見をぶつけ合う必要などなくなるからである。不満を吸収する装置が用意されていて、不満を抱えた者はそれに向かって声を上げる。政治的な行為とは(たとえそれが集団的に組織されているような場合であっても)、そのような個別的な営為に限定されてしまう。それに対して、友情に基づいて行為するとき人は、支配者に対して要求や主張を掲げているのではなく、対等な相手との交流を求めている。相手が自分と対等である場合には、自分自身の利害関心は後景へと退いていく。そして互いに、世界に対するものの方を見方を表明し合うようになる。それぞれの遠近法を持ち寄ることで、世界によりはっきりとした輪郭を与えることが、政治的な行為の核心を構成する。そしてそのとき、各人は、要求や主張をしていただけでは決して知りえなかったような自分自身と出会うことにもなる。すなわち、政治的な人格を獲得する。

この友情を重んじる政治的な人格とは、どのようなものであろうか。アレントによればそれは、自己との対話に習熟した人格である。自己自身の声に耳を傾ける術を知っている者だけが、他者の声にも耳を傾けることができる。ソクラテスは自己と不調和であることを最大の悪であると考えた。

⁴⁰ 前掲論文、p.83, 95—6 頁。

というのも、信頼の置けない他者を避けることはできても、信頼の置けない自分自身から逃れることは絶対に不可能だからだ。このことはまた、他者関係についても同様である。自己と不調和であるような人格、すなわち、自分の頭でものを考えることをしない人間に信頼を寄せることなどできない。というのも、そうした人格は、自らの行為と言葉に責任を持つことができないからである。自分でも疑わしいと思っている行為や言葉に、人は本当の意味での責任をもつことなど決してできない。

それでは、自己との対話が友情の礎となるのはなぜか。それは、そうした対話相手である自己が、潜在的に他者を代表しているからである。すなわち自己とは、固定した実体的な人格であるというより、機能性を帯びた存在としてある。

だが、単独性のなかで私の傍らに共にいる自己は、それ自身、すべての他の人々が私に対して有するのと同程度の明確で無比な立体性や区別性を帯びることは決してない。むしろこの自己は、つねに可變的であり、幾分か両義的であり続けるのである。私が私自身のそばに（一人で）いる際に、この自己は、この可變性と両義性の形態において、すべての人々を、またすべての人々から成る人間性＝人類を私に対して代表する。他の人々の行動に関する私の予想——そしてこの予想は、すべての経験に先行し、それらの経験全部よりも生き延びていく——は、私が共に生きている自己の持続的に可變的な潜在力によってかなりの程度、決定づけられている。⁴¹

自己との関係性は、そのまま世界における他者との関係性に反映される。私は、私自身が考えたり言ったり行ったりしたとおりの人間になっていくし、世界もそのように変わっていく。自己を抑圧し支配しようとする人間は、他者をも抑圧し支配しようとするであろう。

ここに、友情にとっての最大の政治的意義も存する。友情は、支配を出し抜くことができる。友情に基づいた関係性にあっては、支配は方向性を見失う。友情に習熟した人々からなる共同体は、支配によらない政治を実現することができる。だからと言ってももちろん、すべての支配関係が廃絶されるわけでは決してない。友情はその間隙に形成されるにすぎないかもしれない。しかし、既存の政治システムが人々に提供する公的生活とは根本的に異なった経験を、友情の政治は醸成することであろう。そして、グローバルな人の移動が、現代において国民社会の内部に生み出している「不分明地帯」こそ、友情を育むための恰好の土壌となる。

ハンナ・アレントの描き出す公的領域のあり様に関しては、これまでもさまざまな立場から批判が加えられてきた。たとえば、フェミニズムの立場からは、アレントが私的領域と公的領域を厳密

⁴¹ 前掲論文、p.88, 99 頁。

に切り離したことによって、結果として、公的領域が排除の機能を果たしているという批判が行われてきた⁴²。あるいはまた、ドイツの政治哲学者ユルゲン・ハーバーマスが指摘したように、アレントの描き出す公的領域は、政治にまつわる権力の次元を捨象してしまっていると批判されたりもする⁴³。こうした批判の是非をここで論ずる余裕はないが、それでも一つだけ指摘しうることとしては、そうした批判の多くが、公的領域に友情という関係性の次元を注入しようとしていたアレントの意図を十分には考慮できていないのではないか、ということがある。

純粋な公的領域やそこで達成される友情などイデオロギーにすぎない、という言い方は、それ自体が一つのイデオロギーとなっている。あらゆる領域や人間的行為に支配権力と資本の不可逆的な浸透を読みとるという作業は、社会的な批判理論の常套手段となっているが、思想的な生産性には明らかに欠けていると言わざるをえない。たしかに、公的領域も友情という徳目も、客観的な情勢から完全に自由ではありえない。しかし、友情が作り出す関係性にも不純なところがあるからといって、不純さばかりを強調してよいということにはならない。本当に重要なことは、友情という次元で構成される公的な領域に、権力や資本という客観的な力が及んだとしても、そうした力

⁴² 代表的な論文としては、たとえば、Hanna Pitkin, “Justice: On Relating Private and Public”, *Political Theory* 9, 1981. がある。しかし、九〇年代に入ると、フェミニズム内部で主体性の問題が再考されるようになり、アレントの思想にも再び注目が集まるようになった。ボニー・ホーニグ編『ハンナ・アレントとフェミニズム——フェミニズムはアレントをどう理解したか』（岡野八代・志水紀代子訳、未来社、2001年）を参照せよ。とくに本論との関連で言えば、第6章の「『暗い時代』の友愛について」（リサ・J・ディッシュ）が興味深い。そこにおいてディッシュは、アレントの「暗い時代の人間性」という講演テキストをパフォーマンスに読解する方法を提示している。

「アレントは、このレッシング賞受賞の場を『用心深い加担』の実践を擁護するだけでなく、まさにその加担を上演する場としても利用している。授与者側は、アレントを祖国に呼び戻し、またレッシングの継承者と位置づけることで、ドイツを啓蒙的ヒューマンイズムと同一視することを望んでいる。一方で、アレントはこの素振りに出会うとき、かれらが彼女を演説のために招いたその立場がいかに不可解なものであるかを示すことによって、観衆を困惑におとしめようとするのだ。彼女は、ドイツ人論争家の名を冠した賞を受ける名誉を与えられた、ヒューマン主義の普遍主義を批判するドイツ系ユダヤ人である、と。自らに与えられたアイデンティティにおいて抵抗することによって、アレントは受賞を拒否することなく、それにどうにか反駁しようとする。彼女は観衆に、彼女とかれらはドイツの再建という世界的な出来事にけっして同じようにかかわってはいないということを感じさせることによって、翻って、『古い真理』を再び持ち出そうとするノスタルジックな願望——それは、彼女がけっして共有できない自画自賛的な利害心であるが——を、関心(inter-est)に変えようとしている。その関心とは、『暗い時代の人間性』という問いかけによって公的領域に光を招き入れようとする、彼女とかれらが共有する責任に他ならない。」(246頁)

⁴³ ユルゲン・ハーバーマス「ハンナ・アレントによる権力概念」『哲学的・政治的プロフィール(上)』（小牧治・村上隆生訳、未来社、1994年）、『他者の受容——多文化社会の政治理論に関する研究』（高野昌行訳、法政大学出版局、2004年）などを参照せよ。

は方向性を見失ってしまうであろうという可能性を見落とさないことである。友情の紡ぎ出す関係性は、力のベクトルを攪乱させることができるかもしれない。もしそうだとするならば、民主と平和は必ずしも、支配権力によって保障され与えられるものではなく、友との友情のように、選び出され強い絆となっていくはずである。

おわりに

従来、政治理論や法理論の立場からは、難民問題は、配分的正義の問題として主に論じられてきた。いかにして難民を保護し権利を保障していくのかが、そこでの主要な関心となってきた。それに対して本論では、難民問題を友情の問題として提起したい。友情という観点とは、法制度によっては汲み尽くせない、政治理論に固有の問題性を構成している。それはつまり、難民問題を法制度によって解決する問題としては考えない、ということの意味している。もちろんこのことは、難民に対する権利保障などの措置が不必要であるということを行っているのではない。そうではなくて、これまで難民問題がそうした問題としてだけ論じられてきたことは、果たして問題のないことだったのか、と問うているのである。難民問題を配分的正義の問題へと還元してしまうことで、友情という問題は覆い隠されてしまう。あるいは、友情の問題は、その次の段階の問題、と考えられることになる。つまり、配分的正義の問題が解決したなら、難民との友情も可能となるであろうということが、ほとんど根拠なしに自明のこととして前提されている。しかし、本論ではそのような前提はとらない。これは段階の問題ではない。正義の問題へと還元されるにしたがって、難民は、制度的身分へと取り込まれ、私たちとの関係性は希薄化していく。友達になるチャンスはどんどん遠ざかる。大事なことは、正義の実現を辛抱強く待つことではなく、別の位相において同時に、友情を追求することであろう。

そしてそれは、国民社会の内部において起こるであろう、と私は考える。さらにそのとき、友情は、難民を直接の相手とするのではないかもしれない。というのも、現実の難民は、本章の最初のところで「第三国定住難民」のあり様を見たように、国民社会から隔たって存在させられているからである。それゆえ、国民社会の内部に生じた不分明地帯において私たちが出会う他者とは、難民その人ではないかもしれない。しかしにもかかわらず、そこで取り結ばれる友情は、支配の意図をくぐり抜けることで、あらゆる関係性への媒介となることができる。

序章では、友情という観点が切り開くであろう展望について素描してきた。それとは対照的に、以下の各章においては、私たちと難民とが疎遠になっていく過程を詳細に分析していく。さきに論じたとおり、ハンナ・アレントの描き出した二〇世紀前半の難民の状況というのは、まったくの無権利状態に置かれ、誰からも顧みられることなく、世界からはじき出されてしまっていた。しかしこのことは同時に、逆説的な状況も生み出している。二〇世紀前半までの国民国家体制や国際社会

は、難民という存在をどのように扱うべきかまだ決めかねていたために、避難民たちは支配権力を潜り抜けさまざまなカテゴリーに紛れ込むことができた。すなわち、私たちの間に溶け込む余地が残されていた。しかしもちろん、いったん無権利状態が明るみに出してしまうと、その後には最悪の結末が待ち受けていた。

それに対して、二〇世紀の後半に確立された難民レジームにおいては、難民という地位は、国民国家システムに織り込み済みの身分として制度化されていった。そのため、少なくとも建前の上では、難民が世界に見捨てられることはあってはならない。難民には保護が約束されたのである。しかしこのことは同時に、難民と私たちとの間に存在した不分明地帯を取り去ってしまう。難民と私たちとがはっきりと隔たったことによって、難民に対する保護は可能となったのである。そしてそれと同時に、かつては私たちと似通った存在であった難民は、縁遠いイデオロギー的な存在となっていくた。

こうした難民の地位の変容について、これまでいかなる政治理論や法理論も十分には説明できていない。そうした地位の変容は、人権や人道という理念の浸透と拡張という、直線的な進歩であると観念されてきた。しかし私は、私自身が難民という存在に感じている抽象的な疎遠さを、そのような“進歩”の結果であるとはどうしても思えない。難民に固着した共通認識を問い直したとき、現実はどのような相貌の下に現われるであろうか。

イスラエルの侵攻によって壊滅的な被害を蒙っているパレスチナのガザ地区は現在、外部世界から遮断されている。そのため私たちは、内部の様子をほとんど知りえない。国際社会は、パレスチナ難民を政治的に対等な交渉相手としてではなく、人道的保護の対象として扱っている。そして「中東和平」はつねに、パレスチナ人民の頭ごしに、大国間で合意される。パレスチナ難民は、一体いつまで保護されつづけなければならないのであろうか。

二〇世紀は、難民という存在の登場によって、国民社会内部に不分明地帯を発生させた。そうした不分明地帯は、難民を身分化して切り離すことによって外観としては解消された。しかし、一九八〇年代以降、先進各国の国民社会の内部では、“移民問題”という形で不分明地帯が再び発生してきている。そのとき、すでに身分化されてある難民という存在は、不分明な移民と対照されてさらに特権化されていった。

国民社会内部に形成される“不分明地帯”というのは、支配する側とされる側とではまったく違って見えてくる。支配する側から見たときそれは、不確かで捉え難いもののように思われるであろう。支配の言説はそれを表現する言葉を持たない。それゆえ、不安を掻き立てられるのである。他方、その渦中に身を置く人民の側にとっては、これほど明確でダイナミックな様態はほかにない。あらゆる行為の結果は支配の論理ではなく、人間相互の対等な関係性に導かれる。人格の独立が経験される。支配者にとっては友情ほど疑わしくあいまいなものはないが、不分明地帯に生きる人民にとっては、友情こそが、政治への信頼を回復させ世界への参与を励ましてくれる原理となるで

あろう。

封鎖されたガザ地区の難民たちは、さまざまな物資を運び込むためにエジプトとの境界付近でトンネルを掘り進めている。イスラエルの空爆によって繰り返し破壊されたのにもかかわらず、彼らは掘り続けた。エジプトへと通じるこれらのトンネルは、いわば不分明地帯を作り出そうとする試みであり、パレスチナの住人を難民として封じ込めようとする国際社会に対する抵抗を象徴している。このことを言いかえるならば、パレスチナ人は、どうにかして難民でなくなろうとしている、ということであろう。不分明地帯を作り出すことで、独立の可能性を生み出そうとしている。国際社会によって保護されて与えられるような「独立」ではなく、支配の構造をくぐり抜けた先に開ける友情の世界に、真の独立を描き出そうとしているのではないだろうか。

第二章「国民と難民」においては、国民国家という組織化原理と難民発生とが密接に結びついていることを論じる。国民国家において国民が国民としてあるその存在の仕方は、難民が難民として存在しているその仕方と存在論的な関係性にある。そのような意味において、国家が存在していなければ難民もまた存在していない、ということを経験的に論証していく。

第三章「冷戦と難民」においては、第二章において存在論的に確認された難民という存在が、冷戦体制のもとで身分として固定化されることで、かえってその存在論的起源が覆い隠されていく、そうした過程を分析した。つまり、本論のテーマである、難民と私たちとの切り離しは、冷戦体制によって作り上げられ規範化されたものであることを論証していく。そしてそこから、あたらしい難民の定義を練り上げていった。このあたらしい難民の定義は、第二章で論じた存在論的起源を組み込み、さらに戦後の難民レジームを分析するための道具立てとなるように工夫されている。

第四章「難民という『事業』」においては、第三章で作り出したあたらしい難民の定義を、具体的な事例分析に用いている。一九五〇年代末から一九八〇年代初頭にかけて行われた在日朝鮮人の北朝鮮への「帰国事業」を取り上げる。一九七〇年代末にインドシナ難民がボート・ピープルとしてやって来るまでは、日本にはいわゆる“難民問題”は存在しないと考えられてきた。しかし、本論の提起する難民に対するあたらしい認識によれば、一九五〇年代末にはじまった北朝鮮への「帰国事業」は、“難民問題”として考えることができる。それは結果として、日本における難民に関する言説を批判的に再検討することにもつながっていくであろう。

第五章「移民と難民」では、戦後の難民レジームにおける難民の地位の変容過程を追いかける。難民としての地位は、とくに一九八〇年代以降、移民という存在と区別されることによって、その意味内容を拡充していく。またそれと同時期に、難民研究という研究分野が確立されてくることによって、難民という存在は学的対象ともなっていく。こうした一連の動きによって、難民の地位は変容していくことになる。そしてさらに、そうした地位の変容は、主権の変容のあり方とも密接な関わりがあることを論証していく。

第二章 国民と難民 —— 難民の存在論的起源を問う⁴⁴

はじめに

本章では、難民という存在の存在論的な起源を明らかにしていきたい。難民とは、政治的信条を異にする亡命者だけでなく、自らの与り知らぬ様々な事情——それは例えば、民族的あるいは宗教的な迫害、終わりの見えない地域紛争、大規模な自然災害、抜け出しがたい貧困、強制的に立ち退きを迫る開発など——によって、住む場所を奪われ何らかの保護を必要としている人々であると一般的には考えられる。しかし、こうした避難民としての難民という一般的な理解は、必ずしも難民の存在論的起源を含意しているとは言えない。避難民はすなわち、難民ではない。難民になる、という契機を経なければ、避難民は難民とはならない。難民になるとは、どういうことを意味しているだろうか。そのことについて、本章では考察していく。

冷戦体制の下で発展した難民レジームは、そうした難民の存在論的起源を覆い隠すことで、難民に対する保護を拡充させていった。その過程については、次章以降で詳しく論じていくつもりである。本章では、国民国家システムと難民という存在とが不可分に結びついているということを論じる。国民国家という政治的共同体の組織化原理に媒介されてはじめて、避難民は難民となる、ということを明らかにする。その意味では、難民という存在はこの世界にとって、例外的な存在ではなく根源的な存在であると言えるであろう。

国家が存在しなければ、難民は存在しない。そのことの意味について考えてみたいと思う。

国家が存在しなければ、難民は存在しない、という言い方をすると、そもそも国家というものがなければ、国境も存在しないし難民も自由に迫害から逃れることができる、という意味として受け取られてしまうかもしれない。しかしここで言いたいのは、国家を廃棄し国境を開放せよ、というような非現実的で無内容な主張ではない。そうではなくて、もしも国家が現在のようなあり方をしていなければ、難民も現在のようなあり方をしていないであろうということを明らかにしていく。そのことについて以下論じてみたい。

それでは現在、国家はどのようなあり方をしているだろうか。ここで念頭に置かれている国家とは、十九世紀以降に発展してきた国民国家にほかならない。その上でさらに注目したいのは、その国民国家における国家と国民との関係性である。国家と国民との関係性は、近代において決定的に変容し、まったく新しいものとなった。その変容過程については、後段で詳しく論じていくこととし、ここでは簡単にその結論だけを述べるにとどめておこう。

⁴⁴ 拙稿「国民と難民の出会いとこころ」(『一橋社会科学』第三号、2007年7月、231-255頁)を加筆・修正した。

国民国家という国家形態は、国民の一人一人を同定しようとする。その者が何者であるのかを、国家の側は把握し名づけようとする。そうすることによって、国家は国民全体の保護を成し遂げようとするのである。そして国民の側は、そうした保護の見返りとして、国家に対して義務を負うという関係にある。このことが、国民国家とそれ以前の国家形態との決定的な差異である。

このとき、物事の順序を取り違えないように注意しなくてはならない。国家との関係においては、まずはじめに、よそ者が同定されたのではない。だれがよそ者であるのかということに、もともとの関心は向けられたのではなくて、だれが保護すべき自国民であるのかということに国家の関心は向けられたのである。この順序を忘れてはならない。というのも、現在の私たちにとっては、国民が国民であることよりも、国民以外の存在との差異に関心が集まりやすいからである。

難民に関する議論においても、たいていの場合、難民とはよそ者であるから受け入れが難しい、ということが当然のこのように受け取られている。しかし、そうした議論はすでに物事の順序を取り違えてしまっている。難民がよそ者として同定され、その受け入れが難民問題として問題化するよりも先に、国民が国民として名指しされ保護されるという事態が起こっていたのである。難民問題を問題として認識する視座はすでに、国民の国民化を規範として自然化してしまっている。

それは言いかえるなら、国民というあり方が前提とされてはじめて、難民というあり方は例外的なものとなる、ということの意味している。国民の国民化ということが起こる以前に、難民が異常事態として認識されることはなかった。ある共同体から迫害された結果、他の共同体に庇護を求めて逃亡したり、あるいは不運にも住むべき場所を失った人々が移動して来たりするなどといったことは、人間の歴史においてはどこにでもつねに見られる出来事であった。その意味では、避難民状態とは、例外ではなく常態であったさえ言えるであろう。難民を歴史的に例外的な存在としているのは、近代以降の国民国家に特有の事情である。国民国家の国家－国民関係から押し出されるようにして、難民は難民となった。言いかえれば、国民を国民ならしめている原理が通用しているからこそ、難民を難民として受け入れる（あるいは受け入れない）という原理もまた通用しているのである。

国民国家システムにおいては、国家はその国民に対して責務を負っている。自国民が国内にいるときはもちろんのこと、他国内に滞在中においても、国家はその国民に対して保護を約束する。こうしたことは歴史上、けっして当たり前のことではなかった。自国を長期間離れて生活している者が、それでもまだ出身国の国民であるなどという保証はどこにもなかったし、まして他国にいる自国民に対して出身国が保護を提供するなどということもありえなかった。というよりも、そもそもだれが他国に住んでいるだとか、だれが出国したなどということを国家は把握していなかったし、把握する必要もなかった。それとは対照的に、国民国家という国家形態は、国民の居場所をつねにつき止めようとする。自国の領土外であっても、執拗に追跡する。そして国民の側は、そうした追跡を甘受することで、いつでもどこでも国家からの保護を享受できる。歴史家のジョン・トーペイ

が、近代主権国家の国家－国民関係を「抱き込むembracing」という言葉で表現したのは、つまりはそういう意味である⁴⁵。近代以降の主権国家システムとは、そのような国家－国民関係が相互に成立している国際関係にほかならない。難民が難民として受け入れられる(あるいは受け入れられない)理由は、そうした国民国家レジームに特有の国家－国民関係に由来しているのである。

難民が難民として受け入れられる(受け入れられない)ことには、理由がある。上に論じた国民国家レジームにおける国家－国民関係によって定義するならば、難民とは、追跡不能となった存在であると言える。もう少し付け加えるならば、いかなる国家もその存在を追跡しようと欲しない、あるいはその者自身が出身国からの追跡を拒んだ結果、追跡不能となった存在、それが難民である⁴⁶。

もはやいかなる国家も、その存在を保護するために追いかけては来ない。名づけの親も育ての親も失ったその存在は、こうして難民となった。追跡するために国家が必要としている、同定可能な公式のアイデンティティーを難民は失ってしまっている。難民には名前がない。それゆえ、難民問題の解決が匿名的な“国際社会”に委ねられたことは、国民国家レジームの必然であったとも言えるであろう。

配分的正義を説く自由主義の立場からnationという単位を擁護する、多文化主義者の政治理論家であるウィル・キムリッカによれば、難民が被った(被っている)不正義を補償する義務は、難民受入国の側には発生しないことになる⁴⁷。国家にはすべての国民を保護する義務があるという、国民国家レジームの建前を固持するかぎりにおいて、それは正しい。難民が被った(被っている)不正義を補償する義務は本来、難民の出身国に課されることになる。しかし、難民の出身国がそうした義務を果たすのを拒んだり、あるいはそうした義務を履行する能力を出身国が持たないがために、難民は他国に庇護を求めざるをえなくなる⁴⁸。

⁴⁵ J. Torpey, *The Invention of Passport: Surveillance, Citizenship, and the State*. Cambridge University Press. 1999.

⁴⁶ 難民という存在について理論的に考察したアンドリュー・シャックノフもまた、難民性が国家－国民関係に由来したものであることを指摘している。

「概念的に言えば、しかしながら、難民性と移動とは関連がない。難民性とは、出郷者とその出身地との領域的な関係性ではなく、国民と国家との間のもっぱら政治的な関係性のことである。難民性とは、保護されていない無国籍状態の一形態である。」

A. Shacknové, “Who is a Refugee?” *Ethics*. Vol. 95, No.2 (Jan., 1985), p.283.

また、シャックノフの議論については、本論の第三章「冷戦と難民」を参照せよ。

⁴⁷ W. Kymlicka, *Multicultural Citizenship*, 1996. Oxford Univ Pr. p.99

⁴⁸ 現在のアフリカにおいて蔓延している紛争状況を前にして、そうした紛争への外部からの介入の原理を導くために、紛争解決の専門家であるフランシス・デンらは、「責任としての主権」という概念を打ち

ここで、おなじみのジレンマが登場する。難民が被った(被っている)不正義は、一体だれが補償すべきなのか。この問いがつねに、難民という存在にはつきまとうことになる。そして言うまでもなく、こうした問いの構造を支えているのが、国民国家レジームに特有の国家－国民関係なのである。その構造においては、正義とはつねに、国家と国民との蜜月の関係性のなかで実現されるべきものとしてある。それゆえ、そうした関係性を断ち切られた存在である難民にとっては、正義を回復するための手がかりはほとんど残されていない。政治的な後ろ盾がなければどこまでも抽象的な概念にすぎない“人権”や“人間性”といった理念に難民がこだわり続けるのは、ほかに拠り頼むべき絆を彼女らが持たないからである。

たしかに難民は、二〇世紀においては、その数の多さによって鋭く問題化してきた。その数の多さに圧倒されたからこそ、難民政策は困難を極めたのであった。とくに一九七〇年代以降に発生した難民というは、南の発展途上世界から北の先進世界への移動、あるいは東の共産世界から西の自由主義世界への移動以上に、南から南への難民の移動を引き起こした。その結果、難民が大量に流入した発展途上世界では、そうした流入そのものによって国家の存立が脅かされる事態までも招いている。そのような問題の緊急性に比べるならば、ここで論じている事柄はひどく悠長なものに思われるかもしれない。

ここで論じられている問題は、あくまでも北側、すなわち先進国側による難民受け入れに関わる難民問題にすぎないのかもしれない。難民の受け入れが国の安定を脅かすという議論は、発展途上世界における同様の議論の切実さとはかけ離れた次元で、先進世界においても近年喧しい。それに対して、そうした議論には妥当性はない、すなわち、先進諸国にまでやって来ることのできる難民の数は限られており、そうした難民を受け入れたとしても安全を脅かすようなことにはならないとして、先進諸国の制限的な難民政策を批判的に検討する研究も数多く行なわれている⁴⁹。

にもかかわらず、やはり問題として残り続けるのは、そうした議論の応酬に埋め込まれたまま不可視になっている、難民という存在の不自然さであろう。国民を追尾するシステムが技術的にますます高度化し完璧なものとなっていく先進世界においては、そのような同定過程を逃れた難民という存在は、縁遠く不気味なままである。かつてハンナ・アレントがあげすけに言い放ったように、ある国で「人間の屑」として放り出された人間は、どこに行ったとしてもやはり、「人間の屑」としてし

出し、ヨーロッパ起源の主権概念を変容させる必要性を主張している。

Deng, Kimaro, Lyons, Rothchild, and Zartman *Sovereignty as Responsibility: Conflict Management in Africa*. Brookings Institution. 1996.

デンらの議論については、本論の第五章「移民と難民」においてより詳しく論じた。

⁴⁹ 代表的な研究としては、*Global Migrants, Global Refugees: Problems and Solutions*. Edited by Aristide Zolberg and Peter Benda, Berghahn Book. 2001. または、小泉康一『国際強制移動の政治社会学』勁草書房、2005年、第一章五節を参照せよ。

か扱われない⁵⁰。それが、国民国家レジームの本音であろう。にもかかわらず表向きは、難民は国民国家レジームによって「保護」されてきた。ここに、本音と建前のズレがある。そしてこのズレは、難民保護という実践が国民社会と切り離されてあることによって担保されている。本音を押し隠したままの国家による難民保護はそれゆえ、些細な出来事によって、すぐにも反動的な対応へと流されてしまうであろう。

外国人の素性を明らかにしようとする国家の意図とは、その者に対する自らの責務を限定し、責任を負いきれないと判断したならすぐにでも出身国へと送り返すことができるようにしておくことにある。すなわち、いつでも移送可能な状態にしておくために、自らの監視下に置こうとするのである。ところが、難民とは、移送不可能な存在である⁵¹。そのように移送不可能であるはずの難民を、いかにして移送可能な状態とするのか。各国の難民政策が恣意的であると非難されるのは、そのような意図に基づいた政府の手際に対してである。庇護申請者が難民でないことが証明されれば、その者は再び移送可能となる。すなわち、責務はすべて出身国に押し付けることができる。しかし、それが証明されない間は、移送不可能な存在として国内に滞留することになる。国家は、存在が宙ぶらりんになった庇護申請者を施設へと収容する。そこではいかなる国家－国民関係も成立していないために、法そのものが無効とならざるをえない。難民キャンプや難民収容所といった施設は、国家－国民関係から成り立つ国民国家レジームにおいて、そうした存在の受け渡しは上手くいっていないがために、仮設(常設?)されたゾーンとしてある。

すべての人間はどこかの国の国民でなければならないとする原理が貫徹するこの世界にあって、難民となってしまった者は、無名のままで自由に生きることはゆるされていない。保護されて生かされるか、収容されて消え去るか、どちらかしかない。それは、ミシェル・フーコーが看破した近代の権力のあり様そのものではないか。「死なせるか生きるままにしておくという古い権利に代わって、生きさせるか死の中へ廃棄するという権力が現われた」⁵²。

国民が国民であることと、難民が難民であることとは、けっして無関係ではない。密接に関連している。そうした意味において、国家が存在しなければ、難民は存在しない。

以下、本章では、難民が難民であること、すなわち難民の存在論的起源について、「国家と難

⁵⁰ H・アレント『全体主義の起源』第二巻「帝国主義」大島通義・大島かおり訳、みすず書房、1981年、239頁。

⁵¹ 一九五一年の難民条約における最も重要な難民保護の原則である、ノン・ルフルマンの原則(強制的な退去を禁ずる)もまた、人権擁護という従来からの観点ばかりではなくて、原理的に移送不可能であるという観点から再考してみる価値もあるのではないだろうか。

⁵² M・フーコー『性の歴史 I 知への意志』渡辺守章訳、新潮社、1986年、175頁。(傍点は原文のとおり)

民」、「国家と国民」、「国民と難民」という三つの関係性から考察していく。

国家と難民

国家形成(あるいは崩壊)の過程と難民発生との関係を実証的かつ説得的に論じたのが、政治学者のアリステイド・ゾルバークであった。ここではまず、ゾルバークの議論を検証してみたい。

ゾルバークが意識的に乗り越えようとしたのは、いわゆる「ヨーロッパ」難民研究であった⁵³。二つの世界大戦の結果、ヨーロッパ全土は大規模な人の移動と大量の難民化に見舞われる。その原因と結果、さらには対処法について多くの議論と実践が積み重ねられてきた。その大きな成果として、一九五一年の難民条約の成立や国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) といった難民問題の解決を目的とした国際機関の設立があった。ヨーロッパにおける難民問題は、もっとも鋭くドイツのナチズムにおいて象徴されているように、民族迫害やナショナリズムの問題として危機的となっていた。そうした問題性は、その起源を第一次世界大戦期にまで遡ることができるであろう。すなわち、ヨーロッパ各国が国民国家化していく過程こそが、決定的な転機となっているのである。

一定範囲の領域に対しては、ただ一つの民族だけが政治的・社会的に正統な支配権を確立しようのだとする国民国家原理は、その内部に必然的に、少数民族や無国籍者という自らの原理に反する存在を抱え込んでしまう。第一次世界大戦後の東・中央ヨーロッパにおいて、ロシア帝国、ハプスブルク帝国、オスマン帝国がたて続けに崩壊し、国民国家原理を貫徹しようとするナショナリズムの猛威が台頭してくる過程で、少数民族や無国籍者の多くが難民化していった⁵⁴。

しかしながらゾルバークは、国民国家化によってナショナリズムが台頭し、結果として難民が発生するという、ヨーロッパ難民問題の提起したそのような構図に対して異議を差し挟む。ナショナリズムの台頭や民族的な迫害といった問題は、難民発生にまつわるより広い問題系からするなら、問題の一変種に過ぎないとゾルバークは主張した⁵⁵。

⁵³ 代表的な研究としては、Michel, Marrus, *The Unwanted: European Refugees from the First World War Through the Cold War*. Oxford University. 2002, Claudena Skran, *Refugees in Inter-War Europe: The Emergence of a Regime*. Oxford University Press. 1995などがある。

⁵⁴ 歴史家のエリック・ホブズボームが指摘しているように、東・中央ヨーロッパの国民国家化という現象は、第一次世界大戦後のヴェルサイユ講和会議においてウィルソン米大統領の打ち出した、民族自決の原則によって正統化され勢いを得た。そこには、国民国家化によって帝国崩壊後の空隙を埋め合わせることで、同時期のロシア革命の影響が西側に伝播しないように抑え込むという自由主義陣営側の思惑があった。

E. Hobsbawm, *The Age of Extreme—A History of the World 1914–1991*. Vintage Books. 1996, p.31 (『20世紀の歴史 極端な時代』河合秀和訳、三省堂、1996年[上巻、46頁])。

⁵⁵ A. Zolberg, “The Formation of New States as a Refugee-Generating Process” *The Annals of the*

このときゾルバーグが強い関心を寄せていたのは、いうまでもなく、一九七〇年代以降に発生してきた新しい難民危機状況である。それは、ヨーロッパではなく、第三世界において引き起こされた。もちろんそれ以前にも、ヨーロッパ以外の地域で大規模な難民発生は起こっていた。パレスチナやインドーパキスタンの難民の姿がすぐにも思い浮かぶであろうし、あるいは中国やベトナム、キューバといった革命の動乱が生み出した難民の流れが想起されるかもしれない。しかしそういった一連の事態は、戦後ヨーロッパの難民問題を処理する枠組みの延長として対処されてきた。

ところが一九六〇年代後半ごろから、主にアフリカ大陸を中心とした脱植民地化そして新興国家形成の動きに伴って、それまでとは明らかに異なる新しい形態の難民発生の状況が顕著となってくる。ゾルバーグは、そうした新しい流れを分析することによって、難民が現在置かれている危機的状況と、難民が生み出す数々の危機を現代的な諸相として切り取ろうとする。

ゾルバーグによれば、難民を発生させる原因となるのは、ナショナリズムだけではない。というよりも、ナショナリズムとは、難民発生のより広い意味での要因の一部にすぎない。ゾルバーグが難民発生の原因としてとくに注目するのは、国家形成(あるいは崩壊)過程にほかならない。ここで注意しなければならないのは、それは国家形成であって、必ずしも“国民国家”形成ではない、ということである。アフリカをはじめとする第三世界において新しく生まれつつあった国家は、フランス革命以降の北西ヨーロッパにおいて特徴的であった国民国家とは似て非なるものであった。しかしにもかかわらず、そうした新興国家も、誕生と同時に規範としての国民国家レジームへと巻き込まれていくこととなる。

ここで言われている国民国家においては、国家の構成員たる人民は、国民であることによって同時に政治的市民としての役割を担う存在としてある。そしてそうした政治的市民としての地位と権利とが、法や制度によって形式上保障されているような体制を、ここでは国民国家と呼ぶことにする。それゆえ国民国家においては、「市民」という資格(citizenship)が、権利付与の決定的な境界を画することとなる。他方、そのような厳密な国家－国民関係は(いまだ)確立されていないが、国境線によって一応の領土画定が行われ、領土主権を有するアクターとして国際社会への参画が認められている国家も、現実には多く存在している。そのような国家と国民国家とは、形式的には区別できるであろう。しかし、すぐにも付け加えなければならないことは、それはどこまでも形式的な区別にとどまる、ということである。というのも、法制度的に政治的市民の地位が認められているからといって、それがすなわち、実質的な地位と権利の保障につながっているとは限らないし、また反対に、法制度が十分に確立していない社会であっても、人民が実質的な政治性を発揮するという場合も当然ありうるからである。その意味では、西洋における国民国家も第三世界における新興国家も、どちらも国民国家レジームのなかで存立していることに変わりはない。

難民研究においてはしばしば、そうした形式的な区別が実質的な区別と混同されてしまうために、あえてゾルバークは、“国民国家”形成ではなくて、国家形成(あるいは崩壊)の過程に着目したのであろう。

難民研究にしばしば散見される、“国民国家”形成を規範的に捉える議論の偏重と、第一次世界大戦を難民発生が決定的な転機とみなす歴史認識を相対化するために、ゾルバークは、十六・十七世紀にヨーロッパを覆った宗教迫害によって生み出された難民たちを召喚する。人々が難民化するのには、民族的な迫害によるばかりではない。国家が特定の宗教によって統一的に組織化されているような場合には、宗教的な背景ゆえに難民化することもありうるであろう。すなわち、民族的な国民国家形成ではなくて、いわば宗教的な国家形成によっても難民は発生するということをゾルバークは指摘しようとしたのである。

ただしその際注意しなければならないことは、そうした迫害が一国内的な事情にとどまるかぎりにおいては、たとえそうした迫害が顕著であったとしても、人々は難民化しないであろうということである。人々が難民化するためには、他国もまた同じような組織化原理の下で統一されていないとはならない。ユグノーをユグノーとして迫害する国家が存在するだけでは十分ではない。ユグノーをユグノーとして受け入れる(あるいは受け入れない)国家が存在してはじめて、ユグノーは難民化するのである。

カルバン派が庇護を受けることができたのは、出身国において彼らを受け入れ難いものとしていた要素がなんであれ、それらが逆にどこか別の政治的に強力な何らかの集団によって支持されていたからであった。プロテスタントの一派を公定の宗教として掲げている国家や、同類のカルバン派が大きな権力を握る国家において、彼らカルバン派は最も確実に庇護されたのであった。困窮した同胞のプロテスタントに対する義務感というのが、そこでの疑いようのない主要な動機であった。こうした行為は人道主義的であると評されるかもしれないが、その人道主義は間違いなく党派的であったことを忘れてはならない。十六・十七世紀の紛争に満ちた国際的な政治の舞台においては、外国人カルバン派に対する庇護の供与もまた、国家による権謀術数ゲームにおける抜け目ない一手であった。⁵⁶

ここで注目すべきは、宗教改革の当時から難民の運命が現代におけるのと同様に、国家のイデオロギイ的な政策に左右されていたという問題ではない。難民研究はしばしば、そうした恣意的な政治手法に目を奪われて真の問題の所在を見逃してしまうし、ここでのゾルバークもまた、そうし

⁵⁶ Zolberg, Suhrke, and Aguayo, *Escape from Violence: Conflict and the Refugee Crisis in the Developing World*. Oxford University Press. 1989, p.7.

た政治手法の抜け目なさを強調しているようにも思われる。しかしむしろここで注目すべきは、この時代に絶対主義的な国家が成立しつつあり、そうした国家原理が広く浸透し、西欧全体がそのような絶対主義的な国家によって領域的に区分され、隙間なく結合してきたという事態であろう⁵⁷。都市国家などさまざまな形態の政治的共同体が入り乱れているような状況では、必然的に領域性が曖昧となり、人々は難民化しにくい。それに対して、各国が同じ原理の下で組織化されているような場合には、相互に共役可能性が生じてくる。すなわち、ある国家において迫害された者たちが他の国家においても迫害される場合、それは同じ原理に基づいているのであるし、それとは反対に、他の国において受け入れられているような場合には、対抗原理に基づいて受け入れられているのである。いずれにしても、世界は一貫している。

難民発生の条件として、このことから指摘できるのは、まず第一に、国内がある原理に基づいて統治されている、あるいはそのような統治が意図されている必要があるということであり、第二に、そうした原理に基づいた関係性が他国との間で成立している必要があるということである。ここで言う関係性とは、相互承認にほかならない。互いに原理を認め合うということが成立していなくてはならない。一方の国のみが原理を言い立てていて他方がそれを取るに足らないと見なしているかぎりには、主権国家関係は成り立たない。国家の成り立ちについて論じた萱野稔人が述べているように、「主権国家間のシステムができあがると、主権は他の主権からの承認がなければ存在しえなくなる。たとえ暴力を組織化した審級がその住民から正統性を付与されていても、他の主権によって承認されなければ、それは主権国家にはなれない」⁵⁸。

つまりは、国内統一を成し遂げた(成し遂げようとする)複数の主権国家からなる国際関係の成立こそが、難民発生の前提条件を形成しているのである。モザイク状の世界では、難民は顕在化せずに色彩のなかに埋もれてしまう。色面によって明確に区分された世界地図こそが、難民登場の舞台装置となる。そして歴史上、ゾルバーグの着目した宗教改革こそ、ヨーロッパ世界地図を塗り替える決定的な転機となっていった。近代的な国際関係の発生と宗教改革との関連について、国際政治学者のデイヴィット・ヘルドは、次のように論じている。

⁵⁷ 「伝統的な国家」から「絶対主義国家」への変化の過程については、A・ギデンズ『国民国家と暴力』（松尾精文・小幡正敏訳、而立書房、1999年）の第二章から第四章に詳しい。

「封建国家システムでは、ヨーロッパ大陸に点在する公国の多くは、規模が小さかった。こうした公国間の関係は、それが平和裏に形成されたにせよ戦争によって形成されたにせよ、もっぱら支配階級同士の関係であり、階級分断社会の場合と同じく、残りの住人の文化や活動からは遊離していた。絶対主義のもとで、大多数の従属住民は以前とほぼ同じ暮らしをつづけていたとはいえ、国家は、多分に『ピラミッド状』の特徴を示しはじめた。国家による国内の地固めは、領土の形状をより一層明確に強調する一因になり、まさにこの絶対主義の時代を通じて、ヨーロッパは国家の境界線を変更していった。」（104頁）。

⁵⁸ 萱野稔人『国家とはなにか』以文社、2005年、178頁。

近代のステイトシステムは、宗教改革の開始時点からヨーロッパを支配していた、分裂と激烈な対立というコンテキストの中から発展したのである。宗教改革は、重層的な権威構造と対立する忠誠のシステムであり、近代国家が勃興する背景として決定的な条件の一つであった。近代国家はある意味では、宗教改革によって生み出された闘争と混乱を、概念的にも制度的にも收拾するものとして登場したのである。⁵⁹

この点において、ゾルバーグはミスリーディングをしている。ゾルバーグは、先述したような難民発生的前提条件については触れていない。あくまでもゾルバーグをはじめとする論者たちが着目しているのは、国家形成過程における紛争の形態である。そこでは、紛争形態を独立変数とし、従属変数としての難民発生パターンについての分析が行なわれる。どのような形態の紛争が、どれくらいの規模の難民を発生させるのかを明らかにすることで、各国の難民政策を予測可能性に基づいたより合理的なものへと変革する必要がある、と主張される。つまり、なぜ難民が発生するのか、という問いに対して、ゾルバーグらはどこまでも現象的なレベルで答えを求めようとしたのである。

しかしもちろん、ゾルバーグらが、国内統一そして国際関係の成立という難民発生的前提条件について言及しなかったことには、それなりの理由がある。ゾルバーグらは、そうした前提条件は、彼らが共通して関心を寄せていた一九七〇年代以降の第三世界における難民発生状況には、必ずしも当てはまらなないと考えていたのに違いない。ここでは結論を急がない。そうした問題については後段であらためて論じることにして、さしあたってはゾルバーグらが見落としている点を指摘するに留めておこう。

両大戦によって生じたヨーロッパ難民の前後に、すなわち、それ以前としては、十六・十七世紀の宗教迫害による難民発生を、そしてそれ以後としては、1970年代以降の第三世界の難民発生状況を配置することによって、ゾルバーグらは、“ヨーロッパ”難民問題の特権性を掘り崩そうとした。すなわち、一九五一年の難民条約に集約されるような戦後難民レジームのゆがみを矯正し、さらには、一九一四年を難民問題にとっての決定的な転機であるとみなす歴史認識を相対化し問い直そうとしたのであった⁶⁰。しかしその結果としてゾルバーグらは、難民発生の現象レベルでの

⁵⁹ デイヴィッド・ヘルド『デモクラシーと世界秩序—地球市民の政治学—』佐々木寛ほか訳、NTT出版、2002年、163-4頁。

⁶⁰ 難民研究に限らず、移民研究のなかでも例えばジェームス・ホリフィールドは、一九一四年を国際移民の性格が決定的に変容した転機であると見なしている。それ以前の十九世紀的な人の移動は、植民地化の力学や経済的・人口統計学的諸力の押し引きによって引き起こされていた。しかし、一九一四年を境として国際的な移動は、政治的な影響を強く受けるようになっていく。こうした国際移動の政

原因追及にとどまることとなった。紛争形態を分析することは、難民発生状況を理解する手助けとなるかもしれないが、そのとき、紛争と難民発生を関数的に結びつけるロジックは隠されたままとなる。ある形態の紛争からあるパターンの難民が発生するという関係性が成立するためには、その背後に難民を難民ならしめる論理が働いていなければならないはずである。そうした論理が貫徹しているからこそ、難民は難民となることができるのであり、そうした論理のないところでどのような紛争が起ころうとも、原理的には人々は難民化しない。

そしてこの論理こそは、主権国家によって分割された地政学にはかならない。その意味では、近代以前には避難民はいたかもしれないが、近代的な意味での難民は存在していなかったと言えるであろう。難民という存在の仕方は、近代国家のあり様と不可分の関係にある。しかし、ここまで論じてきた難民発生的前提条件というのは、あくまでも前提にすぎないのであって、実質的な条件が整ったときにはじめて、難民の無権利状態が露わとなる。そうした実質的な条件を構成しているのが、十九世紀以降のヨーロッパにおける国民国家化にあらわれた国家と国民との新たな結びつきである。国家－国民関係が再編成されたことによって、難民という存在の救い難さはいよいよ顕著なものとなっていったのである。その意味ではやはり、ゾルバーグらの相対化の試みにもかかわらず、全ヨーロッパが国民国家化し、国民国家原理が広く規範化した一九一四年という契機は、難民問題において重要な意味をもつと言えるであろう。

国家と国民

「はじめに」でも結論的に論じたことではあるが、次に本節では、近代主権国家における国家と国民との関係性の変容について考えてみたいと思う。国家と国民との関係の編成を問うことなしに、難民が難民とされていることの意味を問い直すことはできない。以下、そのことについて論じる。

人々が難民化するためには、まずは各国家が主権国家同士によって国際関係を構成していなく

治化によって、一九三〇・一九四〇年代にかけて、国境を越えて移動する人々に対する権利保障という新しい課題が、国際移民を論ずる際に提起されるようになっていった。それゆえ、ホリフィールドによれば、市場の諸力(供給—プッシュ、需要—プル)が国際移民を駆り立てる支配的な力となっていた十八・十九世紀の比較的開放的な移民体制に、今後国家が立ち戻るなどありえないであろう。現代の国家は、そうした意味で「移民国家」として再編されていくことになる。

J. Hollifield, "The Emerging Migration State" JCAS Symposium Series No.22. Population Movement in the Modern World X. *Motion in Place, Place in Motion: 21st Century Migration*. Edited by Toshio Iyotani and Masako Ishii.

拙訳「現われ出る移民国家」『移動から場所を問う—現代移民研究の課題』伊豫谷登士翁編、有信堂、2007年、51—83頁。

なお、ホリフィールドの議論に関しては、本論の第五章「移民と難民」においてさらに詳しく論じていく。

てはならない、ということは前節において論じた通りである。しかし、そうした難民化が、二〇世紀の難民がそうであったように、無権利状態を意味するようになるためには、すべての人間が(建前としてであれ)、特定の国の国民となっていなければならないはずである。ここで言う、国民となるという事態は、国家との間に排他的な関係性を取り結ぶことを意味している。すべての人間がどこかの国の国民であるような世界にあって、なんらかの意味で国民ではありえなくなった者が、難民となる。そしてそれは必然的に、無権利状態を招来する。

国家と国民との関係性は、単に想像上のものではない。そのことを歴史的に検証したのが、イギリスの歴史家ジョン・トーペイによるパスポートに関する研究である。

トーペイによれば、国家と国民との関係性を論じてきた従来の議論の多くでは、国家が国民社会へと「浸潤penetrating」する能力の分析を行ってきた。つまり、国家が国民を管理し統治していく過程を批判的に検証するという仕事が、近代国民国家形成に関する議論の主旋律をなしてきたということである。フーコーの生政治的な観点に代表されるように、国民生活がいかに国家権力によって浸透され規律化されてきたのかということが中心的に論じられてきた。国家に圧倒され押しつぶされる国民という構図が、そこでは自然と想定されることになる。そのため、そうした議論のなかでは、国民を支配する国家の存在は自明視されたままで、国家の存立そのものが問い直されることは稀である。

そうした従来までの国家論に対してトーペイが提起しているのが、国家が国民社会を「抱き込むembracing」能力に関して歴史的な分析を加えていくという方法である。近代主権国家のもとでは、国家は国民を一方向的に支配するばかりではない。支配を効果的に実行するためには、国家は国民を自らの支配下に置かなくてはならない。支配下にいない者にまでその影響力を及ぼすことはできないからである。この、支配下に置く、という過程が、実質的な支配に先行しているはずである、とトーペイは考えた。そして一方で、支配下に置かれることによって国民は、支配を受けると同時に、権利を付与され保護を享受することができるようになっていった。つまり、国家が強権的に国民に襲いかかったというよりも、歴史的にはむしろ、国民が国家の支配を迎え入れた側面があったことをトーペイは指摘しているのである。そして、そのような国家－国民関係にまつわる歴史過程のことをトーペイは、性的なイメージを利用しながら、「浸潤 penetrating」の前段階として、「抱擁 embracing」と表現するのである。

社会へと効果的に浸潤する(penetrates)ためには、国家は社会を抱き込んで(embrace)いなくてはならない。国家による抱擁の外側にいる者は必然的に、国家による浸潤の限界を表象している。言い換えれば、国家自身の腕のなかに抱えきれない者にまで国家の手は届かな

い、ということになる。(強調、原文のとおり)⁶¹

そしてこの「抱き込む」過程、すなわち国民を支配下に置く過程において決定的に重要な機能を果たしたのが、国家による国民一人一人の同定作業であった。

さらに、そうした国民各人の同定作業の前段階としては、「国家による正当な移動手段の独占」という契機こそが、歴史的展開において重要な役割を果たしていった。マルクスやウェーバーの議論に倣うかたちでトーペイは、フランス革命以後の国家と国際関係システムの形成過程を、「国家による正当な移動手段の独占」として特徴づけている。国境間の移動だけではない、さまざまな移動にまつわる手段を個人や集団から奪いとることで、ヨーロッパの国々は近代国家としての「国家らしさ」を確立していった。しかし当面のところ、資本主義と国民国家が西欧において最終的な勝利を収める十九世紀ごろまでは、そうした移動に対する制限は、あくまでも国内的な事情にとどまっていた。黎明期の近代国家では、国家の領域内における経済的利益の再配分の問題や国家防衛の責務を誰が果たすべきであるのかという問題が、火急の課題として持ち上がっていた。そうした課税や徴兵の対象となるのは誰であるのか、という問題と関連するかたちで、国内パスポートなどの文書による国内移動の制限が導入されていったのである。その後、民主化と資本主義の進展に伴い、国民の国内移動に対する制限は徐々に緩和されていくこととなるが、かといって国家が国民を手放したわけではけっしてなかった。移動に対する国家規制の緩和と同時進行するかたちで、国民一人一人を同定する手段が発達してくるのである。自由放任 *laissez-faire* とはいっても、やはり国家は遠くから見守っている。このとき、各人を同定するために重要な役割を果たしたのが、身分証明であった。

十九世紀の北ドイツ連邦において国内的な移動に対する規制が緩和され、その後身分証明が広く普及していくようになっていった過程を、トーペイは次のように描き出す。

結果として北ドイツ連邦は、旅行を脱犯罪化する方向へと移行した。それ以前は特に、低所得階層の人々が旅行する際には疑いがかけられ、警察権力による監視が行われていたのだが、そうした規制が法令から取り除かれることとなった。パスポートによる規制を廃止し、それと同時に、すべての住民を抱き込む地位にある国家の権限を再確認することによって、旅行者であろうとなかろうと、そうした移動はいまや、日常生活の一部として法的に認められるようになっていったのである。この法律によって、文書による移動に対する制限から、文書による身分証明の実質化へという、やがてヨーロッパ全土に普及することになる変化が強く推し進められた。しかし、そうした身分証明規制の対象とされるのは何者であるのかということに

⁶¹ *The Invention of Passport*. p.11.

関しては、非一国民に対する国民の優位という原則はいまだ確立されていなかった。⁶²

移動の制限から身分証明へというこうした流れは、国家にとっての統治対象である「臣民」が「市民」となっていく過程と重なっているとも言えるであろう⁶³。国家主権が人民主権というかたちでその正統性を表明しはじめたのである。その後、文書による身分証明というインフラがさまざまな場面で整備されることによって、一定領土を有する国家の運命に関して共通の利害関心をもつ住民の集団が「国民」として形成されることになる。そのようにして形成された各「国民」同士は、互いに排他的な利害関係に置かれることになるであろう。そして、国家による身分証明が限なく達成されたところに、再びパスポートによる移動制限を導入することによって、「身分証明革命」は成就した。

多くの西欧諸国やアメリカ合衆国において、パスポートによる移動制限が第一次世界大戦期に(再)導入された。そして戦後も引き続きパスポート制度は廃止されずに残存した。このパスポートの(再)導入こそが、「身分証明革命」における決定的な局面であった。この革命は、国民を同定し、国民と非一国民とを区別し、自らを「国民国家」として打ち立てるために必要となる統治機構の能力を著しく拡張したのであった。⁶⁴

すべての国民を抱き込み、国民国家は完成した。その結果として、それ以前は国家内部においても存在していたさまざまな地方的レベルにおける境界は消滅し、国境が厳然として現われることとなった。国民全体の把握という事態が起こらなければ、国内移動の自由は生まれてこなかったであろうし、国境の壁がこれほど高く他国民を隔てることもなかったであろう。このことはすなわち、人々が移動する際に伴う主要な困難が、それ以前のように領域的空間から抜け出すときに生じるのではなく、領域的空間へと入場しようとする際に生じてくるようになったということを意味している⁶⁵。

⁶² *Ibid.*, p.88.

⁶³ 「十九世紀のはじめに古い概念である『臣民(subject)』が、新しい概念である『市民(citizen)』に置き換えられた。ついで、これは国家とその構成員の関係についての新しい解釈を示した。これはまた新しい種類の国家が出現し、国籍が以前のように個人と君主の個人的関係を意味してはいないことを反映していた。しかし、その代わりに、国籍は国家自体との一般的で抽象的な関係、つまり権利と義務とを規定する特殊な必須の構成員資格を示すことになった。」

トーマス・ハンマー『永住市民と国民国家—一定住外国人の政治参加』近藤敦役、明石書店、1999年、75-6頁。

⁶⁴ *The Invention of the Passport*. p.121.

⁶⁵ *Ibid.*, p.20.

(再)導入を契機に、パスポートの役割が変質したのである。入国を制限する国家の権限というのは、現代のわれわれにとっては馴染みのあるものだが、歴史的には比較的最近の成り行きに過ぎないということをトーマスは確認する。パスポートは、国境を越えて他国へと入国する際の必要条件ではあるが、決して十分条件ではない。パスポートが保証しているのは、ある国が他の国の国民の入国を拒否したとしても、その者を確実に受け入れてくれる(その者が帰国することのできる)出身国が存在している、ということではない。それは、帰国できる「権利」とも呼び難いようなご都合主義的な代物である。

一個人の観点からするならば、自分の出身国に帰国するという、より広範に認められている権利は、個人に内在した権利であるというよりはむしろ、国際的な国家システムにおける主権にとっての必要性から要請されるものとしてある。パスポートは、パスポート所持者が目的国への入国を拒否されたり、そこから追い出されたりした場合に、パスポート発行国がその所持者を受け入れる、ということを自明の前提としている。それと同様にパスポートは、パスポート所持者はその発行国へと帰国すべし、という主張をも自明のこととして言い立てているのである⁶⁶。

それゆえ、出入国を審査する権限を国家が独占しているようなこの世界にあってパスポートを紛失してしまった者は、「命綱が断ち切られ、行き場を失う」ことになる⁶⁷。

このことから言えることは、国家によって抱き込まれた結果として国民は、自らのアイデンティティを国家に依存するようになっていったということである。国家システムのなかに取り込まれた個人が、国家が正当なものとして公認したアイデンティティ——すなわち、身分証明書が証明するアイデンティティ——以外のアイデンティティをあえて選択するということには、非常に大きな困難が伴うであろう。というのもいまや、なんらかの公的な身分証明書なしに、政治・経済・社会的なさまざまな便益にアクセスすることは許されていないからである。そのような意味において、現代の人間は「アイデンティティの囚人」となっている⁶⁸。

このような国家－国民関係は、グローバル化の進展する現代にあっても決して消滅していない。それどころか、こうした意味での国民国家化は、二〇世紀の後半には世界共通の原理となっていた。国民国家レジームが国民としての各人に要求するアイデンティティの所持は、脱植民地化の過程で新興国家形成を行う発展途上世界にとっては桎梏となった。欧米をはじめとする北側先進世界は、新興国家の国民に対してもグローバルな規準に基づいたアイデンティティの保持

⁶⁶ *Ibid.*, p.164.

⁶⁷ 同上。

⁶⁸ *Ibid.*, p.166.

を要求することのできる立場にある。グローバルな国民国家レジームにおいては、それが主権国家であるかぎりにおいて、国家は国民を抱き込んでいなければならないのである。抱き込むための手段も能力も欠いた発展途上世界の新興国家にも、原理だけは押し付けられることになる。

抱き込まれていないから流れ出る。その流れが腕のなかに無理やりに押し戻されると、人々は苦渋の表情を浮かべる。それこそが、現代の難民の肖像であるだろう。

ヨーロッパにおける政治的共同性のあり様が、近代に入って主権国家というかたちに再編成されたことによって、避難民は難民として浮き上がってくることとなった。さらに、国家による移動制限によって囲い込まれた住民は国民化していく。そうした国家と国民とが排他的な関係性を取り結ぶことによって、浮かび上がってきた難民という存在は、無権利状態へと追い込まれていった。単なる避難民に過ぎなかった存在が、無権利状態という前代未聞の咎を負わされる羽目にまで陥ってしまったというこうした事態の変容過程こそが、難民の存在論的起源を物語っている。

苦難に陥り庇護を求めて逃れてきた人々に対して助けの手を差し延べるという、最も基本的な人間的行為が、難民と国民との間では、自然に取り交わすことがますます困難になっていった。それは必ずしも、人間という存在にまつわる根源的な罪悪や悪意といったものとは関連がない。人間が本質的に利己的な存在であるから、難民が生み出されているのではない。難民という存在が置かれている窮状と、近代が達成した自由や発展とを切り離すことは不可能である。自由や豊かさを手にするために、われわれは国家との間に国民としての結びつきを求めた。それは人々に解放の喜びを与えもした。しかしこのことは同時に、避難民を同じ人間同胞として遇するという当たり前の行為を、国家の主権領域に委譲する結果となった⁶⁹。国家を経由せずにそうした善意を発揮しようとすることは、脱法行為を意味するようになっていったのである(たとえば、「不法移民」と呼ばれる存在が想起される)。国民社会内部での国民同士の間では日常的に取り交わされる善意に満ちた行為も、国民と難民との間では厳密な取締りの対象となってしまう。こうした矛盾は、戦後の難民保護がこれほど拡張した現代世界にあっても、まったく解消されることはない。難民問題が人間の善意のみによっては解決しないという、一般によく指摘される事実は、現実政治の身勝手さという、それこそ人間臭い理由によるものではなくて、あるいはヒューマンイズムの限界というような悲観的な話でももちろんなくて、本論が論じてきたように、国民と難民との存在論的な関係性にこそ起因しているのである。

国民と難民

現在、難民に関する研究は二極化した状況にある。一方において、先進民主主義諸国家における難民受け入れに関する研究が行われている。そこでは、各国の庇護政策や法制度などの比較

⁶⁹ この点に関しては、本論の第五章「移民と難民」を参照せよ。

研究が主に行われることとなる。他方で、発展途上世界に置き去りにされる難民についての研究も盛んに行なわれている。そこでは、紛争解決や開発といった研究分野との密接な関わりが見られる。すなわち、まるで世界の現状を反映するかのよう、難民研究もまた、南北に分極化しているのである。

そうした二極化の結果、難民の地位にも大きな違いが生じてきている。“北”にまでやって来ることのできた難民たちは、人権を保障されるべき人間として論じられ扱われることになる。またそれゆえに、多くの場合、“北”に庇護を求めてやって来た難民は、一個人として認識される。それとは対照的に、“南”にとどまっている難民たちは、生存維持という意味での生物学的な人間として論じられ扱われるケースが多い。結果として“南”の難民は、集団的な相貌となる。こうした分岐を国際的な法分野で区分けするなら、“北”にやって来た難民には国際人権法が適用され、“南”にとどまっている難民たちには国際人道法が適用されるということを意味している⁷⁰。同じ難民であるといっても、その存在のあり方が大きく異なっているように思われる。そのため、難民に関する研究も、先進民主主義世界の難民受け入れに関する研究と、発展途上世界での難民の窮状に関する研究とに分岐していくこととなるのである。

しかし本論では、そうした分断された状況を認識しつつも、南北問題に回収されない存在論的議論を展開していきたいと思う。

二つの世界大戦により危機的となったヨーロッパ難民危機において難民は、完成した国民国家原理によって、民族的少数者あるいは無国籍者として析出され居場所を失っていった。さらにナショナリズムの猛威が、それを急進化していったのであった。そうした状況に対処するために、戦後の難民レジームは“急場の神”として登場し、難民を国家—国民関係の原理へと形式的に回収していく。その後の東西冷戦期の難民は、東側から西側への移動、すなわち「鉄のカーテン」越しに顕在化してくることとなった。そこでは、かつてのように民族性ではなく、イデオロギーが難民性の徴表となっていく。こうして、ヨーロッパにおける難民危機は、政治的関心を色濃く反映するかたちで、一九七〇年代半ばにはほぼ終息に向かっていった⁷¹。

一方でちょうどその頃、発展途上世界における新しい難民危機が発生してきていた。それが、今現在に続く終わりの見えない危機となってしまうのは、明らかに戦後の難民レジームの限界を意味しているだろう。

一九五〇年代ごろから激化した反植民地闘争、そしてその後の独立闘争、国家形成という一連の流れの中で、アフリカ大陸は紛争の嵐に巻き込まれていくこととなる。植民地主義の遺産として

⁷⁰ 内戦などの危機的な紛争状況においては、国際人権法の効力は停止し、国際人道法の適用に切り替わるという、そうした国際法区分に関して批判的に検討しているのが、阿部浩己「新たな人道主義の相貌—国内避難民の法と政治」『国内避難民と国際法』島田征夫編著、第五章、信山社、2005年。

⁷¹ M. Marrus. *The Unwanted: European Refugees from the First World War Through the Cold War*. p.370.

残された人為的な国境線や、植民地統治に都合のよく作り出された民族・部族ヒエラルキー、さらには暴力や汚職に染まった官僚主義などの影響によって、アフリカ諸国家の船出は前途多難なものとなった。そうした渦中から産み出される避難民は膨大な数にのぼり、逃れ出た隣国の安定をも脅かすまでになっている。こうした現状に対処すべく国際社会は、一九八〇年代ごろから国連を中心として、難民問題の「根本原因root causes」の解決に乗り出すこととなる。アフリカにおいて生み出された難民は、それまでの二つの世界大戦によって生み出されたヨーロッパ大陸における難民とは違い、人種・民族的な迫害の対象として難民化したのではなく、国家形成に失敗した結果として、国外に流出してしまった人々であると見なされた⁷²。それゆえ、きちんとした国家形成が為されたなら、人々は難民化しはしないだろうと考えられたのである。開発や紛争解決という分野と難民援助という分野とが密接に関わり始めるのは、この頃からである。このようにして、一九八〇年代以降とくに、アフリカの国家形成に積極的に関与し、紛争管理を指導するアクターとして、“国際社会”が前面に登場してくることとなった。

前節で論じたトーペイの表現をここで借りてくるならば、二つの世界大戦後のヨーロッパにおける難民危機とは、国家が抱き込みたくない人々が無理やりに押し出されるようにして無国籍者＝難民となった結果生じた危機であるのに対して、アフリカ大陸において進行している難民危機とは、国家が抱き込まなくてはならないのに抱き込むことができていない人々が難民化した結果引き起こされた危機であると言えるであろう。そしてこの新しい危機において、国家に代わって難民を抱き込み保護しているのが、“国際社会”なのである。

しかし先にも述べたように、膨大な数の有象無象の難民という存在は、国際社会にとっては“安定”を脅かす脅威でしかない。内戦などさまざまな紛争状況から生み出された避難民の流れは、自国内か隣国国境付近に設置された難民キャンプで足止めにされる。自由に動き回られると戦火が拡大してしまう怖れがあるという理由からである。そのような防衛的な気分に支配された国際社会に、難民を庇護し受け入れようとする意志などほとんど見当たらない。国際社会にとって難民とは、不安定の象徴に過ぎず、紛争状態が終息し出身国の安定が回復したとみなされたなら、すぐにでも送り返されなければならない厄介者でしかない。難民保護の現場において、国際社会が得意満面に達成した“人道的保護”と“安定”という成果は、しかし、難民自身が体験する事態の成り行きとはほとんど関係のない世界の話である。——難民自身は、居場所を失い逃げ惑う。その逃

⁷² 国連において紛争解決の専門家としてさまざまな提言を行っているフランシス・デンらの主張するところによれば、国家の果たすべき最低限度の役割とは、紛争を適切に管理することにある。紛争を「通常の政治レベル」で管理することができず、暴力的な事態へと発展させてしまうような国家は、国家としての十分な能力を備えているとは言えず、国家形成に失敗しているとみなされることになる。そうした議論によって、デンらは、国際社会による紛争介入の正当性を根拠づけようとしている。*Sovereignty as Responsibility: Conflict Management in Africa*。(脚注5を参照せよ)。

避行が突然遮られ、集団でキャンプへと収容され、移動の自由は奪われる。援助物資で養われつつも、世界への主体的関与は、安定を脅かすという理由から拒まれたままである。事態の終息をひたすら待ち続けるしかない。それが明日なのか十年先なのか、誰も知らない。キャンプのなかでは、何も始めることができないし、何も起こらない。ところが、ある日突然告げられる、ここはもうあなたたちの居場所ではない。帰り道は一本道。ここから抜け出すことなどできない。ここで生きることしか許されてはいないのだ——。

世界への主体的な関与を拒まれた難民の姿というのは、今も昔も変わっていない。第一次世界大戦後に発生したヨーロッパ難民の政治的次元に着目し、それを自身の政治思想の出発点としたハンナ・アレントもまた、次のように述べている⁷³。

迫害者によって人間の屑として国外に放逐された者は誰であろうと——ユダヤ人、トロツキスト、その他もろもろ——どこでもやはり人間の屑として扱われ、迫害者が望ましくない厄介者だと宣告した人間はどこに逃れようと厄介者の外国人と看做された。⁷⁴

アレントの論じたように、国民国家システムのなかで居場所を失った者は、居場所を持たないというまさにその理由により、不自然なほどその存在が際立つ。居場所を持つということは、アレントによれば、政治的領域において市民として行為できることを意味している。そして国民国家体制においては、すべての国民が国民であることによって同時に、そのような政治的市民となる。政治的市民とは、人間存在に固着した個別的な相違や不平等を超えた存在としてある。すなわち、私的な領域においてはさまざまな差異(たとえば性差、障害の有無、貧富の格差といったようなもの)を抱えていたとしても、公的な領域においては平等な存在として処遇されるし、対等な存在として行為することができる、ということを含意している。こうして、人民主権の原理により市民となった国民は、平等な顔なき存在となったのである。

そのとき、そのような顔なき諸国民に取り囲まれた難民たちは、醜悪な顔を晒している。個的な差異がそのまま露わとなっている。市民として政治的舞台に登場するには、あまりにも無作法に思われる。とても対等に遇することなどできない。そのような存在は、「殺人の挑発に等しい」とアレントは言う。というのも、この「世界に対して法的にも社会的にも政治的にも関係を持たない人間の死は、生き残った者にとっては何らの影響も残さない」からである⁷⁵。

⁷³ アレントの政治思想家としての始まりを難民の存在論に求めた論稿としては、拙稿「ハンナ・アレントはいつ政治思想家となったか」『情況』2005年7月号を参照せよ。

また、アレントの難民に関する議論については、本論の序章に詳しい。

⁷⁴ 脚注7に同じ。

⁷⁵ 『全体主義の起源』第二巻「帝国主義」、289頁。

難民自身は目立ちたいなどとは思っていないし、それどころか出来ることなら、住民のなかに姿を暗ませたいと願っているのにもかかわらず、眼につき鼻につく存在となってしまう。アレントの論じた難民の姿とは、そのように目立つ存在であった。一方、現代の難民キャンプに生きる難民や難民収容施設に収容される庇護申請者といった人々は、私たちの眼に直接に触れる機会がほとんどない。メディアを通じて知ることはあっても、アレントが論じた二〇世紀前半のように、直接に異質感が際立つような場面にはほとんど遭遇しない。そのため現在の私たちにとっては、アレントが論じている国民と難民の緊張した存在論的關係性が実感としては伝わりにくくなっている。このことは別の言い方をするなら、難民の存在論的起源が、難民保護という実践によって覆い隠されているということの意味している。アレントが論じたように、国民国家システムの内部では、難民という存在は不可避免的に際立ってしまうはずである。しかし、戦後とくに冷戦期に発展した難民保護レジームは、眼につくはずの難民という存在の異質性をヴェールで覆い隠すことに成功した。それによって、現代の私たちにとっては、アレントの描き出したような難民の姿というのは、過去のもの、つまりは、人権や人道といった理念がまだ十分には浸透していなかったより野蛮な時代の話のようにも感じられるのである。

しかし、アレントが描き出した難民という存在の異質性は、けっして過去の話ではない。アレントの論じた二〇世紀前半においても、現代においても、難民という存在が余計者とされていることには変わりはない。政治はいつも難民の外側で進行していて、難民はその当事者とはなりえない。政治的な行為者であるとは見なされていないからである。

難民という存在には、運命というメタファーがふさわしい。自分たちの意志とは関係のないところで事態は進行している。それに左右され続ける。しかし、難民としての運命とは、いったいいつ始まったものなのか。迫害や紛争に巻き込まれたときなのか、あるいは逃亡先においてなのか。運命に引きずられていたはずが、いつの間にか運命を奪われてしまっている。というのも、運命とは本来、実現されるはずのものだからだ。再出発が許されないこと——難民であることが、人間の生に与える最も深刻な事実はそのにある。

第三章 冷戦と難民 —— あたらしく難民を定義する⁷⁶

後向きで取り組む

第一次世界大戦によってヨーロッパ世界に登場した難民という存在は、第二次世界大戦の結果、さらに大規模な現象となっていった。国際連盟から発展したさまざまな国際機関の働きかけにより、そうした難民の多くは戦後、出身国への帰還や第三国への再定住を促されることになる。その頃までは、難民という存在も、そうした事態に対処する国際機関も、戦争という混乱がもたらした一時的な現象であると考えられていた。しかし二〇世紀後半には、難民という存在はヨーロッパに限らず世界各地で発生し永続的な現象となり、難民に関わる国際機関や国際法などがつぎつぎに制度化されていくこととなる。こうして現在の私たちにとっては、難民のいない世界を想像することさえ困難になってしまった。地球上には強権的な政府がまだまだ数多く存在しており、迫害や紛争や貧困、さらには開発や自然災害などによって住む場所を奪われる人々は後を絶たない。そのため、難民はいなくならない。

まるで地球環境問題を論じるときのように、難民にまつわる状況というのは所与のものとしてされている。止まらない環境破壊に似て、ある地域で終息に向かう一方で、すぐに別のどこかで新しい難民危機が生じてくる。それは地球規模の、人類共通の課題であると認識されるようになっていった。それゆえ、問題への取り組みもまた、環境問題への対応に似てくる。双方に共通しているのは、未来への直線的な姿勢である。前向きな対処によって問題解決を図ろうとする。問題の原因を追究し、原因を除去することで未然に危機の発生を防ぐ。あるいは、すでに発生してしまった危機に対しては、適切な対処法が求められる。いずれにしても、難民という存在に関わることによって前向きな姿勢が打ち出されることになる。環境にやさしい良心的な市民の生活スタイルのように、難民問題への取り組みは、人類の未来へのかけがいのない投資となる。取り組むべき問題は膨大で解決困難ではあるが、少なくとも問題そのものは明瞭に把握できている。すなわち、視界良好というわけである。いま何をすべきかを提言することはできる。あとは、するかしないか、というわれわれの意志が問われている。とはいえもちろん、現実的に考えるならば、さまざまな当事者の利害関係が絡まりあっているために、解決が遠のいてしまうこともあるだろう。しかし少なくとも、普遍的な原則が見失われることがあってはならない。乗り越えられるべき課題はつねに、前方に見すえられているのである。

そうした前向きな姿勢を疑うことはあまり喜ばれない。にもかかわらず、少なくとも、最初に述べた事実は忘れられてはならないのではないだろうか。すなわち、二〇世紀初頭に難民という存在

⁷⁶ 拙稿「新しく難民を定義する——冷戦体制が作り出した難民保護レジーム——」『社会思想史研究』（第33号、2009年秋公刊予定）を大幅に加筆・修正した。

がはじめて世界史の舞台に登場してきたとき、難民問題は一時的な現象であると考えられていたのであって、今日のように永続化するなどとは誰も想像していなかったということである。そのときはまだ、状況は所与のものではなく、想像困難な前代未聞の事態として経験されていた。大量の無国籍者が生み出されるという、そうした状況の到来は、文明世界ヨーロッパにとってはまったくの想定外の事態であり、当然すぐにも終息するに違いないと考えられていた。このことはまた、その当時の人々が感じていた戸惑いの裏返しであるとも言える。それとは対照的に今日の私たちは、難民発生という事態にもはやそれほど驚きはしない。まるで現代世界の宿命であるかのように、そうしたニュースを日々粛々と受け流している。あわてることなどないのだ。やるべきことはわかっているし、そのためのノウハウも十分に積み重ねてきた。私たちの姿勢には、どこか堂に入ったところがある。

何が私たちをそのように変化させたのか。そのことについて考えてみたい。

未来のどこかで難民がいなくなる世界を思い描くという前向きな展望に比べて、過去に難民のいない世界が存在していたという事実について想起されることはずっと少ないようである。難民という存在について後向きの姿勢で取り組む、ということは誰もしたがない。というのも、後向きの姿勢というのはしばしば、頑固で狭隘で非生産的であるとみなされるからである。しかしもしも、前向きな姿勢によって難民という存在が所与のものとしてしまった(しまっている)のだとしたら、前を向いている自分は後ろめたさを覚えるのではないか。疑いなく善意にあふれまっすぐ前を見ずえていた眼は、遠慮がちにうつむき、やがては来し方を後悔の念で振り返ることになるのではないだろうか。

後向きの姿勢で取り組む、というのは、問題解決を目的としない、ということの意味している。難民という存在を解決すべき問題として認識しているかぎり、前向きな展望しか描き出すことができないであろう。ここでは、そうした前向きな展望が不必要であるということが言いたいのではなくて、問題解決という視点のみによっては表現することのできない思想的な課題を浮き彫りにしようとしている。すなわち、難民という存在を認識論上の資源として活用する視座を提示してみたいと考えている。

一般的に想像される難民は、悲惨でかわいそうな存在であったり、あるいは厄介で危険な存在であったりする。双方の見方は正反対のようにも思われるが、どちらも難民を解決すべき問題として認識していることには変わりはない。人道的保護の対象であったとしても、治安の対象であったとしても、難民という存在は規範からはずれた例外として対処されるのである。

しかし、後向きの姿勢によって難民の存在論的起源にまで遡るならば、規範と例外とが分かちがたく結びついている様子を知ることができるであろう。そのとき、難民とはもはや、善意や利害によって対処すべき課題ではなくて、私たち自身の存在論的起源を問い質す思想的な資源として活用されるはずである。

後向きの姿勢で難民問題に取り組むとき、まず問いたくなるのは次のような問いであろう。すなわち、難民という存在がいなくならないのは、世界から紛争や抑圧や貧困や災害がなくならないからなのか。難民問題に対して前向きの展望を持つ者は、この問いを当然の前提として是認するであろう。しかし後向きの眼差しは、そうした前提に疑いを差し挟む。というのも、人類の歴史はどこを切り取っても紛争や抑圧や貧困や災害に満ち溢れている。にもかかわらず、難民が存在しているのは、わずか百年足らずの現象でしかない⁷⁷。だとするならば、紛争・抑圧・貧困・開発・災害の有無と難民発生とは単純な因果関係にはないことがわかる。つまり、難民問題に対する前向きな展望を支えている前提とは、それほど自明なものではないということであろう。

そのような難民発生の存在論的起源に関しては、第二章「国民と難民」において詳しく論じた。ゆえにここで、それを繰り返すことはしない。本章に関わる限りで簡単に述べるにとどめる。難民が難民として存在しているのは、国民が国民として存在していることと無関係ではありえない。国民が国民国家の国民として存在している、その存在のあり様が、難民という存在のあり様を決定している。つまり、国民国家システムの発展と難民発生とは原理的に不可分の関係にあるということである。とはいえこのことは必ずしも、アリストイド・ゾルバーグらの主張するような、国民国家形成が苛烈な暴力過程をとまなうために人々が「暴力から逃走する」ようにして難民となる、という現象面での因果関係のはなしではない⁷⁸。より原理的な意味で、難民は、現代の世界システムにとって欠かすことのできない存在として、国民国家原理のへその緒とつながって存在しているのである。

本章では、そのように原理的な存在であるところの難民という存在が、戦後において、とくに冷戦体制下において、実体的に対処可能な存在として前向きに認識されるようになっていった、その認識過程の変化を追いかける。実体化とは、何らかの条件(迫害・紛争・貧困・開発・災害など)によって、難民は難民化すると考えるそうした認識のことを指す。つまりは、被害者としての難民像を描き出すということである。そしてそのことは同時に、私たち自身を“保護する存在”として難民から切り離すことを意味する。しかし本章では、犠牲者としての難民と保護する私たちという構図そのものが揺らぎはじめる、そうした時点にまで遡っていく。ゆらぎの時点からその後の成り行きを眺めたとき、難民をめぐる情勢は、前向きな眺望とはまったく異なって見えてくるのではないだろうか。そのとき、私たち自身の認識の変容過程が浮き彫りになるはずである。

戦中から戦後、そして冷戦における認識の変化にともない、難民を方法論的对象として対象化

⁷⁷ 現在の時点から振り返って、二〇世紀以前にも難民は存在したという反論もありえるであろう。しかしそうした反論自体もまた、特定の意図に基づいた難民の定義に立脚していることはあきらかである。その意味では、“難民の発見”という二〇世紀的事蹟なしには、そうした反論そのものも考えられない。

⁷⁸ Zolberg, Suhrke, Aguayo. *Escape from Violence — conflict and refugee crisis in the developing world*.

するという意識は後景に退き、方法化されることのないまま、現実の難民は生身の実体的な存在として認識されるようになっていった。方法化されない存在は、やっかいで手に負えない実体として立ち塞がることになる。それはまるで、減らしても減らしても殖えてくる謎の生命体との終わりなき闘いのようなものである。難民が危機として認識される背景には、私たちが感じているそのような心理的圧迫がある。前向きな取り組みがどこか強迫観念的なものとなってしまっているのもそのためであろう。

それゆえ今こそ、後向きの姿勢によって難民に対する心理的な怖れではなく、難民という存在に対する驚きを再生させなくてはならない。すなわち、難民を方法論的に対象化する必要がある。歴史的な観点からするならば、難民という存在の実体化は、必然的な過程としてあったのでは決していない。冷戦という特定の時代状況があったからこそ、難民は実体としての内実を充実させていたのである。冷戦体制が確立していなければ、難民と私たちとが犠牲者と保護者として実体的に切り離されることなどありえなかったであろう。

難民は、二〇世紀初頭のヨーロッパ世界に、前代未聞の未決の存在として登場してきた。しかし冷戦の作り出した認識枠組みによって、難民は難民としての役割を割り当てられ身分化し衆目の一致する既決の存在となっていった。現実世界において住む場所を奪われた難民はしかし、私たちの認識の中ではおとなしく安住しているのである。

本章の主な目的は、そのように私たちの内部で安住している難民をもう一度“難民化”させること、それによって私たち自身を“難民化”させることにある。

国民国家という枠組みは、現実のグローバル化によって相対化されるばかりではない。そうした現実の進展はしばしば、人々を隔てる新たな障壁を生み出してきた。つまりは、国民国家の再編を促してきたとも言える。それにともなって、難民の地位にも変化は見られた。しかし地位の変化は必ずしも、認識枠組みの変化を意味しない。現実としてのグローバル化は、ある特定の側面を強調することはあっても、それそのものとしては私たちを変化させない。グローバル化の過程によって排除される人々は、以前に比べてより増えているかもしれないが、それはあくまでも量的な多寡の問題であって、私たちのものの見方に根本的な影響を与えることはない。現実レベルにおいてグローバル化がどれほど正確に把握されたとしても、私たちの身につけた実体的思考法が無傷のままに残されるなら、難民という存在が思想的な危機状況を生み出すことはないであろう。難民の生み出す危機とは、あいかわらず生存の危機、あるいは生活秩序にもたらされる危機であり、それ以上でもそれ以下でもないことになる。結果として、問題解決に向けた前向きな姿勢だけが強く打ち出されることになる。一九八〇年代以降の難民研究の急速な発展の仕方にも、そのことはよくあらわれている⁷⁹。

⁷⁹ 一九八〇年代以降の難民研究を中心的にリードしてきたのは、オックスフォード大学のクイーンエリ

もちろん、グローバル化時代の到来によって、国民と他者（移民や難民を含む）との間にシチズンシップをめぐる問題が発生してきていることは多くの論者の指摘するとおりである⁸⁰。しかしそうした他者との具体的な出会いの場面が増えることは、逆説的に、個々人のレベルでは到底対処できないグローバル化した諸問題を個人的に処理可能な次元へと切り分け転嫁させる契機ともなっていく。楽観的な論者が信ずるほどに、状況はコスモポリタンではない。むしろ、現在のグローバル化の過程において進行しているのは、技術的な革新にとまなう量的な変化であって、自他の関係をめぐる私たちの思考もまた、他者の増加（難民危機）という量的な把握にとどまっている。

グローバル化という現象の可能性は、私たちの内的な要求とつながることによってはじめて現実化する。そのとき、客観性が主観性を凌駕する現象の力になすがままに身をまかせれば、難民は異物として私たちの目の前に立ち塞がるであろう。だが、存在論的起源へと立ち返ることによって難民という存在に対する驚きや戸惑いを新たにするとき、私たちは難民を現代世界を構成する一機能として分節化することができる。難民と私たちは機能的につながっている。グローバル化という現象は、そうした存在のあり様を結びつける回路となることもできるのだ⁸¹。

移行期の難民

難民に対する認識が変容した契機として、戦後における冷戦体制の確立があった。冷戦という文脈の中で整備された難民保護レジームは、難民の存在論的起源を覆い隠すことによって、その原理的な困難は回避したままに、難民問題を対処可能な問題として構築していった。それが、私たちの前向きな姿勢を支えているのである。

そうした認識の変容、つまり、姿勢の矯正がなされるまでの移行期に、つぎに注目してみたい。第二次世界大戦の終戦から冷戦体制が確立されるまでの期間、すなわち一九四〇年代の後半の状況について考えてみたい。一九五一年に難民条約が成立するまでのおよそ六年間、難民をめぐる状況は非常に流動的であった。難民という存在は、いまだ未決の状態にあったが、同時に

ザベス校に一九八二年に設立された「難民研究所」である。同研究所は近年では、「難民」ばかりでなく、冷戦体制崩壊以後の世界に発生してきた「国内避難民 internally displaced persons」問題の研究にも特に力を入れている。そうした近年の研究動向については、小泉康一『国際強制移動研究の政治社会学』第7章に詳しい。あるいは、八〇年代以降の難民研究の流れについては、本論の第五章「移民と難民」を参照せよ。

⁸⁰ たとえば、ジェラード・ランディ『グローバル化時代のシチズンシップ—新しい社会理論の地平』（佐藤康行訳、日本経済評論社、2004年）、ジョン・アーリ『社会を越える社会学—移動・環境・シチズンシップ』（吉原直樹・武田篤・伊藤嘉高訳、法政大学出版会、2006年）、Sor-Hoon Tan (ed.) *Challenging Chitizenship — Group Membership and Cultural Identity in a Global Age*, Ashgate, 2005. など。

⁸¹ この点は、伊豫谷の提起する「方法としてのグローバリゼーション」という問題設定と関連している。伊豫谷登士翁編『移動から場所を問う—現代移民研究の課題』の序章を参照せよ。

すでに固定化・実体化の方向性もあらわれ始めていた。

こうしたことをより具体的に論証していくために、ここではイギリス労働党政権が一九四六年の十月から一九四九年の十二月にかけて行った European Volunteer Workers (EVWs) scheme [ヨーロッパ出身の自発的労働者計画](以下、EVW 計画とする)について取り上げてみたい。

第二次世界大戦末期にドイツやオーストリアに設置された難民キャンプには、東欧からの避難民 Displaced Persons (DPs)が多く含まれていた。戦後、ナチス第三帝国の支配地域に居住していた多くのドイツ系住民は、行き場を失って大量にドイツ国内へと流入した。そのため、ドイツ国内の難民キャンプにとどまる避難民を受け入れる余裕など敗戦国ドイツにはなかった。かわりに、連合国救済復興機関(UNRRA)が、難民キャンプにとどまる避難民の保護と出身国への帰還の支援を行うこととなる。ところが、そうした避難民の多くが先にも述べたとおり東欧の出身者であったため、出身国がソビエトの共産主義支配を被っており、自国への帰還を望まない者たちがキャンプに滞留しはじめた。その数は、ドイツ国内だけでも百万人を超えていた。連合国によって分割占領されたドイツ国内のイギリス占領地域に設置された難民キャンプは、六十万人以上という最大の避難民を抱えていた。またこの同時期に、イギリス政府は、大戦によって壊滅的な打撃を受けた自国経済を再建させるための膨大な労働力を必要としていた。そこで、行き場を失ったヨーロッパ避難民の中から追加的な労働力を調達するという政策がとられる。およそ三年間で約八万人もの男女が、“労働者”としてイギリスへと入国することとなった。それが、EVW 計画であった。

人種主義と人の移動に関する研究を行っているダイアナ・ケイとロバート・マイルズによれば、EVW計画はイギリスにおける移民政策の転換として位置づけることができる⁸²。しかし彼らの指摘するように、これまでのイギリス移民研究においては、EVW計画は周縁的な扱いしか受けてこなかった。イギリスの戦後移民に関する研究の中では、カリブ海やインド大陸といった帝国領からのイギリス臣民の移動が主要な研究対象となってきた。そこでは、形式的には同じイギリス臣民であるのにもかかわらず、有色人と白人とで差別的な待遇が行われてきたという人種主義の問題が中心的に論じられる傾向にあった。そのため、ヨーロッパからやって来た比較的小規模で短期間の人の移動であったEVW計画は、いつしか忘れ去られてしまっていた。ところが九〇年代に入って、再びそうした人の移動に注目が集まるようになってきた。一つには、EVW計画に関する文書の情報公開がすすんだということがあった。あるいはまた、イギリス国内において先の大戦における戦争犯罪に関する調査が行われたことで、EVWsとして入国した者たちの中にも戦争犯罪人がいたのではないか、という疑惑が持ち上がったことも関係していた。あるいは、近年ではとくにジェンダ

⁸² Diana Key and Robert Miles, *Refugees or Migrant Workers? — European Volunteer Workers in Britain 1946–1951*, Routledge, 1992.

一という観点から、あらためてEVWsの移動に注目が集まっている⁸³。

しかしケイとマイルズによれば、EVW計画が周縁化されてきた理由には理論的な問題もあった。それは、EVWsの移動が、資本主義世界経済における国際移動に関する主要な説明体系と必ずしも一致しないという問題である。従来の説明では、明示的にせよ暗示的にせよ、人の移動を、政治的な要因によって決定される難民移動と、経済的要因によって決定される移民移動とに二分化する傾向があった。しかし、EVWsの移動は、そのどちらの要素をも併せ持っており、こうした従来からの二分法に疑問を投げかけるものである⁸⁴。

一九四五年の総選挙での勝利によって、イギリス労働党は政権についた。労働党の掲げた完全雇用政策は、戦後直後の情勢において一国内的に達成しようとするならば、資本主義的成長の足かせとなりかねない。というのも、資本の拡張は、市場の需要に見合った賃金労働者がいつでも調達できることを前提としていたからである。完全雇用の下ではつねに、国内に余剰労働力は不足しており、必要なときに必要なだけの労働力を調達することは難しくなる。このことは別の角度から言えば、国内において完全雇用を実現しようとする政策は、国境の外側から余剰労働力を調達するという政策を導く可能性があるということの意味している⁸⁵。

とくに戦後の荒廃したイギリス経済においては、さまざまな産業において労働需要は拡大していた。そのため、労働市場は売り手市場となる。しかし戦後復興に欠かせないと考えられていた炭鉱や農業や繊維業といった産業分野では、明らかな人手不足が続いていた。そうした産業は、低賃金と労働条件の悪化により、国内労働力を惹きつけることができずにいたのである。機械化などによって生産性を向上させるという試みは、戦後直後の状況では難しく、また短期的には、労働力の増加が最も効果的であると考えられていたため、イギリス政府は、特定産業の労働力不足を補うために外国人労働者を調達しようとしたのであった。

外国人労働力を導入することの国家にとっての最大の魅力とは、労働条件を統制することができるという点にある。国内の労働者というのは、少なくとも法的には“自由な賃金労働者”である。そのため、自らの労働力を市場において自由に処分する権利をもつとされる。つまり、労働条件や賃金が自らの労働力の価値に見合わないと判断したなら、雇用契約を解消し、労働市場に自らの労働力を再び売りに出し新しい雇用主を探すことができる。戦時中であれば、緊急事態ということで国内の労働力移動を国家が統制することも可能であったであろうが、平時においては当然労働者側からの反発を生む。それゆえ、戦後復興にどうしても必要な労働力をあくまでも国内で調達しようとする場合には、労働条件を改善し賃金を引き上げることによって、国内労働力を惹きつ

⁸³ McDowell, L. *Hard Labour: the Forgotten Voices of Latvian 'Volunteer' Workers*. UCL Press, London, 2005. を参照せよ。

⁸⁴ *Refugees or Migrant Workers? — European Volunteer Workers in Britain 1946–1951*, p.4.

⁸⁵ *Ibid.*, p.22–3.

けるより他に方法はないことになる。しかし、外国人労働者の場合には、入国の段階で何らかの規制を設けることが可能となる。すなわち、労働力を市場において自由に処分するという労働者に認められた当然の権利を制限することによって、特定の産業に労働力を縛り付けることができるのである。賃金労働者でありながら、自らの労働力を自らの意思で処分することのできない外国人労働者という存在を、ロバート・マイルズは、「不自由な賃金労働者」(unfree wage labour)として描き出している⁸⁶。

外国人労働力政策としてまずイギリス政府は手始めに、戦後イギリス社会に取り残された戦争捕虜とポーランド人兵士を炭鉱や農業の労働力として徴用した。さらに、国境の外部からは西ヨーロッパの女性労働者を病院での介護労働力として導入しようとした。そのような女性労働者であれば、収容施設の心配もなく労働組合からの反対も少ないであろうと考えられた。しかし、同時期の西欧各国はどこも同じような労働力不足に悩まされており、イギリス政府による労働力調達は上手くいかなかった。

この時点で重要なことは、当初、イギリス政府はドイツやオーストリアの難民キャンプにいる避難民たちを労働力として調達しようとは考えていなかったということである。イギリス外務省は、キャンプに滞留し続ける避難民たちを経済的な負担であると見なしていた。キャンプの規模を縮小するために、国際社会は再定住を推進し始める。一九四六年の四月から六月にかけてロンドンで行われた国連経済社会理事会の難民・避難民に関する特別会議において、難民の帰国を支援してきたUNRRAに加えて、難民の再定住を新たな目的とする国際難民機関(IRO)の設置が決定される。このときイギリス政府は、一九三〇年代にドイツからのユダヤ人難民を受け入れてきたことを口実に、国際社会からのさらなる再定住の要請を拒もうとしていた。つまり、この時点ですでにイギリス政府は外国人労働者の導入を決定していたのにもかかわらず、難民キャンプの避難民たちはそうした労働力としてカウントされおらず、財政的な負担として認識されていたということである⁸⁷。

難民であり無国籍者であるという避難民の地位はすなわち、いったん入国したなら、永住とまではいなくとも、かなり長期間の滞在は覚悟しなければならないということを意味している。それは言いかえるなら、強制送還することができないということである。政府が避難民の労働力調達に踏み切ることができなかったのは、この強制送還という選択肢を手放したくなかったからでもあった。強制送還という選択肢には、労働力として望ましくない者を送り帰すことができるだけでなく、契約期間中の労働者に対するある種の脅迫としても機能するという利点があった。

しかし、戦後復興のための主要産業における労働力不足がいよいよ顕著となってきたために、

⁸⁶この点に関しては、Miles, R. *Capitalism and Unfree Labour: Anomaly or Necessity?*, Tavistock, London, 1987.を参照せよ。

⁸⁷ *Refugees or Migrant Workers? — European Volunteer Workers in Britain 1946–1951.*, p.46.

避難民を労働力として活用すべきだという声が議会において高まってくる。イギリス政府はできるだけ良質な労働力を調達するために、難民キャンプにおいて避難民を審査しふるいにかけた。そして一九四六年に、「バルトの白鳥Baltic Cygnet」計画と呼ばれる労働力調達政策が実施されることになる。高い教育を受け外見的にも美しく、英国社会にもすぐに溶け込むであろうと判断されたバルト諸国出身の女性労働者たちが、療養所の家事労働者として入国を認められたのであった。彼女たちの到着とその後の働きぶりは、メディアにおいても理想的な外国人労働者として好意的に報道された。つぎにイギリス政府は、いよいよ本格的に避難民の労働力調達を推し進めるために「西を目指せ！ Westward Ho!」計画を実施する。この計画によって、炭鉱、農業、織物業などに男女の避難民がEVWsとして導入されることになった。そのとき、とくに労働組合との間で問題となったのが、EVWsの雇用条件である。入国するEVWsは難民や無国籍者であるため、当然のことながら定住することが予想されていたにもかかわらず、政府の公式見解では、あくまでも12ヶ月間だけの一時的な雇用プログラムということになっていた。また、EVWsは政府の認めた職業にだけ就労することができた。それ以外の職業選択は原則認められておらず、職場変更も当局の許可なしには認められないとされた。こうした雇用条件を忠実に履行し、イギリス社会の成員としてふさわしい生活を営むならば、滞在期間の延長もありうるということが確認された。以上のような雇用契約の説明文がドイツやオーストリアの難民キャンプの避難民に配布され、労働者の調達が行われていったのである⁸⁸。

しかし、労働力移動を統制しようというこうした政府の意図は、省庁間での利害の不一致や国際社会からの人道主義的な圧力、さらにはEVWs自身の抵抗などによって徐々に後退させられていく。それに代わって、再定住を推進するIROが設立されて以降は、避難民にEVW計画の他にもより魅力的な新しい前途が開かれていく。北アメリカやオーストラリアといった新世界への移住の可能性が開かれたのである。しかもそうした国々においては、少なくとも公式には職業選択の自由があり、そのうえ市民としての定住が認められていた。こうした状況の変化によって、イギリス政府はさまざまな雇用条件を緩和し、定住を認める方向へとシフトせざるをえなくなっていったのである。

以上、簡単にEVW計画の顛末を振り返ってきた。ケイとマイルズは、この歴史的事象を資本主義と人の移動という観点から読み解いている。ケイとマイルズは、資本主義が発展のために必要とする余剰人口というのは、歴史的に見れば政治的な要因によって作り出されるという点をとくに強調している⁸⁹。戦後直後のヨーロッパにおいては、難民キャンプに滞留した避難民たちが最大の余剰人口を構成していた。彼女たちは、国民国家の形成と再形成の力学によって“余剰”とされたの

⁸⁸ *Ibid.* p.56, また、Appendix として載録されているイギリス労働省の配布文書を参照せよ。

⁸⁹ *Ibid.*, p.185.

である。しかもそのようにして生み出された余剰人口には、差別的な制限を課することができる。すなわち、“不自由な賃金労働者”として雇用することができる。資本主義的生産様式の原則から言えば明らかに矛盾している“不自由な賃金労働者”という存在は、国民国家による分割の原理によって正当化されるのである⁹⁰。このようにして国民国家化によって生み出された余剰人口は、国民国家原理を口実とする資本の論理によって、“不自由労働者”として再び国民国家へと統合されていく。しかしEVW計画に見られたように、こうした余剰人口の問題に人道主義的な考慮によってではなく、経済的な関心によって対処しようとするとならざるを得ない、“余剰のなかの余剰”が析出されてしまう。つまり、経済的に役に立たないと見なされた病気や障害を抱える人々や高齢者などは、経済の論理によっては回収されることなく難民キャンプに取り残されることになるであろう⁹¹。

つぎに、本論における EVW 計画の位置づけを行う。先にも指摘したように、ケイとマイルズは、EVWs が移民と難民の両方の特徴を備えていたために従来の人の移動に関する研究枠組みに一致せず、結果としてその歴史が周縁化されてきたと論じていた。しかしこうした評価は、難民を認識する冷戦以後の枠組みを前提としてはじめて成り立つものではないだろうか。すなわち、人道主義的な保護の対象としての難民の地位が確立された現代から見たとき、EVWs に実体的な難民性を読み込むことができるのではないだろうか。それに対して本論では、この一九四〇年代後半という時期においては、難民という存在はいまだ未決の存在であったという点にこだわりたい。つまり、ケイやマイルズにとって EVWs が移民と難民という二つの側面を持つように見えたという事実は、難民という地位がいまだ未決の存在であったという事実を逆に照らし出している、と考えられるということである。

EVW 計画の歴史的な重要性とは、外国人労働力の調達に国家が積極的に関与しているという点にある。さらに、そうした調達が難民キャンプにおいて行われたという点が重要であろう。難民キャンプとは、行き場のない閉鎖的な空間である。それは政治的に作り出された環境としてある。そうした環境に身を置く住人たちは、必然的に交渉力を奪われ相対的に弱い立場に追い込まれる。EVW 計画は、政治的に作り出されたこうした関係性を搾取するところに成り立っていた。このように権力(ここでは国家権力)に恣に犯されてしまうという立場の脆弱性こそが、難民という存在の本質であり、そうであるからこそ、その存在は搾取の対象となるばかりでなく、人道的な保護の対象となることもできるのである。つまり、ここではそうした難民という存在の真の脆弱さが明るみに出てしまっている。後段で詳しく論じていくが、戦後の難民保護レジームというのは、こうした脆弱さを出来るだけ隠蔽しようとしてきた。というよりも、脆弱さを特権へと高めることで難民を身分化

⁹⁰ *Ibid.*, p.190.

⁹¹ *Ibid.*, p.165.

することに成功した。しかし、EVW 計画においては、脆弱さは脆弱さのままに貪欲に利用されている。

そしてそのことが同時に、国家権力の思惑を超えた逆説的な事態をも生み出すことになる。労働力として調達するということは、さまざまな場面でいくら統制しようとしても、国民社会との間に何らかの接触を生み出すこととなる。このことは、難民キャンプに收容されていたときには無力であった存在に、思わぬ活力を与える。無力で脆弱な存在をその立場の弱さを維持させながら利用しようとした国家権力の意図は、そうした存在をキャンプから連れ出した時点ですでに失敗を宿命づけられていたと言えるだろう。とくに、EVW計画においては、入国後の寄宿舎の管理やEVWsに対する生活支援などは民間のボランティア組織などに委託されていたため、イギリス社会との間に軋轢も含めたさまざまな関係性が生まれることとなった⁹²。EVW計画においては、難民という存在をどのように扱うべきか国家も国際社会も決めかねていたために、不用意にも国民社会との接触到にさらしてしまう結果となったのである。

このように、難民という存在に対する認識はいまだ確立されていなかった。すなわち、そうした存在に対しては国家や国際社会が、特別な圏域において手取り足取り支援すべきであるというような規範はいまだ浸透しておらず、むしろ活用可能な資源として認識される余地が充分にあったということである。

EVW 計画は、一見したところ、序章の冒頭で取り上げた、現在日本政府が推進しようとしているタイの難民キャンプからの「第三国定住難民」の受け入れと似たものに思われるかもしれない。しかし、本論の提示する視座によるならば、両者の間には決定的な断絶が存在している。「第三国定住難民」は、キャンプを出た後も国家によって手厚い保護を受け続ける。国民社会との接触は最小限に抑制される。もちろんやがては、国民社会へと参画することになるのかもしれないが、そのころまでには難民という存在の剥き出しの脆弱性は取り除かれている。私たちが難民と出会う機会は周到に回避させられているのである。難民という存在が私たちの住む国民国家世界にとって不可避の必然的な存在であるという事実——すなわち、難民と私たちとの根源的なつながり——は、忘れ去られることになる。結果として、現在の政治的な組織化原理によって、“難民問題”は解決可能であるかのような幻想が与えられてしまう。

他方しかし、一九四〇年代後半の時点では、EVW 計画に象徴されているように、難民という存在は無造作に国民社会の中へと投げ込まれていた。労働力として活用してやれ、という国家権力の身勝手まで横行した。それによって、管理不可能な流動的な状況が生み出された。そうした過程において、私たちは難民という存在の根元に触れることになる。そしてそのような接触こそが、難民との友情が芽生える土壌となっていくのである。

⁹² *Ibid.*, p.131-135.

難民は冷戦体制確立以後、根源的な存在ではなくなっていった。このことについて次に考えてみたい。そしてさらに、難民という存在の根源を隠蔽し特権化する難民保護レジームのあり様を踏まえた上で、あたらしい難民の定義を作り出してみたい。

これまでの難民定義

難民という存在の根源性が隠され、実体的な存在として対処可能となっていく背景に冷戦構造があったことは、先にも述べたとおりである。一九五一年の難民条約における難民の定義が露骨に冷戦体制を反映しているということは、これまでもくり返し指摘されてきた⁹³。難民条約においては、東側の共産主義世界から西側の自由主義世界に逃れてくる人々が難民であると想定されている。

ここでは、難民条約からはじめて、それに対する論者の批判的な議論を検討し、そうした批判の中から提示されてきたあたらしいより包括的な難民の定義について考察する。そしてそこで提示される数々のあたらしい難民の定義もまた、実体的な思考を免れていないことを論じる。そして次節において、本論の視座に基づいたこれまでになかったあたらしい難民の定義を提示し、その方法論的ねらいについて論じていく。

一九五一年七月にジュネーヴで開催された「難民と無国籍者の地位に関する国連会議」において、「難民の地位に関する条約」(いわゆる難民条約)は採択された。その第一条は、難民を次のように定義している。

人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国の保護を受けることを望まない者及び、常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者。

国際法学者のジェームス・ハサウェイによれば、上記の難民条約における難民の定義は、次の五つの要素からなっている⁹⁴。

① 出身国外にあること alienage。

⁹³ 例えば、阿部浩己『人権の国際化——国際人権法の挑戦』(現代人文社、1998年)の第三部「難民保護のリアリティ」に詳しい。

⁹⁴ James C. Hathaway, *The Law of Refugee Status*, Butterworths, Toronto, 1991, p. vi-vii.

- ② 身の危険が本物であること。主観的にそう思うだけでなく、客観的にも証明可能であること。
- ③ 迫害 persecution のおそれ。ただし、出身国がそうした迫害に対して保護を提供することができないか、あるいは保護を提供しようとしなない場合にかぎる。
- ④ 直面している危険が、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団への帰属、あるいは政治的意見のうちのいずれか、すなわち市民的・政治的地位に関わる危険であること。
- ⑤ 保護 protection を本当に必要としていて、正当な要求であること。

この五つの要素を見ても分かるように、難民条約における難民の定義はかなり限定的なものである。一九五一年当時の国際政治の現実を如実に反映している。第二次世界大戦終結直後までにヨーロッパ世界で人々が日常的な接触を通じて培ってきた難民のイメージと、難民条約が定義する難民のイメージとの間には大きな懸隔がある。

二〇世紀初頭、第一次世界大戦後に発生した最初の難民とはいわば、無国籍者のことであった(ロシア革命によって生み出された難民、あるいはアルメニア難民など)。国籍の剥奪などによって出身国による法的 de jure な保護を失い、他国も庇護を提供しようとしなないために行き場を失った人々が難民となった。ところが一九三五年以降になると、ファシズムの脅威に晒されたヨーロッパ世界では、従来のような国家からの法的な保護を失った無国籍者ばかりでなく、ファシズムの標的にされ国家からの社会的・政治的保護を事実上 de facto 失ってしまった犠牲者たちも難民として処遇されるようになる。

第二次世界大戦終結後、ファシズムの脅威が過ぎ去ってみると、枢軸国対反枢軸国というイデオロギーの対立構図は、共産主義陣営対自由主義陣営という古くて新しいイデオロギーの構図へと取って代わられた。法的あるいは事実上、国家からの保護を失った人々を難民としてきた従来からの理解は、この新しいイデオロギーの図式によって変更を迫られることとなった。戦前・戦中は集団規模で処遇されてきた難民は、戦後世界では自由や権利を求める個人の姿へと変貌していった。難民自身の境遇が大きく変化したというのではなく、国際政治の事情が大きく変化したために“難民像”が修正されたのである。こうして冷戦体制下の世界においては、出身国(つまりは共産圏)と一個人との間に生じる齟齬こそが、難民であることの証しとなっていくた。

難民条約の描き出す難民像は明瞭である。共産主義の全体主義的な政治社会体制に耐えきれなくなった個人が自由を求めて自由主義世界に逃亡してくる、そうした自由の戦士こそ難民である。それゆえ先の要素④でも指摘されていたように、難民条約は、西側自由主義世界が重きを置く市民的・政治的権利の迫害に関する規定しか含んでいない。東側世界が重視していたような社会・経済的な権利に関する規定は、難民の定義からは除外されている。人権についての立場が、政治的に明らかに偏向していると言わざるをえない。

このことは、難民条約ばかりでなく、たとえば一九六六年に採択された国際人権規約において

も如実にあらわれている。市民的及び政治的な諸権利を定めた自由権規約(B規約)は締約国に対して法的な履行義務を課しているが、経済的、社会的及び文化的な諸権利を定めた社会権規約(A規約)については、締約国に最低限の義務しか課していなかった。そうした社会権は、差別的に配分されてはならないと消極的に規定されているだけで、そうした権利が無差別的に剥奪されている状況は、それ自体としては規約違反とされていなかった。すなわち、どこまでも努力目標にすぎないということであった⁹⁵。難民の保護とも関わるこうした規約の内容は、人間の尊厳ある暮らしにとって必要不可欠であるはずの社会・経済・文化にかかわる諸権利の正当性を認めているにすぎず、必ずしもそうした諸権利は「善き生」を保障する手段とはなっていない。難民条約の定義によるならば、社会的・経済的に諸権利を出身国において無差別的に剥奪され、自分の国では生きていくことのできなくなってしまった人々が他国に保護を求めたとしても、彼女らは条約上の難民ではなく“経済移民”として処遇されることになる。

条約難民の定義の特徴について、もう一つ別の側面からも説明することができる。戦前までは無国籍であることは難民であることの十分条件であったのだが、戦後、難民と無国籍者、二つの存在は分岐しはじめる⁹⁶。一九五四年に難民条約とは別に、「無国籍者の地位に関する議定書」が採択されている。さらに一九六一年には、「無国籍者削減に向けた議定書」が採択された。そこでは無国籍者とは、法的de jureな意味で、すなわち国家の法の埒外に置かれた結果国籍を失った人々として定義されている。しかしそのように法的事実として定義されたことによって、国籍自体がどれほどシチズンシップ実現の実効性をともなっているかという、国籍に関する質的な属性は定義から抜け落ちることになった。第二次世界大戦中のドイツのユダヤ人の歴史が物語るように、国籍の問題とは法的な問題にとどまらない。国民として登録されているかどうかという単純な法的事実には尽きるものではない。現にドイツのユダヤ人たちはドイツ国民として登録されていたが、ドイツ市民としての実質的な権利は剥奪されていた。すなわち、事実上のde facto無国籍者であった。問われるべきは国籍の中身である。国籍の登録という技術的な問題と、実質的な国民の保護という問題との間には明らかに隔りがある。

第一次世界大戦以前には、ヨーロッパにおいて無国籍者という問題はそれほど大きな問題ではなかった。というのもそれまでは、ある土地への居住がその居住者個人と領土との結びつきを保障していたからである。つまり、領土内に居住してさえいれば、誰もがその国の臣民であるとみなされていた。ところが第一次世界大戦後には、そうした個人と領土との結びつきはもはや自明のものではなくなっていた。領土内に居住しているのにもかかわらず、特定の集団が国籍との結

⁹⁵ 現在では、社会権の最低限の保障は国家の「中核的な義務」であり、国家には社会権の充実に向けた「漸進的義務」が課されていると考えられるようになってきた。

⁹⁶ 無国籍者の地位の変遷については、Carol A. Batchelor, 'Stateless Persons: Some Gaps in International Protection', *International Journal of Refugee Law*, Vol. 7, 1995.を参照。

びつきから切り離されるという事態が発生してくる。人民主権の原理が浸透する過程で、土地への居住にかわって、民族や人種さらには言語といった要素が国籍との結びつきにおいて重要な意味を持ちはじめたのである。こうして無国籍者は、国籍を奪われた stateless ことによって、同時に居場所も失う displaced こととなった。すなわち、誰からも保護されることのない難民となったのである。

しかしながら第二次世界大戦後に、難民の定義が冷戦という文脈の中で厳格化されたことにより、出身国国外で実質的な保護を失っているというだけでは、もはや難民とはみなされなくなった。そこでは、逃避行の理由(すなわち迫害の有無)こそが最も重要な意味を持つことになる。誰も助けてくれる者がいない、というだけではまだ足りない。誰かが自分の命を狙っていて、しかも誰も助けてくれる者がいない、という状況になってはじめて、救いの手は差し伸べられる。無国籍であることはもはや、難民であることを証明するための判断材料の一つにすぎない。結果として、難民条約とは別に、無国籍者議定書が要請されることとなったのである。このようにして、無国籍者でかつ難民である者と、無国籍者ではあるが難民ではない者との間に地位の差が生じてくる。

それだけではない。実際には、両者の間に深い裂け目が開いており、そこに落ち込む多くの者たちが存在している。つまり、法的な意味での無国籍者ではないが、国民としての実質的な保護は剥奪されている無国籍者であって、しかも条約難民の定義に含まれない人々は、難民条約によってもあるいは無国籍者議定書によっても保護されることがない。そうした存在が、一九六〇年代以降とくに、第三世界において新しい難民危機を生み出していくことになる。

難民条約における難民の定義は、西側自由主義世界にとっては都合のよいものであった。「鉄のカーテン」に妨げられていたため、難民移動が大規模な現象となることはなかった。個々人の難民性を審査するという条約の建前も機能していた。しかも、東側から逃れてくる避難民を難民として処遇することで、東側共産圏を全体主義体制として非難することができた。そのとき難民自身は、迫害の有無を証し立てる必要はない。冷戦イデオロギーが、それを事前に証明してくれている。

ところが第三世界では、西側先進諸国においては問題とならないようなことが大きな問題となっていく。事情がまったく異なっていた。イデオロギーによってデザインされた条約難民という衣装は、第三世界の難民にとってはあまりに華美で窮屈であった。国際的に影響力の強い少数の国々の都合に合わせて起草された条約は、当然のことながら大多数のその他の国々の事情に合致していない。にもかかわらず一度採択されてしまうとそれは、国際的な規範として全締約国を拘束するという、国際政治の矛盾がここにもあらわれることとなった。第三世界で生じてきた難民をイデオロギーによって潤色することはできない。そのため、第三世界自身による地域的な取り組みが発展していった⁹⁷。

⁹⁷ 第三世界における地域的取り組みについては、Eduardo Arboleda, 'Refugee Definition in Africa and

一九六七年に「難民の地位に関する議定書」が採択されたことによって、難民条約に課されていた地理的・時間的な制約は取り除かれ、法律上はヨーロッパ以外の地域で発生した難民も条約難民の範疇に含まれることとなった⁹⁸。けれども難民の定義自体は変わっていないために、第三世界での脱植民地化そして新興国家形成の過程で新たに発生してきた大量の避難民は事実上、国際法上の難民の定義からは排除されたままであった。というのも、第三世界における避難民の大部分は、冷戦体制によってはっきりと線引きされたヨーロッパ世界のように「迫害」によって難民化したというのではなく、戦争、貧困、飢餓、開発、自然災害といったようなより広い意味での政治社会的な混乱によって難民化しているからである。

それゆえ第三世界では、そのような自らの直面する難民危機に対処するために一九六〇年代以降、地域的な取り組みが模索され始める。一九六九年の OAU(アフリカ連合)議定書や一九八四年の中央アメリカの難民に関するカルタヘナ宣言として、それは結実した。OAU 議定書では、外部からの侵略、占領、外国による支配、さらには秩序の混乱によって出身国を離れ庇護を求める人々をも難民として認めている。そのためそうした状況にあっては、難民条約で要求されるような迫害のおそれを、庇護を求める人々自身が証明し正当化する必要はない。つまり OAU 議定書では、迫害だけでなく状況が難民を生み出すことを認めている。また、中央アメリカにおいても、一九八〇年代にそれ以前とは異なる大規模な難民集団が発生した。ラテンアメリカには政治的亡命者に対する庇護の習慣が長らく存続してきたが、八〇年代頃から農村などの地方出身者で民族的にもバラバラの集団が難民化するという、それまでに経験したことのないまったく新しい事態に見舞われ地域的な対応に迫られていた。カルタヘナ宣言においては、全般的な暴力、内紛、大規模な人権侵害、といった表現にまで踏み込んでより広い難民の定義がなされている。

こうして見ていくと確かに、先進自由主義世界と第三世界とでは難民という存在の定義がまったく異なっているかのように思われる。そして現に、一九八〇年代以降興隆してきた難民研究という研究分野においても、先進自由主義世界における難民受け入れに関する研究と、第三世界における難民危機に関する研究とははっきり分断されている。前者は個人の人権に関わる問題として論じられるのに対して、後者は人々の生存に関わる人道の問題として開発・援助という文脈で議論されることとなる。このように分岐した状況にもかかわらず、同じ“難民”という言葉で表現するためには、難民という存在の再定義が必要となるであろう。その結果必然的に、従来の難民条約における定義が批判的に検討されることになる。新しい難民の定義を提唱する論者たちは、難民条約の定義がいかに現実を反映できていないか、いかにしてその定義を脱政治化するか、といった

Latin America: The Lessons of Pragmatism', *International Journal of Refugee Law*, Vol.3, No.2, 1991 を参照。

⁹⁸ 一九五一年の難民条約の難民の定義に付されていた「一九五一年一月一日以前の事件」という限定を取り除いたことを指す。

点を再定義の焦点としている。すなわち、冷戦の文脈に縛られないかたちで、より包括的に避難民を保護しようというわけである。

第三世界での難民危機を意識してより包括的な難民政策を提起しているアリストイド・ゾルバーグらの議論によれば、現代の難民は次の三類型に分類できる⁹⁹。第一に、活動家としての難民 *refugees as activists* がいる。彼らは反政府的な政治活動に従事してきたがために難民化した。こうした政治的亡命者の存在は大規模な難民問題とはならないであろう。第二に分類されるのが、標的とされる難民 *refugees as targets* である。彼らはその不運な出自によって迫害され難民化した。ある民族の生まれであるとか、ある宗教集団の一員として生まれついたなどという、本人の意思とは関係のない理由で迫害された人々である。そして第三に分類されるのが、単なる犠牲者としての難民 *refugees as mere victims* である。彼女らは第二の標的としての難民のように、特定の出自の下にある個人として名指しされて迫害されているわけではない。にもかかわらず、戦争や飢餓や開発などさまざまな理由により自国での生活がもはや不可能になってしまった人々である。こうした三類型の難民たちを現代の難民危機に照らして道徳的に適切に選別するために、ゾルバーグらは、従来の難民条約の難民の定義に縛られることなく、暴力を指標として難民を定義し直すべきであると主張する。

移動というのは、それが強制されているとき、すなわち何者かによって行使されたか、あるいは状況の副作用によって生じた、生命を脅かすような暴力に対する反応として引き起こされる場合に、その移動は、最もあきらかに非自発的であるといえる。暴力とは、あからさまで直接的な物理的暴力と、それと同様な脅しの効果を発揮する強制的な状況の両方を含んでいる。生命とは、生物学的存在と社会的な存在、さらにはそれらを維持するために必要な、基本的な物質的・組織的条件をも含みこんでいる。生命を脅かすような暴力が眼の前に切迫していればしているほど、その人は、移民というよりはむしろ、より難民に近づく。こうした捉え方は、切迫の度合いという尺度を持ち込む。そのためこうした理解に基づいた分類法というのは、二分法的なものではありえない。分類は連続的なものとなる。¹⁰⁰ (強調は原文の通り)

つまり、暴力を指標として捉えるならば、その移動が非自発的であり本質的に政治的なものであるかどうかを問うだけでは十分ではないことになる。犠牲者の切迫した事情が、自国内において緩和可能なものであるのか、それとも国外での庇護を必要としているのかどうなのかを視野に入れて考える必要性が生じてくるであろう。それゆえ難民とは、その者が「国外にいたことが、暴力に

⁹⁹ Zolberg, Suhrke, Aguayo, *Escape From Violence: Conflict and the Refugee Crisis in the Developing World*. p.30.

¹⁰⁰ *Ibid.*, p.31.

対する恐怖によって十分に根拠づけられているような人々」のことを指すのである¹⁰¹。

このような難民の定義は、第三世界の難民が置かれている状況を反映しているだけでなく、条約難民に染み付いた冷戦イデオロギーを脱色するねらいが込められている。難民性をイデオロギー的立場によって明暗として判定するのではなく、どのような政治体制（西側自由主義世界も含む）であったとしても、暴力の存在するかぎりあらゆる場所に難民性は潜在していることになる。

しかしこのような定義では、暴力と国外への移動との関係性は必ずしも明らかではない。暴力が国外への逃亡を促すとはかぎらない。暴力が人々を足止めにするのも当然考えられるであろう。つまりこの定義に従うならば、難民性の指標である暴力の切迫度合いは、安全な国外で測られることになるわけである。安全な環境で身の危険を証し立てるという移動にまつわる逆説が、そこにはつきまとうことになるであろう。その点、冷戦イデオロギーは分かりやすかった。東側から逃れてきた者たちは無条件で難民となっていく。移動そのものが難民性を立証していたのである。

ゾルバーグらの定義の抱える困難はむしろ、冷戦体制崩壊以後の現在、難民条約が直面している運用上の困難に近い。冷戦イデオロギーに政治的な利用価値がなくなったことによって、西側諸国は難民条約の運用を厳格化していくことになる。すなわち、難民認定に際して迫害の有無を精査するようになっていった。安全な逃亡先で、生命にかかわる迫害が存在していることを難民は証明しなくてはならない。もはや国境移動そのものは何の証拠にもならない。むしろそうした移動自体は、疑惑の目で監視されている。

こうした定義上の実際的な困難を回避するためには、たとえばアンドリュー・シャックノフによる難民の定義が参考になる。シャックノフは、出身国外にいること *alienage* は難民であることの不可欠の要素ではないと主張する。シャックノフは、難民と移動との関係性を次のように概念化している。

概念の上では、難民性と国境をまたぐ移動とは関連性はない。難民性とは、国民とその国土との領域的な関係性ではなく、もっぱら市民と国家との政治的な関係性のことである。難民性とは、保護されていない無国籍の一形態である。¹⁰²

つまりここでのシャックノフの議論を敷衍するならば、難民性を構成している移動というのは、物理的な移動というよりもむしろ、政治的な移動ということになる。国家による保護が失われるという政治的次元で起こる追放こそが、すべての難民にとっての共通経験となっている。

シャックノフによれば、誰が難民であるかは資格付与の問題ではなく、客観的条件によって決定されるべき性質のものであるとされる。すなわち、そうした地位が与えられたから難民であるという

¹⁰¹ *Ibid.*, p.33.

¹⁰² Andrew Shacknove, 'Who is a Refugee?' *Ethics*, Vol.95, No.2, Jan., 1985, p.283.

ような唯名論的理解ではなく、政治的な次元での追放という客観的な条件によって誰が難民であるかを決定すべきという立場をとる。シャックノフは難民を次のように定義している。

難民とは本質的に、その者の基本的なニーズが出身国によって保護されておらず、そうしたニーズの補償を国際社会に求めるよりほかによすががなく、しかも国際的な援助が可能な立場に置かれている人々である。¹⁰³

ここでのシャックノフの議論においてとくに重要なポイントは、国家との政治的な紐帯を失った者はそれだけで難民となるわけではなく、「国際社会の手の届くところにいる」ことではじめてその者は難民となる、という指摘であろう¹⁰⁴。つまりは、国際社会の援助が不可能であるならば、難民となることさえできないということである。シャックノフはこの興味深い論点についてはこれ以上展開していない。後段で本論が提示するつもりのあたらしい難民の定義のところ、この点についてはさらに議論を深めてみたい。

むしろここでのシャックノフの強調点は、OAU 議定書が想定しているような客観的な情勢の方にある。難民条約において難民は、出身国社会での敵意に満ちた迫害によって難民化したと想定されているが、第三世界では出身国社会の脆さが難民を発生させている。つまり、“強さ”ではなく、“弱さ”が難民を生み出しているという認識である。

出身国の統治能力の脆弱さによって人々が難民化するという事態に直面したことによって、難民の定義はより包括的なものへと拡張されていった。しかしそのような定義の拡張は、それまでの難民条約の定義の狭隘さへの批判という観点からだけでは説明しつくせない。たしかに難民条約に対する批判によって、難民の定義に染み付いたイデオロギー的色彩は脱色されたように見えるかもしれない。しかし、イデオロギー対立以上に根深い難民に関する実体的な認識は、そうした批判のなかにも生きつづけている。難民とは保護すべき生身の対象であるという認識は、包括的な定義の拡張によってむしろ、再確認されより強化されていった。定義の拡張というのは、新たな要素の包摂だけでなく、もともとの定義に含まれていた要素の拡がりとしても進行したはずである。つまり、冷戦イデオロギーに規定された難民条約は、定義の拡張によって必ずしも乗り越えられたわけではなく、拡張の波に乗って拡がっていったとも言えるのである。ゆえにここでは、従来の議論のように難民条約を批判的に検討して難民の定義を包括的にしていく、という方向性はとらない。難民条約からその後の定義拡張にまで潜在している要素の抽出をめざす。

¹⁰³ *Ibid.*, p.277.

¹⁰⁴ *Ibid.*, p.282.

あたらしき難民を定義する

そのためには、難民条約へと原理的に立ち返る必要がある。“強さ”が難民を生み出す、というのはどういう事態であったのかを再考する必要がある。

難民条約における難民の定義は、冷戦のイデオロギー対立から単純に演繹されるものではない。より根深い問題として、二つの世界大戦という未曾有の経験がなければ、あのような定義は受け入れられなかったであろう。“強さ”が難民を生み出すという心理は、戦争の記憶に根ざしている。

戦前と戦後の間に見られる心理的な断絶は、たとえば自由主義者の思想によくあらわれている。J・S・ミルに代表されるような古典的な自由主義は、自由主義経済における経済主体のように、国家権力からの干渉を受けないことで自由を謳歌することができると主張していた。国家はしばしば、自由にとっての邪魔者であり夾雑物であった。自由は啓蒙や進歩の思想と結びついた力強いものであった。しかし戦後、自由主義は防衛的な性格へと変質していった。共産主義との対立という局面においてだけそうであったというのではない。自由という価値はもはや、往年の力強さを失ったのである。戦後の自由主義を代表する論客の一人であるアイザイア・バーリンが、「積極的自由」の危険に対して「消極的自由」を擁護しようとしたように、自由主義者たちの心理にも戦争の記憶が暗い影を落としている¹⁰⁵。

戦後のリベラリズムが擁護しようとした自由とは、もっとも根本的には、他者による干渉からの自由であった。そこには、自己の自由の力強さへの確信はなく、他者に対する怖れが前面にあらわれている。このような意味での自由の実践は、孤独で貧素なもののように思われる。それは果たして、擁護するに値する価値であろうか。このことは逆から言えば、そのように魅力の薄い価値を擁護せざるをえなかったところに、戦争直後における価値一般の低落、歴史に対する失望、人間性を脅かす極端な暴力の存在を思い知らされる。

すなわち、戦後のリベラリズムが想定する個人というのは、これまでにないほど vulnerable な存在であるということであろう。ヴァルネラブルな身体とは、暴力を誘発しやすい身体である。それは、人間性を根こそぎ破壊するような暴力を体験してしまった歴史的な身体である。リベラリズムの身体とは、国家に全人生を徴用される身体であり、また同時に、絶滅収容所に送り込まれ、無差別爆撃にさらされ、放射能に染色体を貫かれる身体でもあるのだ。そして、冷戦構造とは、そのような身体の位置の延長としてあった。

難民が象徴しているのも、そうしたヴァルネラブルな個人のあり様である。一個人という存在は、フランス人権宣言が謳い上げたような自律した存在ではありえない。絶えず強大な暴力に取り囲まれ脅かされて存在している。それゆえ、保護 protection が必要なのである。保護を失った難民

¹⁰⁵ 齊藤純一『自由』(岩波書店、2005年)は、I・バーリンの「消極的自由」への批判的な議論を検討することで、戦後の自由主義の展開を整理している。

は当然、剥き出しの危険に直面させられる。

こうした寄る辺ない個人の姿というのは、二つの世界大戦を経験した人類にとっての生の実感としてあった。戦後の西側自由主義世界が経済成長の過程で軒並み福祉国家化していったのも、共産主義陣営への対抗という戦略ばかりではなかった。むしろ、ヴァルネラブルな個人の生存を現実化するという、国内からの要請によって促進されていった側面が大きい。さらに冷戦体制下においては、軍事力において突出した米ソの二大勢力によって各国の安全保障体制は規定されていたために、西側自由主義諸国は外交上の政策的オプションをほとんど有していなかった。結果として各国は、内政重視の国家運営を余儀なくされた。安全保障関連の予算を国内問題へと割り当てることにより、国内の階級問題は先鋭化することなく高成長が維持され、福祉国家化に拍車をかけていった。戦時中は総動員体制によって国民の全生活を根こそぎ駆り出した国家体制が、戦後は逆に、ヴァルネラブルな身体を保護するために総動員で駆り出されることとなった。

こうした文脈の中に戦後の難民も位置づけられることになる。東側体制の暴力的な支配によって剥き出しにされたヴァルネラブルな身体は、豊かな西側世界で保護されることで市民生活の実質を拡充していく。多分にイデオロギ的に粉飾されたこのような難民像はしかし、戦後の人々の生活実感を反映したものであった。こうして難民という存在は、自己と未分化の正体不明の存在から、想像可能で干渉可能な実体的な存在として認識されるようになっていったのである。戦後直後における EVWs の場合は、労働力でもあり統制の効かない存在であったのだが、冷戦体制下において実体化された難民はおとなしく従順で保護し甲斐がある。

他方、出身国社会の統治能力の“弱さ”から発生した第三世界における新しい難民危機においても、難民のヴァルネラブルなあり様が変わりはない。つまり、難民の定義がどれほど包括的に拡張されようとも、戦後リベラリズムに基づいた人間観は一貫しているということである¹⁰⁶。そうした人間観が根底にあるからこそ、シャックノフの主張するように、難民は客観的諸条件によって定義可能であると前提できるのである。保護なしに人間は生きられない。それゆえ、保護のための諸条件を欠いた存在は難民となる。すなわち難民とは、何よりも先に、そのようリベラリスト的想像力の中で実在しているということであろう。全生活から保護を奪いとる強力な政治体制であろうと、あるいは保護を提供する力を持たない脆弱な社会であろうと、そのような状況に置かれた人間存在はヴァルネラブルな存在として暴力を誘発している。その意味では、かつてハンナ・アレントが洞察したように、難民という存在は「殺人の挑発に等しい」¹⁰⁷。保護され支えられなければ立っていることさえ困難であるような存在として、難民はこの世界に実在している。難民キャンプで痩せ

¹⁰⁶ アガンベンによる「剥き出しの生」という概念も、こうした文脈に位置づけて論じてみることもできるのではないだろうか。G・アガンベン『人権の彼方に—政治哲学ノート』『ホモ・サケル—主権権力と剥き出しの生』を参照。さらに、アガンベンの議論に関しては、本論の序章「友情という展望」に詳しい。

¹⁰⁷ H・アレント『全体主義の起源』『第二部 帝国主義』、289 頁。

衰えた母親の乳房にしがみついた赤ん坊の姿こそが、現代の難民の形象である。

前節で論じたような難民条約への批判として展開された定義拡張という議論の方向性は、難民の定義を脱政治化したことによって、かえって条約難民における実体化の契機を見えにくくしてしまった。難民条約を冷戦イデオロギーの産物とみなすだけでは不十分である。そうした見た目の政治色にだけ眼を奪われていてはならない。むしろ、難民という存在が対処可能な実体的な存在として認識されるようになった起点として、難民条約を歴史的に位置づけるという作業を同時に行う必要がある。そうすることで、定義拡張の議論にも潜在しつづけている難民の実体化を担う要素を抽出することができる。

ここまでくれば、あたらしい難民の定義を提出することができそうである。本論では、難民という存在に対する驚きを取り戻し、難民という存在を方法論的に対象化することを目指す。そのため、難民の実体的な定義は行わない。難民を実体的に定義することの目的は、先にも述べたように、難民保護の対象範囲を拡張することにあつた。ここにもあそこにも難民が存在していると主張することによって、国境線にさえしぼられないかたちでの援助の正当性を言い立てることができるようになる。

しかし、本論であたらしい難民の定義を提起する目的は、そのような仕方で難民を助けるためではない。難民保護の倫理的な正当性を打ち立てることは本論の目的ではない。本論の提示するあたらしい難民の定義と、従来の定義拡張という議論との一番の違いは、本論では、難民保護レジームの確立なしに難民は(現在のような仕方では)存在しない、とみなすという点にある。従来までの定義拡張の議論においては、難民保護という実践の有無にかかわらず、難民は世界に膨大に存在していると考えられている。つまりは、難民条約が想定する難民保護レジームの現状では対処しきれないほどに難民が増加しているという認識である。しかし、本論の提示する視座によれば、現代世界における難民という存在のあり様は、冷戦体制によって作り出された難民保護レジームによって支えられているのであって、それ以前に同じような仕方で存在したことはなかったとみなされる。難民保護レジームの外側に、難民が実在しているとは考えない、ということでもある。つまり、冷戦以前と以後とでは、難民の存在の仕方は決定的に変容したということ、本論のあたらしい難民の定義は含意しようとする。さらに言えば、本論の焦点は、難民という存在の変容を通して、私たち自身の変容の過程を明らかにすることにある。それゆえ本論の目的は、難民保護を充実させることではなくて、現実の中で手に負えない存在と化してしまっている難民を思想的な領域へと誘うことで、私たち自身の認識枠組みに内的な緊張をもたらすことにある。そのためには、難民の実体的な属性に注目するのではなく、難民のはたらきについて考察していくのがよい。難民という存在がどのような機能を果たしているのかについて考えるところから、あたらしい難民の定義を作り出す。

戦後世界において難民は、どのようなはたらきをしているか。戦後レジーム、そして冷戦体制と

いう文脈の中で難民は、人権や人道という概念の函数として作用してきたと言える。東側から「鉄のカーテン」を越えて西側へと逃れてくる難民は、“人権の体現者”として西側世界に歓迎された。他方、第三世界の脆弱な社会が生み出す難民は、難民キャンプへと収容され“人道のはけ口”とされていった。人権や人道を惜しみなく注ぎ込むことで、ヴァルネラブルな存在を“人間”へと回復させることができる。難民は人権や人道の受け皿となっている。受け皿がなければ注ぎ込むことはできないし、何も注ぎ込まないのならば受け皿など必要ない。すなわち、人権や人道といった概念が通用しない世界に難民は存在しないということである。

しかしもちろん、人権や人道という概念は真空の中で実現するわけではない。国民国家システムにその存在論的起源をもつ難民にとって、人権や人道という理念が貫徹される場とは当然、国家あるいは国際社会によって構成される権力圏域にほかならない。このことは別の角度から言えば、そうした圏域を離れたところで実践される人権や人道と、難民という存在とは切り離されているということの意味している。ここでは必ずしも、人権や人道といった理念が無意味なものとなってしまったということを言いたいのではない。そうではなくて、そうした理念が国家や国際社会によって構成された権力圏域(すなわち主権的領域)に持ち込まれるとき、それらは必然的に難民と私たちとを切り離す機制として機能するというを指摘したいのである。そしてそのようにして保護される難民は、それ以前のように私たちと未分化の存在であるとはみなされない。難民保護レジームによって身分化されることで、難民の存在のあり様はすっかり変容したのである。それゆえ、あたらしい定義が必要となる。

難民とは、人権または人道の名の下に、国家あるいは国際社会によって保護される存在である。

難民を実体的に定義するやり方では、国家あるいは国際社会と、人権あるいは人道という理念とが、しばしば外部関係として対立的に捉えられてしまう。というのも、そうした定義の目的とは先にも述べたように、難民の保護であるため、人権あるいは人道という概念も純粋なかたちで理念化されざるをえないからである。結果として、国家あるいは国際社会の不備ばかりが目につくようになる。

他方、ここで提起したあたらしい定義によるならば、人権や人道という概念は、固定的な絶対的
理念ではなくなる。それらは、国家あるいは国際社会によって利用されることでかたちを変える機能的な概念として理解される。そして前節のシャックノフによる難民の定義のところでも触れたように、保護の「手の届かない」存在は難民となることさえできない、ということもこのあたらしい定義は含意している。けれどもシャックノフとは違って、保護の範囲の外に(定義から漏れた)難民が潜在している、とは考えない。難民は関係性の中で難民となるのであって、関係性と無関係に実在しているわけではない。

またこの定義の仕方は、いわゆる唯名論のように、難民と名づけられたから難民である、という

ような粗雑な定式化ではない。難民が機能として分節化されている。つまり、難民という存在のはたらきを考慮に入れている。

こうした定義によって機能として分節化された難民は、(一義的には難民ではない)私たちとの関係性の中に存在している。私たちと難民とは、保護対象や治安対象といったように、実体的な存在として互いに対立しているわけではない。機能的につながっている。難民とは、私たちにとって異質な他者というのではなく、自己の一部であることがわかる。

結語

第一次世界大戦後に生じてきた難民という前代未聞の存在に、その当時のヨーロッパの人々が感じた戸惑いとは、自己に対する戸惑いであったのではないか。昨日まで隣人であったはずの人々が、今日は無国籍者とされてしまった。そして明日には、長年住み慣れた家を追われてここを立ち去っていくであろう。彼女らの存在は、私たちの世界から失われてしまった。そのとき、自分自身の一部分が切り離されたような戸惑いと痛みを覚えるのではないだろうか。彼女たちと私たちとの間に、実体的な違いがあるなどは考えたこともなかった。ところがいまや、彼女らは難民で、私たちは国民。二つの立場の違いは想像を絶するものだ。

この難民創世記こそは、私たちと難民とのつながりを物語るものである。しかしあれから半世紀あまりで、そのつながりは忘れ去られ、私たちは難民を保護する立場にすっかり馴染んでしまった。彼我の隔たりは自然化されてしまったのである。変わったのは難民の方ではない。難民を見る私たちの側が変わったのである。

現代において、難民創世記をそのまま単純に繰り返すことはできない。難民をめぐる状況は激変した。それゆえ、あたらしい難民の定義が必要となる。難民の実体化という戦後の歴史的な過程を十分に考慮に入れたあたらしい定義を提起することによって、私たちと難民との固定的な関係性を問い直すための起点を作り出さなくてはならない。そこから、私たち自身の正当性も問い直されることとなるであろう。

第四章 難民という「事業」

「帰国」の夢を抱いて

人権に関する世界宣言（一九四八・一二・一〇第三回国連総会において採択）

第十三条

2 人はすべて、自国を含むいずれの国をも立ち去る権利及び自国に帰る権利を有する。

祖国の土を踏むことは、人々に格別な感傷を思い起こさせることがある。とくに長年異国での生活を余儀なくされた人にとっては、その思いもひとしおであろう。二〇世紀の激動の歴史は、さまざまな民族・国民にそのような思いを共有させてきた。遠く戦場へと駆りだされた兵士、他国による侵略や占領によって居場所を奪われた市民、貧しさから抜け出すために遠国へと移住する家族、そうした記憶を持たない民族や国民は存在しないであろう。二〇世紀の歴史は、人類に「帰国」の夢を抱かせたのである。国民国家という「想像の共同体」は、「帰国」にまつわる私たちの記憶によっても形づくられている。遠い戦場へとわが子を送り出した母親は、息子が無事「帰国」することを願う。他国の侵略によって隣国へと逃れた市民は、祖国が解放されいつの日か「帰国」の実現するのを願う。貧しさから見知らぬ土地へと移住した家族は、移住先での苦労が報われてもう一度「帰国」する日の訪れるのを夢みる。数え切れない「帰国」の夢があり、それにまつわる喜びと悲しみがある。

歴史と絡み合って私たちの一部となっている「帰国」の夢は、それゆえ、人々を動かす否定しがたい力をもっている。「帰国」の夢が絶たれたという物語に、私たちは痛みを覚える。反対に、ついに「帰国」が実現したという物語に、私たちの心は温まる。そこには人の血が通っている。だから理屈だけで割り切ることにはできない。「国」など想像の産物にすぎない、という言い方は、歴史の中には人の血が流れているということ、その悲劇を、直視できていない。「帰国」の夢には現実的な重みがある。そのような感覚を扱うことによって、はじめて、「帰国」の夢が歴史において果たしてきた役割について考えることができる。

「帰国」の夢を合理的に割り切って粗末に扱ってはならない。「帰国」の夢をとるに足りないものとして粗末に扱う態度と、「帰国」の夢を別の政治的な目的のために流用する手口とは、根本において共通するところがある。ただし、「帰国」の夢の現実的な重みを考慮に入れているという意味では、前者に比べて後者の認識の方がより成熟しているとは言えるだろうが。

本章では、難民という存在と「帰国」の夢との関係について考察する。すぐにもわかるように、難民という存在と「帰国」という物語は非常に結びつきやすい。このことは別の角度から言えば、難

民をめぐる政治にとって「帰国」の夢は、利用価値が高く動員力が期待できるということを意味している。しかし、「帰国」の夢はつねに難民と結び付けられてきたわけではない。つまり、つねにそのつながりは潜在していながらも、それが顕在する局面は歴史によって異なるということである。

難民問題の解決という文脈においては、ふつう、その恒久的な解決策として次の三つの方法が挙げられる。第一は、庇護国への統合。第二は、第三国への再定住。そして第三に、出身国への帰国。冷戦体制崩壊以降、難民問題の解決策は、第一の庇護国への統合や第二の第三国への再定住から、第三の出身国への帰国へとシフトしてきている。それはすなわち、一九九〇年代以降、とくに先進各国の難民政策において「帰国」の夢の利用価値が高まってきたということの意味する。このような言い方は、難民の「帰国」の権利を言い立て擁護する難民支援者に対しては公平でないかもしれない。彼らによれば、「帰国」の夢こそ実現されるべきものであるのだから。しかしともかくも、ここで重要なのは、そのような「帰国」の是非ではなく、「帰国」が解決策として浮上してきたという歴史的な動向であろう。

戦後の難民保護レジームの成立と冷戦体制の確立とは同時代的現象であった。戦争の混乱によって異国へと逃れていた多くのヨーロッパ避難民は戦後、各国民国家へと「帰国」し再統合されていった。そうした避難民のなかには、もともと異国に生まれ育ちながらも民族的に侵略・占領を行った支配的民族として居住していたために、敗戦後はその国を追われ、生まれてはじめて“祖国”へと「帰国」する避難民も多く含まれていた。戦後の東・中央ヨーロッパからのドイツ避難民の流れがそれを象徴していた¹⁰⁸。

そのように祖国へと「帰国」できた避難民がいる一方で、終戦後数年たった後も祖国への「帰国」を望まない避難民が少なからず難民キャンプに滞留し続けていた。そこで生じた避難民の境遇の違いは、東西冷戦の壁によって隔てられた結果生じてきたものであった。「帰国」が実現した避難民の大半は、西ヨーロッパにその“祖国”が存在していた。他方、「帰国」を望まず難民キャンプにとどまり続けている避難民の多くは、“祖国”がソ連共産圏の支配下に置かれていた。戦後に確立した難民レジームの出発点は、こうしたヨーロッパ避難民の境遇の差異に起因している¹⁰⁹。

ソ連は避難民の「帰国」を要求し続けたが、それとは対照的に西側自由主義世界は避難民の庇護を主張していた。結局のところ戦後の難民レジームは、アメリカ合衆国を中心とした西側世界の意向を強く反映するかたちで確立された¹¹⁰。こうして冷戦体制下においては、難民問題の解決

¹⁰⁸ M. R. Marrus, *The Unwanted — European Refugees from the First World War Through the Cold War*. Chap. 5, The Post War Era を参照せよ。

¹⁰⁹ 前章「冷戦と難民」の EVW 計画についての議論を参照せよ。

¹¹⁰ 避難民の「帰国」を支援する国際組織である連合国救済復興機関(UNRRA)の設立に関してはソ連も賛同していたが、その後設立された再定住支援を目的とする国際難民機関(IRO)には反対の意を

策としては、庇護が最も望ましい方法であるとみなされるようになっていった。東側世界への「帰国」は、夢は夢でも悪夢でしかない。西側世界への統合や再定住こそ自由への道である。「帰国」の夢は、東側世界の崩壊と重ねられることとなった。

こうして誕生した庇護される存在としての難民は、一九八〇年代までは西側自由主義世界の政治的利害とも一致していた。東側からの、量的にも受け入れ可能な範囲にとどまる避難民は、格別な庇護に値する貴重なお客様として歓待されたのであった。ところが一九八〇年代に入って事態は急変する。国連やUNHCRにおいてもたびたび、「新しい庇護希望者 new asylum seeker」と呼ばれる現象が議論されるようになっていく。東側から、というのではなく、南側、すなわち第三世界からの避難民たちが大量に先進世界へとやって来はじめるのである。徒歩で国境を越えてくるというそれまでの難民のイメージとは異なり、飛行機に乗って登場したことから、「航空時代の庇護希望者 jet-age asylum seeker」などと呼ばれることもある。

ここで問題となったのは、第一に、それが第三世界からやって来たということであった。東側の第二世界からやって来た庇護希望者であるならば、冷戦体制のイデオロギーによって自動的に、難民条約に規定された政治的難民として処遇することができるが、第三世界からの庇護希望者の場合、政治的な色彩は薄くなる。むしろ、貧困などの経済的な理由といった非政治的な特徴が強調される。そのため、条約難民としての法的資格に欠けているのではないかという疑いが生じてきた。

しかし問題は法的なものにとどまらない。第二に、その数が多すぎる(少なくともそれまでの東側からの避難民に比べて)という問題があった。しかも、難民をめぐる先進国の政治について研究しているデイヴィッド・A・マーティンが指摘しているように、先進世界へと直接やって来ていること direct arrivalsが、そこでの大きな問題となってきた¹¹¹。というのも、そうした避難民たちは、難民キャンプを経由せずに飛行機で直接やって来るからである。

たしかに第三世界からの避難民たちは、上にも指摘したように、難民条約が規定する政治的難民には当てはまらないかもしれない。しかし、難民キャンプという極限的な境遇に耐えてでも自国から逃げ出してくるということは、それだけ自国での生活が危機的であるということを逆に証明している。自国での生活か、それとも難民キャンプでの生活か、という極限的な選択肢を前にして後者を選択するというそのこと自体が、その者の難民性を保証していると考えられるわけである。つまり、難民キャンプは東側共産体制と同様に、難民認定の必要十分条件としての機能を果たしていたということを意味する。

しかしもし、難民キャンプを経由せずに直接、庇護を求めて先進世界にやって来たのだとしたら、

表明していた。

¹¹¹ David A. Martin, "The New Asylum Seekers" in *The New Asylum Seekers: Refugee Law in 1980s: The Ninth Sokol Colloquium on International Law*. Edited by David A. Martin, Dordrecht, 1988.

たとえ同じ国からの庇護希望者であったとしても、少なくとも受け入れ側の印象としては、その難民性に疑問が生じてくるであろう。すなわち、先進国での統合や再定住の可能性がなく、難民キャンプか自国での生活かという選択肢しか残されていなかったとしたら、その者は自国での生活を選び取るのではないか、という疑念が生じてくるかもしれないということである¹¹²。その背景には、生命が極限にまで追いつめられなければ庇護は正当化されない、という前提が存在している。そうした前提は言うまでもなく、冷戦体制下によってイデオロギー的に培われてきた。前章でも触れたように、難民とは、ヴァルネラブルな身体として想像されているのである。

ここで重要なのは、そうした「新しい庇護希望者」の難民としての真偽ではない。西側先進世界の政治的リアリティにこそ着目しなければならない。というのも、本論での目的は難民性を判定することではなく、庇護から「帰国」へという政治的動向の変容を追いかけることだからである。

マーティンによれば、「新しい庇護希望者」という現象のきっかけを作り出したのは、一九七〇年代のインドシナ難民の大量発生という出来事であった¹¹³。一九六〇年にはじまった第二次インドシナ戦争の結果として一九七五年のサイゴン陥落以後、周辺各国に大量の避難民が発生した。アメリカ合衆国の働きかけにより国際社会は、先進各国による難民割り当て枠quota refugeesを設定する。こうして歴史上はじめて、第三世界発の避難民が大量に難民として先進各国へと受け入れられていった。日本もこのとき一万人を超えるインドシナ難民を受け入れており、それが一九八一年の難民条約批准のきっかけとなっていった¹¹⁴。

割り当て枠に則って先進国へとやって来た難民たちは、難民レジームの庇護システムを揺るがせはしなかった。なぜならその当時、西側先進世界の世論は彼女らに対して同情的であり、彼女らの難民性に納得していたからである。くわえて、割り当て制度というのは、量的には大きくとも移動そのものは管理されており、何より、それ以上はやって来ない、ということを保証しているのもあった。

それとは対比的に、八〇年代以降にやって来た「新しい庇護希望者」たちは、“自発的”にやって来ている。すなわち、その移動は管理下にないため、いつ収まるともされない。こうした不安と先に論じたような難民性に対する懐疑とが、先進世界の各国の世論に与えた影響は決して小さくない。大衆民主主義の浸透した西側自由主義世界では、世論は政策の選択肢を限定する働きがある。それゆえ各国政府は、「新しい庇護希望者」をそれまでの東側からの難民と同じように扱うことは難しくなる。人々が思い描く新旧の避難民像に懸隔があるために、世論の支持が得られにくい。ここではもちろん、あくまでも、世論においてそう見える、という話であって、それまでの避難民と新

¹¹² *Ibid.*, p.10-11.

¹¹³ *Ibid.*, p.5.

¹¹⁴ この出来事は、当時「第二の黒船」とまで言われた。またそれは、一九八〇年代以降の日本の「国際化」という流れと軌を一にしている。

しい避難民との間に実際に差異がある、という話ではない。

戦後の冷戦体制下において制度化された難民レジームは、避難民を難民として受け入れる立場にある先進各国の世論に限定的な難民像を抱かせてきた。東側の全体主義体制を逃れてくる勇気ある避難民か、それとも自国での生活を棄て難民キャンプに保護を求めてやって来る生死の境をさまよう避難民こそが、西側先進自由主義世界の世論の思い描く典型的な難民像なのである。その結果として、第三世界から“自発的”にやって来る庇護希望者は、難民とは思われなくなってしまった。それゆえ、世論の眼には“新しい”庇護希望者であると映るし、さらには「ニセの難民」、豊かさを求めやって来る「経済移民」として想像されることとなる。

こうした世論への対処法は三つしかない、とマーティンは論じる¹¹⁵。まず第一は、世論の良心に訴えかけて説得すること。すなわち、それまでの避難民も新しい避難民も本質的な違いはない、ということを経済世論に納得してもらうという方法である。マーティンによれば、この第一の方法は各国世論の動向を鑑みれば非現実的であるにもかかわらず、難民支援者たちはしばしばこの方法に固執する。

第二の対処法は、難民の法的区分を明確化するという方法である。旧来の難民のように、東西イデオロギーによって色づけされているか、難民キャンプという極限状況をくぐり抜けてきたか、という規準によって自動的に審査をパスさせることはもはやできない。新しい審査の基準を設ける必要がある。明確に法でその庇護範囲を画定し、それによって範囲内の難民であるならば法的な保障を供与し、そうでないならば本国へと送還する、という厳格な姿勢を世論に対して示すことで、いつ止むともしれない突然の訪問者に対する世論の不安を沈静化する。

マーティン自身はこの方法を支持しているようであるが、実施の局面においては、しばしば強硬な反対に直面させられる。というのも、避難民に対する世論の感情は両義的であって、一方では不安を感じ当局に管理してほしいと感じていながら、他方で難民性が疑わしいとされた庇護申請者が実際に強制送還されるという報道に接すると、同情的になって当局の政策に懐疑を覚える。そのとき難民支援者たちは、メディアを活用して世論の政府に対する反発を喚起することで、強制送還を防ぐ戦略をとる。

こうした面倒な論議に巻き込まれたくない政府はそれゆえ、第三の選択肢に惹かれることとなる。すなわち、難民の到着そのものを妨げたり、難民が世論と接触を持たないように封じ込めたりするという対処法である。特定の国(第三世界の紛争国など)の出身者に対しては出発前にビザ要件を課す。あるいは、すでに出国してしまった者たちに対しては、空港の入管や飛行機の機上で審査を行い入国前にせき止める。あるいは、アメリカ合衆国がハイチからの避難民に対して行っているように、公海上でボートを取り締まる。さらにそれでも入国し庇護を申請した者に対しては、

¹¹⁵ *Ibid.*, p.11-3.

審査期間中の身柄を拘束し収容所などに収監して移動の自由を制限する。それと同時に、申請中の申請者の就業も厳しく制限されることとなる。このように、二重三重に防護壁を張り巡らすことで、申請そのものを減少させようという取り組みが行われている。

こうした取り締まり強化の魅力は、第一はそれが法的に問題がない、ということにある。難民条約の“精神”には反しているとしても、少なくともその“文言”には抵触しないというわけである。そして第二の、最大の魅力は、世論を刺戟しなくてすむ、ということである。入国して生活基盤ができあがってしまった庇護申請者を送り帰すことは、すでに世論の眼に晒されているだけに大きな反発が予想される。しかしそもそも入国さえさせなければ、あるいは入国しても当該社会との接触を最小限に抑えることができれば、一般的な世論はほとんど関心を持たない。つまり、政策がスムーズに実施されていくこととなる。

しかしマーティンは、この第三の対処法は最悪の選択であると言う。というのも、この対処法は無差別的であるからである¹¹⁶。ビザ要件にしても、空港や機上での拙速な審査にしても、公海上での取り締まりにしても、あるいは収容施設への収監にしても、いずれもあらゆる庇護申請者に等しく働きかけることとなる。つまり、“本物”の難民に対しても“偽者”の難民に対しても、この第三の対処法は等しく制限的な働きをするのである。そのため、本来なら保護されるべき難民も入国や庇護申請が制限されてしまう可能性があるのである。

こうした最悪の選択肢を推進する政府に大きな責任があることは間違いないが、同時に、第一の非現実的な選択肢ばかりを主張して、第二の現実的な選択肢の可能性を閉ざしてしまっている難民支援者にも、政治的な責任があることをマーティンは厳しく指弾している。マーティンによれば、少なくとも現状の西側世界の世論に照らして考えるならば——そしてそれは、前章で論じてきたように、歴史的に形成されてきた——、人々の良心に期待して説得を行うという第一の選択肢は絵空事でしかない。難民支援者が考える難民の範囲に比べると相対的に狭い範囲とならざるをえないであろうが、法的な範囲を厳格化していくという第二の選択肢を選び取ることで、第三の最悪の選択肢への道を封じることができる。そのような現実主義的な判断の必要性をマーティンは主張するのである¹¹⁷。

こうしたマーティンの議論において重要な点は、彼の提示する世論対処法にあるのではない。なぜなら、結局のところマーティンの考える現実的な対処法とは、「新しい庇護希望者」に対しても、難民条約にある規定に限りなく近いかたちで難民の定義を当てはめ審査していくということに過ぎないからである。そうした没歴史的で近視眼的な対処法というのは、西側先進世界の植民地主義にまつわる歴史的な責任を解除するかのような、到底受け入れがたい提案に墮してしまっている

¹¹⁶ *Ibid.*, p.14.

¹¹⁷ 同上。

¹¹⁸。彼の推奨するような対処法よりも、ここにおいてははるかに重要なのは、事態の変容を追いかけるその認識である。理論的に画定された“正しい”立場から現実を裁断するというのではなく、現実を構成している諸要素を取り出してその動的な過程を認識する視座がそこでは提示されている。私たちはこの視座にならうことで、庇護から「帰国」へという事態の変容を“賛否”という立場からではなく、歴史的に認識することができるようになる。

世論に対する第三の対処法に流されてしまった各国政府は、難民政策において制限的な手法を発達させていった。そしてそれに対応するように、こうした政府による制限的な対処法に矛盾しないかたちで、難民支援の現場において新しく打ち出されてきたのが、「帰国への権利」という理念であった。庇護されることも入国することさえも難しいところまで事態は進展してしまい、それにもかかわらず難民を支援するという立場を維持していくためには、たとえそれが事実上は本国への送還であったとしても、祖国への「帰国」として推し進めるよりほかないであろう。このようにして、「帰国」の夢は、難民政策に動員されはじめたのである。

さらに一九九〇年代後半以後、UNHCR が苦し紛れに打ち出しはじめたのが、「祖国にとどまる権利」と呼ばれるものである。近代的自由の最も根本には「移動の自由」があるわけだが、「祖国にとどまる権利」というのは、移動しないことを価値として称揚しているとも言える。「帰国」の夢によって難民は、祖国へと困り込まれているように見える。

¹¹⁸ マーティンの議論に対する主な批判としては、B. S. Chimni “The Geopolitics of Refugee Studies: View from the South” *Journal of Refugee Studies* Vol. 11, No. 4 1998などがある。

チムニによれば、マーティンに代表されるような「新しい庇護希望者」という議論は、それまでの難民研究における法と政治とを厳密に区別する「実証主義的 positivist」なアプローチに対する批判として登場してきた。しかしそうした議論は、第三世界における難民発生を、第一次世界大戦以降のヨーロッパにおける難民発生とは異質な現象として扱ったために、言説のレベルにおいて「差異の神話」を作り上げてしまったとチムニは批判している。

さらにそのような「差異の神話」は、難民発生の原因を追究するという議論の枠組みにおいては、一国内主義的な分析とつながっていく。第三世界における難民発生の原因は、歴史的にはヨーロッパ列強による植民地主義にまでさかのぼることができるし、さらに同時代的にも、南北の経済格差といった構造的な問題と深い関連がある。すなわち、難民発生の原因は一国内的に説明し尽くせる問題ではなく、国際的な文脈において議論されるべき問題としてある。

また、チムニは、難民発生の原因を一国内主義的な問題に閉じ込めるそうした議論は、その当然の帰結として、難民問題の解決を出身国への「帰国」に求めることになる」と指摘する。難民発生が責任が出身国にしかないならば、受入国は統合や再定住を提供する義務はないことになる。「帰国」させ、出身国に責任をとらせる、というわけである。

しかしチムニによれば、「帰国」こそが人道主義的な解決策であるというのは、どこまでも抽象的な理論にすぎない。難民政策における庇護から「帰国」への転換という動きは、複雑な問題性を包括した詳細な研究の成果としてあらわれてきたというのではなく、何の裏づけもない仮説や都合のよい理論と国家の利益とが癒着した結果にすぎない、とチムニは批判している(p.364-5)。

いまや難民支援という立場は、事態の進展を無視して教条主義的に政府の政策を批判するか、それとも事態の進展に倅差すようにして自らの立場を正当化するか、という非生産的な隘路に入り込んでしまっている。難民問題の解決策として、「帰国」の夢が理念として浮上してきたことを無反省に受け入れてはならない。統合や再定住、さらには帰国といった解決策は、手段であって目的ではない。にもかかわらず、政策を推し進めていくためには、そうした手段の理念化は避けられないであろう。けれどもそのとき忘れてはならないのは、そうした理念は、非歴史的な普遍的価値などではないということである。

それぞれの理念には、歴史にまつわる人々の記憶や感情が絡まりあっている。そうした記憶や感情を消したかたちで演繹的に適用される理念は、歴史を見る私たちの眼を曇らせ、本当は斟酌されなければならない複雑さを単純化して切り詰めてしまう。「帰国」の夢は、古今東西のあらゆる人類が抱える夢などでは決してない。私たちの記憶にまつわる、私たちが見る夢である。

北朝鮮への「帰国事業」

以上論じてきたように、冷戦体制崩壊後に、庇護から「帰国」へと難民政策は変容してきた。しかし戦後の難民政策において「帰国」が持ち出されてきたのは、冷戦体制崩壊後がはじめてというわけではない。冷戦体制の只中において、「帰国」が推し進められた事例が存在する。しかも公式には、一九八〇年代に入るまでいわゆる“難民問題”は存在しないとされた日本において、そのような「帰国」政策が実施されていたのである。ここでは、いままでに知られていなかった日本の影の歴史を明るみに出そうというのではない。そうではなくて、これまでも知られてきた歴史的事象に新しい照明を当てることで、日本における難民政策を再考してみたい。

本章でこれから取り上げる事象というのは、一九五〇年代末から一九八〇年代前半までつづいた在日朝鮮人の北朝鮮への「帰国事業」である。この「帰国事業」という出来事は、当時においてもまた現在においても、いわゆる“難民問題”として問題にされたことはない。

「帰国事業」という問題は、一般的には、日本による朝鮮半島の植民地統治の結果として、日本「内地」へと移動し、太平洋戦争終結後も日本に滞在し続けていた在日朝鮮人と呼ばれる人々が、自らの「祖国」へと「帰国」するという問題として認識されてきた。もちろんすぐにも付け加えなければならないことだが、そこで言われる「祖国」や「帰国」という語彙は、それぞれの立場の人々にとって異なった意味を持つ問題含みの言葉としてあった。しかしいずれにしても、「帰国事業」が“難民問題”として扱われることはなかった。

そのためまずは、「帰国事業」を“難民問題”として取り上げるという本章の意図を説明しておかなくてはならない。「帰国事業」とは難民問題である、イコール、その当時の在日朝鮮人が難民である、と多くの人は考えるであろう。無理のないことである。というのも、難民問題というのは難民が実在しているから生じてくる問題である、というのが一般の理解だからである。しかし本論では、

そのような前提をとらない。そのことは前章でも理論的に論じたことではあるのだが、本章ではそうした認識を具体的な事例に基づいて追求していく。

このことはつまり、在日朝鮮人という存在が難民として実在していて、それに対処するために「帰国事業」が推進された、ゆえに、「帰国事業」とは難民問題であった、という論旨ではない、ということの意味する。ある個人なり集団なりが難民である、ということは、客観的な条件によって決定される事柄としては考えないこととする。というのも、そのような前提に立ってしまうと、難民という存在は生身の犠牲者として実体化されることになるからである。前章でも論じたように、難民の実体化とは、難民支援という立場から要請される方法論としてある。すなわち、難民が実在しているから難民支援の必要性が生じてくる、という関係性である。しかし本論では、これから論じていくように、難民の実体化を退ける。

具体的に言いかえてみよう。難民が実体視されている場合には、たとえ「帰国事業」が行われなかったとしても、在日朝鮮人は難民として実在しているのであるから、「帰国事業」の有無にかかわらず、日本社会には難民問題が存在していることになる。しかし、本論におけるように難民の実体視を避ける場合には、「帰国事業」の行われないうちに難民問題は存在しないし、それゆえ、「帰国事業」なしに在日朝鮮人が難民として実在しているとは考えないということになる。言いかえるなら、在日朝鮮人は「帰国事業」によって難民となった、ということの意味する。「帰国事業」とは難民問題である、というのは、つまりはそういうことである。

「帰国事業」とは難民問題であるというこの命題は、ある種のメタファーとして提出されているのではなく、一つの認識として提出されている。在日朝鮮人の主体性を「難民」というメタファーによって理解しようとする試み¹¹⁹とは異なり、ここではあくまでも、冷戦期に確立した難民保護レジームのなかに在日朝鮮人の「帰国事業」を位置づけることに眼目がある。

「帰国事業」という出来事は、歴史的にも政治イデオロギー的にも複雑な事象であるために、取り上げる際の“立場”が問われやすい。そのため、いくらか回りくどい以上のような問題の整理が欠かせない。とくにここで提起しようとしている認識は、これまでのさまざまな固定化した認識と齟

¹¹⁹ たとえば、徐京植『半難民の位置から—戦後責任論争と在日朝鮮人』(影書房、2002年)。とくに、「難民としての在日朝鮮人」というインタビューを参照。

そのなかで徐は、難民を次のように定義している。「『帝国』に引きずり込まれた人々が、『帝国』の解体や再編の過程で再び国家の外にほうり出されるということが『難民』ということです。」(298頁)「自分たちには国旗も国家もないんだ、なくて何がいけないんだということを自然に自分の生活経験の中から考えることができる人々が『難民』です。」(299頁)

しかし同時に、難民というメタファーが氾濫することに対しては警戒すべきだとも述べている。「あまりこれを比喩として軽く使い過ぎるということは、わたし自身も自戒しなくてはいけないと思いますし、まして『難民』でも何でもない人、日本社会で日本市民としての特権を百パーセント享受している人が、その『難民』の比喩を気軽に使わない方がいいと思います。」(300頁)

齟齬するため、くり返し説明が必要となるであろう。くどいと感じられることもあるかと思うが、その点
はご寛恕願いたい。

「帰国事業」について具体的に論じていく前に、「帰国事業」という呼称について説明を加えてお
きたい。というのも、この同じ歴史的事象に対して、立場によってさまざまな呼称が存在するからで
ある。日本政府の立場からは、当時の北朝鮮を正式な国家とは認めていなかったため、「帰国」で
はなく「帰還」という言葉が使われた。またそれを「事業」あるいは「業務」と認識していたのは政府
の見解であって、在日朝鮮人総聯合会（以下、総連とする）を中心とした在日朝鮮人社会、あるい
はそれを広く支援した日本社会にとっては、それは「事業」ではなく「運動」として認識されていた。
そしてもちろん北朝鮮政府にとっては、それは「帰還」ではなく「帰国」として打ち出された。さらに「帰
国」した在日朝鮮人の大半は、実際には朝鮮半島南半分の出身者か日本で生まれ育った人々で
あったのにもかかわらず、彼らにとってもそれは「帰国」を意味していた。他方、「帰国事業」に対
して一貫して反対姿勢をとり続けた韓国政府にとっては、それは「帰国」などではなく、北朝鮮への
強制送還にほかならないため、「北送」という言葉が使われた。このように、同じ歴史的事象に対
して、「帰還事業」「帰国運動」「北送」といった異なった呼称が主張されていたのであった。

本論が採用した「帰国事業」という呼称は、当時の状況に照らして考えるならば、北朝鮮政府の
立場に一番近いと言えるかもしれない。しかし私はここで、この「帰国事業」という呼称を何か特定
の立場に還元するつもりはない。難民問題としての特質を浮き彫りにするのに最もふさわしい呼
称を採用したまでである。それが「帰還」ではなく「帰国」であるというのは、たとえ日本政府が韓国
政府に対する配慮から「帰還」という看板を掲げていたとしても、実質的には日本政府も「帰国」の
夢の動員力を最大限に活用していたし、それを同時代的に経験、目撃した人々もまた、そこに「帰
国」の夢を重ね合わせていたからである。さらにそれが、「運動」ではなく「事業」であるのは、この
問題を在日朝鮮人の民族としての主体性の問題としてではなく、難民性が構築される過程として
採り上げるためである。

本論においてこのような視座を設定することが可能となったのは、日本近現代史の専門家であ
るテッサ・モーリス＝スズキによる歴史研究の成果のおかげである。後で詳しく論じるが、モーリス
＝スズキは、新たに公開されたジュネーブの赤十字国際委員会所蔵資料から、「帰国事業」の真
相に迫っている。そうした新資料をもとにモーリス＝スズキは、「帰国事業」の歴史的“始点”を従
来の位置から大幅に修正し新たに選定し直している。新たな“始点”の選定により、日本政府と日
本赤十字社による「事業」としての側面がよりはっきりと浮き彫りになってきた¹²⁰。本論では、そうし

¹²⁰ 新資料発掘後に『論座』誌上で二〇〇四年、二〇〇五年にわたって発表された二本の論文におい
ては、モーリス＝スズキは「帰還事業」という呼称を採用している。しかし、二〇〇七年に公刊された
『北朝鮮へのエクソダス—「帰国事業」の影をたどる』（朝日新聞社）においては、副題にもあるように
「帰国事業」という呼称を用いている。こうした呼称の変化に関してモーリス＝スズキは特に説明を加え

た研究成果を踏まえたうえで、「帰国事業」という呼称を採用している。

次に、「帰国事業」という歴史的事象について概観しておく。「帰国事業」とは、その結論だけを取り出せば、次のような問題としてあった。

日本政府と朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)政府の了解の下に一九五九年八月に調印された「日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定」と、七一年二月に調印された日本赤十字社(日赤)と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会(朝赤)との間における「帰還未了者の帰還に関する暫定措置の合意書」「今後新たに帰還を希望する者の帰還方法に関する会談要録」に基づいて、八十四年までに約九万三〇〇〇人の在日朝鮮人と日本人妻、その子ども(日本籍が多かった)などが北朝鮮に集団的に永住帰国あるいは移住したことに関わる問題¹²¹

実際に「帰国」が始まったのは、一九五九年の十二月からであり、六一年までの一年余りで七万人以上が帰国している。一九六〇年の四月十九日に韓国ソウルにおいて大規模な学生デモが組織され、その結果として、同年同月二十六日に李承晩大統領は退陣に追い込まれた。韓国社会の民主化への期待が在日朝鮮人社会においても高まったことにより、北朝鮮への「帰国」ではなく韓国への「帰国」の可能性も浮上してくる。しかも韓国と日本との国交が正常化されたなら、自由往来が可能となる。それとは対照的に、一度北朝鮮に「帰国」してしまうと戻ってこられる可能性はほとんどない。さらに、先に「帰国」した者たちを通じて北朝鮮社会の実情が漏れ聴こえてくるにつれて、「帰国」を希望する者の数は激減していった。こうした状況変化によって「帰国事業」は下火になるが、一時期の中断をはさんで一九八四年まで続いた。

この出来事を振り返ったときに、最も奇妙で最も人々の関心を引くのは、その「事業」の規模が一九五八年八月以降突然、急激に拡大したことである。「帰国事業」の「前史」と考えられている一九五〇年代前半には、少なくとも社会的には在日朝鮮人の「帰国」がこれほど大規模なものになるという気配はほとんど感じられていなかった。そもそも、「祖国」での進学を希望する学生を支援する、あるいは戦後、とくに朝鮮戦争中に韓国から日本へと入国し、“不法入国者”として長崎の大村収容所に収監されていた朝鮮人たちを北朝鮮へと「帰国」させるという問題として、在日朝鮮人の「帰国」は小規模に取り沙汰されていたに過ぎなかった¹²²。

ていないが、『北朝鮮へのエクソダス』が“帰国の物語”に焦点を当てていることからこうした呼称が採用されたのだと考えられる。第一章「朝日 一九五九年」の脚注 14 を参照のこと。

¹²¹ 高崎宗司・朴正鎮編『帰国運動とは何だったのか—封印された日朝関係史』、5頁。

¹²² 筆者が知人を通じてインタビューを行った「帰国事業」にも深い関わりを持つ総連の元幹部の方の話でもやはり、金日成大学への留学や大村収容所の収監者の「帰国」を支援する運動と、五八年八月

しかしそれが、一九五八年を境にして一大「事業」へと変貌を遂げることになる。同年の八月に川崎市の中留耕地の総連部会が八・十五の記念集会を開催し、その場で北朝鮮の金日成首相宛てに日本での生活苦と「祖国」への「帰国」を訴える手紙を送った。その直後に開かれた解放十三周年記念中央大会においても「帰国」について決議され、要請の電報が金日成首相宛てに送られている。こうして「帰国運動」が本格化することとなる。それまでの小規模な「帰国」要求は以後、よりよい生活を求める人々の大規模な「運動」へと転換していった。さらに日本社会の側にも支援の動きは広がっていき、同年十一月には、在日朝鮮人帰国協力会なる組織が発足している¹²³。

当時の日本社会あるいは在日朝鮮人社会にとってさえも、運動の展開は急激であり、その「前史」とのつながりはほとんど意識されていなかったようである。つまり、五十年代前半期の進学希望者や大村収容所の収監者の「帰国」という問題と、五八年以降の在日朝鮮人社会全体にとっての「帰国」の問題とは、人々の想像のなかでは結びついていなかった。しかし現代から振り返るとき、それらは切っても切り離せない問題として見えてくる。それは、結論から遡ることではじめて可能となる視点である。

もちろん日朝両政府や日本赤十字社のように、「帰国事業」を推進してきた政策執行者にとっては、前半の「帰国」は後半の「帰国」の重要な布石となっていたとは言えるであろう。実際、近年あらわれてきた「帰国事業」の再検証という試みの多くは、そのような視点から行われている。しかしとはいえ、前半の「帰国」と後半の「帰国」との間に当時の人々が感じていた距離感を、影の政策実行者の意図に上手く乗せられた大衆の無知という問題として単純に処理してしまってはならない。二つの「帰国」の間には政策的なつながりは確かに存在していたが、「帰国」と人々との関係性は決定的に変化していた。当時の人々は政策実行者の意図には気づいていなかったかもしれないが、「帰国」の夢が新しい仕方で組織化されていることは敏感に感じ取っていたのである。

話の順序としては大分先走ってしまっているが、ここで二つの「帰国」の差異を簡単に整理しておきたい。前半の進学希望者や大村収容所の収監者の「帰国」は、先にも述べたように小規模なものであった。しかもそこでは「帰国」ということ以上に、一個人の願望が強調されている。学問の自由を望む声や、釈放を求める声を中心である。つまり「帰国」の夢は、それほど前面には登場してきていない。ところが後半の「帰国」においては、「帰国」の夢が最大限に強調されてくる。大規模に組織化される。一個人の問題というよりも、在日朝鮮人社会一般が置かれた状況が事態を

以降の「帰国運動」とは、明らかに質的に異なったものとして実感されていたようである。

¹²³ 「代表委員は自民党衆議院議員岩本信行、有田八郎元外相、太田薫総評議長、山本熊一日朝協会会長、作家平林たい子の五人、顧問は鳩山一郎元首相、浅沼稻次郎社会党書記長、宮本顕治共産党書記長らであった。実際に活動の中心となったのは幹事長の社会党衆議院議員帆足計と、事務局長で日朝協会常任理事の印南広志(共産党系)である。」高崎宗司「帰国運動とは何だったのか(上)」『論座』二〇〇四年五月号、117頁。

動かすことになった。ここにおいて「帰国」は、個人の自発的な移動というより、社会規模での移住という性格を帯びてくる。「祖国」の胸にまるごと抱きかかえられるという想像が人々の間に浸透していったのである。それは個人的な願望というよりも、民族的な念願として意識されるであろう。

このように前後半二つの「帰国」は、当時の政策実行者、あるいは現代の立場から見るときには連続して認識されるかもしれないが、それに実際に巻き込まれた当時の人々にとっては、その間に認識上の断絶が存在していたのである。そして本論では、この認識上の断絶を構造として取り出すことで、「帰国事業」を難民問題として性格づけたいと思う。その意味で、現象の連続面を追いかけてきた従来の「帰国事業」再検証の流れとは異なる位相で議論は展開されるであろう。

モーリス・スズキが明らかにしたように、在日朝鮮人の「帰国事業」は「帰国運動」として歴史の表面に現れてくる以前に、水面下ではすでに「事業」として推進されていた。しかも実際には想像だにされていなかった大量帰国を実現するために、日本政府と日本赤十字社は赤十字国際委員会の人道組織としての性格を最大限に活用している。

日本赤十字社の『社史稿』は、「帰国事業」の始まりを一九五六年の四月に定めている。このとき日本赤十字本社前で、北朝鮮への帰国を要求して在日朝鮮人四十七人が座り込みを行ったのである。その四十七人がどのような人々であったのか正確なことはわかっていないが、大村収容所から仮釈放されている人々や“不法入国者”とされる人々が含まれていたとされている。すなわち彼らは、逮捕され韓国へと強制送還される可能性が高く、そのため北朝鮮への「帰国」を強く望んでいたのであった¹²⁴。この四十七人（のちに子どもが一人生まれたことによって四十八人となる）は、「帰国事業」の絶好の“テストケース”として政府や日赤の思惑に利用されることになってしまう。この四十七人の「帰国」という名目のもと、韓国政府の動向を探ったり、後の大量「帰国」の際に必要な船の調達を行ったりといった実際的な取り組みが進行していった。モーリス・スズキが指摘しているように、四十七人は集団的な示威行動を起こしたがために、身動きの取れない状況に追いやられてしまったのである。

四十七人の日本から北朝鮮への移住を妨げる、越えがたい障壁は法的には存在しなかった事実を考えると、この状況はなおさら皮肉だ。日本政府もくり返し指摘したように、日本在住の朝鮮人は正式な許可など必要なしに、自由に出国できた。旅費を払えるかぎり、個人でもまず中国に行って、それから北朝鮮に入ることはまったく自由で、前もって旅程を計画した

¹²⁴ 筆者がインタビューを行った総連の元幹部の方の話によれば、朝鮮戦争の混乱を逃れて韓国から日本に密航してきた人々は、「在日」社会の中でも特に貧しく弱い立場に置かれていた。そのため、「帰国運動」に最も熱心であったのもそういった人々であったし、六〇年代に入って運動が下火になって以降も、日本社会の中に居場所を見つけ出せずにいたこうした人々が、総連によって組織され「帰国」の途についたのであった。

り予約したりすることも、むずかしかっただろうが不可能ではなかった。ごく少数ではあるが、すでにそうしていた朝鮮人もいた。／この四十七人は集団で示威行動をしたことで、集団帰国の“テストケース”とみなされて、政治的謀略に巻きこまれ、今では見捨てられ、先がまったく見えず、夏の盛りの九州で、臨時に借りた町の集会所の一部屋に身をよせあって毎日をおくっていた。¹²⁵

この事例がよくあらわしているように、「事業」にいったん巻き込まれるとその途端に、個々人の願望は第一義の問題ではなくなる。「事業」の目的が優先されてくる。そして個々人の願望と「事業」の目的とは、どこまでも一致していることが声高に主張されることとなる。遂には、「事業」によって願望さえも誇大に虚構されてしまう。このようにして、「帰国」を夢みる大量の在日朝鮮人という存在がどこからともなく作り出されてくるのである。誤解を避けるためにあえて付け加えるが、ここでは、「帰国」を望む在日朝鮮人一人一人の願いが疑わしいということを書きたいのではない。そうではなくて、そうした一人一人の願いなどお構いなしに、「事業」そのものの願望が追及されていく、その過程をここでは指摘しているのである。

モーリス・スズキはこのように、日赤が「帰国事業」の始まりとして定めた一九五六年四月以前から、実はすでに「事業」そのものは進行中であったということを明らかにしている。そして日赤の歴史記述には、“真実の著しい節約”があったと批判している。

日赤によるこの公式記述は、一九五六年四月をもって物語を始めている。それによって、最初の在日朝鮮人集団が本社前に姿を現わす五ヶ月も前から、おびたしい数の極秘の、そしてじつに興味深い通信文が、芝にあるこの日本赤十字本社、日本政府、その周辺に点在するさまざまな省庁、それにレマン湖の畔に建つ赤十字国際委員会本部のあいだを乱れ飛んでいた事実をなんとも都合よく省略している。／あの極秘のやりとりは、帰国事業の発端と意味に、この記述とはまったく異なる光を投げかけている。¹²⁶

不透明で一様でない「帰国」への願望を「事業」によって目に見えるかたちに塑像していく。そうした作業が、一部の権力者たちによってじつに綿密に計画され遂行されていたのである。

そう、これはまさに隠蔽の物語だ。日本の権力階級にいた一群の人たちをもって始まる物語。この人たちは、朝鮮人マイノリティを日本から北朝鮮へ大量移住させようと決意していたが、

¹²⁵ 『北朝鮮へのエクソダス』168頁。

¹²⁶ 前掲書、98頁。

その実施にあたっては、その過程で自らの果たした役割が人目に触れないように心をくだいた。この人たちだけが帰国事業を考案したのでは決してないが、それでも、この人たちが発起人としてもっとも大きな力をふるったのは事実だ。その役割が過去五十年にわたって沈黙につつまれてきたという事実こそ、この人たちのもくろみが成功したことを証明しているではないか。¹²⁷

在日朝鮮人の「帰国」という問題は、北朝鮮政府によっても戦略的に利用されていた。とくに対日国交正常化という目的の一環として、韓国に対する対抗という意味でも、北朝鮮政府は在日朝鮮人の「帰国」に関心を抱いていた。しかし、その姿勢はあくまでも、進学希望者の受け入れや大村収容所の収監者の受け入れといった、小規模の象徴的な「帰国者」の受け入れに止まっていた。にもかかわらず、一九五八年以降、突然“大量帰国”を推進し始めるのである。従来の研究では、日本側は北朝鮮の戦略にたいして受け身の対応に終始していたとされ、北朝鮮の思惑の変化を説明することが優先されてきたが、モーリス・スズキが明らかにしたように、「帰国事業」の初期段階からより積極的だったのは、実は北朝鮮政府ではなく日本政府であった。そして何よりも重要なことは、日本政府そして日本赤十字社が、在日朝鮮人社会以上に「帰国」に熱心であったということである。在日朝鮮人自身に「帰国」の願いを表明させるべく、「帰国」の夢が注入されていった。

「帰国」を実現させるためなら手段を選ばない。日本政府は一九五六年の五月から、在日朝鮮人に対する生活保護費を大幅に削減している。五八年以降、在日朝鮮人社会において「帰国運動」が高まりを見せつつあったとき、人々を「帰国」に駆り立てる第一の理由として挙げられたのが日本社会での生活苦であったことからわかるように、日本での生活基盤が奪われたことで「帰国」は現実味を帯びはじめたのである。「帰国」という選択に追い込まれたとも言える。

さらに日本政府と日赤は、「帰国」という表現に正当性を付与すべく、赤十字国際委員会の関与を引き出そうと苦心している。日本の“国益”追求という政策意図はどこまでも隠蔽され、あくまでも日本政府は「帰国」を願う在日朝鮮人社会の声に受動的に応じているという立場が強調された。「帰国」の夢には抗しがたい、というポーズをとりつづけたのである。

そうした身なりを完璧に整えてくれたのが、一九五七年十月にニューデリーで開催された赤十字国際会議において全会一致で採択された、決議第二〇であった。この決議第二〇は、戦争や災害などによって家族が離散してしまったときに、各国政府や各国赤十字は家族の再会を促進する義務を負うという、政治的な立場を問わず誰もが受け入れることのできる文言となっている。しかしモーリス・スズキの指摘したように、「じつは決議第二〇は、複雑な裏工作の成果であり、そ

¹²⁷ 前掲書、100頁。

こには(日本代表団の思惑では)きわめて具体的な目的があった。」¹²⁸

決議第二〇には、その大掴みな言いまわしにもかかわらず、そして、北朝鮮への大量帰国は必ずや再会する家族よりずっと多くの離散家族を生むだろうことは歴然としていたにもかかわらず、日赤代表からすれば、じつに明白な実利目的に適っていた。それは、釜山に抑留されている漁船員の帰国と大村収容所に抑留されている朝鮮人の出国を確実にし、(そしてなによりも)在日朝鮮人の北朝鮮への大量帰国を韓国に容認させる圧力になる。なぜなら、一九五九年初頭に世界各国の赤十字と日本政府によって各国外務省に送られたパンフレットのなかで井上益太郎(引用者注:日本赤十字社の当時の外事部長)が周到に説明したように、「在日朝鮮人にとっては、朝鮮半島が」決議第二〇「にある彼らの“ホーム”即ち故国である」からだ。¹²⁹

こうしてこれ以後、在日朝鮮人の北朝鮮への「帰国」は、日本と北朝鮮という二国間だけの計画という性格を脱して、国際社会の衆目の下で、「帰国」の夢を託されることになったのである。北朝鮮への「帰国」が五八年以降、突然大規模なものとなったのは、託される「帰国」の夢の重みが世界規模にまで拡がったことにも由来しているであろう。

難民という「事業」

ここまで、主にモーリス・スズキの歴史研究を参照しながら、「帰国事業」における日本政府と日赤の政策的な意図を検討してきた。そして「帰国事業」が、「帰国」の夢を最大限に動員することに成功したその過程を追いかけた。

つぎに、この歴史事象を難民問題として採り上げることの意味について考えてみたい。まず、同時代的に言えば難民問題とは、戦後ヨーロッパにおける問題であった。東側共産圏から逃れてくる政治的避難民を西側自由主義世界が庇護するという問題として、難民問題は認識されていた。あるいは、一九六〇年代以降は、第三世界において発生した新しい難民危機として対処されてきた。脱植民地化の過程で発生した新しい避難民の流れは、同じ第三世界の隣国へと流れ込み、国境付近に設置された難民キャンプで保護されることになる。

本論で採り上げた「帰国事業」は、そうした難民レジームにおける難民問題とは接点を持たないように思われる。むしろ、戦争中に占領地域へと移住した人々、あるいは強制移動などによって故国を離れざるをえなかった人々の“引き揚げ”の問題に近いとも考えられる。というのも、「帰国事

¹²⁸ 前掲書、188-9頁。

¹²⁹ 前掲書、189頁。

業」における帰国者も、“引き揚げ”における帰国者も、歴史の変動によって流民となり、新しい生活を求めて「帰国」していることにかわりないからである。

一九四三年の十一月に、アメリカ、ソ連、イギリス、そして中国の発案により、連合国救済復興機関(UNRRA)が設立される。UNRRA という組織は、ナチスドイツによって強制連行されたポーランド人や強制収容所で生き残ったユダヤ人のように、自らの意思に反して移動させられた人々を故国へと帰還させることをその任務としていた。この UNRRA を引き継ぐかたちで一九四六年に設立されたのが、国際避難民機関(IRO)であった。その設立憲章において、「純粋な避難民 genuine refugee」とは別に、「被追放民 displaced person」という概念が設けられることとなる。難民 refugee は、本人の意思で故国を脱出した人々であるのに対して、被追放民 displaced person は、無理やりに生活の場を追われ、故国からの出国を余儀なくされた人々であり、可能であるなら一日も早く「帰国」したいと望んでいる人々として区別された。その背景には、難民問題からパレスチナ避難民問題を切り離そうとする意図があった。パレスチナ避難民は自ら望んで故国を離れたのではなく、否応なく故国を追い出されたのであって、一日も早い「帰国」を望んでいる。そのため、他国への庇護を求め統合や再定住を目指す難民とは異なる。難民は「帰国」など望んでいない、というのが、冷戦期に確立した難民レジームの想定する難民像であったのだ。

一九四三年のUNRRA合意書から一九四六年のIRO憲章へ、そして一九五一年の難民条約へという流れで見ると、難民の概念は、パレスチナ問題の発生と冷戦構造の確立という状況の下、その比重を、望郷を強いられ、そのため帰還支援が主たる課題だった「被追放処分者exile」から、自ら望んで故国を離れる「亡命者refugee」へと移していったのである。¹³⁰

しかしすぐにもわかるように、難民refugeeと被追放民displaced personとの差異は現実にはそれほど明確ではない。それを明確なものとして想像可能にしているのは、ヨーロッパを分断した“鉄のカーテン”の現象学である。東側共産体制から逃れてくる避難民は、故国を棄て去り、西側自由主義世界での生活にあこがれてやって来たのだとみなされた。というのも、東西を隔てる壁が帰国を妨げていて、それを乗り越えてまでやって来るということは、帰国は望んでいないことをその越境行為によって証明しているからである。そのようなヨーロッパ特有の戦後の状況が想定されてはじめて、難民refugeeと被追放民displaced personという区別は成り立つのである¹³¹。

¹³⁰ 『難民』(岩波書店、2007年)第二部 市野川容孝「難民とは何か」、80-1頁。

¹³¹ エティエンヌ・バリバルによれば、ヨーロッパにおいては近代以降、歴史と境界との間に深い結びつきが形成されてきた。

「われわれの古いヨーロッパ的な国民国家においてはどこでも、歴史性は特権的に、諸境界の位置づけ、固定化、移動、承認と接続している。諸境界(しばしば換喩的な重要な名前によって象徴される。こ

しかしながら、そのような状況は戦後の東アジアにも同様に想定できるとはかぎらない。確かに冷戦は東アジアにも大きな影響を及ぼした。朝鮮戦争という事態を思い起こすならば、ヨーロッパ以上に苛酷な影響を蒙ったと言えるであろう。しかし影響のかたちは大きく違っていた。第一次世界大戦が終結した時点で既に、ヨーロッパは主権国家という枠組み自体が危機を経験していたが、東アジアにおいては第一次大戦後にはじめて解放の可能性が芽生えてくる。そして第二次世界大戦後のヨーロッパは、各国民国家が国家主権を回復し、そこに東西冷戦という壁が築かれた。一方、東アジアでは日本帝国が崩壊した後、朝鮮半島は解放の翌日には二大超大国の影響下におかれ、中国は革命の動乱に巻き込まれていく。すでに主権国家レジームがかたちを整えていたヨーロッパとは異なり、状況は非常に流動的なままであった。冷戦による「二つの世界」の対立というよりも、帝国主義に対抗する植民地・半植民地ナショナリズムという戦争中から引き続く構図が主調をなしていた¹³²。朝鮮戦争の傷跡として三十八度線は残されたが、ヨーロッパにおける“鉄のカーテン”のように東西の人の移動をはっきり色分けするような“壁”は存在していなかった。

れらの名前は想像界にとりつき、出会いや対立をあらかじめ決定する。すなわちアルプスやライン川、「東の辺境」や「鉄のカーテン」などである)は、マルクスであればそう言っただろうが、抽象的であると同時に具体的であり、物質的であると同時に精神的な、歴史意識の「感性的—超感性的対象」あるいは物神^{フエティッシュ}になる。』『ヨーロッパ市民とは誰か—境界・国家・民衆』(松葉祥一、亀井大輔訳、平凡社、2007年)77—8頁。

¹³² 冷戦の結末を知っている現在の私たちは、共産主義陣営が崩壊し自由主義陣営が勝利したという歴史として、冷戦における「二つの世界」の対決を理解している。しかし、朝鮮戦争直後の一九五〇年の段階で丸山眞男が分析していたように、「二つの世界」の対立というとき、そこには三つの意味内容が重なり合って内包されている。固定的な「二つの世界」が向き合っているという関係性ではなかったのである。

第一の対立は、「イデオロギーとしての自由民主主義と共産主義との対立」。第二は、「米英を中心とする西欧国家群と、ソ連を中心とする共産主義国家群との対立」。そして第三は、「世界最強国としての米ソの対立」である。こうした複合的な対立のあり様は、今日の私たちが前提とする冷戦像とはかなり認識を異にする。

さらに当時の東アジアの状況について考えるならば、上の三つのどの対立も、完全には当てはまらない。イデオロギーの面では、民族主義の要素が共産主義と結びつく傾向にあったし、国家群の対立という面でも、「中立」や「民族の自立」を目指す動向が顕著であったし、さらに米ソの対立ということに関しても、大国中国が単純にソ連に追従するとは考えにくかった。つまり、東アジアにおいては、冷戦に対してヨーロッパとは異なる認識が生まれてくる可能性があったということを意味する。このことから丸山は、「問題提出の仕方」が「処理の方向」を変化させるという、状況の流動性を強調した。

今日の私たちは、それとは自覚なしに、自由主義—辺倒の固定的な視座から歴史を振り返り、現状の判断を下しているが、一九五〇年代の東アジアにはより豊かな認識の地平が開かれていたと言えるであろう。

『三たび平和について』第1章・第2章『丸山眞男集 第五巻』(岩波書店、2003年)7—37頁を参照。

そのため難民refugeeと被追放民displaced personという区別は、東アジアにおいてはヨーロッパほど妥当しないものであったと言えるであろう。

仮に、在日朝鮮人という存在を難民レジームに照らし合わせて避難民として考えてみた場合、彼らは日本に庇護を求めてやって来たのか、それともいつの日か「帰国」することを願っているのか、ということは決して自明なことではない。つまり、ヨーロッパをモデルに確立した難民レジームでは区分できない事情を東アジアの避難民たちは抱えているのである。

このことから、難民refugeeと被追放民displaced personという区別を廃棄し、より広く難民という存在を捉え直そうとする視座が開けてくることは自然なことであるように思われる。そうした視座に立って戦後の東アジアを見てみると、「引き揚げ者」と「帰国事業」における帰還者とはともに、広い意味での難民であるとも考えることもできるであろう。さらには、近代化の過程で不可避免的に生じるさまざまな社会問題の結果、新興国家は過剰人口を抱え込めざるをえない。そうした人々もまた、さまざまな仕方で移動を強いられることになる。そこまでを含めて広く難民問題を論じることも、もちろん可能であろう¹³³。

しかしそれは、あくまでも現象面での類似にとどまっている。私がここで問題化したいのは、認識の位相である。ヨーロッパで冷戦期に確立した難民レジームにしても、そこで想定されていた区別を廃棄したより広い難民の捉え方にしても、どちらとも、難民という存在そのものを問題視しているという認識においては共通している。どのような窮状を難民としての条件に含めるのか、という点に関しての違いはあるが、難民問題が対処すべき課題として捉えられていることに変わりはない。そうした認識の枠組みにおいては、まず先に難民が実在していて、それに対して難民支援策が行われるという順序が自明なものとされている。難民の実在から政策の実施へと段階的に移行するものと想定されているのである。しかし本論では、その間に断絶が生じていると考える。国家や国際社会による難民支援政策が実施される以前と以後とでは、存在のあり様がまったく変容してしまうはずである。そのような契機を、「事業」は作り出す。それゆえ本論では、そうした「事業」のはじまる以前から難民が実在しているとは考えない。むしろ「事業」によってはじめて、難民という存在が生み出されると考える。

こうした本論における難民観においては、国家や国際社会と難民との関係性についての理解が、従来からの難民観（難民条約の難民観だけでなく、それに対する批判的な難民観も含む）とは決定的に異なっている。従来からの難民観では、国家や国際社会と難民は外部関係に置かれている。そこで想定されているのは、国民国家レジームの外部に析出された難民を、国家や国際社会が再び包摂するという関係性である。そのとき難民は犠牲者であって、国家や国際社会は保護者となる。“難民問題”という認識の仕方は、そのような非対称の関係性を前提にしている。

¹³³ たとえば、前掲書『難民』における市野川の議論を参照せよ。

それに対して本論では、難民を対処すべき問題としては見なさない。それゆえ当然、政策的な提言をすることはその目的とはならない。むしろ従来からの認識が前提としてきた、犠牲者としての難民と保護者としての国家や国際社会、という非対称の関係性こそを問題化しようとする。そうした認識上の非対称性を利用することで、国家や国際社会は自らの権力磁場に難民を取り囲むことができる。しかし、そうした権力空間に取り囲まれた途端、存在のあり様は変容を迫られる。本論の認識はこの契機にこだわる。難民は国家や国際社会によって構成される権力空間(すなわち、難民保護レジーム)に取り込まれなければ、難民とはならない。難民は対処すべき問題として、外部にあらかじめ実在しているのではない。国家や国際社会と内在的な関係性にあるものと考えて。本論が認識する難民とは、難民保護レジームというかたちで組織化された権力空間の中で機能する存在であって、その外側に“問題”として私たちと対峙しているのではない。

それでは、難民保護レジームとの内在的な関係性を捉える本論の難民存在論は、何を問題化しようとするのか。そのとき決定的に重要なことは、本来個々人を淵源として備わっているはずの人権や人道という概念が、難民自身にとっては外在的な仕方で関わってくるということである。難民保護レジームにおいては人権や人道といった概念は、現実政治の位相において作用している。国家や国際社会といった現実政治を担う権力主体と結びついて、人権や人道は力を発揮しているのである。そうした難民保護の過程を外部から眺めているかぎりには、難民の人権や人道が擁護されているように見えるであろう。しかし、内部では異なる接合が起こっている。そうした過程において発揮されている人権や人道の力は、難民自身に由来したものではない。むしろその淵源は、国家や国際社会の権力にある。そのことは、あらわれが現実政治の位相において発生していることから明らかであろう。難民問題をリードしているのは、難民自身の苦悩ではない。国家や国際社会が謳い上げる人権や人道の凱旋である。

このような仕方での暴露は、国家や国際社会の偽善性を告発しているのだと受けとられるかもしれない。しかし本論の目的は、そこにはない。難民問題を論じる際に私たちが前提としている認識を、ここでは問い直したいのである。難民という存在を前にしたとき、私たちはその存在の無力さと、その脆弱な存在に襲いかかる際限なき暴力に、しばしば言葉を失う。絶対的に無力な存在と絶対的に強力な力という構図が出来上がっている。このように絶対化に向かう認識をまずは考察の対象としなければならない。そしてつぎに、そうした認識自体は絶対的なものではないことを歴史的に検証していく。ここにおいて何より肝心なことは(それはほとんど不可能にさえ思われることではあるが)、無力と権力の対照に眩惑されずにいることである。

難民支援という立場から難民問題に対処しようすると、必ずといっていいほど、国家主権という壁にぶつかる。それが、乗り越え難い壁のように立ち塞がっている。その認識自体が間違っているというのではない。むしろそれは、非常に現実的な認識であると言えるであろう。問題は、そうした認識のなかでは、どうしても国家という存在は絶対化されざるをえない、というところにある。

難民問題という問題系のなかで、国家主権を絶対視してそれと折り合いをつける現実主義的な方策を探るというのではなく、あるいは同じくそれを絶対視するからこそ、国家主権の外部に立場を設定して外在的な批判を加えるという非現実的な立場に陥ってしまうこともない、そのような認識を打ち立てる必要があるのではないだろうか。そしてそのような新しい認識においては、国家はもはや絶対的な存在というのではなくて、問題を構成する一要素にまで還元されるはずであろう。もちろん要素としては、決して無視することのできない重要なものではある。しかし、要素であるかぎりには、すでに相対化されている。

そのような認識を追及していくことによって、問題はさらに先へと展開していくであろう。現実の難民問題においては、人権や人道という概念は難民自身のものではなく、国家あるいは国際社会の権力作用として機能している。そのことは、前章の難民のあたらしい定義のところでも論じた通りである。しかしこのことは別の角度から言うならば、難民自身に本来的に備わっている人権や人道という理念が実現される位相が、それとは別に存在するというをも意味しているのではないか。つまり、国家や国際社会の権力空間に繋ぎとめられ、現実の難民にとっては空疎で疎遠なものとなってしまった人権や人道とは別の次元で、現実の難民存在に由来した人権や人道の回路が、いまはまだ眼に見えず閉ざされているとしても、少なくとも可能性としては開かれているということであろう。現実政治とは次元を異にする、それゆえ現実政治に対しては直接に作用することはできないが、そのかわり現実政治には決して回収されてしまうことのない自律した領分が、そこに残されることになるのだ¹³⁴。

人権や人道といった概念は、現代世界においては、現実政治の手垢にまみれてすっかり内容空疎なものになってしまっている。しかし、国家を一要素へと還元する新しい認識論は、そのような理念が息を吹き返す可能性を私たちに告げ知らせているのではないだろうか。

¹³⁴ 国家を機能化し、現実政治を相対化するという視座は、孫歌「多文化共生における『文化政治』」(『歴史の交差点に立って』[日本経済評論社、2008年]所収)から多くを学んだ。孫歌は魯迅の思想から、現実政治と対等でない位相で成立する「文化の政治性」について、次のように論じている。「魯迅の目からみて、国家を超える人間性は偽物であるが、国家にかかわる人間性も本物ではない。この両方から自分を選び出し、『国家』や『人間性』の緊張した共生様態を抱きながら、人間社会の愚昧、不正およびそれに基づいた暴力などと妥協なしに戦う。これこそが、魯迅精神の中核であろう。」(137頁)

「魯迅が練り上げたのは、ほかでもなく『文化政治』そのものであった。文化政治とは、国家、社会集団の現実政治に複雑にかかわりながら、そこには回収されることがない『主体』である。その主体は、現実の政治にかかわることによって自分を有らしめるが、と同時に、魯迅の思想活動に示されたように、現実の政治判断に従わずに、自分の判断基準を持ち、その基準によって現実政治が権力構造に基づいて絶対化や空洞化させつつある諸前提を打ち壊し、政治過程の真実に迫る。」(137-138頁)

こうした認識をもう少し具体的に論じてみる。北朝鮮へと「帰国」した在日朝鮮人は、冷戦イデオロギーに踊らされた犠牲者であるというのが、「帰国事業」に対する一般的な見解であろう。そしてそうした「事業」を推進した、すなわち北朝鮮をユートピアのように描き出し「帰国」を鼓舞した責任者は誰なのか、ということが追及されていく。もちろん答えはさまざまである。

北朝鮮政府は、「事業」の推進によって労働力の確保と国交の正常化を目論んでいたし、総連はそうした北朝鮮外交と密接に結託していた¹³⁵。一方韓国政府は、“李ライン”(五二年に韓国が日本漁船の操業を制限するために周辺海域に設定した領海線)を設定して日本の漁船を拿捕し日本人漁師を釜山に収容した挙句、大村収容所に収監されている在日朝鮮人との人質外交を迫り、在日朝鮮人の立場を追い詰めていった。また日本政府や日赤、さらには日本社会全体は、過去の植民地統治の責任は放棄したまま在日朝鮮人を邪魔者扱いしつづけていた。あるいは、事態の成り行きを注視していたアメリカ政府も、東アジアにおける自らの安全保障政策を推進するために、「帰国事業」の疑わしさを知っていながらだんまりをきめこんだ¹³⁶。そしてジュネーヴの赤十字国際委員会は、在日朝鮮人が置かれている東アジアの政治情勢に関して貧しい認識しか持ち合わせていなかったために、結果として思惑に利用されてしまった。

責任の所在はさまざまで、その重さも一様ではない。では、責任追及という視点の他に、「帰国事業」を思想的に採り上げる視座はあるだろうか。本論では、責任者を割り出すという方向ではなく、「帰国事業」という政治過程がいかにして難民を作り上げていったのかという視点を追求していく。

従来の難民研究において、「帰国事業」が採り上げられることはなかった。戦後のヨーロッパにおける冷戦を前提として制度化された難民レジームにおいては、「東」から「西」への人の流れが難民として認識されていた。しかし「帰国事業」においては、西側自由主義陣営に属するとされていた日本から、東側共産主義陣営に属するとされていた北朝鮮へと人々は移動している。「西」から「東」へとというまったく逆方向の流れである。だが問題は、そのようなヨーロッパと東アジアとの間に存在する同時代の地政学的ズレだけではない。難民という存在に対する認識こそが問題となる。

一九八〇年代以降積み重ねられてきた難民研究においては、難民という存在の本質を、東西イデオロギーに回収されないなんらかの客観的条件によって描き出そうとしてきた。越境をその条件の一つに数えるべきかどうかをめぐっても議論はあるし、難民条約の定める迫害の危険以外に

¹³⁵ 「帰国事業は在日朝鮮人社会における総連の影響力をとてつもなく大きくし、広く日本社会全体における総連の印象を強くした。最終的に、総連は、移住斡旋業者兼事実上の領事館ネットワークのようなものとして行動し、それによって在日朝鮮人社会の奥深くまでその支配力を浸透させた。」『北朝鮮へのエクソダス』(200頁)

¹³⁶ 前掲書の第15節「“沈黙”のパートナー」を参照。

も広く生命に対する危機を条件とすべきだと主張されることもある。あるいは「経済移民」との区別は、「本物の難民」を守るためにも明確なものとしなければならないと議論されたりする。

こうしたすべての議論において前提とされているのは、難民は難民としての特質を備えているという理解である。つまり、客観的に識別可能な指標がいくつか用意されていて、それらを満たしていればその者は難民となる。このとき研究者は、難民審査官として振舞っている。

そして、難民という存在の特質を難民の側に求めるという、こうした志向によるならば、「帰国事業」における在日朝鮮人という存在は、条件設定の如何によって難民であったり難民でなかったりすることになるであろう。しかし本論が一貫して主張する視座によれば、難民という存在の特質は、難民の側にはないことになる。たとえ当事者がどのような窮状にあったとしても、それだけでは難民としての必要十分条件を満たさない。すなわち、難民になることはできない。難民になるためには、「事業」に巻き込まれていなければならない。難民保護レジームにその存在が捕らえられていなければならない。

北朝鮮への「帰国事業」においては、当初、本国での進学や大村収容所の収容者の「帰国」といった小規模の問題であったものが、一九五八年八月以後突然、在日朝鮮人社会全体を包み込んだ大規模な「帰国」問題へと変質していった。このときに、難民問題は発生したのである。それ以前にはどこにも存在していなかった問題が、突然噴出してきたのである。もちろん、モーリス・スズキが明らかにしたように、五八年以前の段階で日本政府と日赤は周到な下準備を進めていた。しかし当事者の在日朝鮮人自身は、それを知る由もなかった。それぞれの政治的な思惑を比較考量などする余裕もないままに、“選択”を迫られていた。

しかし、ここで問題なのは、選択が自由意思によりなされたかどうかではない。むしろ、問題はこうである。帰還者はどのような選択肢を与えられていたのか？そして彼ら彼女らが選択する際に与えられていた情報はどの程度真実だったのか？¹³⁷

事態は急展開している。想像だにしていなかった北朝鮮という「祖国」への「帰国」の可能性が突然目の前に開けてきた。しかも、厳しくなる一方の日本での生活とは対照的な「祖国」の夢物語が大量に押し寄せてくる。「帰国」という選択肢が現実味を帯びるにつれて、「帰国」しない理由を探すことの方が難しく感じられてくる。

日朝の両赤十字がカルカッタで「帰国協定」に調印した一九五九年の八月一三日の数日後に、在日朝鮮人作家の金達壽は自らも青春時代を過ごし、いまま家族の住む神奈川県横須賀市を

¹³⁷ テッサ・モーリス・スズキ「特別室の中の沈黙 新発掘資料が語る北朝鮮帰還事業の真相」『論座』二〇〇四年十一月、174頁。

久しぶりに訪れている。そして「帰国」に色めき立つ街の様子を書きとめている。

私はここを訪れるたびに、バスの窓などからその変貌ぶりに目を瞠ったものであるが、こんどいったときは、そうした街の変貌のことよりも、ここに住むわが在日朝鮮人の変貌ぶりの方に目を瞠る思いをして帰ってきた。

それを一口で言うと、ここに住んでいる朝鮮人は、そのほとんどが帰国をするというのである。(略)私は、この横須賀からも相当の帰国者があるであろう、ということまでは知っていた。私の兄の一家もそのなかの一組で、実は、私がこんど久しぶりでいったのもそのことであるが、しかし、横須賀市全体としてみると、二千人に近い人々がほとんどみな帰るということになっているとは知らなかった。¹³⁸

要するに横須賀についてこれを見ると、さきにみたAなどの居留民団に加わっている数人と、それから事情やむをえないもののほかは、全部が帰国するといひ、そしてその帰国のために浮足立っているというふうであった。おそらくこれは全国でもそうであると思うが、それを私の母はこんなふうの説明した。

「お前、考えてもみな。みんなが日ごろはあれがどうだこれがどうだとイガミ合っていたもんどうしても、やはりおなじ同胞は同胞、こんな万里の他国でお互に肩肘より合って暮らしていたもんが、一人去り二人去りするならまだしも、それが一度にどっとみんないなくなってみれ。誰だってさびしくなって、しょうがないだろうが」つまり、いままでは内臓の焼肉に焼酎を一杯ひっかけ、鼻唄なんかをうたいながら道路を歩いてきたものも、同胞がみんないなくなってしまうとは、にわかに心細くなってそれもできなくなるというのであった。¹³⁹

このとき金達壽は、夫の事情と一緒に「帰国」することのできない妹家族のことを気遣っている。妹の夫は、その母親や兄などが韓国に住んでいるために、どうしても日本を離れることがかなわないのだ。

「大丈夫だよ」何ともたよりない兄ではあるが、しかしこうでもいうより、ほかにいいようがあるだろうか。つづいてその夫、つまり義弟がやってきた。

彼は、別にトガメ立てをしたわけでもないのに、みんなと一緒に北朝鮮へは帰れない理由を、じゅんじゅんと詫びでもするようにのべるのであった。私は「うん、うん」とうなずきただけ

¹³⁸ 「帰るもの残るもの —立つ鳥あとを濁さず、北鮮帰還の悲喜劇—」『文芸春秋』一九五九年十月、94—5頁。

¹³⁹ 前掲、98—99頁。

で、これには別に何もいわなかったが、

「せめておふくろが生きているあいだは、おふくろにはつらい思いをさせたくないと思うのです」と彼はいうのであった。その彼は炎天下で毎日土方をしているので、腕や顔はまっくろにやけていた。彼は彼でまた、五人の子供を抱えて苦闘しているのであった。

私はさきに南朝鮮の李承晩政府や居留民団は帰国の妨害工作や阻止運動はすべきではないと書いたが、しかし李承晩政府は、こういうかたちでちゃんと帰国を阻止しているのである。全国には、私の妹一家のようなケースもまたたくさんあることと思う。

しかしながら、在日朝鮮人の帰国はいったい何年かかるかわからないが、それがおわるまでには三十万は帰るであろう、と私は思う。¹⁴⁰

ながく引用したが、「帰国」前夜の在日朝鮮人社会の様子的一端がここからうかがわれるように思う。「帰国」の夢は突然、熱病のように在日朝鮮人社会全体を覆い尽くした。「帰国」を拒むには、相当の事情がなくてはならないように感じられていた。

インドのカルカッタで五九年の八月に日朝両赤十字の間で「帰国協定」が結ばれた翌月に、日赤が『帰還案内』という帰還者向けのパンフレットを発行したことをきっかけに、一つの悶着が発生する。『帰還案内』というパンフレットは、帰還手続き、意思の変更、日本に居住する条件などについて、分かりやすく絵解きしている。帰還希望者に対して意思確認が二度行われることや、乗車駅での見送りの制限、さらに新潟の帰国センターにおける面会と外出を禁止するとの記述が、北朝鮮政府や総連の強い反発を招くこととなった¹⁴¹。北朝鮮政府や総連にとっては、自分たちが動員した帰国者たちを赤十字国際委員会に審査されることは許しがたいことであった。カルカッタ協定に違反しているとして、総連は帰国申請のボイコット運動を展開した。その結果、全国に設けられた日赤の窓口で、九月二十一日に開始された申請受付にはほとんど誰も現われなかった。これを受けて、日本外務省は“補足説明”を加えるかたちで『帰国案内』の表現を事実上撤回している。

こうした展開からも、「帰国」に向けて在日朝鮮人社会が一丸となって動き始めたことがよく分かる。歴史を後から振り返る私たちにとっては、この「帰国事業」がどれほど無謀な試みであったか

¹⁴⁰ 前掲、100頁。

¹⁴¹ たとえば、『世界』の一九五九年十一月号において、当時の総連宣伝部長・朴在魯が「朝鮮帰国を阻むもの —「帰還案内」なのか「帰還妨害案内」なのか—」を寄稿している。そのなかで朴は、『帰還案内』が人道主義に反し、政治目的に奉仕していると強い調子で批判している。

『帰還案内』では日赤窓口において『本人が全く自由の意思によって決心したか否かを尋ねる』ことになっている。これはつまり“君は誰かに強要されて北朝鮮に行く気になったのではないか”と調べるという意味である。帰国希望者はこれを自由と権利に対する侵害と見做しており、民族的侮辱と感じている。帰国の強要というのは李承晩一味のラッパ音にはあっても、在日朝鮮人の内部には何所にもない。実際にあるのはあべこべに帰国の妨害だけである。」(281-2頁)

はあまりにも明白としている。それゆえ「帰国事業」とは難民問題であったというとき、私たちはすぐにも、北朝鮮へ「帰国」した人々が後に経験したであろう苦難も先取りして難民というイメージに重ねてしまう。しかし私がここで難民問題として採り上げるのは、そうした苦難があったことをあらかじめ想定しているのではない。「帰国事業」は、その結果の如何にかかわらず、難民問題であったと考えられる。責任追及という視座をとらない、というのはそういうことでもある。あるいは難民問題とは、難民自身の事情とは関わりなく進行するということでもある。

「帰国事業」という歴史についても明らかなように、事態を主導的に動かしていたのは、在日朝鮮人自身の願望というわけではなかった。そうした願望が存在していなかったということではない。そうではなくて、実際に事態を主導していた力と在日朝鮮人自身の願望とは、けっして交わることのないねじれの位置にあったということである。難民問題の本質とは、そうしたズレが生じることにある。それは外から見ているかぎり（「帰国事業」の場合には、たとえば日本社会の立場から見ているかぎり）は、事態の進行と在日朝鮮人自身の願望は一致して動いているように見える。このことが難民問題においては重要である。つまり、事態は解決の方向に向かってるように外からは認識されている。難民問題においては、そのような認識の仕組みが出来上がっているのである。

しかしそれを内側で経験せざるをえない難民自身にとっては、どうしても埋め合わせることのできない溝が感じられている。さきに長く引用した金達壽の文章からも、事態を動かす力と、それにとまどいながらも流されていく横須賀の人々という関係性が浮かび上がってきている。

ふつう自分の願望に反することが進行している場合、少数であっても必ず何らかの反対の声が発せられるであろう。しかし難民問題において最もやっかいなことは、事態を進展させる力が正当性を保持しているということにある。“正しい”ことが行われているとき、事態の成り行きと自分の願望との間にたとえ懸隔があるように感じられたとしても、それに反対の声を上げることは難しい。むしろ、自分の願望が手前勝手なわがままに思われてくる。妹の夫は金達壽に対して、弁解をせずにはいられなかったのである。

難民問題においては、現実政治の思惑と規範的な価値とが分かちがたく結びついている。「帰国事業」の場合には、「帰国」の権利、「帰国」の夢が現実政治の動きに取り込まれていることがわかる。もちろん、「帰国」の権利も夢も在日朝鮮人自身のものではある。しかし当事者にとってそれは、自分の内側から発した願いなのか、それとも外からやって来て自分を駆り立てている力なのか、はっきりと区別はつかない。とくに事態が急速に、そして大規模に展開し始めると、「帰国」の夢も権利も大きな声で叫ばれてはいるが、ますます自分にとっては疎遠なものに思われてくるであろう。

それにくわえてさらに、日本社会全体が、保革の対立を超えて「帰国事業」を支援し始めるに到っては、いったい誰のために「帰国」するのかと自問せざるをえなくなる。日本社会が諸手を挙げて「帰国事業」を支援したのは、北朝鮮へと一度「帰国」した在日朝鮮人は、当面は日本に戻ってく

ることができないことをわかっていたからでもある。戻ってこないとわかっているからこそ、気持ちよく送り出したのである。その証拠に、「帰国事業」の規模が縮小しはじめた際、在日朝鮮人社会のなかから日朝往来自由実現の運動が展開されるのだが、それに対して「帰国運動」のときのよ
うな支持の声が日本社会から上がることはなかった¹⁴²。戻ってこられては困る、ということであ
ろう。

日本社会から見ているかぎり、「帰国事業」の人道性に疑いの余地はないし、そこにズレがある
などとは想像だにしない。事態は解決へと向かっていた。それゆえ、六〇年代に入ると「帰国事
業」の歴史は急速に忘れ去られていくことになる。在日朝鮮人の夫とともに「帰国」した日本人妻
たちが、一九九〇年代以降に脱北しはじめたとき、ふたたびそれが思い起こされることになるので
ある。

難民問題をめぐってはしばしば、国際社会の関心が持続しないことが大きな課題として取り上
げられる。すなわち、難民が発生した最初の時期に支援などは集中するが、すぐに国際社会の関
心は他の問題へと移ってしまって長期的な難民支援を行うことが難しいのである。

「帰国事業」を支持した日本社会と似た構造がここにもある。難民問題においては、外部からの
支援者は簡単に正当性を確保することができる。人権や人道という名目は、名目にとどまらずに
実践されているように(少なくとも外からは)見える。それゆえ、そのような正統的な外観を備えた
ままに現実政治を追求することができるのである。そして現実政治の目的が達せられたなら、
早々に「事業」からは手を引く。手段も目的も矛盾のないままに事態は解決に向かっているとい
う印象は、人々に安心感と満足感を味わわせ、いつの間にか“解決済み”の問題として忘れ去ら
れていくのである。

しかしそこには、決して忘れられてはならない無数の物語があるはずだ。そうした忘却と戦うた
めには、過ぎ去った歴史をもう一度掘り起こす、ということももつとなされなければならないであ
らう。しかしそれだけでは足りない。難民問題を分解する視点がどうしても必要となる。難民の存在を前
提にして難民問題を考えるという至極まっとうな視点を、あえて逆転させる。難民という存在が乖
離を起しているという事態に注目する必要がある。あえて図式的に述べれば、“現実の難民”と
“難民問題にとっての難民”というように、その存在が乖離しているのである¹⁴³。この乖離状況を

¹⁴² とはいえ、この運動そのものも「帰国事業」によって北朝鮮への「帰国」した人々の日本への渡航を
求めるというものではなく、日本に住む在日朝鮮人が北朝鮮へと訪問する権利を要求するという目的
にとどまっていた。そこでの主なねらいは、総連を通じて北朝鮮へと送金するということであつた。

¹⁴³ “現実の難民”と“難民問題にとっての難民”というような区別を立てると、前者こそが実在している
のであって、後者は本来実在していないと思われる。しかしここでの区別は、そのような実体的な
区別ではない。“難民問題にとっての難民”は、単なる“まぼろし”などではなく、現実性を備えている。
難民問題という関係性の中では、“現実の難民”以上に現実的な存在である。

「事業」は隠蔽する。あたかも両者の難民が一致しているかのように見せかける。いやむしろ、後者の“難民問題にとっての難民”だけが実在しているかのように見せかける。すなわち難民問題においては、“現実の難民”は不在となる。

このように、難民問題には不可避免的にねじれやズレが含まれている。現実政治が行使する力は、人権や人道が達成されたかのようにその成果を表現することができる。難民政策にさまざまな数値が持ち込まれるのもそのためである。しかし私たちは、最も基本的な事実を忘れてはならない。人権や人道といった価値は、外から持ち込むことのできる性質のものではないのだということ。すなわち、外部の力によって実現されるものではないのだということ。さらに、人権や人道は難民自身に備わっているのであって、難民自身において実現されるはずのものだということ。

そしてここには、いまだ解決不能の問いが含まれている。現実政治と理念との関係をどのように処理したらよいか。力と人間性とは一体どのような関係性におかれるべきなのか。主観性を凌駕する客観性の力に対抗するすべは残されているのか。価値を制度化するにはどのような手続きが必要なのか。大衆民主主義はそうしたすべてに関してふさわしい形式を見いだすことができるのか。これらはすべて、未決の問題として私たちに残されてある。

おわりに

…帰国者<尹さん>についての報告書がある。

工事の事故で負傷したばかりの尹さんは、一九六〇年一月十三日に新潟赤十字センターの“特別室”に招じ入れられた。赤十字はこの人の扱いに誰よりも苦慮したようだ。行くべきか、残るべきか、気持ちが決められなかっただけではない。尹さんがどうしても口をきかなかったことに手こずったのだった。

赤十字国際委員会の代表は最初、尹さんを唾者だと思った。じつは話ができることがわかったのだが、それでも、自分の口にしたことばが誰かに誤用されることを恐れて、質問への答えはどうしてもすべて書き記す、と譲らなかつた。頑なに書くことにこだわったために、尹さんは新潟での赤十字職員とのやりとりが一言一句正確にジュネーヴの記録に残された唯一の帰国者となった。

尹さんの書いたことばを最初に読んだとき、わたしには理解できなかつた。それは、その後の数ヶ月をかけて物語の断片をつなぎあわせていってようやく、少しずつ、意味をなすようになった。とくにそのうちの数行が、その場でわたしの心をとらえた。以来それは、頭のなかで鳴りやまない歌の一節のようにつきまとい離れなくなつた。

尹さんはこの数行を北朝鮮に向けて出国する前日に書いて、赤十字国際委員会の代表のひとりに渡し、それをその人が英訳した。英訳された原文では最初の一行に線が引いてある。

わたしの権利は無視された。わたしが書くのは、わたしの気持ちをこれ以上はっきりと正確に表わす方法がほかにはないからだ——きっとわかってもらえるだろう。

わたしにはわからなかった。だが、わかろうと努めなければならないことはわかった。¹⁴⁴

私たちはすでに、この尹さんの言葉を理解するための手がかりを、あるいは少なくとも問題の所在を見出しているのではないだろうか。「帰国事業」の内部には、これほどの裂け目が生じていたのである。繰り返すようだが、この裂け目は外部の眼には映らない。それゆえ、問題として認識されなかった。尹さんは、「権利は無視された」と感じながら「帰国」している。

『帰還案内』に記されていた「帰国」の意思確認は、北朝鮮政府と総連の強い反対を受けて、“補足説明”を加えるかたちで事実上撤回されている。日本政府にとって重要であったのは、意思確認の内容ではなく、あくまでも確認の「体裁」だけであった¹⁴⁵。体裁とは、外観が整って見えるということであろう。そこに尹さんの意思が反映される余地などほとんどなかった。

“補足説明”に“特別室”にはドアがない、と明記されていることはとくに興味をひく。

ふしぎに思った国際委員会代表にこの点について質問された外務省官僚は、部屋について詳しく説明して、じっさいには「オフィス用の部屋で、その扉を蝶番からはずし、もちろん、代わりに衝立を置く。こうすれば帰国者の姿は見えないが、声は当然聞こえる」と言った。これは総連との妥協の結果である、とも説明した。総連はむしろ、赤十字代表と帰国者との会話が周囲にいるみんなに聞こえるような広間でこの話しあいをするのを望んでいたのだ。そしてこの官僚は、特別室の外の廊下で立ち聞きする者などいるはずもないが、と慌てて言い添えた。

たぶん、そのとおりでだろう。しかし、“特別室”の職員に最後の瞬間の心変わりを訴えたいと思った帰国者がいたとしても、衝立の向こうの、姿の見えない誰かに聞かれるかもしれないと思えば、信頼する気持ちにはなれなかっただろう。

この官僚の説明を読んでいて、わたしは尹さんを思い出す。“特別室”で沈黙を守って国際委員会代表を困惑させた、あの尹さん。返答を口では言わない、書く、というあの人の断固とした決意が、突如としてそれほどふしぎには思えなくなった—。

¹⁴⁴ 『北朝鮮へのエクソダス—「帰国事業」の影をたどる』42—3 頁。

¹⁴⁵ 「そうすれば、“自発的な帰国”として世界に帰国を提示できる。そして、自発的な帰国に見えることはアメリカの要求していた条件だった。その代わりにアメリカは、帰国問題に関して積極的に韓国に味方しないことになっていた。」前掲書、243 頁。

わたしの権利は無視された。わたしが書くのは、わたしの気持ちをこれ以上はっきりと正確に表わす方法がほかにないからだ……きっとわかってもらえるだろう……。¹⁴⁶

尹さんの権利と「帰国事業」が推進した「帰国」の夢とが、ここではあきらかに齟齬をきたしている。これは難民問題である。尹さんは難民であった。「帰国事業」は、尹さん自身の権利は置き去りにしたまま、“難民としての尹さん”の「帰国」を実現させた。そして尹さん自身の権利主張は、モーリス・スズキによって発掘されるまで半世紀近くも沈黙を強いられてきたのである。それは、取り返しのつかない仕方で損なわれてしまった。難民とは、主体性が取り違えられることの謂いである。

¹⁴⁶ 前掲書、279－280 頁。

第五章 移民と難民

はじめに

歴史家の和田春樹は、北朝鮮への「帰国事業」を“移民問題”として考察している。

基本的に「帰国」とは、大多数の帰国者にとって、よりよい生活を求めて別の地に移住する行為であったといえることができる。それは、「移民」と同義である。¹⁴⁷

そうした認識から次のような連想をおこなう。

「移民」とみれば、戦後の日本人移民との比較と類推が可能である。戦後の日本人移民は南米ブラジル、パラグアイ、アルゼンチン、ボリビア、ドミニカへの農業移民とアメリカへの移民からなっていた。南米移民は相手国と日本との協定にもとづき、日本政府からの援助によっておこなわれる援助移民で、アメリカ移民は政府の関与がなく、個人的におこなわれる自由移民である。¹⁴⁸

さらに、そうした連想を裏付けるデータを提示する。

日本人の南米移民と在日朝鮮人の北朝鮮帰国は六〇年がピークで、六一年はある程度の規模を継続するが、六二年に激減する。このカーブにおいて両者は完全に一致している。¹⁴⁹

和田は“移民問題”と重ね合わせることで、「帰国事業」が大量の「帰国者」を生み出したことの日本社会における事情を説明しようとした。すなわち、一九五〇年代後半の日本には海外移民へと押し出す社会的な諸力が働いていて、そうした力が在日朝鮮人にも働きかけたことで「帰国者」の数が急増したということになる。そして一九六二年以降は高度経済成長がはじまり、そうした移民押し出し諸力は減退したため海外移住全体が減少していった。

このような説明は、現象の分析としては間違っていない。日本が移民送り出し国であったことと北朝鮮への在日朝鮮人の「帰国事業」とは、日本政府や日赤の政策立案者たちの頭の中でもつながっていたらと想像される¹⁵⁰。当時の日本社会が過剰人口を抱えているという問題は深刻

¹⁴⁷ 「帰国運動とは何だったのか(下)」『論座』(2004年6月)132頁。

¹⁴⁸ 前掲論文、133頁。

¹⁴⁹ 同上。

¹⁵⁰ 『北朝鮮帰国事業関係資料集』、新幹社、1995年を参照せよ。

に認識されていた。あるいは在日朝鮮人の側からいえば、日本での生活苦は抜き差しならない状況にあった。海外に別天地を求めるといふ機運は強い圧力として存在していたといえる。

「帰国事業」を“難民問題”ではなく“移民問題”として考える場合、それは事態の進展をおもに社会問題として認識することを意味している。前章で私は、「帰国事業」を難民問題として考察するという視座を提示した。このことは、和田の視座と矛盾するということにはならない。それではそもそも、移民と難民との区別があいまいなものであるのかというと、必ずしもそうではない。

移民と難民の区別とは、問題提出の方向によって決定される性質の事柄である。“移民問題”あるいは“難民問題”として問題提出するとき、そこで示される認識はそれぞれに意欲を含んでいる。社会問題の解消という課題を意識化するならば、それは“移民問題”として認識されるであろう。“移民問題”という問題提出の仕方は、そのような方向性を意欲している。他方、一般的に“難民問題”として認識される場合には、人権や人道が脅かされたヴァルネラブルな身体を保護するという行為に重点が置かれる。すなわち“難民問題”という問題提出の仕方は、過剰人口や失業といった社会問題に回収されない、人間の基本権にかかわる課題に対処するという意欲にあふれている。

在日朝鮮人の北朝鮮への「帰国事業」が“移民問題”という問題系だけでは十分汲み尽くせないことは、北朝鮮側の対応を分析するさいに和田自身も気づいていたはずである。

「祖国のあたたかい懷に」抱き取るという方針は、帰国希望者を、無制限に、無審査で入国させるという施策となった。これは外部との境界を閉鎖する国家体制である国家社会主義国としてはおよそ異例の、空前絶後の行為であった。¹⁵¹

社会問題の解消という意図を超えて事態は進行していった。そして無制限の受け入れは、結果として「北朝鮮の体制と矛盾をおこす」までになった¹⁵²。もし単純に“移民問題”として認識されていたなら、量的にも質的にもそれほど大きな変化を引き起こさなかったはずである。というより、別のかたちの変化となっていたであろう。そこでは、問題認識のあり方が問題処理の方向を規定している。たんなる“移民問題”ではありえなかったからこそ、それは「空前絶後の行為」となったのである。

「帰国」の夢は、前章でも詳しく論じたように、政策上の表看板として掲げられたばかりではない。意欲を含んで行為を促したはずである。もちろん、南米への日本人移民に対しても別天地の夢が鮮やかに描き出された。しかし「帰国」の物語には、別天地での新しい生活という夢だけでは汲み尽くせない意欲が込められている。「帰国事業」において“難民問題”としての側面を構成している

¹⁵¹ 「帰国事業とは何だったのか(下)」、136頁。

¹⁵² 同上。

のは、この過剰にほかならない。

そしてそれは当然のことながら、量的な過剰を意味しない。夢の総量ではなく、違う夢を見ていることが、移民と難民を区別している。見た夢の内容から、すなわち問題処理の方向性に照らして考えるならば、北朝鮮への「帰国事業」とは“移民問題”ではなく“難民問題”であったと言えるであろう。

本章では、移民と難民の区別について論じる。「帰国事業」の事例を見てもあきらかなように、その区別は実体的なものではない。にもかかわらず、実際にその区別について論じようとする、しばしば実体化の方向へと流される。そのことについてもあわせて考えていく必要がある。そもそも移民と難民との区別がどうして問題なのか。なぜ区別する必要があるのか。区別するとはどういうことを意味するのか。こうした問いから出発してみよう。

一般的に移民といった場合それは、ある国から別の国へと永住を目的として移動する人々のことを指す。他方、難民とは、自国で生きていくことができないために他国に庇護を求めざるをえない人々のことを指す。自国以外のあらゆる国に受け入れを拒否されてしまうと、難民は地球上に生きる場所を失ってしまう。移民の場合、他国に受け入れを拒否されたとしても自国に戻ることはできる。それゆえ難民資格審査は、受け入れ拒否が申請者にとって致命的となるか否かによって線引きすることになる。

第二次世界大戦後の冷戦体制下のヨーロッパにおいては、そうした線引きが自明のこととして処理可能であった。東側共産圏から逃れてくる避難民は皆、自国での生活を棄て去ってきている難民であるとみなされた。しかしそれは、歴史的にはむしろ非常に限定的で特殊な状況であった。たとえば第二次大戦後までのアメリカは、移民と難民という区別は問題にしていなかった。難民も含めてすべて移民という枠で受け入れをおこなっていた。一九二一年と一九二四年の移民法（二四年の移民法が、いわゆる「排日移民法」）によって出身国別に移民枠があらかじめ設定されていて、その枠内にあるかぎり移民・難民を問わず受け入れていくという方針であった。第二次世界大戦中に多くのユダヤ人亡命者がアメリカを目指したのは、そのような受け入れ枠が存在していたためである。そしてそのとき受け入れられた人々のほとんどが、芸術、建築、数学、物理学、心理学、精神医学、政治哲学、文学といった分野の知識人亡命者たちであった。そのような知識人亡命者によって受け入れ枠の定員は満たされてしまったために、その他の大勢の一般のユダヤ人たちは絶滅収容所以外の行き先を失ってしまったのである。

こうした歴史からもわかるように、移民と難民との区別の必要が生じてくるのは、移住先に限界が訪れるそのときである。帝国主義的な植民地拡大が可能であった時代には、過剰人口は植民地へと送り込むことができた。送り出す過剰人口はどのような人間であってもかまわない。経済的成功を求める移民であろうと、民族的な少数者であろうと、世界の広さを夢みる冒険家であろうと、

凶悪な犯罪者であろうと、帝国主義の世界は誰彼の区別なく飲み込んでいった。しかし地球上にフロンティアが尽きてしまい、球体として閉じてしまったとき、人の移動は制限されなくてはならなくなった。制限されるということは、移動に優先順位がつけられるということの意味した。難民に象徴されるように、帰る場所のない退路を断たれた移動は、その他の移動とは区別されて優先されなければならない。こうして移動の余地はいまや、人類皆で分け合わなくてはならない貴重な財となっていた。しかし不公平なことに、そうした財を再配分する権限のほとんどは、旧植民地宗主国の手に握られてしまった。世界を帝国主義によって窒息させた張本人が、難民保護の重要性を被植民者に対して説教して回っている。

難民研究の発展

難民研究という研究領域もまた、そうした歴史の中に埋め込まれて発達してきた。一九八一年の *International Migration Review* Vol. 15 において「現代の難民」という特集が組まれたことによって、難民研究は以後、学問領域としての体系化への道を歩み始めた。翌年の一九八二年には、オックスフォード大学のクイーン・エリザベス校に国際開発学の一部として難民研究所が設立された。同研究所は、国際的な強制移動に関する調査研究、教育、出版を通じた普及活動などを行い、現在までのおよそ四半世紀のあいだ世界の難民研究をリードしてきた。また、オックスフォードの難民研究所につづいて、カナダのヨーク大学においても、難民研究センターが一九八八年に設立されることになる。一九七〇年代末に、インドシナ難民がボート・ピープルとしてカナダへとやってきたとき、「命綱作戦」と呼ばれる民間レベルでの運動が展開された¹⁵³。ヨーク大学は一九八一年に「難民情報プロジェクト」を立ち上げ、「命綱作戦」において収集されたデータや情報の保存・分析をおこなった。難民研究センターは、その「難民情報プロジェクト」を引き継ぐかたちで誕生した。一九九一年には、同センターは、カナダ政府の国際開発機関によって主要センターに指定されている。こうして、難民支援という現場から自立した、研究のための制度的基盤が国際的に整備されていったのである。

¹⁵³ 「命綱作戦」については、次の記事を参照。 *The Globe and Mail*, July 4, 1979, July 23, 1979. 「命綱作戦」とは、トロントのボランティア・グループが草の根的に始めたインドシナ難民支援活動である。カナダ政府が割り当て枠として国際社会に約束した一万二千人の難民受け入れを超えて、民間レベルでまずは五〇組のボート・ピープル家族を支援するという運動としてそれは展開していった。支援者の中には、ユダヤ人や一九五六年のハンガリー動乱を逃れてカナダへと亡命してきた難民も多く含まれていた。そこでは、過去の自分たちと似た境遇に置かれた人々に対する共感が示された。二つの記事が示しているように、わずか二〇日あまりの間で事態は大きく展開していった。運動の盛り上がりによって、カナダ政府の難民受け入れ枠を五万人にまで拡大する方針が移民省の大臣によって表明された。しかしそれと同時に、国と民間とでそれぞれ二万五千人もの難民を支援するということに対する不安も表面化しはじめる。七月二三日の記事では、援助疲れの懸念が指摘されている。

一九八一年のIMR「現代の難民」特集号においては、難民研究の体系化の必要性がとくに強調されている。それ以前の難民に関する研究のほとんどは、体系的な分析や調査研究の積み重ねを行ってこなかったために、難民発生の個別的な危機が発生するたびに場当たりの対応に終始してきた。難民にかんする調査研究というのは、明確に分類できるわけではなく研究領域があらかじめ設定されているのでもない。そのため、難民問題に対してこれまであまり学術的な関心がよせられることはなかった。難民研究のための入門的なテキストなども存在していないし、理論的な枠組みもできあがっていない。データも体系的に集積されているわけではないし、対象や分野に関する明確な定義といったものがそもそも存在していない。難民支援の現場においても、全般的に経験から学び知識が集積されるようなことはそれまでほとんどなされてこなかった。難民の移動に関する原因究明を行うこともできず、また行おうともされてこなかったため、せつかくの調査研究も現象の徴候を指摘し一時的な緩和策を提示するにとどまっていた。

そのような現状にあつてこのIMR特集号は、「難民体験といったものが存在するということ、そしてそうした体験が難民特有の行動といったものを生み出すということ」を難民研究へとアプローチする基本的な前提としている。「そうした視点に立つならば、難民とは、ある社会心理学的な典型とみなされるであろう。その行動は、特定の要因に規定されて社会的にパターン化されている」¹⁵⁴。

この特集号においては、難民研究がもっと多くなされるべきだというような、単なる量的な主張が掲げられているだけではない。むしろそこで強調されているのは、

あたらしい思考を喚起することであり、難民体験に見られる一貫性やパターンに焦点をあてた包括的、歴史的、学際的、かつ比較をともなった観点を推進することである。そして理想としては、そうした研究こそが、難民研究というあたらしい分野の基礎を打ちたて、概念を明確化し、問われるべき問いをより正確に提起し、さらには調査研究の尺度と重要性を定義すべきである。そこでの最終的な目的は、あたらしい知の体系を発展させ、既存の計画を分類評価し、そしておそらく最も重要なこととして、政策立案者や政策実行者のための制度的な記憶を確立することではない。¹⁵⁵

この特集号の目的にもあらわれているように、難民という存在はある特有な経験によってかたちづくられるものと考えられている。つまり、その他の人の移動から識別可能な特徴が、「難民体験」には備わっているということであろう。だからこそ、難民という存在だけを取り出して対象化することができるのである。

¹⁵⁴ Barry N. Stein and Silvano M. Tomasi, "Foreword", *International Migration Review*, Vol.15, 1981, p.6.

¹⁵⁵ *Ibid.*, p.6-7.

しかしここでは、巧妙に原因と結果が取り違えられている。「難民体験」といった特定な経験パターンを対象化する必要を作り出しているのは、状況そのものであるということがそこでは隠されている。状況なしにそのような必要はそもそも生じてこない。体験ということでは、ほとんどあらゆる体験は特殊であり、同時に他の体験との間に共通性を見いだすこともできる。「難民体験」だけが特殊で注目に値するから学的対象になっているわけではない。「難民体験」というかたちで経験パターンを取り出すことを可能とするような状況があつてはじめて、「難民体験」は探求の対象たりえるのである。「難民体験」は状況によってすでに括られてあるのであつて、そのとき難民研究には、あらためてそれをなぞるよりほかにすることはあまり残されていない。

にもかかわらず、難民研究が「難民体験」の対象化を自らの手柄のように吹聴することによって、状況そのものを対象化するという視点が隠蔽されてしまう。もう一度、IMR 特集号の目的を見てみよう。難民という存在にばかり関心が集中しているのがわかる。難民を難民として存在させている情勢は問われることなく、難民の行動様式が物神化されている。しかし実際のところは、状況そのものが難民とその他の移動との区別を促しているのである。難民研究は、その催促に従順にしたがつているように見える。その意味で、難民研究は「体制の学」として出発したことは明らかである。

それでは、「難民体験」を、そして同時に難民研究を可能にした状況とは、どのような状況であつたのか。それは取り出された難民像から遡って類推することができる。塑像された形から、そこに加えられた力のあり様を想像してみよう。難民研究が前提するように、眼の前にある難民像を難民そのものとして受けとる必要はない。それは歴史の中で形を変える。

一九八〇年代以降の難民は、どのように描写されているだろうか。IMR特集号では冒頭で、現代の難民を「地球規模でglobal」「予測不可能なunpredictable」かたちで発生しているが、「悲惨な境遇にあるtragic」ことは昔と変わらないと表現している¹⁵⁶。ここでは、接続面と切断面が同時に見てとれるであろう。

第二次世界大戦後の冷戦下のヨーロッパでの難民危機と、難民研究が認識する八〇年代以降の「地球規模で」の新しい難民危機は、難民の境遇ということに関して言うならば、どちらも共通して危機的で「悲惨な境遇にある」。すなわち、第三章「冷戦と難民」において詳しく論じたように、難民という身体はつねに、ヴァルネラブルなものとして想像されているということである。難民は一切の権利と保護を奪われて生命の危機に直面している。それは逆から言うならば、乾いた地面が降り注ぐ雨を吸い込むように、難民とは、あらゆる権利と保護を喜んで享受する存在であることを意味する。難民は、危険に対して脆弱でなければならない。

他方、「予測不可能な」という形容は、難民自身の感慨ではない。難民にとっては事態の成り行

¹⁵⁶ *Ibid.*, p.5.

きは、いつでも当然「予測不可能な」ものにちがいないが、ここで「予測不可能な」という不吉な思いにとらわれているのは、難民以外の存在である。「鉄のカーテン」で仕切られた冷戦体制下のヨーロッパにおける難民移動とは違い、一九八〇年代以降の難民の動きは、一方向の自明のものではなくなった。難民がどこで生まれどちらの方向に向かって動くのかわからない。そのため心の準備ができていないのだ。すなわち、難民自身ではなく、難民以外の存在にかかわる、難民をめぐる状況が変質してきていることがわかる。

また、「地球規模で」難民が発生しているという認識は、人の移動自体がグローバル化しているという認識と重なっている。もちろん人の移動は、それ以前にもグローバルなものであった。とくに帝国主義列強による植民地拡大はさまざまな人の移動を促した。にもかかわらず、人の移動のグローバル化が人々に認識されるようになるのは、移動の限界が意識されるようになって以降である。移動がスムーズに行われているかぎり、移動そのものを意識化する必要はない。しかし移動に限界が訪れ、それぞれの移動が差異化されると、移動のあり様が注目を集めるようになる。

一九七〇年代以降、地球全体が国民国家の主権によって分割されたことによって、多くの移動が主権を帯びた国境を越えたものにならざるをえなくなった。その結果としてそうした移動は、国際的でグローバルなものであると認識されることになる。つまりは、移動そのもののあり様が変化したというよりはむしろ、移動上の地図が書き換えられたということの意味する。それゆえ難民が「地球規模で」発生しているという認識は、難民の移動に限界が訪れていることの証左である。紛争や迫害や災害や貧困を逃れて移動する避難民は、いつの時代でもどんな場所でも存在していることであろう。つまり、「地球規模で」の現象である。しかしそれをことさらに言い立てなければならぬのは、移動そのものに限界があるからにほかならない。同時代的に『成長の限界』ということが科学者たちによって論じられ、資源の枯渇、人口爆発、環境破壊が問題視されはじめたのと同様に、人類が宇宙へと飛び出したまさにそのとき、地球そのものの限界を意識せざるをえなくなった。いまや地球は、人類の住処としては狭すぎる一惑星と化してしまったのである。

現代の難民の特徴として数の急激な増加ということもたびたび指摘されるが、それもまた、地球規模での移動の限界と関連している。脱植民地化過程の第三世界における難民発生によって難民の規模が拡大しているわけだが、それは避難民の多くが行き場を失っているということの意味する。すなわち、行き場があるならば、それは“難民発生”とはならないということである。それゆえ、数の増加、という論調も額面どおりに受けとってはならない。なぜなら、それ以前には難民のいない世界であった第三世界に、突然大量の難民が発生したなどという話は、どう考えても荒唐無稽だからである。避難民はそれ以前にも当然のことながら存在していたはずである。しかしそれが難民となるのは、移動に関する地政学が変容したことを意味している。第一次世界大戦後のヨーロッパにおいてまずはじめに難民問題が発生したのは、難民発生の地政学的条件がヨーロッパにおいて整っていたからである。ヨーロッパ世界においては、避難民はすでに移民に紛れることができ

なくなっていた。難民として現象せざるをえなくなっていたのである。そうした地政学的条件は、脱植民地化後の第三世界にも移植された。そのため正確に言えば、難民の数が増えたというより、難民発生の存在論的根拠があらたに確立されたことによって、新しい難民が(ヨーロッパ外で)析出されたということであった¹⁵⁷。

難民研究の必要性を促している難民危機という現象は、そのような歴史的な脈を無視して論ずることはできないはずである。にもかかわらず、難民研究は難民危機だけを取り出して議論を展開させていった。その結果として形成される「政策立案者や政策実行者のための制度的な記憶」は、難民危機を実体化する働きをしてきたと言える。難民と移民を区別する必要性とは、じつのところ体制の要請にすぎないわけだが、難民研究はそうした区別を研究分野にとっての存在根拠として保持している。そしていまや私たちは、そうした区別を単純には廃棄できない状況に生きている。「制度的な記憶」は、それほどまでに私たちのあいだに積み重なり浸透してきたということであろう。しかし問題は、そうした区別を無視するというのではなく、区別そのものをいかにして対象化していくのかということにある。区別をナマのままに実体として受けとらないためには、区別が実体化されていった過程を分析するという方法が有効なはずである。難民研究は、その出発点からどのように展開していったのか。それを追跡してみる。

一九八二年に設立されたオックスフォード大学の難民研究所は、一九八八年以降に *Journal of Refugee Studies* を刊行している。JRS は以後、難民研究の中心的なジャーナルへと成長していった。創刊にあたって編集長のロジャー・ゼッターは、難民研究の目的をあたらしく設定している。

まず特徴的なこととして、八一年のIMR特集号の時点では経験の束として取り出し可能であると考えられていた難民は、八八年の時点のゼッターの議論においては、一つの標章labelとして捉え返されている。「『難民』という標章は、一つの地位を定型化すると同時に制度化している」¹⁵⁸。難民が標章であるという認識は、存在と名辞との複雑なすれ違いを含蓄している。難民という標章には人道主義的な響きがあるにもかかわらず、実際にはしばしば制度的な依存を生み出している。それによって受入国の主権や難民の自立が脅かされることになる。難民という標章が事態を強力に推進していくのである。

さらに、難民を標章として捉え返すという視点は、新しい難民研究の方向性を示唆している。それは、研究の独立性・中立性を確立するという方向性である。政策分析や事業プログラムの評価

¹⁵⁷ 詳しくは、第二章「国民と難民」において理論的に論じた。

¹⁵⁸ Zetter, Roger, "Refugees and Refugee Studies — A Label and an Agenda" Editorial Introduction to the *Journal of Refugee Studies*. *Journal of Refugee Studies* Vol. 1, No. 1, 1988. p.1.

難民の標章化 labelling という議論に関しては、"Labelling Refugees: Forming and Transforming a Bureaucratic Identity", *Journal of Refugee Studies*, Vol.4, No.1, 1991.を参照せよ。なお、ゼッターの標章化に関する議論については、本論の終章において詳しく取り上げる。

といった政策実施者サイドの要求に応えるかたちで発展してきた従来の難民研究においては、援助と研究との線引きがしばしば不分明なものとなってきた。そのため難民研究者が研究調査を行う際にも、データ提供を政策実行者に依存するという関係性が当然生じてくることになった。研究調査、出版、研究発表などにおけるこうした依存関係からの脱却も JRS 発刊の目的に掲げられている。

IMR特集号が難民研究の体系化を掲げたところから、JRS創刊号は研究の独立性・中立性の主張へまで目的を進展させた。そのことと同時に、難民を標章として捉えるという認識にもあらわれているように、難民の存在そのものを取り出して論じるという志向は後退していった。IMR特集号が「難民体験」というかたちで積極的に難民像を描き出そうとしたのとは対照的に、ゼッターは、難民研究が対象とする人の移動を消極的に限定するにとどめた。第一に、自発的な自由意志による移動パターンは難民研究の課題には含まれないということ、そして第二に、強制移動という文脈において言うならば、「難民」という標章には、被追放民 *displaced person* や庇護希望者 *asylum seeker* も含まれているということが確認された¹⁵⁹。そして「難民体験」という問題について言えば、JRSでは難民キャンプや受入国先で生活する難民自身の声を採り入れることを重視している。それは、標章に左右されない難民像を保持するための試みであるとも言える。

こうしたゼッターの議論の背景には、八〇年代後半における難民をめぐる事態の変容があった。ゼッターによれば八〇年代以降、相当規模の難民が自発的に帰還するという可能性が現実味を帯びはじめた。従来の冷戦体制下での認識では、難民が帰国することなどありえないということが自明の前提であった。そうした認識によって、難民発生の原因 *root causes* や難民のアイデンティティーをめぐる議論も制約されてきた。すなわち、帰還することがありえないのなら、難民発生以後の状況の変化は、根本原因の議論において論じられる必要はないし、帰還する者、庇護国に残った者、出身国内に留まり続けた者、といった選択の違いによって生じるアイデンティティーの差異に注目する必要もないことになる。しかしもし帰還が可能であるならば、一九八〇年以降盛んに論じられるようになった難民発生の原因という議論には修正が加えられなければならないであろうし、難民のアイデンティティーに関しても、従来のように「難民体験」といった粗雑な一般化は通用しないことになるであろう。

私たちは、初発の、継続的な、そして危機が生じる以前の諸原因と、同じく処理しがたい追放後の諸結果とを慎重に区別する必要がある。こうした区別は、大規模な自発的帰還が可能であるような場合にはとりわけ重要であるように思われるであろう。¹⁶⁰

¹⁵⁹ *Ibid.*, p. 5.

¹⁶⁰ Zetter, Roger, "Refugees, Repatriation, and Root Causes" *Journal of Refugee Studies* Vol. 1. No.2 1988. p.100.

国連を中心として顕著となってきた難民発生の原因を根絶するという議論は、難民発生を抑え込むことに重点がおかれていたため、難民発生以後、発生国の根本原因にどのような変化が起こるのかということについては、必ずしも十分な注意が払われてこなかった。しかしゼッターによれば、そうした変化のあり様は、難民の自発的帰還という可能性を考慮に入れた場合には決定的な意味を持つことになる。というのも当然のことながら、難民が発生する以前と以後とでは、当該コミュニティの構成は変容しているはずだからである。その意味で、「根本原因」という用語は、「分析ツールとしてもまたは政策立案の基礎としても、不正確かつ不案内である。原初的かあるいは事後的か、すなわち危機以前か危機以後か、という因果関係の二段階モデルの方がより適切であるように思われる」¹⁶¹。

このように、難民研究における議論は、難民そのものの分析から難民をめぐる情勢を分析する方向へとシフトしてきている。しかしそれでは、難民に関する認識に大きな変化が起こっているかという点必ずしもそうではない。難民の存在は所与のものとした上で、それを取り囲む状況が分析されている。難民を標章として捉え返すという議論においては、難民という存在が経験のみによって充当されると考えるのではなく、標章化される過程において難民が追い込まれていく様子を問題化している。しかし、本当に問われなくてはならないのは、難民という標章ではなく標章化を可能にしている文脈の方である。その意味では、そうした議論においてもいぜんとして難民は、区別された存在として研究対象に収まっている。

このようにして難民研究の地位が確立されていくにつれて、難民をめぐる特有の体制なりレジームなりが形成されていった。研究対象としての難民と政策対象としての難民は、分かちがたく結びついて実体化されていったのである。

一九九八年、JRSの創刊十周年を記念した特集号のタイトルが、そうした進展を象徴している。「変容する難民研究と難民レジーム」と題された十周年特集号では、難民研究の現状と難民レジームの現状という二つの分野の関連が問題化された。一九八八年のJRSの創刊翌年の、一九八九年から一九九一年を分水嶺として、戦後体制における地政学的な大変動が起こる。冷戦体制の崩壊である。JRS十周年記念号では、冷戦体制崩壊以後の難民をめぐる事態の変容が主要な論点となっている。難民レジームの性質は、冷戦終結によってどのような変化を蒙ったであろうか。ここで言う難民レジームとは、「難民や強制移動に対処するために存在している制度、法、政策、実践からなる国内的・国際的な体系を意味している」¹⁶²。

難民レジームにおける主要アクターの一つである国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の役割の変化が大きな議論を呼んでいる。事務所規定に定義されている難民保護という UNHCR の伝統

¹⁶¹ *Ibid.*, p.101.

¹⁶² Nicholas Van Hear “Editorial Introduction”, *Journal of Refugee Studies*, Vol. 11. No. 4. 1998, p. 342.

的な役割が、冷戦終結後の九〇年代に後退しつつあるのではないかという点がとくに論議の対象となっていた。UNHCR があらたに介入している領域というのは、強制移動や追放の現場には違いないのだが、そうした領域内での活動は UNHCR の本来の理念からは逸脱しているのではないかと批判する論者がいる一方で、難民レジームはより広い圏域に影響力をもつべきであると考える者たちもいる。難民レジームの広域化を支持する者たちは、強制的追放という現状に対処するためには、帰国者のように以前難民であった人々だけでなく、難民的な状況におかれている避難民、すなわち国内避難民やその他の人権侵害の被害者といった人たちまでをも対象とした包括的な保護の必要があることを説いている。そこでは、UNHCR は本来的な難民保護の役割に忠実であるべきだと考える「伝統主義者」「原理主義者」たちと、従来の役割分担にとらわれずにあたらしい事態により柔軟に対処すべきだと考える「全体論者」「救済論者」との間の論争という構図が出来上がっていった。

八一年の IMR 特集号や八八年の JRS 創刊号においては、難民研究のあり様が問題の焦点であったのに対して、九八年の特集号においては、難民研究とは区別されて難民レジームの発展ということが論じられるようになった。そうした論点の変容は、冷戦終結後の十年間で難民に関するあらたなレジームが誕生し確立されたことを意味している。そして、レジームの発展と研究の進展がどのような関係にあるのかを問うことが重要な論点となっている。八八年の創刊号の段階では研究の独立性ということが主張されていたが、九八年の時点では、レジームとの絡まり合いが強調されている。研究は独立しているばかりでなく、レジーム形成を推進する力にもなっていることが認識されはじめたのだと言える。状況が先行していて研究としてそれをなぞることから出発した難民研究は、独立性を打ち立てる過程で、それ自身が体制を生み出すほどにまで影響力を強めていった。研究が現実の政策的利害に取り込まれてしまうという懸念は消えたわけではないが、いまや同時に、研究そのものが現実的な利害を生み出すという段階に到っているのである。UNHCR の役割をめぐるの原理主義的な考え方と改良主義的な考え方の対立も、研究が実践に及ぼす影響が決して無視できないものとなってきていることを物語っている。

同じ JRS 十周年特集号のなかで、アダム・ロバーツは、一九八〇・九〇年代の進展において、国際社会による難民問題の対処の仕方に重要な変化がもたらされたと指摘する。そうした変化をもたらした要因は二つある。第一は、難民の数の増加。そして第二は、各国で移民流入に対する制限的措置が導入されてきたことである。

とりわけ九〇年代に入って、難民問題は国際関係に大きな影響を及ぼすようになってきた。九〇年代において難民レジームはどのような変化を経験してきたのか。まず先にも述べたように、UNHCR の役割が大幅に拡大した。また、国境を越えた大規模な難民発生を抑え込むための防止策が紛争国内部にまで浸透していく。難民発生を防ぎ帰還を促すために、主に国連安全保障理事会の権限によって紛争地内に安全地帯が創設させる。難民発生状況において、安保理をはじ

めとしてさまざまな軍事的介入が行われる。各国は難民に対して恒久的な庇護のかわりに一時的な保護を提供している。帰還を積極的に援助する(ときには強制されることもある)。再定住後の状況の改善を監視し援助する。総じて、難民レジームはおよそ二〇年で大きくかたちを変えたといえるであろう¹⁶³。

こうしたレジームの変化は現実政治によるばかりでなく、難民研究の進展によっても促されていた。以上のような難民研究の進展は、難民をめぐる政治の変遷とも重なっている。難民研究は、体系化(IMR 特集号)から、独立性の確立(JRS 創刊号)、さらにはレジームとの相関(JRS 十周年記念号)へと進展してきた。それに対応するように、難民をめぐる政治は、七〇年代後半ごろから移民との区別によって促され、八〇年代には人権や人道の対象として標章化され、さらに九〇年代以降は軍事的な介入の余地をつくりだした。

ロバーツも指摘しているように、九〇年代以降は国連安保理が難民問題に深く関与するようになってくる¹⁶⁴。安保理は国連憲章第七章にもとづき、危機的事態に対処するために避難民の発生源やその付近で活動を行ってきた。九〇年代の代表的な活動としては、イラク北部、旧ユーゴスラビア、ソマリア、ルワンダ、ハイチなどにおける軍事行動が挙げられる。ハイチの事例では、政府の転覆と選挙の実施により難民発生が事前に発生源の段階で防止されたと評価される。しかしたとえばルワンダにおいては、難民キャンプの軍事化という問題が深刻化していった。結果として、難民キャンプは「市民的で人道主義的な性格」であるとするUNHCRの従来からの見解が疑わしいものとなった。

また、難民の数の増加に対処するために九〇年代以降、恒久的な庇護や市民権の付与のかわりに、「一時的保護」という措置が広く行われるようになっていく。それは、難民の帰還を推進するという動きとも関わっている。避難民が市民として居座ることのないように、生命を維持するための最低限の援助にとどめることによって、避難先への未練を残すことなく、いつでも出身国へと帰国できる身構えをさせておく。こうして軍事的な措置も含めて難民問題に積極的に関与するというレジームの動きにともない、「保護」という概念の意味も変質していった。

「保護」には二つの意味がある。UNHCRの用法では、それは基本的に法的な概念である。受け入れ国内において個々人に法的な保護を提供するという考え方に基づいており、法にしたがって難民という特定の地位が付与されることになる。しかし軍事的な紛争が継続しているような状況においては、「保護」は必然的に別の何かを意味している。すなわち交戦国の軍

¹⁶³ Adam Roberts “More Refugees, less Asylum: A Regime in Transition” *Journal of Refugee Studies*, Vol. 11, No. 4, 1998, p. 375-6.

¹⁶⁴ *Ibid.*, p.382-388.

事力か、あるいは外部の何らかの力による身体的な保護を意味するようになる。¹⁶⁵

難民という存在は、第二次世界大戦後の冷戦体制下においてイデオロギー的に脚色されて以来、さまざまな政治的権力を誘発してきた。ヴァルネラブルな身体は、攻撃を誘発しやすいという特性をもつ。どれほど難民という存在の脱政治性、中立性、人道性が強調されても、というより、そうした特性が強調されればされるほど、難民は現実政治を惹きつけるようになっていった。難民とは、“正しさ”のヴェールの背後で現実政治が追求される治外法権地帯を意味するようになった。その結果として冷戦体制崩壊以後は、イデオロギーだけでなく剥き出しの軍事力までもが行使される戦場と化してしまった。私たちの目には、難民は「保護」されているように見えるかもしれない。しかしそれと同時に、その存在は権力によって浸食されている。「保護」と権力の侵入は分かちがたく結びついているのである。

本論が一貫して主張してきたように、難民を生身の实体として理解するだけでは不十分である。難民という存在を、実力が侵入し統治する圏域として把握する必要がある。真空に向かって空気が吸い込まれていくように、難民は権力を引きつける真空地帯を形成している。そして難民研究は、その真空地帯を区画する境界線を繰り返し描き出してきた。内側を真空に保つために余計な夾雑物を取り除き、掘割をめぐらし外部とのつながりを断ち切ってきた。そこでは、理論上はそのほかの人の移動との連続性が認められているように見えながらも、難民を他の存在から切り離す機制がたしかに働いている。難民は、移民との区別によって主権的な領域へと押し去られるのである。

次に、こうした難民の切り離しを政治理論の角度から考察していきたい。難民は主権的な領域へと連れ去られ、移民は国民社会へと入場する、という区別を原理的に論じてみる。ここで主権的な領域というときそれは、国民との実生活上の接点をもたない、すなわち社会問題から切り離された権力圏域のことを意味している。外交問題に似て、一度そうした領域に入り込んでしまうと、国民一人一人はそれが自分の生活とどういう関連にあるのか想像しにくくなる。それゆえ、行政処理だけが粛々と執り行われている。難民が連れ去られる空間は、国民と交わることのないように無菌状態に保たれる。難民キャンプや難民収容施設といった空間は、たとえ地理的に隣接していたとしても、原理的に国民社会から隔たっている。難民と主権的領域との関係性については、後に詳しく論じていく。他方、国民社会というときそれは、法的地位が問われる以前に生活がはじまっている状況を指す。移民は合法・不法にかかわらず、すでに国民のなかで生活をはじめている。いわば社会問題にすでに巻き込まれてある。このような区別はしかし、歴史的にはかなり最近に

¹⁶⁵ *Ibid.*, p. 392.

できあがったものである。人の移動の長い歴史の中では、難民であろうと移民であろうと区別なく国民のなかに紛れていた。しかし冷戦が難民を特権化し、さらに西側先進各国において移民問題が議論されはじめると、移民と難民は政治的な住み分けを強いられるようになっていった。

移民と難民

一九七〇年代後半ごろから、難民は移民に関する言説の中で論じられるようになってくる。移民をめぐる言説の中でアリバイとして登場するのが難民である。難民という存在の正当性は、移民という存在の不当性に対照される。移民の限界が意識され人の移動が選別されなくてはならなくなったとき、難民は特権化されたのである。しかしもちろん、移民の限界などというものは、新マルサス主義者たちがどれほど精密なデータを積み重ねたとしても統計的に証明できる性質の事柄ではない。それは政治に関わっている。

国際的な人の移動を国際政治の観点から研究しているジェームス・ホリフィールドは、国際移動研究において政治という要素が長い間ほとんど無視されてきたことを指摘している¹⁶⁶。ホリフィールドは、研究領域に政治を取り入れる必要性を強調しているわけだが、本論の立場からするならば、政治を取り入れる必要が主張されるようになってきた国際移動研究の消息の方がより興味深い。以下、ホリフィールドの議論を参照しながら、移民と政治との関係性について考えていきたい。

ホリフィールドが国際移動研究に政治を取り入れる必要性を主張するのは、第二次世界大戦後の移民をめぐる情勢をより上手く説明するためであった。ホリフィールドによれば、従来の国際移動研究は、戦後に国際的な人の移動の規模が拡大し維持されつづけてきた理由を十分には説明できていない。とくに一九七〇年代以降、西側の先進自由主義諸国家において軒並み高度成長が減速し経済が後退局面に入ってから、発展途上世界からの移民の流れは途絶えることはなく持続していった。このことを従来の国際移動研究では、経済学の観点からはグローバル化論として、そして社会学の観点からはネットワーク論として理論化してきた。しかしそうした議論においては政治、さらには国家といった変数はほとんど考慮されてこなかった。そこでホリフィールドは、戦後の国際政治において急速に発達してきた諸権利に着目した。しかもそうした諸権利は、国連を中心とした国際的な枠組みのなかで発達してきたというよりもむしろ、ホリフィールドは先進自由民主主義国家において、つまりそうした国家の国内的な法制度において発達してきたものとみなす。そのような意味において、国家という要素（ここでは必然的に欧米の自由民主主義的国家）がホリフィールドの議論に導入されることになる。すなわちホリフィールドの議論においては、「国際的な人の移動は、(1)経済的な諸力(需要－プル、供給－プッシュ)、(2)ネットワーク、そして(3)

¹⁶⁶ Hollifield, J. "The Politics of International Migration, How Can We 'Bring the State Back In'?", Caroline B. Brettell and James F. Hollifield, ed. *Migration Theory—Talking Across Disciplines*. Routledge, 2000, p. 137–185.

諸権利、からなる一機能であるとみなされる」¹⁶⁷。

国際移動研究に先駆的な仕方では政治という要素を取り入れた議論のほとんどは、政治過程論の方法を採用している。つまり、各国の移民政策が出来上がるまでの利益集団間の駆け引きが、そこでの分析の対象となる。そうした政治過程のアウトプットとしての移民政策には、強力な利益集団の利害が強く反映しているであろう。利益集団が多元化しやすい民主的な社会であればそれだけ、移民制御は国家権力の思い通りとはならない。

移民政策を従属変数として設定したこうした政治過程論に対してホリフィールドは、政策そのものをむしろ独立変数とみなす。そのときホリフィールドが注意を促しているのが、アウトプットである移民政策の目標と、結果であるところの実際の移民の動きとの間にはギャップが存在しているという事態である。そしてホリフィールドは、実際の移民の動き、すなわち移民のストックとフローを従属変数として設定している。ある移民政策が法制度化されたとしても、そのことは、その政策が文言どおりに実施されるということを必ずしも保証しない。政治とは、政策が出来上がるまでの過程にかかわるばかりではない。政策が実施に移される過程においても、あるいはそれ以上に政治は働きかける。つまり政治は、利害関係のみに還元されることはない。文化やアイデンティティやイデオロギーといった、より規範的な要素と関わってくるであろう。それゆえ、国家(より正確には国民社会)は無視できない要因となる。

このようなホリフィールドによる議論の移行は、国際移動研究における政治の領野を大幅に拡大したといえる。政策を政策のみに完結させないことによって、政治は他分野との接点をもって論じられることが可能となった。経済的な諸力、ネットワーク、そして諸権利というホリフィールドが提唱する国際移動を構成する三要素は、並列的な関係にあるのではなく互いに影響しあっている。それは、政治を政治過程から解放したことによって可能となった視座であるといえよう。

政治や国家を国際移動研究に持ち込もうとするホリフィールドの議論は、政治や国家を衰退する一方とみなすグローバル化論と最も対照される¹⁶⁸。世界システム論に影響を受けたグローバル化論においては、外国人労働力に対する需要というのは、国家の思惑によって左右することなどできない構造的な性質のものであると理解される。すなわち目先の利害ではなく、国際資本主義システムに埋め込まれた(南北の)二重構造によって人の移動は規定されている。そのため資本主義の先鋒である欧米の先進各国は、移民に対して鎖国に徹することはできない。このようなもの見方によれば、旧来のリアリズム的理解とは異なり、国際関係における行為者は国家に限定されない。企業や個人の作り出す越境的な結びつきが強調され、むしろ国家は後景へと退いていく。いまや企業も個人も、国家権力を迂回するさまざまな方途を見出しつつある。越境化した経済は越境化した共同体を生み出す。そうした共同体は、労働市場の上層部と下層部の双方に生

¹⁶⁷ *Ibid.*, p. 148.

¹⁶⁸ *Ibid.*, p. 155-8.

まれてきている。さらに越境的な移動にまつわるコストも減少し、コミュニケーション手段が急速に発達してきたことによって、国家規模での移民政策はすっかり時代遅れになってしまったようにみえる。そのような観点からするならば、移民個々人は、これまでとはちがったまったく新しいかたちで国際的な法的な人格を獲得しつつあると考えることもできるであろう。外国人労働者やその他の移民たちは、トランスナショナルな市民という地位を確立しはじめている。それは、国家単位の市民権とはちがったシチズンシップのあり様を示唆しているのではないか。

移民を抑え込むことなどではしない、と考えるこうしたグローバル化論は、政治の衰退と経済・社会構造の不可逆的な力を強調するのだが、ホリフィールドの立場からすれば、そうした議論は移民と政治との関係性を勘違いしている。戦後の貿易に関する国際的なレジームとしては GATT・WTO が存在し、金融に関するレジームとしては IMF や世銀が存在しているというのとは異なり、国際的な人の移動に関する同様のレジームは（難民レジームを別にすれば）いまだ存在しない。ヨーロッパや北米などの地域的な取り組みの段階にとどまっている。そのことは、モノやカネの動きと同じように、市場の原理によってヒトの動きを制御することはできないということの意味している。ホリフィールドが好んでくり返し引用するスイスの小説家であるマックス・フリッシュの言葉にあるように、「われわれは労働者を求めたのに、実際にやって来たのは人間だった」ということであろう。移民に関する国際的なレジームが将来発展するとしても、それは貿易や金融のレジームが発達したときのように、先進各国の経済的利害の一致のみによって推進されるということはないであろう。それはむしろ、政治的、文化的、イデオロギー的議論と結びついていくはずである。すなわち移民に関するかぎり、グローバリゼーションという文脈においては、政治や国家は衰退するのではなく、経済に回収されない仕方で先鋭化すると考えられる。

そこにジレンマが生まれる、とホリフィールドは考えた。移民を押し引きする経済的な諸力や移民の移動コストを削減するネットワークの存在は、国際的な人の移動の必要条件となる。しかし移動のための十分条件は、法的・政治的に形成される。市場の論理はつねに自由な人の移動を求めているわけだが、国家（とりわけ自由民主主義国家）の側の事情がそれを制御している。国際的な人の移動ということに関しては、経済的な意味でのリベラリズムは政治的な意味でのリベラリズムとしばしば葛藤を引き起こすであろう。それをホリフィールドは、「リベラル・パラドックス（自由主義的逆説）」と呼んだ¹⁶⁹。

パラドックスというのは、解決不能であるということを行っているだけならあまり意味はない。むしろホリフィールドの議論において重要であるのは、国家の、あるいはより正確には国民社会の政治的情勢が、移民のあり様を変化させるということを見逃さなかったところにある。

¹⁶⁹ 拙訳「現われ出る移民国家」『移動から場所を問う——現代移民研究の課題』（伊豫谷登士翁編）第二章 51-83 頁。

結局のところ、国家が貿易と移民というリスクを冒し続けるかどうかは、その自由主義国家自体の性質と、どの程度開放性が制度化され、その開放性が「その時々多数者」から（立憲的に）どの程度擁護されているのか、によって決まってくるであろう。¹⁷⁰

すなわちここでは、状況の濃淡に注意が払われている。政治と移民とは、国民社会を媒介とした流動的な関係性にあるのである。

しかし他方で、このパラドックスが解消されることは近い将来にはないであろうと言いながらも、ホリフィールドは、欧米の先進自由民主主義諸国家において諸権利が発展してきていることに希望を見出している。民主的な国家においては、一度認められ制度化された権利は大切に擁護される。そのため移民に対する閉鎖的な圧力が社会的に強まったとしても、政府が既存の権利を制限する政策を打ち出すことはむずかしくなる。こうした民主国家の特質を国際的なレジーム形成に結びつけるという道すじを、ホリフィールドは想定しているようである。EUに代表されるような地域的な取り組みは、そのための最初の一步として評価されている¹⁷¹。

ここではパラドックスの解消を願うあまり、ホリフィールドは政治と移民との関係性を見失っているのではないだろうか。移民は、国家や国際社会という位相において政治と関係しているのではない。国民社会という位相において政治に関わっているのである。移民は隣人として国民社会の中で生活している¹⁷²。民主的な法制度によって抽象化するには、あまりにも個別具体的すぎる。たとえホリフィールドの願うように地域的な取り組みが発展していったとしても、地域外の「第三国出身者」との間に差異を設けざるをえないし、地域への入場を周縁部で取り締まる措置ばかりが

¹⁷⁰ 前掲論文、74頁。

¹⁷¹ 前掲論文、76頁。

¹⁷² ガッサン・ハージは『ホワイト・ネイション』（保莉実、塩原良和訳、平凡社、2003年）のなかで、オーストラリアの多文化主義政策における移民と国民社会との関係性を文化人類学の手法で描き出している。多文化主義的「現実」はすでに生きられてある。そのことが、移民と政治との関係を単純に抽象化することを妨げている。

『『第三世界一風』の移民人口がきわめて集中している地域で仕事をしている誠実なジャーナリストや研究者なら、ホワイト・マルチカルチュラルイズムの言説、アングロの衰退言説のような排除の言説のいずれによっても表象されてこなかった現実には必ず出くわすだろう。それは広く普及している、問題のない多文化的相互作用の現実である。この現実には日常的であるがゆえに、多文化主義についてのメディア表象では取り上げられないということもできるかもしれない。英国系出自のオーストラリア人女性が子どもに朝飯を食べさせ、そしてインド人の隣人の子どもと我が子をいっしょに車に乗せて学校へと送っていく。レバノン系とアングロ系の親が、子どもたちがスポーツイベントに参加している間におしゃべりしている。ベトナム系の女性がイタリア系の友だちを車に乗せてスイミングプールに出かけ、アングロ系の友だちと一緒に身体を動かす。あらゆる出自のオーストラリア人のお年寄りたちがいっしょにビンゴゲームを楽しんでいる。そんな日常的な出来事は、ニュースのネタにはならないのだ。』（325頁）。

発達していくことだろう。結局のところ、国家から地域へ、地域から国際社会全体へ、という単純な地理的拡張は起こりえない。というのも、政治的な位相はそれほどスムーズには移行しないし、そこには断層が存在しているからである。もちろん国際的な移民レジームが形成される可能性がまったくないわけではないし、そうしたレジーム形成が無意味だと言うのでもない。レジームが新しい権利空間を切り開く可能性は十分にある。しかしその権利空間は、国際政治の力学によって形成されているために、国民社会との接点がしばしば失われ、そこに断層が露わとなるかもしれない。

そしてその断層に隔てられて、移民と難民は区別されて存在している。ホリフィールドが移民の国際的なレジームを構想することができたのは、戦後において難民についてのレジームが発展してきていることを目の当たりにしてきたからでもある。しかしそこでは、二つの政治のあり様が混同されている。移民をめぐる政治と難民をめぐる政治とは、補完的な関係性に置かれているがしかし、互いに異なる位相にある。難民は、主権的領域へと拉致され抽象化される。他方移民は、国民社会の中へと入り込む。そのため、具体的な生活と切り離して権利関係だけを述べ立てることは難しくなる。

さらに、難民や移民自身の側からも、こうした区別は重要な意味をもつ。難民は諸権利に頼らざるをえない立場に置かれているが、移民にとって諸権利とは手段的な性格 *instrumental* のものであり、正直なところあまり信を置けない。ホリフィールドは、移民にとっても難民と同じように諸権利は意義深いものと考えているようであるが、むしろ諸権利にはいくつもの顔があると考えべきであろう。政治的な位相が違えば、当然その働きも変化する。もちろん法学者の立場からすれば、権利とは無差別的であるべきであろう。しかし政治は、諸権利に濃淡をつける。諸権利を文言どおりに受けとってしまうと、移民はしばしば割を食わされることになるであろう。国民社会の中で生き抜くためには狡猾でなくてはならないのだ。ホリフィールドは諸権利を国際移動における独立変数として扱っていたが、移民という存在の政治的な存在論に照らして考えるならば、それは同時に従属変数でもありうる。つまり移民の実存にとって諸権利は所与のものではなく、生ものとして意識されている。それはさまざまに調理することもできるが、腐ってしまうこともある。

それに比べるなら、難民にとっての諸権利は、より神聖なものとなろう。難民研究が移民研究以上に国際法学者を惹きつける理由もそこにある。難民にとって、諸権利を保障する法制度はなくてはならない生命線である。そしてそうした諸権利を文言どおりに実現させるためには、国民社会の泥沼の政治的思惑から抜け出し、国民世論が口出し無用の主権的領域へとそれを抽象しなければならぬ。難民認定の制度が各国の政治的な思惑に利用されることを、国際法学の難民研究者が極端に嫌うのはそのためである。難民認定は脱政治化されていなくてはならないと主張される。政治的な思惑の渦中からできるだけ有利な条件を引き出そうとする実践的な観点は、少なくとも研究者の間ではあまり好まれない。実践と研究との間に古典的な溝が存在しているのである。

そしてこうした溝が維持されているおかげで、難民は原理的に抽象化可能となり、移民との区

別が政治的なアリバイとして機能することになる。同時にまた、移民と諸権利との関係があやふやであることによって、難民と対照されて移民は不信の眼で見られるようになった。九〇年代以降とくに西ヨーロッパの先進各国において、¹⁷³の難民が大量に庇護申請することで国際的な難民レジームが脅かされているという言説が、国民社会の間に危機感を煽り立ててきた。こうした言説においても、難民の純粋さが移民の不純さによって汚されているというイメージがよくあらわれている。本物の難民は、現実存在しているというよりもむしろ、国民社会から切り離された抽象的な真空領域に鎮座している。誰もその存在を実際に眼にしたことはないのだが、私たちが現実の隣人である移民に対峙するまさにそのとき、その姿は幻視される。目の前に存在している移民は、思惑にまみれ疑わしく、本物の難民というアイデアの影にすぎないかのように思われてくる。そのような意味でも、移民と難民とは補完的な関係にある。

一九七〇年代後半以降、西側先進諸国において経済成長に翳りが見えはじめると、各国は外国人労働力の移入を制限しようとした。しかし実際には、ホリフィールドの議論にもあったように、家族呼び寄せなどさまざまなかたちで移民の流入はつづいた。こうした事態に直面して、先進各国の政治はすっかり萎縮してしまった。萎縮した政治のあり様は、同時代の政治理論の著作にも如実に反映している。一九八〇年代の初頭に難民研究が体系化されはじめたのと同時期に、アメリカの政治理論家であるマイケル・ウォルツァーは、『正義の領分』（一九八三年）を発表した。ウォルツァーの議論にあらわれた戸惑いを分析することで、移民と難民との区別についてさらに考えていきたい。

『正義の領分』の第二章においてウォルツァーは、「成員資格 membership」について論じている。同書は全体としては配分的正義のあり様について論じているのだが、そのための議論の前提そのものが揺らいできていることが、この第二章にはよくあらわれている。すなわち、配分に与るのは誰であるのか、ということは、それ以前の議論では論ずるまでもない自明の事柄であったのだが、ウォルツァーが議論した八〇年代初頭においては避けて通れない問いとなっていたのである。

配分的正義について考えるとき、分割と交換の自らの形を整えることのできる——正しい方法にせよ、正しくない方法にせよ——独立した都市、あるいは国を私たちは考える。私たちは一つの確定された集団と一つの固定した人々を当然のこととして考えている。そのために、第一の、そして最も重要な配分をめぐる問い、すなわち、その集団はどのようにして構成されているのか？を省略してしまう。¹⁷³

¹⁷³ 『正義の領分——多元性と平等の擁護』（山口晃訳、而立書房、1999年）、61頁。

自明とされていたことが問い直されなければ、もはや本論に入ることもできない。そのような地点にまで、議論が追い込まれていることがわかる。そしてそこまで議論を追い詰めているのが、七〇年代後半以降の移民をめぐる情勢である。ウォルツァーは、成員資格について論じることは必須のことであるかのように読者を説得しようとしているが、そうした問題を論ぜざるをえなくさせているのは、むしろ移民をめぐる状況そのものであると考えるべきであろう。

ウォルツァーの考える政治はあきらかに萎縮している。そのことは、彼の思想レベルを検討すればわかる。ウォルツァーは「私たち」という複数人称代名詞によって、移民を受け入れる側の豊かな先進国の国民を指示している。そして誰を仲間を選ぶかという成員の選択権は、その「私たち」の側にあることを確認する。

すでに^{メンバー}成員である^{メンバー}私たちがその選択を行うのである。すなわち、私たちの共同体において成員であるということは何を意味しているのか、また私たちはどういった種類の共同体をもちたいと思っているのか、ということに基づいて選択はなされる。一つの社会的財としての^{メンバーシップ}成員資格は私たちの理解によって構成されている。その価値は私たちの仕事と会話によって決められる。この場合、私たちが配分の権限をもっている（他の誰が権限をもちえよう）。しかし、私たちはそれを私たちの間で配分するのではない。それはすでに私たちのものなのである。私たちはそれを^{ストレンジャー}部外者に与える。¹⁷⁴

このような主張に対しては、「私たち」は与えることのできる何かを本当に保有しているのであるうか、という疑問も当然生じてくるであろう。それはつまり、成員資格とは配分しうる財として考えることができるのか、という問題でもある。しかしここでは、そうした理論的な問題には立ち入らない。ウォルツァーの思想レベルだけ取り出せればそれで十分である。ゆえに問題は、成員資格は社会的な財であり、「私たち」がそれを所有しており、さらにそれを部外者に配分する権限は「私たち」の側にある、とウォルツァーが考えたとき、彼は移民と政治との関係をどのように捉えていたのか、ということにある。結論的に一言で言ってしまうと、ウォルツァーは移民と政治との関係を捉え損なっている。

ウォルツァーの立論をイメージとして表現すれば、つぎのようなものになる。すなわち、国民社会の入り口に、入場審査を受けるために移民たちが列をなしている。「私たち」は、入り口の内側で受け入れ準備をすすめている。入り口が開き入場審査がはじまる。入場を認められた移民は、「私たち」からメンバーカードを支給される。ウォルツァーが思い描くのは、そういった秩序だったイ

¹⁷⁴ 前掲書、63頁。

メージであろう。

しかし、このようなことは決して起こらない。ウォルツァーの頭の中での出来事にすぎない。先ほどこからくり返し述べてきたように、どのようなかたちであれ、移民はすでに国民社会のなかにいる。移民との政治的な関係性は、そのような現実からしか始まらない。審査を待つ長い列を「私たち」が目にするなど決してない。現実には、移民それぞれがそれぞれの場所で勝手に交渉をはじめている。それを整序することなどできはしない。ウォルツァーは、現実を捨象することで、移民と政治とのありもしないランデヴーを思い描いている。

こうしたウォルツァーの思想レベルは、「相互扶助の原理」(本論に則して言うならば、友情に置き換えることもできるであろう)を限定的なものとして斥けるという姿勢にさらによくあらわれている。相互扶助の原理とは、敵と部外者とを識別する公式である。部外者は、敵とはちがって人間一般として、歓待、援助、好意を受ける資格があると認められる。こうして相互扶助は人間一般に課された義務として、特定の政治的共同体の境界を超えて広がっていく。ウォルツァーは、この相互扶助の義務が、成員資格の配分にさいして影響を与えることがないように巧みに斥けている。

私は相互扶助を成員資格メンバーシップの配分にとっては(おそらく)付随的な原理として、すなわち特定の社会内での成員資格に関する支配的な見解には依存していない原理として指摘したいだけである。相互扶助の原理の力は確かなものではない。一つにはそれ自身の漠然性ゆえに、また一つにはそれが社会的意味の内的力に時として衝突するゆえに。こうした社会的意味は政治的共同体の意思決定過程を通して明確化されるのであり、現にされているのである。

175

ウォルツァーによれば、「相互扶助の状況を設定するのは、協同組合的な制度がない場合である」。つまり、互いがどのような共同体に属しているのか、ということが問題にならないような場合にだけ、相互扶助の義務が生じてくるのだという。というのも、ウォルツァーにとっては、「共同生活を共有している人々はずっと強い義務をもっている」からである¹⁷⁶。そのため、移民と「私たち」が出会うとき、「私たち」に相互扶助の義務は生じない。なぜなら「私たち」は、「社会的意味の内的力」によってより強い義務に結びつけられていると考えられるからである。しかしながらウォルツァーは、なぜ「社会的意味の内的力」が相互扶助の義務に優先するのか、その理由は明らかにしない。おそらく政治的な共同体を維持することが、彼の念頭にあるのであろう。しかもウォルツァーにとって相互扶助の原理には、はっきりとした限度がある。それは、自分にとっての危険と費用が比較的少なくてすむ場合にだけ援助を申し出るといふ、非常に消極的な原理になっている。不

¹⁷⁵ 前掲書、65頁。

¹⁷⁶ 前掲書、64頁。

満気にウォルツァーは述べている。「私の人生はこのような偶然の出会いによって形づくられ、決定されることはない」と¹⁷⁷。そこでは、見知らぬ他人に自分の生活を乱されたくないという思いが正直に吐露されていると言えよう。

正直すぎるウォルツァーが見落としているのは、社会的意味は政治的共同体の意思決定過程によって明らかにされるだけではないということである。社会的意味は、ウォルツァーの怖れる偶然の出会いによっても日々形づくられているのである。というのも、移民と「私たち」の間に共同生活の線引きをすることなどではしなないし、そうした線引きを政策によっていくら担保しようとしても、すでに共同生活は始まっているのである。

防衛的に萎縮してしまったウォルツァーの倒錯はさらに深まっていく。成員資格の権利とは区別される、場所への権利ということが言い立てられることになる。市民としての権利のない部外者であっても、同じ領土内にいるかぎり場所への権利はもつ。すなわち、不当な支配を受けて自分が住む場所から追い出されることはない。何のためにこのような権利を確認したのか。驚くべきことにウォルツァーは、こうした権利によって新興国家からの人口流出を防ごうとしているのである。

メンバーシップ
成員資格の領分というものは少なくとも初めは、所与なのである。成員資格を決め、政治的共同体の入国政策を形づくっている人々は、まさに、そこにいる人々なのである。新しい国家や政府は、それらが統治する古くからの住民との間に平和な関係を作らねばならない。そして カントリー
「国」というものは、おそらく特定の国民(クラブあるいは家族)によって支配される閉鎖的な領土として形づくられるであろうが、常になんらかの種類の異邦人を含むものであり、彼らの排除は不正であろう。¹⁷⁸

戦後に新たに独立した国家は、帝国主義が残した国境線をそのまま引き継いだため、自国内に多民族を抱え込んだ状況で出発した。しかも、植民地主義が民族の分断を利用する統治を長年続けてきたことにより、民族間の敵意は根深いものがあつた。結果として、統治権力に与ることのできなかった少数派は、国家形成の過程でしばしば追放の憂き目にあつた。一九八〇年代以降、こうした人々が庇護を求めて先進諸国へとやってきていた。ウォルツァーは、そうした動きに対してクギを刺しているのである。

さらに、ウォルツァーの悩みの種は尽きない。戦後福祉国家化の進む西洋の先進諸国は、大量の外国人労働者を抱え込むようになってきた。とくにウォルツァーが気にかけているのが、労働市場の下層に属する外国人労働者の存在である。社会生活に欠かせない仕事でありながらも、低賃金で辛い労働を強いられるために自国の労働者たちが嫌悪するそうした職種に、外国人労働

¹⁷⁷ 前掲書、65頁。

¹⁷⁸ 前掲書、79頁。

働力が利用されていく。外国人労働者の多くは、永住目的の移民というのではなく、出身国では決して得ることのできないような高収入を目的として一時的に滞在している。目的が達せられたなら帰国するかもしれないし、あるいは出身国との間をくり返し行き来する労働者もいるであろう。共同体を出入りするそうした存在を、ウォルツァーが無視できるはずがない。経済と政治とを簡単に分割して考える市場原理主義者とはちがってウォルツァーは、国家権力の浸透力を熟知している。

外国人労働者のための市場は、国内労働市場の特定の政治的拘束からは自由であるとしても、すべての政治的拘束から自由なわけではない。国家権力はこの^{システム}の創出において、そして次にはそのルールの履行において決定的な役割を演じている。政治的権力と市民的自由の拒否なしには、また常にある追放の脅威なしには、この^{システム}は作動しないであろう。それゆえ、外国人労働者は入るのも出るのも自由といった、単なる移動の見地からだけで述べることはできない。彼らは外国人〔客〕であるが、また^{サブジェクト}被統治者でもある。¹⁷⁹

外国人労働者を「住み込みの召使い」扱いするこうした状況を放置し続けてしまうと、民主的な西洋先進諸国家は専制国家に堕してしまうとウォルツァーは憂慮している。ここでは、ウォルツァーの抱える憂慮が間違っているだとか、滑稽だなどと言うつもりはまったくない。そうではなくて、ここで重要なのは、ウォルツァーが外国人労働者という存在を、モノやカネと同様にぞんざいに扱うことに対してためらいを覚えているということであろう。なぜためらいを覚えるのかと言えば、たとえどれほど契約上の関係に徹したとしても、外国人労働者と国民社会との間には具体的な交渉が生ぜざるをえないからである。とくにその社会が、民主的な諸制度の整備された共同体に基づいているのであるならなおさらである。しかも彼らは、一時的な滞在者かもしれないが、単なる観光客ではない。社会的に必要不可欠な労働に携わっているのである。

移民と難民との区別という論点をここで思い出していただきたい。私がここで強調したいのは、人々は移民に対して何らかの思い入れを抱くであろうということである。ウォルツァーの憂慮は、彼が民主的な国民社会のなかで生活し、日常的に移民と接触していることの証である。そうした現実を無視することは、専制的な支配に加担することを意味するであろう。それゆえウォルツァーは、「私たち」に覚悟を迫る。

…民主的市民は一つの選択肢をもつ。もし彼らが新しい働き手を導入したいのであれば、自分たち自身の成員資格を拡大する覚悟ができていなくてはならない。もし新しい働き手を受

¹⁷⁹ 前掲書、101頁。

け入れたくないのであれば、社会的に必要な仕事をするには国内の労働市場の限度内で方法を見つけなければならない。これはまさに彼らの選択である。彼らの選択の権利は、市民たちの共同体というこの特定の領土の中にいることから由来する。¹⁸⁰

問題は、そのような選択権など誰も持っていないということにある。ウォルツァーはそうした選択権を「私たち」、すなわち国民の側に付与しようとしているが、民主か専制か、などという決定的な線引きを行えるほど、「私たち」は指導力をもたない。移民をめぐる状況は、ウォルツァーが考えるよりもずっと流動的である。「私たち」の決断一つで白黒がはっきりするほど、事柄は明瞭ではありえない。国を閉じるのか開くのか、といった問題を選択の問題として論じたところに、ウォルツァーの共同体に対する過信があったと言えよう。開くという選択が、かえって閉じる結果を招いてしまうこともあるであろうし、その逆もまたありえる。しかしそのことは、選択が無意味であることを意味しない。選択は、一つの要素として政治過程に取り込まれるのである。そしてまた、そうした選択自体も、「私たち」だけの間で自足することはない。それは、現実の日常的な移民たちとの交渉の結果でもある。そのように考えるならば、ウォルツァーが固執した共同体の境界はあまり根柢のないものであることがわかる。

ウォルツァーの議論にあらわれたこうした戸惑いを見ても明らかなように、移民との間には距離を作り出すことができない。移民問題は、どこか遠くで起こっている問題ではなく、肌で感じられるほど身近な出来事である。移民と難民との原理的な違いもここにある。移民はすぐ近くに存在を感じることができるが、難民は無限のかなたに存在している。ウォルツァーは移民と「私たち」とを切り離そうと躍起になったが、それとは対照的に、難民との切り離しは容易に可能であった。同じ要領で移民との切り離しも行おうとしたのだが、それは原理的に言って不可能であった。『正義の領分』の第二章「成員資格」の議論全体の流れの中では、挿話のようなかたちで、難民については触れられている。

しかしながら、求めているものが、領地を与えたり富を輸出することでは満たされない、そのような困り方をしている孤立者の集団がある。受け入れることによってしか、その要求は満たされえない。これは亡命者〔難民〕の集団であり、彼らは輸出することのできない財である、
メンバーシップ
成員資格自体を求めている。¹⁸¹

ここでは移民との対照は明らかである。難民と「私たち」の間には、移民のときのように境界の問題は生じてこない。というのも、難民は「孤立者の集団」であり、すぐにも識別可能であるからだ。

¹⁸⁰ 前掲書、105－6頁。

¹⁸¹ 前掲書、87頁。

難民とは、世界から切り離された孤立した存在である。そしてそうであるがゆえに、海上を漂流する救命ボートから遭難者を救出するように、あるいは、砂漠をさまよい倒れこむ身体を抱き起こし口に水を含ませるように、「私たち」は難民を助けることができる。渴ききった難民を慈愛で満たすことができる。

しかし決定的に重要なことは、そうした感動的な場面は国民社会の中の日常においてではなく、非日常のドラマとしてしか展開しないということであろう。難民援助にこそ相互扶助の原理はふさわしいように思われるのだが、実際には、「私たち」が日常の中で困窮した難民にぱったり出くわすことなどありえない。難民の登場シーンはあらかじめ決まっている。舞台が整えられたところに難民が登場する。「私たち」は観客席から、その感動のシーンを眺めている。舞台の上では、「私たち」に扮装した役者が相互扶助の精神を演じている。「私たち」に扮しているこの役者とは、主権である。難民を国民社会から引き離し舞台上へと引き上げているのが、この主権なのである。そして難民が登場する舞台とは、国家、あるいは複数の主権国家によって構成されている国際社会、という圏域であろう。それは、国民社会の手の届かない架空の領域である。

主権と難民

グローバル化の進展にともない、国家主権が衰退してきているという言説は、それが主権の消滅ではなくて変容を意味するかぎりにおいては間違っていない。国際的な人の移動という観点において、出入国を管理する主権を言い立てる論者は、政府の打ち出す移民政策に固執している。このとき、主権とは、政府の行動にほかならない。国家という抽象的な観念を淵源としたような絶対的な主権が、現実の政府の行動と離れた別のどこかに存在しているわけではない。私たちにとって経験可能な主権とは、政府の行動だけである¹⁸²。政府の行動を、さらなる高みから判定する超越的な意志の存在など私たちは知らない。そのうえ、そうした主権が絶対的であるというのは、政府以外のいかなる団体や組織も自らの意志を他に強制しうるような実行力を保持していないという単純な事実を言い表しているにすぎない。すなわち、主権の絶対性とは、何ら超越的な神聖さをもたないということである。それゆえ、主権に疑義が差し挟まれることもあるであろうし、主権が必ずしもその目論見どおりに貫徹するともかぎらない。このことは別の角度から言えば、秩序の維持や社会の安定、さらにはより困難なこととして、社会の変革といった機能は、主権の働きのみによって果たされるわけではないことを意味している。民主的な社会においては、主権でさえも交渉可能である。政府の行動に神聖さを付与しようとする主権論者たちは、そうした主権の交渉可能性を受け容れたがらない。しかし移民をめぐる情勢を概観してきたとおり、政府の行動はそれ自身としては完結していない。主権は、現実によって切開されているのである。

¹⁸² H・J・ラスキ『国家 理論と実践』、石井良平訳、岩波書店、1952年。

けれども、主権にアウラが備わるそうした活動領域が残されている。というより、戦後の国際レジームがそうした活動領域を組織化してきたのである。難民をめぐる活動領域において、主権はその神聖さを取り戻す。このことは、従来の戦後レジーム理解とは正反対のことを言っている。というのも、従来の理解では、戦後の難民保護の潮流は、主権の絶対性が衰退したことの原因であり同時に結果でもあるとされてきたからである。すなわち、主権が弱まってきたからこそ、国際社会は難民発生状況に介入することができるようになってきたということである。しかしここでは、主権は衰退したとはみなさない。むしろ再編されたことによって、難民を「保護」する原理として息を吹き返したものとする。そのために、主権の歴史的な変容を論じてみたい。しかしあくまで本論の眼目は、難民という存在の変容過程を明らかにすることにある。つまり、難民との関係性を離れて主権を論じることはしない。

近代西欧国家の古典的な主権概念とは、力の原理であった。国内的な騒乱を中央集権的に鎮め、対外的には自国の独立と利益を擁護する。資本主義的経済体制と結びついた西洋諸国家は、十九世紀に入ると奴隷制を廃止し、世界システムの再編を進めていった。そのとき各国は、国内的には階級問題を抱え込むようになっていった。と同時に、階級関係が維持されていたために余剰資本は国内に投資先を失い、やがて海外へと投資先を求めようになっていく。十九世紀半ばのベルリン会議において、アフリカ分割が合意された。西洋諸国家は、国内的な階級問題を帝国主義的拡張によって緩和していったのである。そのとき主権は、力の論理と結びついて国家の行為を正当化してきた。しかし、帝国主義とは国際関係の平等を否定する論理であるため、国内的な階級不平等の延長でしかなく、民主主義の精神とは矛盾してしまう。生産手段を所有する階級の利益を保護する帝国主義が、国家理性としての主権の論理によって正当化されたことによって、主権か民主かという選択を迫られたとき、国家は後者を捨て前者を選びとらざるをえなくなっていた。こうして十九世紀の末には、列強による植民地の囲い込み競争が激化していった。戦争一般に対する否定的な感情は、第一次世界大戦という未曾有の経験によってヨーロッパ世界には共有されていたはずであった。にもかかわらず、帝国主義と決別できずにいた国家は、植民地の自立だけでなく国内の民主的な自由に対しても主権を優先させるようになっていった。こうして植民地獲得競争に乗り遅れた後進帝国主義国家であるドイツ、イタリア、日本でファシズムが台頭していくことになる。そうしたファシズム国家においては、民主的自由は疑いの目で監視され、主権の絶対性が神聖化されていった。

このように、主権と力を結びつける論理は、必然的に民主主義を否定してしまうことを歴史は証明した。そうした歴史への反省から、第二次世界大戦後、主権概念は変容を迫られることになる。主権は力としてだけでなく、「規範」として理解されるようになっていく。そうした変容過程を、国際政治学者のロバート・ジャクソンの議論を参照しながら概観していく。さらに、主権概念の変容が難民という存在に浸透していくあり様について論じてみたい。

ジャクソンによれば、十九世紀的な意味での主権とは、あくまでも歴史的な経験上の現実としてあった。すなわち、その統治能力において現実に排他的な能力を有するsovereign国家だけが、国際法上も主権sovereigntyを認められていた。ところが、第二次世界大戦後に成立した新しい国際レジームにおいては、現実的基盤を伴わないままに、法的な形式的主権が広く認められていった。第三世界で次々に独立を果たしていった新興国家の誕生がそれを象徴していた。そうした新興国家は、ヨーロッパ型の古典的な主権国家のように対外的にも対内的にも力を誇示するという仕方で独立を達成したのではなく、反植民地主義や民族主義という規範化の論理によって独立を勝ち取っていったのである。すなわち、それまでの規準からするならば明らかに経験不足の国家であっても、その主権は尊重されなくてはならないとされた。実力があるから尊重されるというのではなく、肩書きによって尊重されるようになったのである。それでは、誰にでも肩書きが与えられるのかと言えば、そうではない。植民地支配を受けたという歴史を持つものにだけ、その資格は与えられる。ジャクソンは皮肉を込めて言っている。「今日主権国家であるためには、昨日正式な植民地であったということだけで十分なのだ」¹⁸³。力と結びついた主権が帝国主義、さらにはファシズムを生み世界を戦争の渦中に巻き込んでいったという反省から、戦後、反植民地主義や民族自決といった理念が規範的な意味を獲得していった。一九五〇年代後半以降に次々に独立を果たしたアジア・アフリカの諸国家は、そうした規範的な理念の下に誕生した。主権という王冠は、そうした国家にこそふさわしいと考えられるようになっていったのである。

ここにおいて、主権は明らかに転倒している。かつては力によって植民地を有することこそが主権国家の証であった。主権国家体制とは、力を持つものたちの特権的な会員制クラブのようなものであった。しかしいまや、その実力主義の歴史は全面的に否定されなくてはならない。植民地主義という不正義を被った側へと正当性は移ったのである。植民地からの解放と独立は、国際社会における共通の規範となっていった。そのとき主権とは、力の優位ではなく、正義の回復を意味するようになる。主権行為の名のもとに脆弱な国家に干渉することは許されない。弱肉強食の世界観は否定されたのである。実力のともなわない経験不足の新興の主権国家をジャクソンは、旧来のヨーロッパ型の国家と対照させて、「疑似国家 quasi-state」と呼んでいる。

今日崩壊寸前の国家に許可なく外部から介入することは許されていない。たとえそうした国家が、あらゆる内容や目的において事実上すでに崩壊してしまっているのだとしても、その法的地位が失われることがあってはならない。過去においては、戦争や征服や分割や植民地化によって国家の主権が奪い取られるということは当たり前の出来事であったであろうが、現在の国家から同じようにして主権を奪い取ることはできない。現代においては、法的地位とい

¹⁸³ Robert H. Jackson, *Quasi-States : Sovereignty, International Relations, and the Third World*. Cambridge University Press, 1990, p.17

う名の荷馬車が経験という名の馬の前を走っている。これはまったく新しい事態である。結果として周縁的な国家の存立を保障するような、これまでとはかなり異なった主権体制となっている。疑似国家とはつまり、競争のない国際社会上の規範による産物であり、そうした国々の指導者層がその受益者である。こうした事態こそが、主権国家システムの長い歴史において前例のない新しいことなのである。¹⁸⁴

一九五〇年代後半以降、次々に独立していったアジア・アフリカの新興国家の主権を支えていたのは、政府の実際の統治能力というより、反植民主義や民族自決権といった平等主義的で民主的な価値であった。そうした諸価値は、戦後の西洋社会の社会運動などにおいても広く支持されていった。こうした規範に支えられた主権のあり様をジャクソンは、実力を基盤とした従来の「積極的主権」に対して、「消極的主権」と呼んでいる。消極的主権には現実的な根拠はないが道義的な正当性は付与されているため、国際社会は一致協力して疑似国家の存立を維持していかなくてはならない。しかも維持するだけでなく、国際的な援助による格差是正措置によって、そうした国家における積極的主権の実現が目指されなくてはならないのである。結果として、「南側の政府は権利だけを享受し、北側の政府は義務ばかり負わされる羽目になる」とジャクソンは嘆いている¹⁸⁵。

また、消極的主権の規範的な性格によって、自決権という元々は革新的であったはずの理念が保守化するという事態も招くことになった。というのも、主権の確立は独立に際しての一回きりの出来事であって、独立後に国内の少数者が自決権を訴えたとしても、“分離主義者”というレッテルを貼られてしまうからである。すなわち、疑似国家においては、反植民主義という規範によってその存立が正当化されているからといって、国内における統治も相応に正統なものとはかぎらないということである。むしろ、強権的な政府が主権の規範性を盾にとって、国際社会から援助を引き出し、さらにその権力基盤を強化するといった悪循環が見られた。国内の少数者にとっては、主権は神聖な規範であるどころか、自分たちを抑圧し閉じ込める檻のように感じられていたことであらう。

つまり皮肉にも、脱植民地化とは解放運動であっただけでなく、同時に鎖国運動でもあったということである。それによって人々は旧植民地の境界線内部に閉じ込められ、自国政府の支配下に置かれた。そうした政府は、対抗されることもほとんどなく、たいてい経験不足である。そのうえ、人道的な規準にもとづいて国家運営を行う能力も意志も欠けている。¹⁸⁶

¹⁸⁴ *Ibid.*, p. 23-4.

¹⁸⁵ *Ibid.*, p.44

¹⁸⁶ *Ibid.*, p.150-1.

新興国家の政権は抑圧的であるにもかかわらず、国際社会はそうした国家の主権の規範性に遮られて十分な干渉ができずにいる。ジャクソンはこうした状況に対して、逆差別ではないかと不満を漏らす。というのも、たとえばソ連や東ヨーロッパの国々、さらには南アフリカといった国家の抑圧的な(白人)政権に対しては、国際社会から強い非難が繰り返し表明される。しかし同じように抑圧的なうえに、そうした国家とは違って十分な統治能力も持たないために地域を不安定化させている(非白人)政権に対しては、人種主義的な自己検閲がまかり通っているではないか。前者の国家群と後者の国家群との違いは、かつて植民地であったかどうかという差異にすぎない。にもかかわらず、前者ばかりが批判的になり、後者に対する批判はタブー視されている¹⁸⁷。どうやらジャクソンは、第三世界にその身の丈に合わない不相応な贈り物をしてしまったことを嘆いているようである。主権を与えるのは早すぎた、国際的な保護領というかたちで西洋が引きつづき関与していたなら、現状のような惨めな事態を回避できていたのではないか¹⁸⁸。

こうしたジャクソンの不満そのものに、まともに向き合う必要はない。むしろここで重要なのは、ジャクソンがそのような不満を抱く、その前提を取り出すことである。ジャクソンはほとんど無意識のうち、本物の主権と偽物の主権という区別を行っている。ヨーロッパで発展した実力を伴った主権こそが本物であり、脱植民地化後に与えられた名前だけの主権は偽物であると考えている。だからこそ、「疑似国家」なのである。

しかしこうした理解は、主権という概念の性質を明らかに誤解している。もしそれが本物と偽物という区別であるとするならば、それら二つは、はじめから完全に別物ということになる。しかしここで私が提示したいのは、ヨーロッパで発達したそれも、あるいは脱植民地化によって獲得されたそれも、どちらも同じ主権とみなす、そのような視座である。二つは別物でなく、同じものが変容した姿であると考えべきである。どちらも主権としての同じ性質を共有している。それをここでは、主権の過剰、と呼びたいと思う。

先ほども論じたとおり、主権とは政府の行為にほかならない。それ以外に私たちが経験可能な主権のかたちなどありえない。主権の絶対性とは、経験不可能な超越性のことではない。他の誰からも支配されないだけの力を備えているという意味での(世俗的な)優越性にすぎない。それが主権であるためには、政府は国内の他のいかなる個人や団体に対しても自らの意志を強制できるほどの実力を備えていなければならない。また同時に、他の主権から主権として認められていなければならない。もしAがBを主権として認めていないならば、AはBに対して自らの意志を強制しようとするであろう。すなわち、自らの主権によって支配しようとするであろう。その意味で主権は、他の主権との間に相互承認が成立してはならない。他の誰にも干渉されない政府の

¹⁸⁷ *Ibid.*, p.197.

¹⁸⁸ *Ibid.*, p.202.

行為、それがすなわち主権である。

主権とは、それ以上でもそれ以下でもないはずである。理念化するいかなる余地もそこにはない。しかしそうした主権が歴史の中に投げ込まれたとき、それは必然的に理念化する。つまり、過剰を抱え込む。ジャクソンの過ちとは、主権の歴史的な一形態にすぎないヨーロッパ型の主権を真の主権と取り違えたことにある。主権は私たちの経験範囲内に、おとなしく納まってはくれない。現実の政府の行為以上の何か、であろうとする。歴史上の主権は、必然的に過剰である。

なぜか。現実の政府の行為がつねに、特定の利害関係に結びついているからである。しかももちろん、政府はそのことを認めようとはしない。公正な立場を装う。すなわち、社会全体の利益を代表していることを主張する。そうした主張の真意を疑う必要はない。彼らは本気で社会全体の利益になると考えて行動している。しかし彼らは必然的に、支配的な社会関係を維持するために行動しなくてはならない。というのも、彼らの経験はそうした社会関係によって形成されてきたため、彼ら自身の経験を裏切るような行動はできるはずがないからである。結果として、そうした経験を共有しない人々との間に距離が生まれ、彼らの主張には無理が出てくる。それを正当化しようとするときに、必然的に過剰が生じるのである。主権は主権そのものであることに満足しない。それ以上の何かになろうとする。

ヨーロッパで発達した主権は、過剰な力と結びついた。主権そのものが発揮できる本来の力を超えて力を発揮しようとした。その結果、帝国主義と二つの世界大戦を引き起こした。ここで大切なことは、それを、主権からの逸脱とは考えないということである。主権は危機的な歴史の中では、それ以外の仕方であらわれることはない。

それでは、主権の過剰をコントロールする手立ては、われわれに残されていないのだろうか。そうではない。先にも述べたように、主権は政府の行為であるかぎり、当然交渉可能である。つまり、たとえ主権の過剰は必然的なものであるとしても、帝国主義そしてファシズムという歴史までが必然的なものであったと考える必要はない。ファシズムに対する抵抗は可能であった。戦前のドイツの歴史が証明しているように、社会民主党と共産党の統一が実現していれば、あるいはヒットラーの登場を防ぐことができていたかもしれない。少なくとも、その支持基盤は大きく損なわれていたはずである。しかし共産党は、社会民主主義を議会制民主主義の手先にすぎない「社会主義ファシズム」であるとくり返し非難してきた。共産党は、ロシア革命の成功をそのままドイツへと持ち込もうと焦るあまり、ロシアとドイツ、二つの国内情勢の違いを汲み取ることができなかった。その結果、共産革命への十分な心構えのできていない国内労働者からの支持は失われていった。主権が過剰を抱え込む時期というのは、歴史が不安定化している時でもある。くわえて、大衆の動きは流動的であり、主権との交渉可能性が最大化する時期でもある。そうした時節を、ドイツ共産党は逸してしまった。一九三三年のヒットラー登場のときになってはじめて、社会民主党との統一が呼びかけられたのだが、すでに長年の非難の応酬により不信感が積み重なっていた。結果として労

働者の多くは、ヒトラー支持とまではいかないとしても、政党政治への信頼を失っており政治的な無関心へと落ち込んでいった。そうした土壌は、ファシズムの発生にとって最適なものであった。こうして、主権の過剰が、あらゆる交渉可能性を凌駕していったのである。

主権は主権であるかぎり、過剰を抱え込む。しかし歴史は、主権の奴隷ではない。むしろ主権は、歴史によってその過剰性をあらわにされる。そのときが、転覆のチャンスである。歴史はわれわれに千載一遇の機会を与えてくれる。それを生かすも殺すもわれわれ次第である。主権の過剰は、私たちが圧倒するばかりではない。それは相手が衰弱している証拠でもある。そのとき、どのような連帯を作り出すことができるのか、私たちに問われているのである。

話が少し脱線してしまったが、こうした歴史観のなかに、主権の過剰という論点を位置づけたいと思う。

上に論じたとおり、ヨーロッパにおける主権は力としての過剰を抱え込んでいた。それに対して、脱植民地化後の第三世界が獲得した主権も、変容したかたちの過剰を抱えている。それは、主権に付与された規範的な性格である。そもそも主権は、いかなる道義的な価値もそれ自体としてはもたない。それは政府の行為でしかない。それゆえ、正しいこともあるし、間違っていることもある。それを判定するのは私たちの理性である。主権が主権であるからといって正しいということにはならない。かつてのヨーロッパ世界は、そうした主権の正しさを力の過剰(それはしばしばナショナリズムというかたちをとってあらわれた)によって担保してきた。他方、脱植民地化後の第三世界での新しい主権においては、その正しさは戦後の国際レジームによって保障されることになる。実力を失った政府はしかし、主権を失いはしなかった。戦後の国際的なレジームが、足りない力を補充してくれる。それによって主権は確立された。たしかに国内を実効的に支配できていないという意味においては、従来の主権からするならば不十分に見えるかもしれない。しかし、それは結局のところ程度の問題にすぎない。国内の不満を抑え込むために力に頼るのか、それとも国際社会の権威に頼るのか、という違いであって、その効果を云々してもしかたない。むしろそこで見落としてはならないのは、どちらの主権も実効的な支配のために、より以上の何かを自らの内部に呼び込んでいるということである。第三世界の主権も、ヨーロッパの主権と同様に、あるいはそれ以上に、主権であるだけでは自らを維持しえないがゆえに、過剰を抱え込んだのである。

このことは、あるいは語義矛盾に思われるかもしれない。しかし歴史は、そうした矛盾を逆説へと昇華する。主権はそれ自身が自立してあることの謂いである。しかし、歴史上主権は、主権としてだけで存立できたことはない。危機においては、必ず過剰を呼び込まなくてはならない。それによって始めて、主権は歴史の中で存立できるのである。

ジャクソンの議論のなかでは、主権はヨーロッパから第三世界へと移植される過程で変質したと想定されているが(そうであるがゆえに、変容した主権のあり様に対してジャクソンは批判的になりうる)、どちらも同じ主権であるとみなす本論の立場からするならば、それがヨーロッパ発の概念

であることは忘れないでおきたい。西洋にとって植民地主義とは、進歩の観念と不可分の関係にあった。前近代的な生活をしている地域の住民に文明の恩恵を拡大していくという理念が信じられてきた。その過程全体が、進歩であると認識されていたのである。西洋にとって歴史とは、進歩でなくてはならない。後退はゆるされない。前に進んでいるという手応えが感じられていなければならない。第二次世界大戦後に反帝国主義・反植民地主義が、アジア・アフリカの解放・独立運動において掲げられたとき、西洋は第三世界の抵抗によって後退を強いられたように思われた。しかしそうした抵抗を国際的なレジームの規範として取り込むことで、西洋はさらなる前進を果たした。第三世界における新しい主権が規範的な性格を帯びたのは、ジャクソンが嘆いているように本来の主権のかたちが歪められたということではなくて、西洋が第三世界の抵抗を自らの前進の要素として取り込もうとした結果である。西洋は抵抗に直面したときにも、進歩の歩みを止めはしなかった。

ヨーロッパの東洋への侵入は、東洋において抵抗を生み、その抵抗は当然、ヨーロッパ自体へ反射したが、それさえも、すべてのものを究極的には対象化して取り出しうるという徹底した合理主義の信念を動かすことはできなかった。抵抗は計算されており、抵抗することによって東洋はますますヨーロッパ化する運命にあることが見とおされていた。東洋の抵抗は、世界史をいっそう完全なものにする要素でしかなかった。¹⁸⁹

そのように考えるならば、過剰としての主権の規範性も、第三世界の人民が抵抗によって勝ち得た成果であるというよりはむしろ、そうした成果を篡奪した西洋的理性の進歩のあり様にほかならないと言えるであろう。それゆえ、私がここでやっている主権の過剰という議論もまた、第三世界における抵抗のあり様を見落としたままである。それは結局のところ、西洋の理性の歩みをたどっているにすぎないのかもしれない。しかし、難民という存在のあり様について考えるためには、抵抗が規範という枠組みによって無化されてしまった地点まで追いかけてはならない。難民保護は規範となることで、西洋的理性の進歩に回収されていく。そうした議論をつづけていくためにも、そして西洋的理性の支配にも関わらず人民にとっての抵抗の原理が失われてしまったわけではないことを忘れないためにも、ここでもう一度、竹内好の言葉を借りておきたい。

理性は一步前進の一步においてでしか理性であることはできない。一步前進の一步において理性であるものが、一步退却の一步において理性でありえないのは当然であろう。もしあるとしたら、それは理性の実体ではなく、実体から反射した虚像であるだろう。したがって、も

¹⁸⁹ 竹内好「中国の近代と日本の近代」、『新編 日本とアジア 竹内好評論集第三巻』（筑摩書房、1966年）所収、12頁。

し実体が姿をあらわすとしたら、そのような虚像を拒否すること、つまり抵抗においてでしかないであろう。いいかえれば、絶対の敗北感においてでしかない。¹⁹⁰

抵抗によって巻き返された実体としての理性(それはもはや西洋的理性ではない)は、主権の過剰(それは西洋的理性、あるいはそれから反射した虚像の産物)を否定するであろう。しかし私は、そのことを本当には知らない。だからこそここでは、竹内の言葉を借りるよりほかない。私に見えているのは、光が照らし出した虚像の産物だけである。しかし、竹内の言葉は、光が闇を作り出すことを教えてくれる。闇にこそ実体が潜んでいることを竹内は予感している。その闇にまで届く言葉を、私はまだ持たない。それゆえ、竹内の予感に頼ることしかできない。せめて、光と闇の対照を意識化する必要がある。

またしても、議論は大きく逸脱してしまった。しかし少なくとも、主権の過剰という論点が、霸権的権力の歩みを明らかにしようとする試みであるということは、抵抗という原理を確認することによってはっきりしたのではないだろうか。

もう一度繰り返しておこう。主権は歴史の中に存立しようとするならば、必然的に過剰を抱え込む。そして、この過剰は浸透力をもつ。かつて力の過剰を抱え込んだヨーロッパの主権が、力に徐々に浸透されて、帝国主義そしてファシズムを生み出していった。戦後の国際レジームによって発達した規範理念や冷戦イデオロギーを過剰として抱え込んだ新しい主権もまた、理念やイデオロギーというかたちで浸透していった。力の浸透と理念の浸透は、それぞれ異なった現象を生み出すはずである。このように、主権の過剰が浸透した現象として、難民という存在のあり様を考察することができるのではないだろうか。このことは逆から言えば、難民という存在の変容から、主権の過剰の変容を類推することもできるということを意味している。難民は、主権の過剰の函数としてある。

主権の過剰は、難民において最も明確に形象化される。戦間期あるいは第二次世界大戦中、主権が激しく力の過剰を抱え込んだそのとき、難民という存在は力によって浸透された。その存在は非存在を強いられた。自身もユダヤ人としてフランス、その後アメリカへと亡命した政治思想家のハンナ・アレントが描き出した難民の姿とは、そのようなものであった。何らかの信念に基づいた政治的行為によって他国に庇護を求める“亡命者”とは違って、彼女らの大部分は特別な政治的信条を抱いているわけではない。にもかかわらず、生命の危機が迫っており逃亡せざるをえなかった。逃亡先で“亡命者”と同じように refugee という言葉で呼ばれることに違和感を抱き、「新移民」や「新参者」の中にまぎれて新しい生活をはじめようと躍起になった。とにかく前だけを向いて生きようとした。しかしその他の移民とは違って、力の過剰がその存在をすっかり蝕んでしまっ

¹⁹⁰ 前掲論文、15頁。

いた。

実際、われわれのオプティミズムは、たとえ自画自賛だとしても、賞賛に値する。われわれの苦闘の物語は、ようやく知られるようになった。われわれは、生まれ故郷を喪失した。これは、日常生活への慣れ親しみを喪失したということである。われわれは、仕事を失った。これは、この世界でなんらかの役に立っているという自信を失ったということである。われわれは、言語を失った。これは、自然な受け応え、無理のないそぶり、感情の気どらない表現を失ったということである。われわれは、親類をポーランドのゲットーに残してきたし、われわれの最良の友人たちは強制収容所で殺された。これは、われわれの私的関係が切り裂かれたということである。¹⁹¹

ユダヤ人はユダヤ人でなくなろうと努力する。同化することで生きる道を見いだそうとする。しかし力の過剰は、ユダヤ民族に国民との差異を刻印しつづけるであろう。それは彼女らの同化に向けた前向きな姿勢に水を差し、絶望を植えつける。力の過剰は逃亡先にまで及び、難民を取り囲み窒息させるのである。

いや、われわれのオプティミズムには何か間違ったところがある。われわれのなかには、楽観的な話をたくさんしたあとで、全く思いもよらず、家に帰ってガス栓をひねったり、摩天楼から飛び降りたりする奇妙なオプティミストがいる。われわれが宣言した快活さというものが死をすぐにでも受け入れてしまいそうな危なっかしさと裏腹になっていることを彼らは証明しているように見える。われわれは、生命こそ最高善で、死が最大の恐怖だという確信のもとで育てられたが、生命より至高の理想を発見できないまま、死よりも悪いテロルの目撃者となり、犠牲者となった。¹⁹²

このように、アレントの描き出した難民の姿というのは、誰からも保護されない、そして自分自身でも自分は保護されるに値しないと思いついてしまっている、そうした完全な「余計者」であった。そのような“野蛮な”存在を西洋文明社会は、「外部」にではなく、その「内部」から生み出してしまったのである。

戦後、荒野となったヨーロッパ全土において何千万という難民が右往左往している状況に直面したとき、連合国を中心とした国際社会は、新しい国際秩序を再建する必要性を強く意識するように

¹⁹¹ ハンナ・アレント、「われら亡命者」、『パーリアとしてのユダヤ人』（寺島俊穂、藤原隆裕宜訳、未来社、1989年）所収、10頁。

¹⁹² 前掲論文、14頁。

なる。国際連合の創設にともない、従来の主権体制そのものが見直されることとなった。主権と力との結びつきが深く反省された。主権が相対化され、国家権力が国際社会のレベルにまで委譲されるのではないかという機運が、戦後直後には急速に高まった。しかしすぐにも、そうした理想は潰え去った。主権国家体制に代わって新しい国際秩序の支配原理として、冷戦構造が顕在化してきた。冷戦構造は米ソにおける力の突出によって、米ソ以外の各国は安全保障を東西陣営に依存するという仕組みを作り出した。このことによって、皮肉にも、戦後直後に理念として目指された主権と力との分離が、現実政治のかけひきの結果生まれてきた。

しかし同時に、冷戦構造の中に組み込まれた主権は、東西のイデオロギーを過剰として抱え込むようになっていく。こうして戦後のヨーロッパにおける難民は、新しい主権の過剰である冷戦イデオロギーによって浸透されていく。戦時中に力によって侵蝕された難民はその存在を徹底的に否定されたが、冷戦体制下の西側イデオロギーによって侵蝕された難民は、自由主義的な権利の体現者となっていった。境遇はすっかり様変わりした。しかしそこで見落としてはならないのは、戦前・戦後どちらの難民も、主権の過剰によって浸透された結果であるという意味では、同じ存在であるということである。

そうした東西冷戦体制を色濃く反映した一九五一年の難民条約は、主権の新しい相貌を映し出している。主権は力によって支配を正当化するというのではなく、自由主義的(あるいは共産主義的)なイデオロギーによってその支配を正当化するようになっていった。難民条約における難民の定義は、そのような主権の過剰の函数としても理解されなくてはならない。

さらに、一九五〇年代後半以後、第三世界において脱植民地化をめざす独立運動が展開されはじめる。先にも論じたように、こうした動向によって主権は新たに規範的な性格を帯びはじめる。それは必ずしも、冷戦イデオロギーに回収される理念ではなかった。反植民主義、民族自決、反人種主義といった独立にまつわる理念が規範化されていった。ヨーロッパにおける冷戦イデオロギーを過剰として抱え込んだ主権の変容と、第三世界における独立理念を過剰として抱え込んだ主権の変容とが、戦後世界において難民という存在を新しく規定していった。こうして難民は、力の過剰によって押しつぶされることなく、イデオロギーや規範の過剰によって「保護」される存在へと変貌していったのである。

私が第三章で提示した新しい難民の定義もまた、こうした変容を反映している。もう一度確認しておこう。「難民とは、人権あるいは人道の名の下に、国家あるいは国際社会によって保護される存在」として定義された。難民をそのように定義することができるのは、主権の過剰が変容しているからである。主権の過剰が力からイデオロギーそして規範へと変容したことによって、難民は人権あるいは人道の函数となることができたのである。もちろん、ヨーロッパではフランス革命以来、人間の権利ということは高らかに謳い上げられてきたし、人権や人道という考え方も十分に人々に啓蒙されてきた。にもかかわらず、難民という存在に直面したとき、人々は彼女らをまったく打ち

捨ててしまった。このことはつまり、人々の心情を凌駕するような何らかの権力がそこで働いていたことを意味している。人々に難民を見捨てさせた力とは、主権の過剰であった。しかし戦後は、その同じ主権の過剰が、難民を大切に「保護」しはじめたのである。すなわち、人権や人道が主権の働きとなったことを意味する。人権や人道によって、主権は自らを正当化している。そうした主権の変容によってはじめて、難民は「保護」されるようになった。一九六〇年代以降の第三世界での難民発生に直面して、UNHCRの役割が難民条約における難民の定義を超えて拡大していったのも、主権の過剰の要請であったと考えられるであろう。

難民の発生は国家主権の影響力を衰退させている、という議論がしばしば行われるが、それはあまり正確ではない。というのも、難民の発生は主権の変容に相関しているのであって、つまりは主権の過剰の原因であり同時に結果であるのであって、難民の発生と主権とは反比例の関係にはない。現代の私たちにとって認識可能な難民とは、主権の過剰によって困り込まれた存在である。主権の過剰が及ばない圏域に、難民は存在しない。

主権という概念を固定化して捉えないかぎり、その担い手は政府でなくてもかまわない。支配能力を有するならば、それが主権となる。だから第三世界において独立新政府が国内的に実効的な支配を確立できていないとき、国際社会の権威が利用されるようになる。そのとき、主権が衰退したと考える必要はない。国際社会と共同で主権の働きは維持されている。第三世界に設置された多くの難民キャンプは、そのような主権の共同経営のあり様を象徴している。第三世界における主権を一国政府の権限として固定してしまうと、脱植民地化の過程で頻発した紛争によって生じる避難民の流れは管理不能に陥っていたであろう。主権の過剰によって国際社会との協力が可能になり、避難民は難民として「保護」することができるようになったのである。

このことは、必ずしも主権の“分割”を意味しない。というのも、両者が支配原理を共有しているかぎり、そこに分裂はないからである。冷戦体制を想起すれば、このことは理解しやすいであろう。冷戦体制は、各国政府に東西どちらかの体制を選び取らせる。たとえば日本は、サンフランシスコ平和条約によって西側陣営への参入を選び取った。その選択によって日本政府は、形式上の主権を取り戻した。しかし日本が西側陣営に取り込まれたことによって、日本の政策は主権回復以後もアメリカの世界戦略に左右され続けた。このことは確かに、日本の独立を大きく損なったと言えよう。しかし、国の独立と主権の回復は必ずしも一致しない。というのも、くり返し述べてきたように、主権とは政府の行為にすぎない。そうであるならば、日本政府の行為とアメリカの意図が一致しているかぎり、すなわちそうした協力関係によって支配を正当化できているかぎりにおいては、日本の主権は少しも損なわれてはいないことになるからだ。日本政府は自らの主権を十全に発揮するために、過剰として西側イデオロギー（それは実質的には米軍の駐留を伴う）を抱え込んだのである。

このように主権は、支配の原理として、より柔軟に理解される必要がある。たしかにそれは、ヨ一

ロップにおいてウェストファリア体制を確立したのであるが、かといってその原型が唯一のあり様ではない。つまり、国家という単位が排他性を主張するのが主権の本質ではない、ということである。それは主権の歴史的な一形態にすぎない。そうでなければ、難民という存在の歴史における地位の劇的な変容を説明することはできない。世界中の人間が、第二次大戦の終戦を境にして突然、人権に目ざめて寛容になったと考える根拠などあるはずがない。支配の原理が再編されたと考えるべきである。主権は支配を実効的なものにするために、さまざまな過剰を抱え込むことになる。そしてその過剰が、難民に浸透して地位を変容させている。

難民の地位の変容と主権の過剰の変容との相関は、冷戦終結以後にもあらわれてくる。冷戦体制の崩壊は、難民レジームにも大きな影響を与えた。東西のイデオロギー対立が消失したことによって、各国は陣営依存の体制の見直しを迫られるようになってきた。日本の場合には、やはり安全保障体制にそうした変化は如実にあらわれた。日米安保体制の片務的な性格をより双務的な役割分担へとシフトさせていくようにという圧力が、アメリカ側から課されるようになっていく。東西対立がなくなってしまえば、アメリカが日本の面倒を見つづけなければならない相当の理由もなくなるからである。こうして冷戦終結後の国際レジームは、主権に「責任」を問いはじめる。そしてそのような責任追及の矛先は、最も鋭く発展途上世界に向けられることとなった。冷戦体制の箍がはずれた東側世界や、国際社会からの援助が途絶えた第三世界において、主権は自らを持ちこたえることができなくなりつつあった。そのため、内戦が頻発し地域が不安定化していった。これに対して、覇権を握っている先進自由主義国から構成される国際社会は、そうした不安定国家の「責任」を追及しはじめた。国際秩序を乱す内乱国家は主権国家に値しない、と断罪することによって、紛争解決のための外部からの介入を正当化した。一九九〇年代にはイラク、ユーゴスラビア、ソマリア、ルワンダといった紛争地帯へと国際社会は国境を越えて介入していった。

ここにおいて、主権はまたしても変容している。イデオロギーや規範によって支えられていた主権は、冷戦体制の崩壊によって「責任」を問われることになった。権利を与えられた主体は、相応の義務を負うべきであるという、社会契約的な応答関係からの類推がそこにはある。しかし、市民が義務を負うのは、国家によって権利が与えられているからである。主権は誰かに与えられてあるのではない。主権の権限は、他からの干渉を許さないような支配力を有するという事実に基づいているにすぎない。だとするならば、主権に「責任」が生じることなどありえない。にもかかわらず、冷戦体制の崩壊は、主権の「責任」を問うことを可能にした。すなわち、主権の過剰として「責任」が問われているのである。

こうした「責任」を伴った主権のあり様は、ヨーロッパ統合の加速とも重なっている。EUという単位は、「責任」を果たすことのできる主権国家の集まりである。「責任」を果たしていない国家は、仲間入りする資格を持たない。「ヨーロッパの要塞化」ということが近年盛んに議論されているが、そうした事態もまた、主権の過剰が「責任」の論理を取り込んだことに関連している。冷戦崩壊以後、

再び国家主権が台頭してきたと論じられることがしばしばあるが、そうした認識はあまりに単純すぎる。主権は台頭—衰退といったサイクルを繰り返しているのではない。歴史の動きの中で、支配原理としての形を自在に変化させているのである。

国家の果たすべき「責任」を露骨に問い質す議論が、冷戦以後の難民研究においても支配的となってくる。第三世界における難民問題に関して、紛争解決の専門家たちの発言が目立ってくるのもこの頃からである。冷戦以後のアフリカの情勢をとくに気にかけているのが、ブルッキングス研究所のフランシス・デンらが提唱する「責任としての主権」という議論であろう¹⁹³。

デンらは、冷戦以後に難民を含んださまざまな強制移動民が生じてきていると主張する。そしてそうした移動は、各地での紛争激化の結果であると同時に原因ともなっていると指摘する。こうした認識は、元国連事務総長のブトロス・ガリが『平和への課題』において描き出した冷戦以後の情勢と一致している。紛争が内戦へと発展してしまっているような国家は、すでに「破綻国家」であって秩序を維持していく能力を持たない。にもかかわらず、そうした国家は主権と領土不干渉の原則を盾にとって国際社会からの介入を拒否しつづけている。それゆえデンらは主権を、排他性ではなくその実効性に基づいて定義し直そうというのである。そこで提唱されるのが、「責任としての主権」という考え方である。国家は国家であるかぎり、国民に最低限度の生活を保障しなければならない。そうした責務を果たすことのできない国家は主権を持つ資格もない。主権国家としての不可侵性を主張できるのは、そうした責務を果たしている国家だけである。国家としての最低限の責務を果たしていない「破綻国家」は、当然内政不干渉の根拠をも失うことになる。そのような責任追及の論理に基づいてデンらは、主権を貯蔵された一機能 a pooled function であるとみなす。主権は国家によって適切に責務が果たされているならば国家主権として国際社会からも認められるが、不十分とみなされたなら主権は国際社会の共有物となる。つまり責務は、国際社会のレベルに委譲されるということの意味する。冷戦体制の崩壊により、第三世界の戦略的価値が低下し、さらに各国の国家予算上の制約から国際社会は紛争地域への介入に消極的になっている。そのため主権の共有という取り組みは、地域的なレベルでまずは模索されていくであろう。これが、デンらの描き出すシナリオである。こうしたシナリオをデンらは、強い調子でアフリカの紛争当事者たちに突きつける。

これは、政府の間であっても、反政府勢力の指導者たちであっても、市民社会や一般大衆であっても、アフリカ人皆が心に留めておくべき重要なメッセージである。国家を通じてであれ、あるいは国家の代わりとなるなにかを通じてであれ、もし彼らが主権にまつわる責任を果たすことができなければ、国際社会が人道的な介入を行ったとしても、あるいは国際社会が援

¹⁹³ F. M. Deng, S. Kimaro, T. Lyons, D. Rothchild, and I. W. Zartman, *Sovereignty as Responsibility — Conflict Management in Africa*. Brookings, 1996.

助から手を引き事態を放置してしまったとしても、彼らが不平を述べる筋合いではない。¹⁹⁴

以前にロバート・ジャクソンが、第三世界に「消極的主権」を与えてしまったことを後悔していたのと同じように、ここでもデンらはアフリカの主権に対する不信感を隠さない。しかし思い出していただきたい。第二次大戦後、アフリカにおいて規範としての主権を維持しつづけたのは、誰であろう国際社会そのものである。規範として主権が維持されていたことで、アフリカにおいては支配の形式が援助依存の利権に縛られたものとなっていった。さらに、数世紀にわたる植民地主義が暴力による統治法を植えつけてきたために、独立後もそうした伝統から脱却できずにいた。そのような状況を、規範としての主権の過剰が正当化してきたのである。しかし冷戦体制が崩壊すると同時に、援助は途絶え、主権からかつての規範性の権威が取り除かれてしまった。後に残されたのは、限られた利権を奪い合う血腥い争いと形式だけの独裁政府であった。北側の先進世界は、自分たちの民主的な基準からアフリカの統治のあり様を裁定しているが、アフリカの統治が独裁を維持し汚職と暴力に染まっているのは、アフリカがそのような歴史を強いられてきたことの証しである。アフリカが本質的に非生産的で野蛮であるから、いつまでたっても民主主義を達成できないのではない。苛烈な植民地主義を潜り抜けてきたアフリカの合理性が、脱植民地化後のアフリカの政治を規定してきたのである¹⁹⁵。世界の勢力図が書きかえられるたびに、つねにその“周縁”に位置づけられてきたアフリカは、覇権によってくり返し新しい世界観を強要されてきた。そしてまたしても転機が訪れ、今度は「責任」が問われている。戦後の国際レジームは第三世界の主権に規範性を認めてきたのだが、九〇年代以降の新しい国際情勢にとって、そのような主権の過剰は都合がよくなかった。そこで規範にかわって「責任」が持ち出されてくる。はたしてここで言う「責任」とは、アフリカに対して問うべきものなのか、それとも国際社会が自らに問い返すべきものなのか。

ともかくも、「責任」を問うことで、国際的な主権体制はさらなる延命を図ろうとしているのである。そして、「責任」としての主権の過剰は、やはり難民へと浸透していく。九〇年代以降の難民レジームをめぐる変化は、大きく言って二つあるだろう。

まず第一に、先進世界にあらわれた変化として、庇護の後退ということがある。そうした動きは、八〇年代後半くらいからすでにあらわれてきていた。戦後の難民条約に基づいた難民保護においては、難民を庇護し受け入れるか、あるいは第三国への再定住が目指されてきた。これは冷戦体制によって人の移動が分断されているからこそ、維持可能な難民レジームであった。しかし冷戦体制が崩壊したことによって、先進各国は難民庇護に対して制限的な政策を採用しはじめる。

このとき、「責任」追及の論理はどのように作用しているだろうか。先進世界が難民の庇護や再定住に代わって主張しはじめたのが、難民の「帰国」や「一時的保護」という考え方である。北側先

¹⁹⁴ *Ibid.*, p. x vi

¹⁹⁵ Mbembe, A. *On the Postcolony*. University of California Press, 2001.

進世界の言い分はこうだ。——われわれは主権が果たすべき当然の責務を果たしている。その証拠に、われわれの中から難民は生まれてきていない。ところが、発展途上世界では、主権としての十分な責務を果たしていない「破綻国家」が多く存在している。そうした国家からやって来た難民を受け入れるという義務は、本来われわれにはないはずである。しかしもちろん、国際社会の一員として相応の義務は果たしたいと思う。とはいえ、われわれの善意にも限界はある。一時的な滞在までは認めてもよかろう。ただし、難民収容所などでの監視は怠ってはならない。また、難民発生の「責任」は、本来は出身国にあるのだから、難民の帰国も当然、選択肢に含まれる。自分たちの国民の面倒は自分たちで見るとすべきである。あるいは、難民の発生を事前に食い止めるために、破綻しそうな国家に予防的に介入することも必要かもしれない——。

こうした先進世界の態度変更とも関連して、冷戦崩壊以後に難民レジームにあらわれてきている第二の変化は、国内避難民internally displaced personsに対する支援の拡大である。戦後の難民レジームにおいては、原則的に難民に対する保護というのは、国境を越えてきた避難民に対する保護であった。ところが、九〇年代以降、発展途上世界において紛争が頻発し内戦へと発展していくと、国境を越えることのできない国内避難民が、国境線の内部に取り残されているという事態に国際社会の注目が集まるようになっていった。そこで、UNHCRを中心とした国際社会の支援は、紛争の只中にまで活動の範囲を浸透させていった。結果として、中立であるべき人道支援が、紛争当事者との利害関係に巻き込まれてしまうなど、さまざまな問題を引き起こしている¹⁹⁶。

ここにおいても、「責任」の論理があらわれている。主権を「責任」として捉えているからこそ、国境線の内部にまで浸透していくことができるのである。主権が排他性や規範として維持されているかぎりには、内部への干渉はゆるされない。ところが、「責任」として再編されたことによって、内部への干渉はむしろ、国際社会が果たすべき責務へと逆転する。冷戦体制崩壊以前にも当然のことながら、国内避難民は存在していたはずである。しかし、規範によって国境線内部は囲い込まれていたために、その存在が国際社会によって注目されることはなかった。一九九〇年代以降、主権の過剰が規範から「責任」へとシフトしたことによって、国境線は開かれ国内避難民が次々に発見されていった。難民保護レジームにおける国内避難民の登場は、主権が新たに「責任」という過剰を抱え込んだことを象徴しているのである。

おわりに

戦前と戦後では難民の地位は劇的に変化した。さらに戦後においても、難民の地位は発展してきたといえる。なぜそのような変化が生じるのか。従来の理解では、それは、国際法の発展によって説明されてきた。国際法が整備されることで、国内法によっては地位を保障することが難しかっ

¹⁹⁶ 九〇年代の UNHCR による難民支援のあり様については、緒方貞子『紛争と難民——緒方貞子の回想』（集英社、2006 年）に詳しい。

た難民のような存在にまで権利を拡張することができるようになった、と理解される。それでは国際法は、なぜそのような発展をしてきたのか。現実の状況の変化が国際法の発達を促した、と理解される。すなわち、戦後のヨーロッパにおいて、あらゆる法体系から脱落してしまうような存在が大量に生じてきてしまった、あるいは、脱植民地化後の第三世界において、紛争や迫害や貧困から逃れる大量の避難民が生じてきた、さらには、冷戦終結後に、各地で内戦状況が生まれ国境線の内側に多くの国内避難民が取り残された、という状況に対する反応として、国際法が発達してきたのだと考えられている。そしてそれが、難民の地位の変化を促している、という認識である。

こうした説明は、世界における人権意識や人道主義の高まりと拡がり、ということをも含意している。しかし、人権や人道に対する意識が広く共有されるようになってきたから、難民の地位が現在のようないき様に变化した、という説明は十分なものとは言えない。というのも、現実の状況というのはそれ自体では、そこから国際法の発達を導き出せるような特定の方向性を含んでいるわけではないからである。現実の状況から国際法の変化を帰納できるというのは、自明の事柄ではありえない。状況を方向づける力が働いていると考えるべきである。それは、政治である。しかも、難民にまつわる政治というのは、国際法に結実することからもわかるように、国民社会という枠組みからは抽象されていく。人々の人権や人道という意識が働きかけるのは、そのかぎりではない。すなわち、遠くの隣人だから愛せる、ということである。

難民の地位の変容を国際法の発展として理解するという従来からの直線的な説明とちがひ、変容を方向づける政治の力に着目するという本論の認識は、さらに重要な問題の所在を照らし出している。難民の地位の変容を直線的な発展過程として認識するがぎり、決して見えてこない情勢がある。それは、歴史に潜在している。変容を方向づける政治の力(本論に則すならば主権の過剰)とは、いわば顕在した歴史である。しかし、それは歴史の全部ではない。変容過程を分解することのできる視座を設定してはじめて、われわれに歴史の潜在性は感知可能となる。人間の思想と行動は、直線的な矢印で表現し尽くせるようなものではない。分岐し、対立し、そして連帯している。

ここまで、難民と主権との関係性を丹念に追いかけてきた。それによって明らかになったことは、難民とは、主権の過剰によって捕らえられた存在である、ということである。主権の過剰に捕らえられるとは、どういうことを意味するのか。それは、国民社会から疎遠になることを意味している。難民は、国民社会から切り離されて存在している。主権的な領域で行われる難民に対する「保護」は、国民社会での生活に何ら影響を与えない。難民支援に関わることがあるとしても、私たちは国民社会からは隔たった場所でそれに参画している。それゆえ、私たちが、難民に対する関心を維持し続けることは難しくなる。愛憎入りまじった移民との関係とはちがって、難民に対しては人類愛といったような抽象的な同情しか沸いてこない。

主権そのものは、政府の行為にほかならないため、国民社会との間には交渉可能性が開かれてある。しかし、主権の過剰は政府の行為を、それを越えたところで正当化するため、いったん浸透してしまうとほとんど交渉の余地がない。難民は、主権の過剰によって連れ去られる。具体的に言えば、難民キャンプや難民収容施設が、そのような主権の過剰を表象している。国民社会に住む私たちは、そうした場所で行われていることを身近に感じるができない。難民と国民社会との関係性は、疎外として組織化されているのである。

戦後の難民レジームの発展をそれそのものとして見るならば、難民に対する人道的な「保護」が拡張してきている過程として評価できるであろう。難民条約に規定された難民だけでなく、紛争、貧困、災害、開発などによって生じた避難民もまた支援の対象となってきたし、近年では紛争地に取り残された国内避難民にまで支援活動は浸透してきている。難民に対する「保護」を主権の過剰によって推進していくという試みは、そうした発展過程として見るならば、たしかに効果的であったかもしれない。

しかし、主権の過剰というのは、結局のところ、支配の原理にほかならない。そのため、民主的な原理に背反してしまう。難民という存在と国民社会の中で生きる私たちとは、疎遠なままである。戦後の歴史において、両者の間に主権の過剰の介在を許したことによって、民主的な関係性の回路が閉ざされてしまっているのである。難民との友情は、原理的な困難を抱えている。

終章

*Journal of Refugee Studies*は二〇〇七年に、オックスフォード難民研究所設立二十五周年とJRS創刊二〇周年を同時に記念する特集号を発刊した。「難民研究における方法論」と題されたこの特集号では冒頭において、「難民」というカテゴリーが強制移動という文脈のなかで周縁化されつつあるという認識が示されている¹⁹⁷。近年ヨーロッパなどにおいては、「難民」の代わりに、「庇護希望者 asylum seeker」や「例外的移民 irregular migrant」、「文書を持たない移民 undocumented migrant」などといったカテゴリーが幅を利かせるようになってきた。「難民」として保護される人々はいよいよ制限されてきており、いまや“絶滅危惧種”のようになっている。さらに、これまで難民に対して提供されてきた恒久的な庇護は、一時的な保護措置に取って代わられている。

この二〇・二十五周年特集号は、そうした情勢に対して危機感を抱いているようである。そのためあえて「難民」というカテゴリーにこだわってみせることで、現状に対する批判的な視座を確立しようとしている。

「難民」という用語は、政治的にも政策的にも不確かなものとなってきているにもかかわらず、この特集号においては、「難民」はいまだ私たちの想像力を喚起しつつ、法的あるいは政策的な標章には回収できない「カテゴリー上のズレ」を表象しているものとみなす。¹⁹⁸

第五章「移民と難民」のところでも詳しく論じたように、難民というカテゴリーの変容には、北側先進世界における“移民問題”の先鋭化という事態が深く関係している。“移民問題”への対処の仕方が難民という地位にまで影を落としているのである。難民研究者としてはもちろん、こうした変化を見過ごすことはできないであろう。それゆえ、難民研究における方法論の再検証という必要性が意識されるようになってきた。

この二〇・二十五周年特集号は、一九九八年のJRS十周年特集号で提起された難民レジームと難民研究との結びつきという問題点を引き継ぎ、そこに方法論的な分析を加えることを目的としている¹⁹⁹。これまでのJRSによる難民研究の体系化の流れを“統合期”として総括し、方法論上の三つの特色を指摘している。第一に、難民研究は、分野としては多一学問的multi-disciplinaryであり、かつアプローチとしては間一学問的inter-disciplinaryである。さまざまな専門の研究者が集

¹⁹⁷ Eftihia Voutira and Giorgia Doná “Refugee Research Methodologies: Consolidation and Transformation of a Field”, *Journal of Refugee Studies*, Vol.20, No.2, 2007, p.163.

¹⁹⁸ 同上。

¹⁹⁹ *Ibid.*, p.164. なお、JRS十周年記念号については、第五章「移民と難民」を参照せよ。

まり一つの学問分野を形成しており、そうした研究者たちが各々の専門分野との間で対話を作り出そうとする営みとして難民研究は発展してきた。第二に、ボトム・アップ・アプローチが採用される。難民研究においては、いかにして難民の声を採り上げるか、すなわち、どのようにすれば難民を中心的な行為者として研究に取り込むことができるかが問題となる。それゆえたとえば、国際関係論のように国家やレジームなどを分析単位とするような分野であっても、議論の核心部分においては、難民の利益ということが目指されることになる。第三に、難民研究に宿命的についてまわる問題として、研究と支援との関係性がある。支援の現場と研究調査はいかなる関係性にあるべきなのかがつねに問われる。こうした議論ではしばしば、あれかこれかという対立的な立場に陥ってしまいがちであるが、いかにして互恵的な関係性を築けるかが課題となる²⁰⁰。

このような研究の統合過程において確立してきた方法論上の特質を、現在の事態の変容を踏まえて再検証することが、二〇・二十五周年特集号では目指されている。特集号では、難民をめぐる現在の情勢に生じてきている三つの変容を指摘している。まず第一に、人の移動に関する“安全保障”ということが、北側の先進諸国において近年問題になってきている。難民に対する保護を犠牲にしてでも、自国の“安全”を保障しようとする動きが顕著となってきた。第二に、先にも指摘したことだが、恒久的な庇護が一時的な保護に取って代わられてきている。難民キャンプや難民収容施設はいうまでもなく、紛争地域の只中に「安全地帯safe heaven」を設けるなど、一時的な難民収容空間がさまざまな場所に出現している。第三に、超国家的な行為者の影響力が増してきている。代表的には、EUなどが導入する人の移動に関するさまざまな制限的措置が難民の地位に大きな影響を与えている²⁰¹。以上のような、現代の難民をめぐる事態の変容を難民研究が受け止め、自らの方法論を鍛え直さなければならないと論じられるのである。

特集号において示されている、現在、「難民」が消えつつあるという認識は興味深い。こうした認識を反映するように、難民研究自体も近年、「難民」に限定されない非自発的な人の移動を包括的に扱う強制移動研究 forced migration studies として再編されてきている。しかしもちろん、難民研究者たちは現実に難民が減少しているなどと考えているわけではない。あくまでも、カテゴリーとしての「難民」が周縁化されてきているという認識である。

こうした事態の変容を理解するためには、難民が「難民」としてカテゴリー化される、すなわち標準化labellingされる過程を分析したロジャー・ゼッターの議論が役に立つ²⁰²。JRSの初代編集長であったゼッターは、難民を実体的な存在として分析するというそれまでの難民研究の方法では、難

²⁰⁰ *Ibid.*, p.164-7.

²⁰¹ *Ibid.*, p.167-8.

²⁰² Roger Zetter, “Labelling Refugees: Forming and Transforming a Bureaucratic Identity”, *Journal of Refugee Studies*, Vol.14, No.1, 1991. p.39-62.

民保護というそれ自体としては非政治的に思われるような政策的実践のなかに隠された政治性を見逃してしまうと考えた。それゆえゼッターは、政策的な実践が難民の実体とは離れたところで作り出す「難民」という標章に着目した。すなわちゼッターは、難民という存在が実体としてだけでは汲み尽くせないということを感じていたのだと言える。難民の事情とは関係のないところで、「難民」が一人歩きしていくという事態を難民問題の主要な問題性として指摘したのが、一九九一年に発表された「難民を標章化する——行政的アイデンティティーの形成と変容」という論稿であった。

その論稿においてゼッターがとくに重視しているのが、難民という存在が住まう空間である。難民は、NGOや政府間組織や各国政府によって構成される“制度的な世界”の中で生活している²⁰³。そうした空間に住まうことでさまざまな援助が難民に対して供与されるのである。具体的な事例としてゼッターが注目しているのが、キプロス島南部におけるギリシア系キプロス難民に対する大規模な住宅供給事業である。キプロスは一九六〇年にイギリスから独立したとき、国内にはギリシア系住民とトルコ系住民とが共存していた。一九七四年にギリシア系の軍事勢力が中心となってクーデターが勃発する。これに反発したトルコが、同年七月二〇日にトルコ系住民の保護を名目に島の北部へと軍事侵攻する。このときにキプロス島北部に居住していたギリシア系住民が南部へと大規模に避難してきた。北部がトルコ軍によって制圧されたことでキプロス島は南北に分断されることとなった。結果として、北部からのギリシア系の避難民たちは難民化した。そうした難民に対する支援策として、住宅供給事業が行われたのである。

この住宅供給事業は、政策実行の優先順位も明確で実施も迅速であったため、難民支援策としては“成功”であったと評価できる。しかしそうした政策評価の観点からだけでは、事業の進展が作り出した標章の問題は脱落してしまう²⁰⁴。具体的には、住居への入居を行うためには避難民たちは行政の作り出した規準に従わなくてはならない。危機の初期段階においては、経済基盤が弱く大人数の家族の入居が政策的に優先された。このことは政策サイドからすれば合理的な対応であったと言える。しかし事業が進行し長期化してきたとき、この初期の入居家族というのは、貧しく援助に依存した人々であるという眼で見られるようになっていった²⁰⁵。さらに、住居プログラムの入居基準は、1974年の追放以前の北部での共同生活のあり様を分断してしまった。村落的共同体のなかでの暮らしが断ち切られたことによって、難民たちは南部での自らの境遇を一時的で仮の生活にすぎないと考えるようになっていった²⁰⁶。こうして、客観的に見れば事業の結果とは難民の定住策であるように思われていたが、難民自身は北部への帰還こそが解決策であるという考えにこだわり続けることになる。そのように、事業が作り出した「難民」という標章は、難民自身によって

²⁰³ *Ibid.*, p.40-1.

²⁰⁴ *Ibid.*, p.42.

²⁰⁵ *Ibid.*, p.47.

²⁰⁶ *Ibid.*, p.48.

申請されるのと同時に反発される対象ともなっていた。

もともとは行政的な区分に過ぎなかった「難民」という標章は、制度的な進展のなかで政治化していくことになる。最も象徴的には、難民が土地所有権を拒否するということがある²⁰⁷。土地所有を受け容れてしてしまうことは、現状を認めることを意味し、ひいては南北の分断を容認することにつながってしまう。そこで人々は自らの立場を不安定なままにしておくことで、「難民」という標章を戦略的に強く押し出そうとする。他方で国家にとっても、やがては帰還する「難民」という位置づけには利点がある。というのも、現実のキプロス社会においては明らかに難民は低所得階層に属しており、もし定住民であるとみなされるならば階級対立にまで発展しかねない集団を形成しているからである。「難民」という標章には非政治的な含意があるため、国家にとっての脅威となりにくい。住居供給に対する緊急の必要性が緩和された後でも、そうしたプログラムが果たす象徴的な役割というのは計り知れないものがある。

ゼッターが強調するのは、住宅供給や食糧援助といった物質的な支援プログラムが必然的に、事業の意図を超えたところでアイデンティティーを形成し変容させ政治化するという過程と力学である。しかもそうした事業というのは、結局のところ事態の沈静化、すなわち制御controlを目的とせざるをえないために、民主的な参加の原理は斥けられるnon-participatoryことになる²⁰⁸。「難民とは誰か？—それは、制度的な要請に適合する存在である」²⁰⁹。

難民が囲い込まれる空間というのは抽象的な領域ではない。住宅や食料といった物質によって囲繞されている。そのため難民という標章にもまた、具体性が固着し物象化されてしまうであろう。ゼッターは皮肉を込めて指摘する。かつてであれば難民というアイデンティティーにとっての葛藤といえば、追放や離散という現実から生じてきたものであるが、現在ではむしろ、事業が押し付ける標章化のプロセスこそが悩みの種となっている、と²¹⁰。難民一人一人の“物語”は切り詰められ、事業に適合する“事例”へと還元されてしまうのである²¹¹。

ゼッターは、現在の難民保護のあり様が状況の潜在性を去勢していることを暴きだした²¹²。難民が大量に発生するという状況は本来、極限的な情勢であるはずである。しかし、難民保護レジームというのは、そうした極限状況を通常政治の手続きに移行させる仕組みとして機能する。それによって確かに、多くの難民は保護されてきたし混乱も収拾したであろう。しかしそのような事態の進行と同時並行的に、難民は「難民」へと標章化されていった。難民が象徴していた本来的に極

²⁰⁷ *Ibid.*, p.56-7.

²⁰⁸ *Ibid.*, p.54.

²⁰⁹ *Ibid.*, p.51.

²¹⁰ *Ibid.*, p.43.

²¹¹ *Ibid.*, p.47.

²¹² *Ibid.*, p.59.

限的な状況というのは、支配的なイデオロギーや構造が危機に陥っているという証でもあったはずである。そうした状況における難民自身の願望というのは、それゆえ必然的に、革命的な契機を内包している。ところが難民保護の実践は、物質的な分配によって難民を取り込むことでそうした願望を飼い馴らし、さらには情勢に潜在していた支配的なイデオロギーや構造に対する挑戦を非合法化していく。このプロセスにおいて、「難民」という標章の人道主義的で、非政治的かつ、中立的な象徴化作用は決定的な役割を果たすであろう。危機のしるしであったはずの“難民”がいまや、体制を正当化する表象となってしまった。難民自身が「難民」という標章に対してつねに、両義的な反応を示すのはこのためである。生き残るために利用せざるをえないが、それは同時に、自らの願望を裏切ることにもなってしまうというジレンマを現代の難民は抱えているのである。

この一九九一年の標章化に関する論稿を、ゼッターは、二〇〇七年のJRS二〇・二十五周年特集号において再検証した²¹³。先にも論じた「難民」というカテゴリーが消えつつあるという特集号の認識を、ゼッターもここで共有している。ただしゼッターの場合、そうした変化を「標章の断片化fractioning」という機能として理解している²¹⁴。つまり、九一年の時点で分析したように「難民」という標章は単一的で包括的な意味作用をもはや持たない。むしろ現在では、その意味作用は細切れにされて機能している。九〇年代以降、標章化という作用もまた、グローバリゼーションという文脈の中で理解されなくてはならなくなってきた。経済のグローバル化と人の移動の多様化というのは、同時代的な現象として進行していったことをゼッターは確認する。そしてやはり、「難民」という標章は七〇・八〇年代のように南側の発展途上世界に封じ込めておくことができず、とくに冷戦体制崩壊以降、北側先進世界においても「庇護希望者」の増大という仕方で難民(あるいは不法移民)問題に直面させられることになった。

それが“南”の問題であるかぎりには、「難民」という単一の標章で間に合っていたが、“北”にまで移動が及んだとき、それは対処可能な標章へと断片化されなくてはならなくなった。というのも、北側先進世界の民主的な諸制度は「難民」という標章が引き起こす人道主義的な意味合いに過敏に反応してしまい、結果として支配構造を揺るがす恐れがあるからである。それでは、標章の断片化はどのように進行するのか。まず第一に、人の移動を国境の手前で取り締まるためのさまざまな措置が講じられることになる。公海上での取り締まり、第三国での審査、二カ国間で取り交わされた送還協定、空港の乗り継ぎ業務の厳格化、などといった仕方でそれは行われている。第二に、「本物の難民」というカテゴリーの限定化が行われる。「難民」という標章は特権化されるため、対照的に「庇護希望者」という標章が一般化してくる。ここから、「在留特別許可」などという押し付け

²¹³ Roger Zetter, “More Labels, Fewer Refugees: Remaking Label in an Era of Globalization”, *Journal of Refugee Studies*, Vol.20, No.2, 2007, p.172-192.

²¹⁴ *Ibid.*, p.180-3.

がましいカテゴリーも生じてくることとなった。第三に、国内においてさまざまな制限的措置がとられる。庇護申請者たちは国内に分散させられて、同じ出身国や共通の文化的背景を持つ者たちが集団化しないようにとの配慮がなされる。さらに外国人移民に対する国内世論の反発を招かないように、ホスト社会との接触は可能な限り制限されていく。第四に、もはや難民条約は時代遅れで役に立たないと繰り返し主張される。そうした議論によって、恒久的な庇護ではなく一時的保護や送還を正当化しようとする。第五に、「難民」や「経済移民」といった異なった標章が政府の思惑によってしばしば混同される。国境がますます閉鎖的になっていくような状況にあっては、「難民」という標章は入国するための有効な手段となっていくであろう。

かつての南側の発展途上世界における難民支援では、NGO や UNHCR などの国際的な援助組織によって難民の標章化は行われてきたが、現在では上に見たように、北側の先進世界において難民の標章化は担われている。しかもそれは、標章の断片化というかたちで進行する。そのことをゼッターは、二〇〇七年の時点で主張した。ここにおいて最も重要なことは、ゼッターがそうした標章の断片化の過程に、国民社会の中で生きる“私たち”が深く関与していることを見逃さなかった点にある。

このように、標章は、国家とその国民との間の社会的な合意の一部として形成され再編されるのである。それによって、私たちは皆、標章を都合のよいイメージへと塑像するという政治的な企みに加担することになり、他方で、難民やその他の避難民は蚊帳の外に置かれたままとなる。かつての私の関心は、難民がいかにして標章化されるのかということにあったが、現在の関心はむしろ、難民という標章の断片化、より大胆に言ってしまうと、難民の脱一標章化というところにある²¹⁵。

ここにおいてゼッターは、“難民研究”という枠組みを踏み越えていると言えるのではないだろうか。そして、本論が一貫して展開してきた議論の出発点というのもまた、この地点にあると言ってよい。ゼッターは九一年の時点では、難民を実体的に捉えるばかりでは決して問題化されることのない、難民支援という実践に隠された政治的な次元を、標章化の過程の分析によって明らかにした。それは、難民保護レジームへの進歩主義的で啓蒙主義的な評価に対する批判的な視座として機能してきた。しかしそうした試みもやはり、難民を対象とし難民を問題化するという難民研究の枠組みに収まっていた。それに対して二〇〇七年の段階では、実のところ難民問題において問題となっているのは、難民その人ではなく、“私たち”という存在ではないのか、ということにゼッターは気づき始めている。

²¹⁵ *Ibid.*, p.190. 傍点は引用者。

本論で私が問題化しなかったのも、この“私たち”という人称代名詞であった。戦後に発展した難民保護レジームと難民研究は、その“私たち”が果たしてきた役割を巧妙に隠蔽してきた。それによって私たち自身も、難民問題に対しては外在的な仕方でのみ関わることができるようになっていった。「保護」という立場は虚構されたものであるにもかかわらず、それを自然化することができたのである。

この最終章において確認しなかったこととは、私の議論が、難民研究が現在到達しつつある認識から出発したものであるということである。その意味では、ここから再び議論は「序章」へと還流していくはずである。そして、そのような循環の先にこそ、難民との友情という展望は開かれるのではないだろうか。

私は序章で、私自身が難民という存在について感じている抽象的な疎遠さという感覚について触れた。そして、そうした疎遠さが私の個人的な感覚というよりは、構造的な性質の問題ではないかと述べた。それはその通りかもしれないが、やはりそのとき私は、自分の境遇に開き直ってしまっている。本論で論証してきたように、それは確かに構造の問題であるが、同時にまた私自身の無思慮の結果でもあるのではないか。端的に言えば、難民という存在について十分に考えていないからこそ、私はその存在に対して疎遠でいられるのではないか。

難民という存在は、明らかに私よりも弱い立場に置かれている。難民であるあなたが、苦境にあって助けを求めている。私は、あなたに助けの手を差し伸べるよりも自分の事情を優先させてしまう。もちろんそのことは、法的な責任を問われる筋合いのものはなしではない。なぜなら、あなたが苦境にあるのは私自身のせいではないからである。

あるいは私は、こう言うかもしれない。あなたは自分の不幸を私のところに持ち込んできて、私の生活を脅かしている。あなたにそのような権利はない、と。そのとき私は、あなたが私に比べて立場が弱いということを考慮に入れていない。対等な立場からものを言っている。あなたの立場の弱さをあなた自身の弱さとして扱っている。それはあるいは法的には、問題のない“正しい”態度なのかもしれない。しかしそれは、まったく公正さに欠けている。結局のところ、あなたは破滅してしまうであろう。それに対してはもちろん、私のせいではない、と居直ることもできるし、それもまた間違っていない。“正しい”ことだろう。しかしそのとき、私の“正しさ”は、いったい何を損なっているのだろうか。

問題は、私があなたと共に苦しんでいないところにある。私は私で、あなたはあなた、という態度を疑うことなく最後まで貫き通している。そして現実の法制度は、そうした立場を正当化してくれる。

けれどもこのとき、私には明らかに思慮が欠けている。あなたの立場の弱さを自分の問題として考えることができていない。それはあなたの問題、というようにして、自分と切り離してしまっている。

規準はいつも自分の側にある。自分が相対的に強い立場にあるということは考慮に入っていない。

それでも私は主張するであろう。私にできる範囲のことならしてあげるつもりでいますよ。あなたもそれに感謝する。しかし、いつ止めたって構わないのだ、私には私の都合があるのだから。私だってあなたの境遇に同情するし、心も痛む(それは、私が“正しい”証拠)。でもだからといって、あなたと一緒に苦しむなんて御免だ(それはあまりに偽善的)。

ほんとうにそうだろうか。もし私に十分な思慮が備わっていたなら、私はあなたと同じだけ苦しむのではないだろうか。あなたの問題は私の問題でもあるから、放っておくことなどできないのではないだろうか。共に手を携え必死で取り組むのではないだろうか。そのとき、連帯せずにはいられないのではないだろうか。

あなたと私を隔てる眼に見えない壁がある。その壁のせいで、あなたの苦しみを他人事に感じてしまう。そして私の“正しさ”もじつは、その壁に隔離されてある。切り離されているからこそ、自分を“正しさ”の中に困り込むことができる。“正しさ”の中に逃げ込むことができる。後始末は、他の誰かがしてくれる。

私たちは難民という存在にまつわる葛藤を全面的に、主権的な領分に引き渡してしまっている。重荷を下ろした私たちはそれゆえ、深くは悩まない。快活でいられる。しかしそのような快活さは、私たちの病理にほかならない。難民という存在が問題なのではない。難民を対処しなければならない問題として自己とは切り離している、私たちの認識こそが問われなければならない。

難民という存在について思考することは、私たち自身について思考することでもある。法制度や配分的正義によっては表現しつくせない、私たちの道義に関わる問題がそこにはある。